

令 0 5 原機(サ保) 0 9 0

令和 5 年 1 1 月 3 0 日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川 7 6 5 番地 1

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

理事長 小口 正 範 (公印省略)

核燃料物質使用変更許可申請書の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 5 5 条第 1 項の規定に基づき令和 5 年 3 月 1 3 日付け令 0 4 原機(サ保) 1 3 8 をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所における核燃料物質使用変更許可申請書の一部について、別紙のとおり補正いたします。

核燃料物質使用変更許可申請書の一部補正

1. 補正の内容

令和5年3月13日付け令04原機(サ保)138をもって申請した核燃料物質使用変更許可申請書を次のとおり一部補正する。

対象	補正前	補正後
別紙	<p>1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (省略)</p> <p>2. 使用の場所 (省略)</p> <p>3. 変更の内容 既に許可を受けた核燃料サイクル工学研究所における核燃料物質の使用について、次のとおり変更する。 なお、詳細は別添1から別添15に示す。</p> <p>1) 核燃料サイクル工学研究所共通編 (1) <u>現状との整合、表現の見直し等に係る記載の適正化を行う。</u></p> <p>2) プルトニウム廃棄物処理開発施設 (1) 使用施設の位置、構造及び設備のうち、使用施設の設備のうち、プルトニウム廃棄物処理開発施設のうち、安全管理設備のうち、放射線管理設備のうち、α線用空気モニタの個数を変更するとともに、図7-15から図7-17におけるα線用空気モニタ検出端の配置を変更する。</p>	<p>1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更なし)</p> <p>2. 使用の場所 (変更なし)</p> <p>3. 変更の内容 既に許可を受けた核燃料サイクル工学研究所における核燃料物質の使用について、次のとおり変更する。 なお、詳細は別添1から別添15に示す。</p> <p>1) 核燃料サイクル工学研究所共通編 (1) <u>SI単位への表記に記載を変更する。</u> (2) <u>技術者の数を更新する。</u> (3) <u>既に保安規定変更認可(令和5年2月6日付け原規規発第2302069号)を受けて規定済みのプルトニウム燃料技術開発センター組織変更の内容と整合を図る。</u></p> <p>2) プルトニウム廃棄物処理開発施設 (1) 使用施設の位置、構造及び設備のうち、使用施設の設備のうち、プルトニウム廃棄物処理開発施設のうち、安全管理設備のうち、放射線管理設備のうち、α線用空気モニタの個数を変更するとともに、図7-15から図7-17におけるα線用空気モニタ検出端の配置を変更する。</p>

対象	補正前	補正後
	<p>3) A棟</p> <p>(1) <u>誤記修正、表現の見直し等に係る記載の適正化を行う。</u></p>	<p>3) A棟</p> <p>(1) <u>使用施設の位置、構造及び設備のうち、使用施設の構造のうち、耐火構造に基づく法令を「建築基準法」に変更する。</u></p> <p>(2) <u>既に「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(以下「使用許可基準規則」という。)の要求事項を満足しているが、標識の記載について以下の変更を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>① <u>使用施設の位置、構造及び設備のうち、使用施設の構造のうち、A棟の設計仕様として、標識について明確化を行う。</u></p> <p>② <u>貯蔵施設の位置、構造及び設備のうち、貯蔵施設の構造のうち、ウラン貯蔵室の設計仕様として、標識について明確化を行う。</u></p> <p>③ <u>廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、気体廃棄施設のうち、気体廃棄施設の構造のうち、第二機械室の設計仕様として、標識について明確化を行う。</u></p> <p>④ <u>廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、気体廃棄施設のうち、気体廃棄施設の設備のうち、排気処理装置及び排気口の仕様として、標識について明確化を行う。</u></p> <p>⑤ <u>廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、液体廃棄施設のうち、液体廃棄施設の構造のうち、A棟廃水受槽、送水ピット及び廃棄物保管室2の設計仕様として、標識について明確化を行う。</u></p> <p>⑥ <u>廃棄施設の位置、構造及び設備の</u></p>

対象	補正前	補正後
	<p>4) B棟</p> <p>(1) <u>誤記修正、表現の見直し等に係る記載の適正化を行う。</u></p>	<p><u>うち、固体廃棄施設のうち、固体廃棄施設の構造のうち、A棟の設計仕様として、標識について明確化を行う。</u></p> <p>⑦ <u>添付書類1のうち、貯蔵施設に対する適合性に関する説明のうち、貯蔵施設の表示について明確化を行う。</u></p> <p>⑧ <u>添付書類1のうち、廃棄施設に対する適合性に関する説明のうち、標識について明確化を行う。</u></p> <p>(3) <u>SI単位への表記に記載を変更する。</u></p> <p>(4) <u>添付書類1のうち、閉じ込めの機能に対する適合性に関する記載における汚染を検査するための設備について、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、サーベイメータを用いる場合もあるため、サーベイメータを追記し明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>(5) <u>許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可（令和4年12月20日付け原規規発第2212203号）を受けて規定済みの個人線量計の種類を特定しない記載への変更内容と整合を図る。</u></p> <p>(6) <u>使用許可基準規則の改正（令和2年4月1日施行）に伴い、添付書類における規則章題変更を行う。</u></p> <p>(7) <u>誤記修正並びに表記及び表現の見直しを行う。</u></p> <p>4) B棟</p> <p>(1) <u>使用施設の位置、構造及び設備のうち、使用施設の構造のうち、耐火構造に基づく法令を「建築基準法」に変更する。</u></p>

対象	補正前	補正後
		<p>(2) <u>既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、標識等の記載について以下の変更を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>① <u>使用施設の位置、構造及び設備のうち、使用施設の構造のうち、B棟の設計仕様として、標識について明確化を行う。</u></p> <p>② <u>貯蔵施設の位置、構造及び設備のうち、貯蔵施設の構造のうち、貯蔵室の設計仕様として、標識について明確化を行う。</u></p> <p>③ <u>廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、気体廃棄施設のうち、気体廃棄施設の構造のうち、排気室1、排気室2、機械室及び排気筒の設計仕様として、標識について明確化を行う。</u></p> <p>④ <u>廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、気体廃棄施設のうち、気体廃棄施設の設備のうち、排気筒及び排気装置の仕様として、標識について明確化を行う。</u></p> <p>⑤ <u>廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、液体廃棄施設のうち、液体廃棄施設の構造のうち、B棟第一排水受槽、B棟第二排水受槽及び廃棄物保管室1の設計仕様として、標識について明確化を行う。</u></p> <p>⑥ <u>廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、固体廃棄施設のうち、固体廃棄施設の構造のうち、B棟の設計仕様として、標識について明確化を行う。</u></p> <p>⑦ <u>添付書類1のうち、貯蔵施設に対する適合性に関する説明のうち、貯</u></p>

対象	補正前	補正後
	<p>5) ウラン廃棄物処理施設</p> <p>(1) 令和2年10月15日付け原規規発第2010158号で許可を受けた燃料製造機器試験室の管理区域解除が、令和4年3月28日付けで完了したため、以下の変更を行う。</p> <p>① 廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、ウラン系廃棄物貯蔵施設のうち、固体廃棄施設のうち、燃料製造機器試験室の記載を削除する。</p> <p>② 廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設のうち、固体廃棄施設のうち、燃料製造機器試験室の記載を削除する。</p> <p>③ 廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、焼却施設のうち、固体廃棄施設のうち、燃料製造機器試験室の記</p>	<p><u>蔵施設の施錠及び表示について明確化を行う。</u></p> <p>⑧ <u>添付書類1のうち、廃棄施設に対する適合性に関する説明のうち、標識について明確化を行う。</u></p> <p>⑨ <u>添付書類1のうち、監視設備に対する適合性に関する説明のうち、施設の周辺環境管理について記載を見直す。</u></p> <p>(3) <u>SI単位への表記に記載を変更する。</u></p> <p>(4) <u>許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可（令和4年12月20日付け原規規発第2212203号）を受けて規定済みの個人線量計の種類を特定しない記載への変更内容と整合を図る。</u></p> <p>(5) <u>使用許可基準規則の改正（令和2年4月1日施行）に伴い、添付書類における規則章題及び規則条文の変更を行う。</u></p> <p>(6) <u>誤記修正並びに表記及び表現の見直しを行う。</u></p> <p>5) ウラン廃棄物処理施設</p> <p>(1) 令和2年10月15日付け原規規発第2010158号で許可を受けた燃料製造機器試験室の管理区域解除が、令和4年3月28日付けで完了したため、以下の変更を行う。</p> <p>① 廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、ウラン系廃棄物貯蔵施設のうち、固体廃棄施設のうち、燃料製造機器試験室の記載を削除する。</p> <p>② 廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設のうち、固体廃棄施設のうち、燃料製造機器試験室の記載を削除する。</p> <p>③ 廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、焼却施設のうち、固体廃棄施設のうち、燃料製造機器試験室の記</p>

対象	補正前	補正後
	<p>載を削除する。</p> <p>(2) <u>現物との整合、誤記修正、表現の見直し等に係る記載の適正化を行う。</u></p>	<p>載を削除する。</p> <p>(2) <u>廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設のうち、気体廃棄施設のうち、気体廃棄施設の設備うち、排気モニタの警報の仕様における警報設定の記載について、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、排気モニタの警報吹鳴条件を適正化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>(3) <u>廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設のうち、気体廃棄施設のうち、気体廃棄施設の設備のうち、α線用空気モニタについて、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、個数及び仕様について記載するとともに、本文図面のうち、図2)-1において、α線用空気モニタの位置を明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>(4) <u>本文図面のうち、図2)-4において、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、排気モニタの位置を明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>(5) <u>本文図面のうち、図2)-6において、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、以下の変更を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>① 詰替室系送風機のバイパスライ</p>

対象	補正前	補正後
		<p><u>ンを明確化する。</u></p> <p>② <u>詰替室への給気ラインを明確化する。</u></p> <p>③ <u>放射線管理室への給気ラインの系統表記を適正化する。</u></p> <p>(6) <u>廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、焼却施設のうち、気体廃棄施設のうち、気体廃棄施設の設備のうち、排気サンプラについて、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、個数及び仕様について明確化するとともに、本文図面のうち、図3)-2において、排気サンプラの位置を明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>(7) <u>本文図面のうち、図3)-3において、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、炉内負圧調整ラインを明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>(8) <u>本文図面のうち、図3)-4において、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、ドレン水処理ラインを明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>(9) <u>使用許可基準規則の改正(令和2年4月1日施行)に伴い、添付書類における検査名称の変更を行う。</u></p> <p>(10) <u>添付書類1のうち、汚染を検査するための設備に対する適合性に関する記載における汚染を検査するための設備について、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、退出モニタ</u></p>

対象	補正前	補正後
	<p>6) J棟</p> <p>(1) <u>現物との整合、誤記修正、表現の見直し等に係る記載の適正化を行う。</u></p>	<p><u>を用いる場合もあるため、退出モニタを追記し明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>(11) <u>添付書類1のうち、監視設備に対する適合性に関する説明において、放射線管理機器について、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、放射線管理機器について、以下の変更を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>① <u>焼却施設において、排気中の測定に使用する排気サンプラを用いることを明確化する。</u></p> <p>② <u>第2ウラン系廃棄物貯蔵施設において、α線用空気モニタによる空气中の放射性物質濃度の監視を明確化する。</u></p> <p>③ <u>周辺環境の空間線量率を監視するためのモニタリングを明確化する。</u></p> <p>6) J棟</p> <p>(1) <u>使用施設の位置、構造及び設備のうち、使用施設の構造のうち、耐火構造に基づく法令を「建築基準法」に変更する。</u></p> <p>(2) <u>使用施設の位置、構造及び設備のうち、使用施設の設備のうち、排気モニタの警報の仕様における警報設定の記載について、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、排気モニタの警報吹鳴条件を適正化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはない。</u></p>

対象	補正前	補正後
		<p><u>く、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>(3) <u>本文図面のうち、図 7-3-1 における主要機器の記載について、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、添付書類 1 図面のうち、図 24-1 における排気モニタの設置場所の記載に合わせて、排気モニタの位置を明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>(4) <u>本文図面のうち、図 7-1-1、図 7-3-1、図 9-1-1、図 9-1-3、図 9-2-1、図 9-2-3、図 9-3-1、図 9-3-2 及び添付書類 1 図面のうち、図 2-1、図 24-1 における第二保管室の階段の記載について、階段の位置を見直す。</u></p> <p>(5) <u>本文図面のうち、図 7-1-1、図 7-3-1、図 9-1-1、図 9-1-3、図 9-2-1、図 9-2-3、図 9-3-1、図 9-3-2 及び添付書類 1 図面のうち、図 2-1、図 24-1 における扉に係る記載について、扉の有無及び位置を見直す。</u></p> <p>(6) <u>本文図面のうち、図 9-1-5 における給気装置のクーラとヒータの記載について、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、給気装置のクーラとヒータの記載順について適正化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>(7) <u>添付書類 1 のうち、閉じ込めの機能に対する適合性に関する記載における汚染を検査するための設備について、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、サーバイメータを用いる場合もあるため、サーバイメータを</u></p>

対象	補正前	補正後
	<p>7) L棟</p> <p>(1) <u>現物との整合、誤記修正、表現の見直し等に係る記載の適正化を行う。</u></p>	<p><u>追記し明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>(8) <u>許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可（令和4年12月20日付け原規規発第2212203号）を受けて規定済みの個人線量計の種類を特定しない記載への変更内容と整合を図る。</u></p> <p>(9) <u>添付書類1のうち、監視設備のうち、管理区域内のモニタリングのうち、作業環境の空間線量率の測定方法を TLD から積算線量計に変更する。</u></p> <p>(10) <u>誤記修正及び表現の見直しを行う。</u></p> <p>7) L棟</p> <p>(1) <u>使用施設の位置、構造及び設備のうち、使用施設の構造のうち、耐火構造に基づく法令を「建築基準法」に変更する。</u></p> <p>(2) <u>使用施設の位置、構造及び設備のうち、使用施設の設備のうち、排気モニタの警報の仕様における警報設定の記載について、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、排気モニタの警報吹鳴条件を適正化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>(3) <u>既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、標識の記載について以下の変更を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>① <u>廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、気体廃棄施設のうち、気体廃棄施設の構造のうち、L棟の排気機</u></p>

対象	補正前	補正後
		<p>械室の設計仕様として、標識の記載についての明確化を行う。</p> <p>② 廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、<u>気体廃棄施設のうち、気体廃棄施設の設備のうち、排風機及び排気筒の仕様として、標識の記載についての明確化を行う。</u></p> <p>③ 廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、<u>固体廃棄施設のうち、固体廃棄施設の構造のうち、L棟の試験室(1)、試験室(2)及び試験室(3)の設計仕様として、標識の記載についての明確化を行う。</u></p> <p>④ 添付書類1のうち、<u>廃棄施設に対する適合性に関する説明において、標識の記載についての明確化を行う。</u></p> <p>(4) <u>本文図面のうち、図 9-1-3 における分析室と第3給気装置間のダンパの記載について、モータダンパから手動ダンパにダンパ種の適正化を行う。なお、当該ダンパは、分析室の作業環境を維持するための空調を行う機器である第3給気装置の循環ライン上に設けられた風量を調節するためのダンパであり、使用許可基準規則に係る適合性を要求される設備ではない。また、本変更は設計変更及び工事を伴うものではない。</u></p> <p>(5) <u>添付書類1のうち、閉じ込めの機能に対する適合性に関する記載における汚染を検査するための設備について、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、サーベイメータを用いる場合もあるため、サーベイメータを追記し明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計</u></p>

対象	補正前	補正後
	<p>8) M棟</p> <p>(1) <u>現物との整合、誤記修正、表現の見直し等に係る記載の適正化を行う。</u></p>	<p><u>変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>(6) <u>許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可（令和4年12月20日付け原規規発第2212203号）を受けて規定済みの個人線量計の種類を特定しない記載への変更内容と整合を図る。</u></p> <p>(7) <u>使用許可基準規則の改正（令和2年4月1日施行）に伴い、添付書類における規則章題及び規則条文の変更を行う。</u></p> <p>(8) <u>表記の見直しを行う。</u></p> <p>8) M棟</p> <p>(1) <u>廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、気体廃棄施設のうち、気体廃棄施設の構造うち、耐火構造に基づく法令を「建築基準法」に変更する。</u></p> <p>(2) <u>廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、気体廃棄施設のうち、気体廃棄施設の設備うち、排気モニタの警報の仕様における警報設定の記載について、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、排気モニタの警報吹鳴条件を適正化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>(3) <u>本文図面のうち、図9-1-2において、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、排気モニタの設置位置を明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>(4) <u>本文図面のうち、図9-1-2、図9-1-3、添付書類1のうち、図2-1及び図24-1において、工程室に設置する階段の有無を見直す。</u></p> <p>(5) <u>本文図面のうち、図9-2-1において、</u></p>

対象	補正前	補正後
	<p>9) 東海事業所第2ウラン貯蔵庫</p> <p>(1) <u>現物との整合、誤記修正、表現の見直し等に係る記載の適正化を行う。</u></p>	<p><u>既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、廃水の循環ラインを明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>(6) <u>許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可（令和4年12月20日付け原規規発第2212203号）を受けて規定済みの個人線量計の種類を特定しない記載への変更内容と整合を図る。</u></p> <p>(7) <u>既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、添付書類1のうち、監視設備に対する適合性に関する説明において、野外管理について記載を見直す。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>9) 東海事業所第2ウラン貯蔵庫</p> <p>(1) <u>貯蔵施設の位置、構造及び設備のうち、貯蔵施設の構造のうち、耐火構造に基づく法令を「建築基準法」に変更する。</u></p> <p>(2) <u>既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、標識等の記載について以下の変更を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>① <u>廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、気体廃棄施設のうち、気体廃棄施設の構造のうち、東海事業所第2ウラン貯蔵庫の排気機械室の設計仕様として、標識の記載についての明確化を行う。</u></p> <p>② <u>廃棄施設の位置、構造及び設備の</u></p>

対象	補正前	補正後
		<p><u>うち、気体廃棄施設のうち、気体廃棄施設の設備のうち、排風機及び排気筒の仕様として、標識の記載についての明確化を行う。</u></p> <p>③ <u>廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、固体廃棄施設のうち、固体廃棄施設の構造のうち、東海事業所第2ウラン貯蔵庫の貯蔵室(2)の設計仕様として、標識の記載についての明確化を行う。</u></p> <p>④ <u>添付書類1のうち、廃棄施設に対する適合性に関する説明において、標識の記載についての明確化を行う。</u></p> <p>⑤ <u>添付書類1のうち、監視設備に対する適合性に関する説明において、野外管理について記載を見直す。</u></p> <p>(3) <u>本文図面のうち、図 9-1-3 におけるフィルタの記載について、高性能エアフィルタのみで使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、環境影響評価に寄与しないプレフィルタの記載を明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>(4) <u>添付書類1のうち、閉じ込めの機能に対する適合性に関する記載における汚染を検査するための設備について、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、サーベイメータを用いる場合もあるため、サーベイメータを追記し明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>(5) <u>許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可（令和4年12月20日付け</u></p>

対象	補正前	補正後
	<p>10) 高レベル放射性物質研究施設</p> <p>(1) <u>現物との整合、誤記修正、表現の見直し等に係る記載の適正化を行う。</u></p>	<p><u>原規規発第 2212203 号) を受けて規定済みの個人線量計の種類を特定しない記載への変更内容と整合を図る。</u></p> <p>(6) <u>使用許可基準規則の改正(令和 2 年 4 月 1 日施行)に伴い、添付書類における規則章題及び規則条文の変更を行う。</u></p> <p>(7) <u>工業標準化法(令和元年 7 月 1 日施行)の改正に伴い、規格名称を日本工業規格から日本産業規格に変更する。</u></p> <p>(8) <u>添付書類 1 のうち、監視設備のうち、管理区域内のモニタリングのうち、作業環境の空間線量率の測定方法を TLD から積算線量計に変更する。</u></p> <p>(9) <u>誤記修正並びに表記及び表現の見直しを行う。</u></p> <p>10) 高レベル放射性物質研究施設</p> <p>(1) <u>使用施設の位置、構造及び設備のうち、使用施設の構造のうち、耐火構造に基づく法令を「建築基準法」に変更する。</u></p> <p>(2) <u>本文図面のうち、図 9-1-4 について、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、一部のダンパ、弁を適正化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>(3) <u>本文図面のうち、図 9-2-3 並びに添付書類 1 のうち、廃棄施設に対する適合性に関する記載及び図面のうち、図 22.1 について、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、極低レベル廃液貯槽(2)に一時貯留した廃液について、基準値以上の廃液を蒸発缶に移送する際に低レベル廃液貯槽を経由する経路に適正化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項</u></p>

対象	補正前	補正後
	<p>11) 応用試験棟</p> <p>(1) <u>現物との整合、誤記修正、表現の見直し等に係る記載の適正化を行う。</u></p>	<p>を満足していることには変わりはなく、<u>設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>(4) <u>添付書類1のうち、閉じ込めの機能に対する適合性に関する記載における汚染を検査するための設備について、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、サーベイメータを用いる場合もあるため、サーベイメータを追記し明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>(5) <u>使用施設の位置、構造及び設備のうち、使用施設の設備のうち、放射線管理設備について、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、γ線用エリアモニタ及び中性子線用エリアモニタの個数及び仕様について明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>(6) <u>誤記修正を行う。</u></p> <p>11) 応用試験棟</p> <p>(1) <u>使用施設の位置、構造及び設備のうち、使用施設の構造のうち、耐火構造に基づく法令を「建築基準法」に変更する。</u></p> <p>(2) <u>工学試験室における使用施設の設備に係る以下の変更を行う。なお、使用許可基準規則に適合性を要求される設備ではないため、変更後も安全上に影響はない。また、本変更は設計変更及び工事を伴うものではない。</u></p> <p>① <u>使用施設の位置、構造及び設備のうち、使用施設の設備のうち、工学試験室のフード2基を削除するとと</u></p>

対象	補正前	補正後
		<p>もに、<u>図 7-3-1 における当該フードを削除する。</u></p> <p>② <u>使用施設の位置、構造及び設備のうち、使用施設の設備のうち、連続溶解試験設備の記載を削除する。</u></p> <p>(3) <u>本文図面のうち、図 9-1-2 における排気系統について、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、平成 21 年 2 月 13 日付け 20 諸文科科第 3362 号の許可において、誤って削除した排気系統を記載する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>(4) <u>使用施設の位置、構造及び設備のうち、使用施設の設備のうち、放射線管理設備について、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、排気モニタの仕様について明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>(5) <u>既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、標識等の記載について以下の変更を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>① <u>使用施設の位置、構造及び設備のうち、使用施設の構造のうち、応用試験棟の設計仕様として、標識について記載する。</u></p> <p>② <u>貯蔵施設の位置、構造及び設備のうち、貯蔵施設の構造のうち、ウラン貯蔵室の設計仕様として、標識について記載する。</u></p> <p>③ <u>廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、気体廃棄施設のうち、気体廃</u></p>

対象	補正前	補正後
		<p><u>棄施設の構造のうち、排気室の設計仕様として、標識について記載する。</u></p> <p>④ <u>廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、気体廃棄施設のうち、気体廃棄施設の設備のうち、排気筒及び排気装置の仕様として、標識について記載する。</u></p> <p>⑤ <u>廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、液体廃棄施設のうち、液体廃棄施設の構造のうち、廃液処理室の設計仕様として、標識について記載する。</u></p> <p>⑥ <u>廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、液体廃棄施設のうち、液体廃棄施設の設備のうち、廃水処理設備及び排水受槽の仕様として、標識について記載する。</u></p> <p>⑦ <u>廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、固体廃棄施設のうち、固体廃棄施設の構造のうち、応用試験棟の設計仕様として、標識について記載する。</u></p> <p>⑧ <u>添付書類 1 のうち、貯蔵施設に対する適合性に関する説明のうち、貯蔵施設の容量及び表示について記載する。</u></p> <p>⑨ <u>添付書類 1 のうち、廃棄施設に対する適合性に関する説明のうち、標識について記載する。</u></p> <p>(6) <u>S I 単位への表記に記載を変更する。</u></p> <p>(7) <u>添付書類 1 のうち、閉じ込めの機能に対する適合性に関する記載における汚染を検査するための設備について、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、サーベイメータを用いる場合もあるため、サーベイメータを追記し明確化する。なお、本変更によ</u></p>

対象	補正前	補正後
	<p>12) 洗濯場</p> <p>(1) <u>現物との整合、誤記修正、表現の見直し等に係る記載の適正化を行う。</u></p>	<p><u>り、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>(8) <u>使用許可基準規則の改正(令和2年4月1日施行)に伴い、添付書類における規則章題及び規則条文の変更を行う。</u></p> <p>(9) <u>許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可(令和4年12月20日付け原規規発第2212203号)を受けて規定済みの個人線量計の種類を特定しない記載への変更内容と整合を図る。</u></p> <p>(10) <u>誤記修正並びに表記及び表現の見直しを行う。</u></p> <p>12) 洗濯場</p> <p>(1) <u>使用施設の位置、構造及び設備のうち、使用施設の構造のうち、耐火構造に基づく法令を「建築基準法」に変更する。</u></p> <p>(2) <u>使用施設の位置、構造及び設備のうち、使用施設の設備のうち、放射線管理設備について、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、排気サンプラの仕様について明確化するとともに、本文図面のうち、図7-1-2において、現物と整合するよう排気サンプラの位置を明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>(3) <u>既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、標識等の記載について以下の変更を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>① <u>廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、気体廃棄施設のうち、気体廃</u></p>

対象	補正前	補正後
		<p><u>棄施設の構造のうち、排気室の設計仕様として、標識について明確化する。</u></p> <p>② <u>廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、気体廃棄施設のうち、気体廃棄施設の設備のうち、排風機及び排気筒の仕様として、標識について明確化する。</u></p> <p>③ <u>廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、気体廃棄施設のうち、液体廃棄施設の構造のうち、排水受槽の設計仕様として、標識について明確化する。</u></p> <p>④ <u>廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、気体廃棄施設のうち、液体廃棄施設の設備のうち、排水受槽の仕様として、標識について明確化する。</u></p> <p>⑤ <u>廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、気体廃棄施設のうち、固体廃棄施設の構造のうち、廃棄物保管室の設計仕様において、標識について明確化する。</u></p> <p>⑥ <u>添付書類 1 のうち、廃棄施設に対する適合性に関する説明のうち、標識の設置について明確化する。</u></p> <p>(4) <u>S I 単位への表記に記載を変更する。</u></p> <p>(5) <u>使用許可基準規則の改正 (令和 2 年 4 月 1 日施行) に伴い、添付書類における規則章題及び規則条文の変更を行う。</u></p> <p>(6) <u>許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可 (令和 4 年 12 月 20 日付け原規規発第 2212203 号) を受けて規定済みの個人線量計の種類を特定しない記載への変更内容と整合を図る。</u></p> <p>(7) <u>表記の見直しを行う。</u></p>

対象	補正前	補正後
	<p>13) 安全管理棟</p> <p>(1) <u>法令改正を受けた規則条文の変更、現状との整合等に係る記載の適正化を行う。</u></p> <p>14) 計測機器校正室</p> <p>(1) <u>法令改正を受けた規則条文の変更、現状との整合等に係る記載の適正化を行う。</u></p>	<p>13) 安全管理棟</p> <p>(1) <u>S I 単位への表記に記載を変更する。</u></p> <p>(2) <u>茨城港常陸那珂港区の整備に伴い施設と海岸の距離を変更する。</u></p> <p>(3) <u>本文図面のうち、図 7-1-1 及び図 9-3-1 における扉に係る記載について、扉の有無及び開閉方向を見直す。</u></p> <p>(4) <u>許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可（令和 4 年 12 月 20 日付け原規規発第 2212203 号）を受けて規定済みの個人線量計の種類を特定しない記載への変更内容と整合を図る。</u></p> <p>(5) <u>使用許可基準規則の改正（令和 2 年 4 月 1 日施行）に伴い、添付書類における規則章題及び規則条文の変更を行う。</u></p> <p>(6) <u>表記の見直しを行う。</u></p> <p>14) 計測機器校正室</p> <p>(1) <u>S I 単位への表記に記載を変更する。</u></p> <p>(2) <u>茨城港常陸那珂港区の整備に伴い施設と海岸の距離を変更する。</u></p> <p>(3) <u>本文図面のうち、図 7-1 における扉に係る記載について、扉の開閉方向を見直す。</u></p> <p>(4) <u>本文図面のうち、図 7-3 におけるピット(A)の高さ寸法及び矢印の記載について、既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、ピット(A)の高さ寸法及び矢印の記載の適正化を行う。</u> <u>なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりなく、設計変更及び工事も伴わない。</u></p> <p>(5) <u>使用許可基準規則の改正（令和 2 年 4 月 1 日施行）に伴い、添付書類における規則章題及び規則条文の変更を行う。</u></p> <p>(6) <u>表記の見直しを行う。</u></p>

対象	補正前	補正後
	<p>15) 放射線保健室</p> <p>(1) <u>法令改正を受けた規則条文の変更、現状との整合等に係る記載の適正化を行う。</u></p> <p>4. 変更の理由</p> <p>1) 核燃料サイクル工学研究所共通編</p> <p>(1) <u>現状との整合、表現の見直し等に係る記載の適正化を行う。</u></p> <p>2) プルトニウム廃棄物処理開発施設</p> <p>(1) 空気汚染の可能性が低く、定置式のα線用空気モニタによる連続的な空气中放射性物質濃度の管理を必要としない作業環境のα線用空気モニタの配置箇所・個数を見直すため。</p> <p>3) A棟</p> <p>(1) <u>記載の適正化を図るため。</u></p>	<p>15) 放射線保健室</p> <p>(1) <u>S I 単位への表記に記載を変更する。</u></p> <p>(2) <u>茨城港常陸那珂港区の整備に伴い施設と海岸の距離を変更する。</u></p> <p>(3) <u>使用許可基準規則の改正(令和2年4月1日施行)に伴い、添付書類における規則章題及び規則条文の変更を行う。</u></p> <p>(4) <u>表記の見直しを行う。</u></p> <p>4. 変更の理由</p> <p>1) 核燃料サイクル工学研究所共通編</p> <p>(1) <u>S I 単位への表記に記載を統一するため。</u></p> <p>(2) <u>技術者の数の更新に伴い、記載を見直すため。</u></p> <p>(3) <u>許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可(令和5年2月6日付け原規規発第2302069号)を受けて規定済みのプルトニウム燃料技術開発センター組織変更の内容と整合を図るため。</u></p> <p>2) プルトニウム廃棄物処理開発施設</p> <p>(1) 空気汚染の可能性が低く、定置式のα線用空気モニタによる連続的な空气中放射性物質濃度の管理を必要としない作業環境のα線用空気モニタの配置箇所・個数を見直すため。</p> <p><u>なお、配置を見直したα線用空気モニタは、固定ボルトを外し、壁面から取り外すのみであり、工事を伴わない。取り外したα線用空気モニタは保守のための交換部品として利用するため、放射性廃棄物は発生しない。</u></p> <p>3) A棟</p> <p>(1) <u>耐火構造に基づく法令名称の適正化を図るため。</u></p> <p>(2) <u>使用許可基準規則の改正(令和2年4</u></p>

対象	補正前	補正後
	<p>4) B棟</p> <p>(1) <u>記載の適正化を図るため。</u></p> <p>5) ウラン廃棄物処理施設</p> <p>(1) 燃料製造機器試験室の管理区域解除が完了したため。</p> <p>(2) <u>記載の適正化を図るため。</u></p>	<p><u>月 1 日施行) の要求事項を明確にするため。</u></p> <p>(3) <u>S I 単位への表記に記載を統一するため。</u></p> <p>(4) <u>汚染を検査する設備についてサーベイメータを追加した明確化を図るため。</u></p> <p>(5) <u>許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可 (令和 4 年 12 月 20 日付け原規規発第 2212203 号) を受けて規定済みの個人線量計の種類を特定しない記載への変更内容と整合を図るため。</u></p> <p>(6) <u>使用許可基準規則の改正 (令和 2 年 4 月 1 日施行) のため。</u></p> <p>(7) <u>誤記修正並びに表記及び表現の見直しを図るため。</u></p> <p>4) B棟</p> <p>(1) <u>耐火構造に基づく法令名称の適正化を図るため。</u></p> <p>(2) <u>使用許可基準規則の改正 (令和 2 年 4 月 1 日施行) の要求事項を明確にするため。</u></p> <p>(3) <u>S I 単位への表記に記載を統一するため。</u></p> <p>(4) <u>許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可 (令和 4 年 12 月 20 日付け原規規発第 2212203 号) を受けて規定済みの個人線量計の種類を特定しない記載への変更内容と整合を図るため。</u></p> <p>(5) <u>使用許可基準規則の改正 (令和 2 年 4 月 1 日施行) のため。</u></p> <p>(6) <u>誤記修正並びに表記及び表現の見直しを図るため。</u></p> <p>5) ウラン廃棄物処理施設</p> <p>(1) 燃料製造機器試験室の管理区域解除が完了したため。</p> <p>(2) <u>排気モニタの警報吹鳴条件の適正化</u></p>

対象	補正前	補正後
	<p>6) J棟</p> <p>(1) <u>記載の適正化を図るため。</u></p>	<p><u>を図るため。</u></p> <p>(3) <u>α線用空気モニタの個数、仕様及び位置の明確化を図るため。</u></p> <p>(4) <u>排気モニタの位置の明確化を図るため。</u></p> <p>(5) <u>詰替室系送風機のバイパスライン及び詰替室への給気ラインの明確化並びに放射線管理室への給気ラインの系統表記の適正化を図るため。</u></p> <p>(6) <u>排気サンプラの個数、仕様及び位置の明確化を図るため。</u></p> <p>(7) <u>炉内負圧調整ラインの明確化を図るため。</u></p> <p>(8) <u>ドレン水処理ラインの明確化を図るため。</u></p> <p>(9) <u>使用許可基準規則の改正(令和2年4月1日施行)のため。</u></p> <p>(10) <u>汚染を検査する設備について退出モニタを追加した明確化を図るため。</u></p> <p>(11) <u>排気サンプラを用いること、α線用空気モニタによる空気中の放射性物質濃度の監視及び周辺環境の空間線量率を監視するためのモニタリングの明確化を図るため。</u></p> <p>6) J棟</p> <p>(1) <u>耐火構造に基づく法令名称の適正化を図るため。</u></p> <p>(2) <u>排気モニタの警報吹鳴条件の適正化を図るため。</u></p> <p>(3) <u>排気モニタの位置の明確化を図るため。</u></p> <p>(4) <u>第二保管室の階段の位置の見直しを図るため。</u></p> <p>(5) <u>扉の有無及び位置の見直しを図るため。</u></p> <p>(6) <u>給気装置のクーラとヒータの記載順について適正化を図るため。</u></p>

対象	補正前	補正後
	<p>9) 東海事業所第2ウラン貯蔵庫 (1) <u>記載の適正化を図るため。</u></p>	<p><u>を図るため。</u> (2) <u>排気モニタの警報吹鳴条件の適正化を図るため。</u> (3) <u>排気モニタの設置位置の明確化を図るため。</u> (4) <u>階段の有無の見直しを図るため。</u> (5) <u>廃水の循環ラインの明確化を図るため。</u> (6) <u>許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可（令和4年12月20日付け原規規発第2212203号）を受けて規定済みの個人線量計の種類を特定しない記載への変更内容と整合を図るため。</u> (7) <u>使用許可基準規則の改正（令和2年4月1日施行）の要求事項を明確にするため。</u></p> <p>9) 東海事業所第2ウラン貯蔵庫 (1) <u>耐火構造に基づく法令名称の適正化を図るため。</u> (2) <u>使用許可基準規則の改正（令和2年4月1日施行）の要求事項を明確にするため。</u> (3) <u>環境影響評価に寄与しないプレフィルタの記載の明確化を図るため。</u> (4) <u>汚染を検査する設備についてサーベイメータを追加した明確化を図るため。</u> (5) <u>許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可（令和4年12月20日付け原規規発第2212203号）を受けて規定済みの個人線量計の種類を特定しない記載への変更内容と整合を図るため。</u> (6) <u>使用許可基準規則の改正（令和2年4月1日施行）のため。</u> (7) <u>工業標準化法（令和元年7月1日施行）の改正のため。</u> (8) <u>TLDの生産終了に伴い、TLDに係る記</u></p>

対象	補正前	補正後
	<p>10) 高レベル放射性物質研究施設 (1) <u>記載の適正化を図るため。</u></p> <p>11) 応用試験棟 (1) <u>記載の適正化を図るため。</u></p>	<p><u>載を線量計の種類を特定しない記載へ変更するため。</u></p> <p>(9) <u>誤記修正並びに表記及び表現の見直しを図るため。</u></p> <p>10) 高レベル放射性物質研究施設 (1) <u>耐火構造に基づく法令名称の適正化を図るため。</u> (2) <u>一部のダンパ、弁の適正化を図るため。</u> (3) <u>低レベル廃液貯槽を経由する経路に適正化を図るため。</u> (4) <u>汚染を検査する設備についてサーベイメータを追加した明確化を図るため。</u> (5) <u>γ線用エリアモニタ及び中性子線用エリアモニタの個数及び仕様について明確化を図るため。</u> (6) <u>誤記修正を行うため。</u></p> <p>11) 応用試験棟 (1) <u>耐火構造に基づく法令名称の適正化を図るため。</u> (2) <u>平成21年6月5日付け20諸文科科第5363号で許可を受けた後、設置できていなかった設備を削除するため。</u> (3) <u>平成21年2月13日付け20諸文科科第3362号の許可において、誤って記載を削除したため。</u> (4) <u>排気モニタの仕様について明確化を図るため。</u> (5) <u>使用許可基準規則の改正(令和2年4月1日施行)の要求事項を明確にするため。</u> (6) <u>S I単位への表記に記載を統一するため。</u> (7) <u>汚染を検査する設備についてサーベイメータを追加した明確化を図るため。</u></p>

対象	補正前	補正後
	<p>12) 洗濯場</p> <p>(1) <u>記載の適正化を図るため。</u></p> <p>13) 安全管理棟</p> <p>(1) <u>記載の適正化を図るため。</u></p>	<p>め。</p> <p>(8) <u>使用許可基準規則の改正(令和2年4月1日施行)のため。</u></p> <p>(9) <u>許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可(令和4年12月20日付け原規規発第2212203号)を受けて規定済みの個人線量計の種類を特定しない記載への変更内容と整合を図るため。</u></p> <p>(10) <u>誤記修正並びに表記及び表現の見直しを図るため。</u></p> <p>12) 洗濯場</p> <p>(1) <u>耐火構造に基づく法令名称の適正化を図るため。</u></p> <p>(2) <u>排気サンプラの仕様及び位置の明確化を図るため。</u></p> <p>(3) <u>使用許可基準規則の改正(令和2年4月1日施行)の要求事項を明確にするため。</u></p> <p>(4) <u>S I 単位への表記に記載を統一するため。</u></p> <p>(5) <u>使用許可基準規則の改正(令和2年4月1日施行)のため。</u></p> <p>(6) <u>許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可(令和4年12月20日付け原規規発第2212203号)を受けて規定済みの個人線量計の種類を特定しない記載への変更内容と整合を図るため。</u></p> <p>(7) <u>表記の見直しを図るため。</u></p> <p>13) 安全管理棟</p> <p>(1) <u>S I 単位への表記に記載を統一するため。</u></p> <p>(2) <u>茨城港常陸那珂港区の整備に伴う施設と海岸の距離の変更のため。</u></p> <p>(3) <u>扉の有無及び開閉方向の見直しを図るため。</u></p> <p>(4) <u>許可の変更ではあるが、既に保安規</u></p>

対象	補正前	補正後
	<p>14) 計測機器校正室</p> <p>(1) <u>記載の適正化を図るため。</u></p> <p>15) 放射線保健室</p> <p>(1) <u>記載の適正化を図るため。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p><u>定変更認可（令和 4 年 12 月 20 日付け原規規発第 2212203 号）を受けて規定済みの個人線量計の種類を特定しない記載への変更内容と整合を図るため。</u></p> <p>(5) <u>使用許可基準規則の改正（令和 2 年 4 月 1 日施行）のため。</u></p> <p>(6) <u>表記の見直しを図るため。</u></p> <p>14) 計測機器校正室</p> <p>(1) <u>S I 単位への表記に記載を統一するため。</u></p> <p>(2) <u>茨城港常陸那珂港区の整備に伴う施設と海岸の距離の変更のため。</u></p> <p>(3) <u>扉の開閉方向の見直しを図るため。</u></p> <p>(4) <u>ピット(A)の高さ寸法及び矢印の記載について適正化を図るため。</u></p> <p>(5) <u>使用許可基準規則の改正（令和 2 年 4 月 1 日施行）のため。</u></p> <p>(6) <u>表記の見直しを図るため。</u></p> <p>15) 放射線保健室</p> <p>(1) <u>S I 単位への表記に記載を統一するため。</u></p> <p>(2) <u>茨城港常陸那珂港区の整備に伴う施設と海岸の距離の変更のため。</u></p> <p>(3) <u>使用許可基準規則の改正（令和 2 年 4 月 1 日施行）のため。</u></p> <p>(4) <u>表記の見直しを図るため。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

対象	補正前	補正後
別添	核燃料物質使用変更許可申請書新旧対照表のとおり	核燃料物質使用変更許可申請書の一部補正新旧対照表のとおり

2. 補正の理由

- (1) 変更の内容及び変更の理由を、より明確にするため。
- (2) プルトニウム廃棄物処理開発施設について、 α 線用空気モニタの取り外し方法及び取り外し後の利用方法並びに本変更による放射性廃棄物の発生はないことを明確にするため。
- (3) 高レベル放射性物質研究施設について、 γ 線用エリアモニタ及び中性子線用エリアモニタの個数及び仕様を明確にするため。
- (4) 設計仕様の耐火構造に基づく法令を建築基準法に変更するため。
- (5) 記載の適正化を図るため。

以 上

核燃料物質使用変更許可申請書の一部補正

新旧対照表

本文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・変更なし

添付書類 1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・添 1－1～5

(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に
関する説明書(事故に関するものを除く。))

添付書類 2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・変更なし

(想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に
応ずる災害防止の措置に関する説明書)

添付書類 3・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・添 3－1～3

(変更に係る核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書)

添付書類 4・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・添 4－1～6

(変更後における使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に
必要な体制の整備に関する説明書)

核燃料サイクル工学研究所共通編

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p style="text-align: right;">添付書類 1</p> <p>使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書 (事故に関するものを除く。)</p>	<p style="text-align: right;">添付書類 1</p> <p>使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書 (事故に関するものを除く。)</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>(1) 共通編 核燃料サイクル工学研究所内の各施設の合算評価は添付書類 1-①に示す。</p>	<p>(1) 共通編 核燃料サイクル工学研究所内の各施設の合算評価は添付書類 1-①に示す。</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p style="text-align: center;">添付書類 1 - ①</p> <p style="text-align: center;">(各施設の合算評価)</p>	<p style="text-align: center;">添付書類 1 - ①</p> <p style="text-align: center;">(各施設の合算評価)</p>	

変更前	補正後	変更理由
I. 環境線量評価方法 (省略)	I. 環境線量評価方法 (変更なし)	
II. 環境線量評価結果 1. 核燃料物質等の貯蔵等に伴う施設からの直接線及びスカイシャイン線による環境線量 (省略) 2. 気体廃棄物の放出に伴う環境線量 (省略) 3. 液体廃棄物の放出に伴う環境線量 前項 I. 「環境線量評価方法」によって求めた核燃料サイクル工学研究所の使用施設から発生する液体廃棄物による実効線量の評価値は、1年間において 2.3×10^{-3} ミリシーベルトとなり、線量告示に定める周辺監視区域外の1年間の線量限度1ミリシーベルトを十分に下回っている。なお、第1排水溝及び第2排水溝からの放出に係る評価値を表4に示す。	II. 環境線量評価結果 1. 核燃料物質等の貯蔵等に伴う施設からの直接線及びスカイシャイン線による環境線量 (変更なし) 2. 気体廃棄物の放出に伴う環境線量 (変更なし) 3. 液体廃棄物の放出に伴う環境線量 前項 I. 「環境線量評価方法」によって求めた核燃料サイクル工学研究所の使用施設から発生する液体廃棄物による実効線量の評価値は、1年間において 2.3×10^{-3} mSv となり、線量告示に定める周辺監視区域外の1年間の線量限度1 mSv を十分に下回っている。なお、第1排水溝及び第2排水溝からの放出に係る評価値を表4に示す。	・S I 単位への表記に記載を統一するため。
III. 核燃料サイクル工学研究所全体での環境線量 (省略)	III. 核燃料サイクル工学研究所全体での環境線量 (変更なし)	
表1 評価に用いたパラメータの値 (省略)	表1 評価に用いたパラメータの値 (変更なし)	
表2 直接線及びスカイシャイン線による環境線量 (mSv/年) (省略)	表2 直接線及びスカイシャイン線による環境線量 (mSv/年) (変更なし)	
別表1 直接線及びスカイシャイン線に係る評価条件 (省略)	別表1 直接線及びスカイシャイン線に係る評価条件 (変更なし)	
表3 気体廃棄物の放出に伴う環境線量 (mSv/年) (省略)	表3 気体廃棄物の放出に伴う環境線量 (mSv/年) (変更なし)	
別表2 気体廃棄物の放出に係る評価条件 (省略)	別表2 気体廃棄物の放出に係る評価条件 (変更なし)	
表4 液体廃棄物の放出に伴う環境線量 (mSv/年) (省略)	表4 液体廃棄物の放出に伴う環境線量 (mSv/年) (変更なし)	
図1 直接線計算モデル QAD (省略)	図1 直接線計算モデル QAD (変更なし)	
図2 スカイシャイン線計算モデル ANISN-G33 (省略)	図2 スカイシャイン線計算モデル ANISN-G33 (変更なし)	
図3 直接線又は、直接線・スカイシャイン線一括計算モデル ANISN (省略)	図3 直接線又は、直接線・スカイシャイン線一括計算モデル ANISN (変更なし)	
図4 スカイシャイン線計算モデル ANISN-DOT (省略)	図4 スカイシャイン線計算モデル ANISN-DOT (変更なし)	

新旧対照表

共通編 添付書類 1

変更箇所を_____で示す。

変 更 前		補 正 後	変更理由
図5 直接線・スカイシャイン線一括計算モデル QAD	(省略)	図5 直接線・スカイシャイン線一括計算モデル QAD	(変更なし)
図6 環境線量最大地点	(省略)	図6 環境線量最大地点	(変更なし)
参考文献	(省略)	参考文献	(変更なし)
(2) 施設編	(省略)	(2) 施設編	(変更なし)

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p style="text-align: right;">添付書類3</p> <p>変更に係る核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書</p>	<p style="text-align: right;">添付書類3</p> <p>変更に係る核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由																																																																														
<p>1. 設計及び工事、運転及び保守の経験</p> <p>核燃料サイクル工学研究所は、昭和42年10月に核燃料物質の使用に係る許可を取得して以来、核燃料物質の使用を継続しており、核燃料物質使用施設等（以下「使用施設等」という。）の設計及び工事並びに使用施設等の運転及び保守に関する経験を有している。これら使用施設等の施設管理者等は、使用施設等及び類似施設の設計及び工事並びに運転及び保守に従事してきている。</p> <p>2. 技術者の確保</p> <p>令和4年4月現在における核燃料サイクル工学研究所の技術者の数、内訳及び従事年数は以下のとおり。</p> <p>① 技術者の数</p> <p>技術者数は339人であり、その専攻別内訳を以下に示す。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>専 攻</th> <th>物理</th> <th>化学</th> <th>原子力</th> <th>電気</th> <th>機械</th> <th>金属</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>技術者数 (人)</td> <td>13</td> <td>82</td> <td>46</td> <td>66</td> <td>86</td> <td>8</td> <td>38</td> <td>339</td> </tr> </table> <p>② 従事年数</p> <p>技術者の従事年数を以下に示す。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>業務従事年数</th> <th>5年未満</th> <th>5年以上 10年未満</th> <th>10年以上</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>技術者数 (人)</td> <td>69</td> <td>34</td> <td>236</td> <td>339</td> </tr> </table> <p>③ 有資格者</p> <p>令和4年4月現在における核燃料サイクル工学研究所の技術者のうち国家試験有資格者数を以下に示す。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">国家試験有資格者数</th> </tr> <tr> <th>核燃料取扱主任者</th> <th>放射線取扱主任者 (第1種)</th> <th>技術士（原子力・放射線部門）</th> </tr> <tr> <td>有資格者数（人）</td> <td>27</td> <td>86</td> <td>3</td> </tr> </table>	専 攻	物理	化学	原子力	電気	機械	金属	その他	合計	技術者数 (人)	13	82	46	66	86	8	38	339	業務従事年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	合計	技術者数 (人)	69	34	236	339		国家試験有資格者数			核燃料取扱主任者	放射線取扱主任者 (第1種)	技術士（原子力・放射線部門）	有資格者数（人）	27	86	3	<p>1. 設計及び工事、運転及び保守の経験</p> <p>核燃料サイクル工学研究所は、昭和42年10月に核燃料物質の使用に係る許可を取得して以来、核燃料物質の使用を継続しており、核燃料物質使用施設等（以下「使用施設等」という。）の設計及び工事並びに使用施設等の運転及び保守に関する経験を有している。これら使用施設等の施設管理者等は、使用施設等及び類似施設の設計及び工事並びに運転及び保守に従事してきている。</p> <p>2. 技術者の確保</p> <p>令和5年4月現在における核燃料サイクル工学研究所の技術者の数、内訳及び従事年数は以下のとおり。</p> <p>① 技術者の数</p> <p>技術者数は328人であり、その専攻別内訳を以下に示す。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>専 攻</th> <th>物理</th> <th>化学</th> <th>原子力</th> <th>電気</th> <th>機械</th> <th>金属</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>技術者数 (人)</td> <td>16</td> <td>81</td> <td>42</td> <td>65</td> <td>77</td> <td>7</td> <td>40</td> <td>328</td> </tr> </table> <p>② 従事年数</p> <p>技術者の従事年数を以下に示す。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>業務従事年数</th> <th>5年未満</th> <th>5年以上 10年未満</th> <th>10年以上</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>技術者数 (人)</td> <td>71</td> <td>36</td> <td>221</td> <td>328</td> </tr> </table> <p>③ 有資格者</p> <p>令和5年4月現在における核燃料サイクル工学研究所の技術者のうち国家試験有資格者数を以下に示す。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">国家試験有資格者数</th> </tr> <tr> <th>核燃料取扱主任者</th> <th>放射線取扱主任者 (第1種)</th> <th>技術士（原子力・放射線部門）</th> </tr> <tr> <td>有資格者数（人）</td> <td>24</td> <td>82</td> <td>4</td> </tr> </table>	専 攻	物理	化学	原子力	電気	機械	金属	その他	合計	技術者数 (人)	16	81	42	65	77	7	40	328	業務従事年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	合計	技術者数 (人)	71	36	221	328		国家試験有資格者数			核燃料取扱主任者	放射線取扱主任者 (第1種)	技術士（原子力・放射線部門）	有資格者数（人）	24	82	4	<p>・技術者の数の更新に伴い、記載を見直すため。</p>
専 攻	物理	化学	原子力	電気	機械	金属	その他	合計																																																																								
技術者数 (人)	13	82	46	66	86	8	38	339																																																																								
業務従事年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	合計																																																																												
技術者数 (人)	69	34	236	339																																																																												
	国家試験有資格者数																																																																															
	核燃料取扱主任者	放射線取扱主任者 (第1種)	技術士（原子力・放射線部門）																																																																													
有資格者数（人）	27	86	3																																																																													
専 攻	物理	化学	原子力	電気	機械	金属	その他	合計																																																																								
技術者数 (人)	16	81	42	65	77	7	40	328																																																																								
業務従事年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	合計																																																																												
技術者数 (人)	71	36	221	328																																																																												
	国家試験有資格者数																																																																															
	核燃料取扱主任者	放射線取扱主任者 (第1種)	技術士（原子力・放射線部門）																																																																													
有資格者数（人）	24	82	4																																																																													

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>④ 保安教育・訓練 使用施設等の保安に係る技術者等に対して、関係法令、使用施設等の保安及び放射線管理に係る教育・訓練を計画的に実施し、技術的能力の維持及び資質の向上に努めている。</p>	<p>④ 保安教育・訓練 使用施設等の保安に係る技術者等に対して、関係法令、使用施設等の保安及び放射線管理に係る教育・訓練を計画的に実施し、技術的能力の維持及び資質の向上に努めている。</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p style="text-align: right;">添付書類4</p> <p>変更後における使用施設等の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する説明書</p>	<p style="text-align: right;">添付書類4</p> <p>変更後における使用施設等の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する説明書</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
1. 保安活動における品質管理に必要な体制 (省略)	1. 保安活動における品質管理に必要な体制 (変更なし)	
2. 設計及び運転等に係る品質マネジメント活動 (省略)	2. 設計及び運転等に係る品質マネジメント活動 (変更なし)	

変更前	修正後	変更理由
<p>図一 1 保安管理組織図（政令第41条該当施設）</p>	<p>図一 1 保安管理組織図（政令第41条該当施設）</p>	<p>・許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可（令和5年2月6日付け原規規発第2302069号）を受けて規定済みのプルトニウム燃料技術開発センター組織変更の内容と整合を図るため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
図-2 保安全管理組織図（政令第41条非該当施設） (省略)	図-2 保安全管理組織図（政令第41条非該当施設） (変更なし)	
表-1 環境技術開発センターの各施設における関連部門 (省略)	表-1 環境技術開発センターの各施設における関連部門 (変更なし)	

変更前		修正後		変更理由																																								
<p>表-2 プルトニウム燃料技術開発センターの各施設における関連部門</p> <table border="1"> <tr> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> </tr> <tr> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> </tr> </table>		燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	<table border="1"> <tr> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> </tr> <tr> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> </tr> </table>		燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	<p>・許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可(令和5年2月6日付け原規発第2302069号)を受けて規定済みのプルトニウム燃料技術開発センターの組織変更の内容と整合を図るため。</p>
		燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部																																	
燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部																																			
燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部																																			
燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部																																			
<table border="1"> <tr> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> </tr> <tr> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> </tr> </table>		燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	<table border="1"> <tr> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> </tr> <tr> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> <td>燃料技術部</td> </tr> </table>		燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	
燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部																																			
燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部																																			
燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部																																			
燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部	燃料技術部																																			

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>表-3 放射線管理部の各施設における関連部門 (省略)</p>	<p>表-3 放射線管理部の各施設における関連部門 (変更なし)</p>	

核燃料物質使用変更許可申請書の一部補正

新 旧 対 照 表

本文・・・・・・・・・・・・・・・・本－1～2

本文図面・・・・・・・・・・・・本図－1～3

添付書類1・・・・・・・・・・・・変更なし

(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書(事故に関するものを除く。))

添付書類2・・・・・・・・・・・・変更なし

(想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に応ずる災害防止の措置に関する説明書)


プルトニウム廃棄物処理開発施設

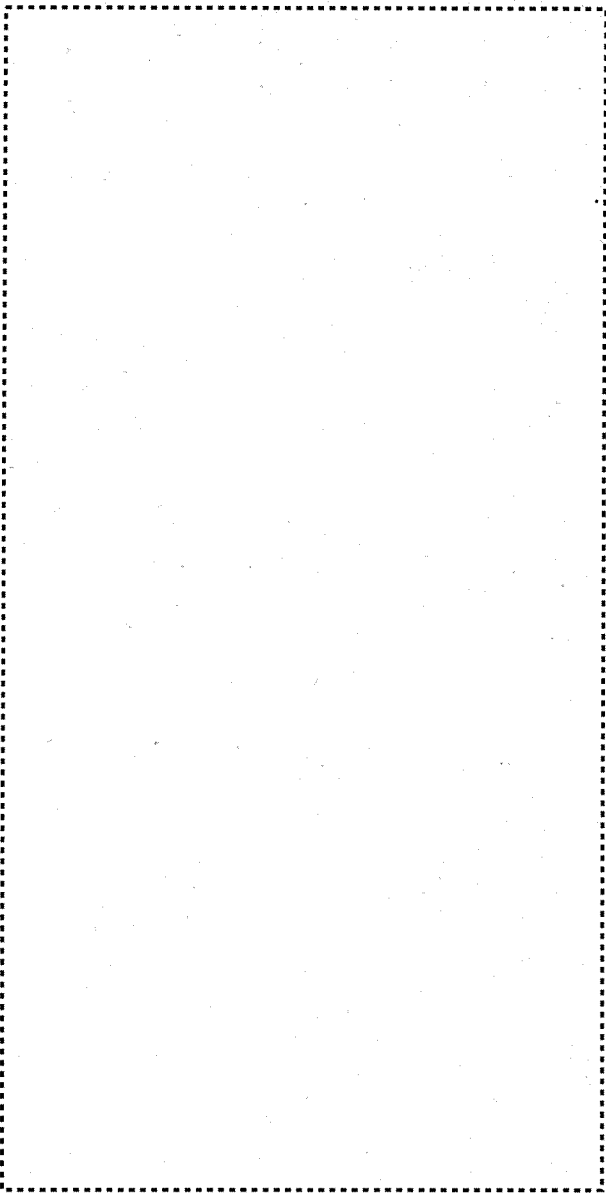
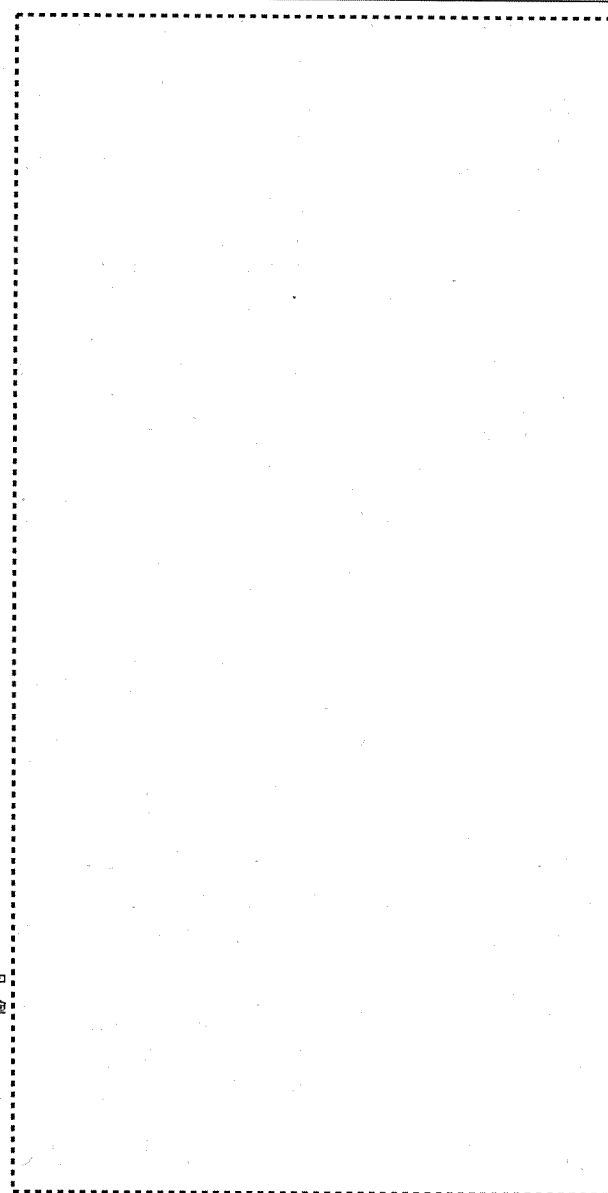
変 更 前	補 正 後	変更理由
1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (省略)	1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更なし)	
2. 使用の目的及び方法 (省略)	2. 使用の目的及び方法 (変更なし)	
3. 核燃料物質の種類 (省略)	3. 核燃料物質の種類 (変更なし)	
4. 使用の場所 (省略)	4. 使用の場所 (変更なし)	
5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (省略)	5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (変更なし)	
6. 使用済燃料の処分の方法 (省略)	6. 使用済燃料の処分の方法 (変更なし)	
7. 使用施設の位置、構造及び設備	7. 使用施設の位置、構造及び設備	
7-1 使用施設の位置 (省略)	7-1 使用施設の位置 (変更なし)	
7-2 使用施設の構造 (省略)	7-2 使用施設の構造 (変更なし)	

変 更 前	補 正 後	変更理由																														
<p>7-3 使用施設の設備</p> <p>7-3-1 プルトニウム廃棄物処理開発施設</p> <p>(1) 設備の共通仕様^(註) (省略)</p> <p>(2) 第2難燃物焼却工程設備 (省略)</p> <p>(3) 前処理選別工程設備 (省略)</p> <p>(4) 安全管理設備 (抜 粋)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">使用設備の名称</th> <th style="text-align: center;">個数</th> <th style="text-align: center;">仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線管理設備</td> <td></td> <td>プルトニウム廃棄物処理開発施設全体の放射線管理を行う。図7-15～図7-18に放射線管理設備の配置を示す。</td> </tr> <tr> <td>排気モニタ</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>耐震重要度：Csクラス</td> </tr> <tr> <td>α線用空気モニタ</td> <td style="text-align: center;">16</td> <td>耐震重要度：Csクラス</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: center;">1式</td> <td>エアスニファ、α線用退出モニタ、サーベイメータ類</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) その他の設備 (省略)</p> <p>7-3-2 第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設 (省略)</p> <p>8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備 (省略)</p> <p>9. 廃棄施設の位置、構造及び設備 (省略)</p>	使用設備の名称	個数	仕 様	放射線管理設備		プルトニウム廃棄物処理開発施設全体の放射線管理を行う。図7-15～図7-18に放射線管理設備の配置を示す。	排気モニタ	1	耐震重要度：Csクラス	α線用空気モニタ	16	耐震重要度：Csクラス	その他	1式	エアスニファ、α線用退出モニタ、サーベイメータ類	<p>7-3 使用施設の設備</p> <p>7-3-1 プルトニウム廃棄物処理開発施設</p> <p>(1) 設備の共通仕様^(註) (変更なし)</p> <p>(2) 第2難燃物焼却工程設備 (変更なし)</p> <p>(3) 前処理選別工程設備 (変更なし)</p> <p>(4) 安全管理設備 (抜 粋)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">使用設備の名称</th> <th style="text-align: center;">個数</th> <th style="text-align: center;">仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線管理設備</td> <td></td> <td>プルトニウム廃棄物処理開発施設全体の放射線管理を行う。図7-15～図7-18に放射線管理設備の配置を示す。</td> </tr> <tr> <td>排気モニタ</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>耐震重要度：Csクラス</td> </tr> <tr> <td>α線用空気モニタ</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td>耐震重要度：Csクラス</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: center;">1式</td> <td>エアスニファ、α線用退出モニタ、サーベイメータ類</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) その他の設備 (変更なし)</p> <p>7-3-2 第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設 (変更なし)</p> <p>8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備 (変更なし)</p> <p>9. 廃棄施設の位置、構造及び設備 (変更なし)</p>	使用設備の名称	個数	仕 様	放射線管理設備		プルトニウム廃棄物処理開発施設全体の放射線管理を行う。図7-15～図7-18に放射線管理設備の配置を示す。	排気モニタ	1	耐震重要度：Csクラス	α線用空気モニタ	7	耐震重要度：Csクラス	その他	1式	エアスニファ、α線用退出モニタ、サーベイメータ類	<p>・空気汚染の可能性が低く、定置式のα線用空気モニタによる連続的な空気中放射性物質濃度の管理を必要としない作業環境のα線用空気モニタの配置箇所・個数を見直すため。</p> <p>なお、配置を見直したα線用空気モニタは、固定ボルトを外し、壁面から取り外すのみであり、工事を伴わない。取り外したα線用空気モニタは保守のための交換部品として利用するため、放射性廃棄物は発生しない。</p>
使用設備の名称	個数	仕 様																														
放射線管理設備		プルトニウム廃棄物処理開発施設全体の放射線管理を行う。図7-15～図7-18に放射線管理設備の配置を示す。																														
排気モニタ	1	耐震重要度：Csクラス																														
α線用空気モニタ	16	耐震重要度：Csクラス																														
その他	1式	エアスニファ、α線用退出モニタ、サーベイメータ類																														
使用設備の名称	個数	仕 様																														
放射線管理設備		プルトニウム廃棄物処理開発施設全体の放射線管理を行う。図7-15～図7-18に放射線管理設備の配置を示す。																														
排気モニタ	1	耐震重要度：Csクラス																														
α線用空気モニタ	7	耐震重要度：Csクラス																														
その他	1式	エアスニファ、α線用退出モニタ、サーベイメータ類																														


変更前	補正後	変更理由
<p style="text-align: center;">凡例</p> <p>① α線用空気モニタ検出端 C.S. ケーブルスレーブ P.S. ハンドスレーブ</p> <p style="text-align: center;">図7-15 放射線管理設備の配置 (プルトニウム廃棄物処理開発施設地下1階)</p>	<p style="text-align: center;">凡例</p> <p>② α線用空気モニタ検出端 C.S. ケーブルスレーブ P.S. ハンドスレーブ</p> <p style="text-align: center;">図7-15 放射線管理設備の配置 (プルトニウム廃棄物処理開発施設地下1階)</p>	<p>・空気汚染の可能性が低く、定置式のα線用空気モニタによる連続的な空気中放射性物質濃度の管理を必要としない作業環境のα線用空気モニタの配置箇所・個数を見直すため。 なお、配置を見直したα線用空気モニタは、固定ボルトを外し、壁面から取り外すのみであり、工事を伴わない。取り外したα線用空気モニタは保守のための交換部品として利用するため、放射性廃棄物は発生しない。</p>

本図-1

 で囲った箇所は核物質防護情報が含まれているため、非公開とします。


変 更 前	補 正 後	変更理由
<p style="text-align: center;">図7-16 放射線管理設備の配置 (プルトニウム廃棄物処理開発施設 1階)</p>  <p style="text-align: center;">凡 例</p> <ul style="list-style-type: none"> ① α線用空気モニタ検出機 C.S. ケーブルスレーブ D.S. タクトスレーブ P.S. ハイアスレーブ ----- 電動シャッタ 	<p style="text-align: center;">図7-16 放射線管理設備の配置 (プルトニウム廃棄物処理開発施設 1階)</p>  <p style="text-align: center;">凡 例</p> <ul style="list-style-type: none"> ① α線用空気モニタ検出機 C.S. ケーブルスレーブ D.S. タクトスレーブ P.S. ハイアスレーブ ----- 電動シャッタ 	<p>・空気汚染の可能性が低く、定置式のα線用空気モニタによる連続的な空气中放射性物質濃度の管理を必要としない作業環境のα線用空気モニタの配置箇所・個数を見直すため。</p> <p>なお、配置を見直したα線用空気モニタは、固定ボルトを外し、壁面から取り外すのみであり、工事を伴わない。取り外したα線用空気モニタは保守のための交換部品として利用するため、放射性廃棄物は発生しない。</p>

本図-2

 で囲った箇所は核物質防護情報が含まれているため、非公開とします。

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p style="text-align: center;">凡 例</p> <p>② α線用空気モニタ検出端 C.S. ケーブルスベーン D.S. ダクトスベーン P.S. ハイパスベーン</p> <p style="text-align: center;">図 7-17 放射線管理設備の配置 (プルトニウム廃棄物処理開発施設 2階)</p>	<p style="text-align: center;">凡 例</p> <p>② α線用空気モニタ検出端 C.S. ケーブルスベーン D.S. ダクトスベーン P.S. ハイパスベーン</p> <p style="text-align: center;">図 7-17 放射線管理設備の配置 (プルトニウム廃棄物処理開発施設 2階)</p>	<p>・ 空気汚染の可能性が低く、定置式のα線用空気モニタによる連続的な空気中放射性物質濃度の管理を必要としない作業環境のα線用空気モニタの配置箇所・個数を見直すため。 なお、配置を見直したα線用空気モニタは、固定ボルトを外し、壁面から取り外すのみであり、工事を伴わない。取り外したα線用空気モニタは保守のために交換部品として利用するため、放射性廃棄物は発生しない。</p>

本図-3

 で囲った箇所は核物質防護情報が含まれているため、非公開とします。

核燃料物質使用変更許可申請書の一部補正

新 旧 対 照 表

本 文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本-1～8

本文図面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・変更なし

添付書類1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・添1-1～17

(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に
関する説明書(事故に関するものを除く。))

新旧対照表

A 棟 本 文

変更箇所を_____で示す。

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (省略)</p> <p>2. 使用の目的及び方法 (省略)</p> <p>3. 核燃料物質の種類 (省略)</p> <p>4. 使用の場所 (省略)</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (省略)</p> <p>6. 使用済燃料の処分方法 (省略)</p> <p>7. 使用施設の位置、構造及び設備 7-1 使用施設の位置</p>	<p>1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更なし)</p> <p>2. 使用の目的及び方法 (変更なし)</p> <p>3. 核燃料物質の種類 (変更なし)</p> <p>4. 使用の場所 (変更なし)</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (変更なし)</p> <p>6. 使用済燃料の処分方法 (変更なし)</p> <p>7. 使用施設の位置、構造及び設備 7-1 使用施設の位置</p>	
<p>使用施設の位置</p> <p>(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。</p> <p>(2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の中央部に位置し、本施設の南東には再処理施設、北方には安全管理棟、北東には応用試験棟、南方には高レベル放射性物質研究施設、プルトニウム燃料開発施設、ウラン濃縮施設がある。本施設は海岸から約 <u>650m</u>、海拔は約 <u>8.5m</u> のところにある。 このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、<u>海拔約 8.5m</u> の場所に設置しているため、河川の氾濫による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性が良く、<u>建屋</u>は、安定した地層に支持されているため、地すべり・陥没等のおそれはない。</p> <p>(3) 使用施設の位置 機器第1分析室(A-4)、機器分析準備室(A-5)、湿式第1分析室(A-8)、第1測定室(A-18)、安全管理室(A-23)、A-9、A-10、A-14、A-15、A-19、A-21 本施設の平面図を図7-1-1に示す。</p>	<p>使用施設の位置</p> <p>(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。</p> <p>(2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の中央部に位置し、本施設の南東には再処理施設、北方には安全管理棟、北東には応用試験棟、南方には高レベル放射性物質研究施設、プルトニウム燃料開発施設、ウラン濃縮施設がある。本施設は海岸から約 <u>650 m</u>、海拔は約 <u>8.5 m</u> のところにある。 このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、<u>海拔約 8.5 m</u> の場所に設置しているため、河川の氾濫による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性が良く、<u>建家</u>は、安定した地層に支持されているため、地すべり・陥没等のおそれはない。</p> <p>(3) 使用施設の位置 機器第1分析室(A-4)、機器分析準備室(A-5)、湿式第1分析室(A-8)、第1測定室(A-18)、安全管理室(A-23)、A-9、A-10、A-14、A-15、A-19、A-21 本施設の平面図を図7-1-1に示す。</p>	<p>・表記及び表現の見直しを図るため。</p>

新旧対照表

A 棟 本 文

変更箇所を 〇 で示す。

変 更 前				補 正 後				変更理由
7-2 使用施設の構造				7-2 使用施設の構造				
使用施設の名称	構 造	床面積(m ²)	設 計 仕 様	使用施設の名称	構 造	床面積(m ²)	設 計 仕 様	
A棟	鉄筋コンクリート	延床面積 約 2 300	耐震：水平震度 0.2 <u>耐火構造</u> 床：ロンリウム 壁：プラスタ 天井：石膏ボード <u>(記載なし)</u>	A棟	鉄筋コンクリート	延床面積 約 2 300	耐震：水平震度 0.2 <u>耐火構造：建築基準法に基づく</u> 床：ロンリウム 壁：プラスタ 天井：石膏ボード <u>標識：人がみだりに管理区域内に立ち入らないようにするため、添付書類 1 の「4. 立入りの防止」に示すとおり、標識を設ける。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・設計仕様の耐火構造に基づく法令名称の適正化を図るため。 ・既に使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「使用許可基準規則」という。）の要求事項を満足しているが、設計仕様についての明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事とも伴わない。 ・表記及び表現の見直しを図るため。
7-3 使用施設の設備				7-3 使用施設の設備				
使用設備の名称	個 数	仕 様	核燃料物質の一日最大取扱量(U)	使用設備の名称	個 数	仕 様	核燃料物質の一日最大取扱量(U)	
局所排気装置 (機器第 1 分析室:A-4)	<u>1</u> 台	風速：開口部定常状態で <u>0.5m/s</u> 以上	<u>1 g</u>	局所排気装置 (機器第 1 分析室:A-4)	<u>1</u> 基	風速：開口部定常状態で <u>0.5 m/s</u> 以上	<u>1 g</u>	
フード (機器分析準備室:A-5)	<u>3</u> 台	風速：開口部定常状態で <u>0.5m/s</u> 以上	<u>1 g</u>	フード (機器分析準備室:A-5)	<u>3</u> 基	風速：開口部定常状態で <u>0.5 m/s</u> 以上	<u>1 g</u>	
フード (湿式第 1 分析室:A-8)	<u>5</u> 台	風速：開口部定常状態で <u>0.5m/s</u> 以上	<u>10 g</u>	フード (湿式第 1 分析室:A-8)	<u>5</u> 基	風速：開口部定常状態で <u>0.5 m/s</u> 以上	<u>10 g</u>	

新旧対照表

A 棟 本 文

変更箇所を _____ で示す。

変 更 前				補 正 後				変更理由
フード (安全管理室:A-23)	1台	風速：開口部定常状態で0.5m/s以上	—	フード (安全管理室:A-23)	1基	風速：開口部定常状態で0.5 m/s以上	—	
発光分光分析装置	1台	高周波誘導結合プラズマ型		発光分光分析装置	1台	高周波誘導結合プラズマ型		
吸光光度分析装置	1台	可視紫外分光型		吸光光度分析装置	1台	可視紫外分光型		
放射線管理設備 排気サンブラ その他	1式 1式	集塵ろ紙式 エアスニファ、β線用退出モニタ		放射線管理設備 排気サンブラ その他	1式 1式	集塵ろ紙式 エアスニファ、β線用退出モニタ		
放射線測定機器の配置を 図7-1-1に示す。				放射線測定機器の配置を 図7-1-1に示す。				
その他	1式	放送設備		その他	1式	放送設備		
7-4 使用施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備 (省略)				7-4 使用施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備 (変更なし)				
8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備				8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備				
8-1 貯蔵施設の位置 (省略)				8-1 貯蔵施設の位置 (変更なし)				
8-2 貯蔵施設の構造				8-2 貯蔵施設の構造				
貯蔵施設の名称	構 造	床面積 (m ²)	設 計 仕 様	貯蔵施設の名称	構 造	床面積 (m ²)	設 計 仕 様	
ウラン貯蔵室	「7-2 使用施設の構造」と同じ	約17	「7-2 使用施設の構造」と同じ <u>(記載なし)</u>	ウラン貯蔵室	「7-2 使用施設の構造」と同じ	約17	「7-2 使用施設の構造」と同じ <u>標識：人がみだりに立ち入らないようにするため、また、核燃料物質が存在することを明示するため、添付書類1の「22.貯蔵施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>	

変 更 前					補 正 後					変更理由		
8-3 貯蔵施設の設備					8-3 貯蔵施設の設備					い。 ・表記の見直しを図るため。 ・誤記修正を行うため。 ・表記の見直しを図るため。		
貯蔵設備の名称	個 数	最大収納量	内容物の主な物理・化学的性状		仕 様	貯蔵設備の名称	個 数	最大収納量	内容物の主な物理・化学的性状		仕 様	
保管庫	1 個	100g(U量)	二酸化ウラン 八三酸化ウラン 硝酸ウラニル	粉末又は液体	スチール製	保管庫	1 個	100 g(U量)	二酸化ウラン 八三酸化ウラン 硝酸ウラニル		粉末又は液体	スチール製
貯蔵設備の名称	個 数	仕 様			貯蔵設備の名称	個 数	仕 様					
放射線管理設備 排気サンブラ その他		「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			放射線管理設備 排気サンブラ その他		「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり					
その他		「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			その他		「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり					
8-4 貯蔵施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備 (省略)					8-4 貯蔵施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備 (変更なし)							
9. 廃棄施設の位置、構造及び設備					9. 廃棄施設の位置、構造及び設備							
9-1 気体廃棄施設					9-1 気体廃棄施設							
A棟の排気系統は1系統であり、高性能エアフィルタ（捕集効率99.97%、0.3μmの粒子）1段を介して、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年原子力規制委員会告示第8号）（以下「線量告示」という。）に定める濃度限度以下の濃度で放出する。					A棟の排気系統は1系統であり、高性能エアフィルタ（捕集効率99.97%、0.3μmの粒子）1段を介して、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年原子力規制委員会告示第8号）（以下「線量告示」という。）に定める濃度限度以下の濃度で放出する。							
9-1-1 気体廃棄施設の位置 (省略)					9-1-1 気体廃棄施設の位置 (変更なし)							
9-1-2 気体廃棄施設の構造					9-1-2 気体廃棄施設の構造							
気体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m ²)	設 計 仕 様		気体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m ²)	設 計 仕 様				
第二機械室(A-46)	鉄骨 ALC 造り	約 110	耐震耐火構造 床：モルタル		第二機械室(A-46)	鉄骨 ALC 造り	約 110	耐震耐火構造 床：モルタル				

変 更 前	補 正 後	変更理由																								
<p>9-1-4 気体廃棄施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備 (省略)</p> <p>9-2 液体廃棄施設 実験室排水及び含ウラン廃液は、A棟廃水受槽に運搬する。機器冷却水は、送水ピットに運搬する。線量告示に定める濃度を超える含ウラン廃液は廃棄物保管室2に保管し、数量のまとまった時点で廃棄物保管室2で化学処理してウランを沈殿分離し、上澄液については線量告示に定める濃度以下であることを確認した後、廃水受槽に運搬する。沈殿物については、ビニル袋に収納の上、200Lドラム缶に収納し固体廃棄物とする。A棟廃水受槽及び送水ピットに貯留した廃液は、放射性物質濃度が線量告示に定める濃度限度以下であることを確認した後、新川へ放出する。 なお、運搬する廃液はドラム缶又はポリエチレン容器に入れ、運搬までの間、受皿等の漏えい対策を施し、区画等の放射線障害防止措置を講じた所定の場所に置く。</p> <p>9-2-1 液体廃棄施設の位置 (省略)</p> <p>9-2-2 液体廃棄施設の構造</p>	<p>9-1-4 気体廃棄施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備 (変更なし)</p> <p>9-2 液体廃棄施設 実験室排水及び含ウラン廃液は、A棟廃水受槽に運搬する。機器冷却水は、送水ピットに運搬する。線量告示に定める濃度を超える含ウラン廃液は廃棄物保管室2に保管し、数量がまとまった時点で廃棄物保管室2において化学処理した後、ウランを沈殿分離する。上澄液については線量告示に定める濃度以下であることを確認した後、廃水受槽に運搬する。沈殿物については、ビニル袋に密封した後、200Lドラム缶に収納し固体廃棄物とする。A棟廃水受槽及び送水ピットに貯留した廃液は、放射性物質濃度が線量告示に定める濃度限度以下であることを確認した後、新川へ放出する。 なお、運搬する廃液はドラム缶又はポリエチレン容器に入れ、運搬までの間、受皿等の漏えい防止対策を施し、区画等の放射線障害防止措置を講じた所定の場所に置く。</p> <p>9-2-1 液体廃棄施設の位置 (変更なし)</p> <p>9-2-2 液体廃棄施設の構造</p>	<p>く、設計変更及び工事も伴わない。</p> <p>・表現の見直しを図るため。</p> <p>・SI単位への表記に記載を統一するため。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p> <p>・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、設計仕様に標識の記載についての明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはなく、設計変更及</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>液体廃棄施設の名称</th> <th>構造</th> <th>床面積 (m²)</th> <th>設計仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A棟廃水受槽 送水ピット</td> <td>鉄筋コンクリート 防水モルタル仕上げ</td> <td>約 80</td> <td>A棟廃水受槽:60m²×2基 送水ピット :10m²×1基 (記載なし)</td> </tr> <tr> <td>廃棄物保管室2</td> <td>「7-2 使用施設の構造」と同じ</td> <td>約 20</td> <td>「7-2 使用施設の構造」と同じ (記載なし)</td> </tr> </tbody> </table>	液体廃棄施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様	A棟廃水受槽 送水ピット	鉄筋コンクリート 防水モルタル仕上げ	約 80	A棟廃水受槽:60m ² ×2基 送水ピット :10m ² ×1基 (記載なし)	廃棄物保管室2	「7-2 使用施設の構造」と同じ	約 20	「7-2 使用施設の構造」と同じ (記載なし)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>液体廃棄施設の名称</th> <th>構造</th> <th>床面積 (m²)</th> <th>設計仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A棟廃水受槽 送水ピット</td> <td>鉄筋コンクリート 防水モルタル仕上げ</td> <td>約 80</td> <td>A棟廃水受槽:60 m²×2基 送水ピット :10 m²×1基 標識:人がみだりに立ち入らないようにするため、添付書類1の「23.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</td> </tr> <tr> <td>廃棄物保管室2</td> <td>「7-2 使用施設の構造」と同じ</td> <td>約 20</td> <td>「7-2 使用施設の構造」と同じ 標識:人がみだりに立ち入らないようにするため、添付書類1の「23.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</td> </tr> </tbody> </table>	液体廃棄施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様	A棟廃水受槽 送水ピット	鉄筋コンクリート 防水モルタル仕上げ	約 80	A棟廃水受槽:60 m ² ×2基 送水ピット :10 m ² ×1基 標識:人がみだりに立ち入らないようにするため、添付書類1の「23.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。	廃棄物保管室2	「7-2 使用施設の構造」と同じ	約 20	「7-2 使用施設の構造」と同じ 標識:人がみだりに立ち入らないようにするため、添付書類1の「23.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。	<p>・表記の見直しを図るため。</p> <p>・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、設計仕様に標識の記載についての明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはなく、設計変更及</p>
液体廃棄施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様																							
A棟廃水受槽 送水ピット	鉄筋コンクリート 防水モルタル仕上げ	約 80	A棟廃水受槽:60m ² ×2基 送水ピット :10m ² ×1基 (記載なし)																							
廃棄物保管室2	「7-2 使用施設の構造」と同じ	約 20	「7-2 使用施設の構造」と同じ (記載なし)																							
液体廃棄施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様																							
A棟廃水受槽 送水ピット	鉄筋コンクリート 防水モルタル仕上げ	約 80	A棟廃水受槽:60 m ² ×2基 送水ピット :10 m ² ×1基 標識:人がみだりに立ち入らないようにするため、添付書類1の「23.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。																							
廃棄物保管室2	「7-2 使用施設の構造」と同じ	約 20	「7-2 使用施設の構造」と同じ 標識:人がみだりに立ち入らないようにするため、添付書類1の「23.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。																							

変 更 前				補 正 後				変更理由
9-2-3 液体廃棄施設の設備				9-2-3 液体廃棄施設の設備				・表記及び表現の見直しを図るため。 ・S I 単位への表記に記載を統一するため。 ・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、設計仕様に標識の記載についての明確
液体廃棄設備の名称	仕 様			液体廃棄設備の名称	仕 様			
上限警報装置 (A棟廃水受槽)	フロート式			上限警報装置 (A棟廃水受槽)	フロート式			
フード (廃棄物保管室2)	1台 風速：開口部定常状態で0.5m/s以上			フード (廃棄物保管室2)	1基 風速：開口部定常状態で0.5 m/s以上			
放射線管理設備				放射線管理設備				
排気サンブラ	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			排気サンブラ	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			
その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			
その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			
9-3 固体廃棄施設				9-3 固体廃棄施設				
9-3-1 固体廃棄施設の位置 (省略)				9-3-1 固体廃棄施設の位置 (変更なし)				
9-3-2 固体廃棄施設の構造				9-3-2 固体廃棄施設の構造				
固体廃棄施設の名称	構 造	床面積(m ²)	設 計 仕 様	固体廃棄施設の名称	構 造	床面積(m ²)	設 計 仕 様	
A棟 容器に封入する前の 固体廃棄物を保管する 場所 廃棄物保管室1 廃棄物保管室2	「7-2 使用施設の構造」と同じ	約50	「7-2 使用施設の構造」と同じ 最大保管数量：2000 ドラム缶換算 50 本 (注) (最大保管数量は、廃棄物保管室1、2の合計)	A棟 容器に封入する前の 固体廃棄物を保管する 場所 廃棄物保管室1 廃棄物保管室2	「7-2 使用施設の構造」と同じ	約50	「7-2 使用施設の構造」と同じ 最大保管数量：200 L ドラム缶換算 50 本 (注) (最大保管数量は、廃棄物保管室1、2の合計)	
容器に封入した固体 廃棄物を保管する場 所 廃棄物保管室1 廃棄物保管室2		約20	(記載なし)	容器に封入した固体 廃棄物を保管する場 所 廃棄物保管室1 廃棄物保管室2		約20	標識：人がみだりに立ち入らないようにするため、添付書類1の「23. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。	
(注) ウラン系廃棄物貯蔵施設及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設の保管能力45 600 本の内数				(注) ウラン系廃棄物貯蔵施設及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設の保管能力45 600 本の内数				

変 更 前		補 正 後		変更理由																
<p>9-3-3 固体廃棄施設の設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>固体廃棄設備の名称</th> <th>仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フード (廃棄物保管室2)</td> <td>1台 風速：開口部定常状態で <u>0.5m/s</u> 以上</td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備 排気サンブラ その他</td> <td>「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり</td> </tr> </tbody> </table>		固体廃棄設備の名称	仕 様	フード (廃棄物保管室2)	1台 風速：開口部定常状態で <u>0.5m/s</u> 以上	放射線管理設備 排気サンブラ その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	<p>9-3-3 固体廃棄施設の設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>固体廃棄設備の名称</th> <th>仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フード (廃棄物保管室2)</td> <td>1基 風速：開口部定常状態で <u>0.5 m/s</u> 以上</td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備 排気サンブラ その他</td> <td>「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり</td> </tr> </tbody> </table>		固体廃棄設備の名称	仕 様	フード (廃棄物保管室2)	1基 風速：開口部定常状態で <u>0.5 m/s</u> 以上	放射線管理設備 排気サンブラ その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	<p>化を行う。 なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</p> <p>・表記及び表現の見直しを図るため。</p>
固体廃棄設備の名称	仕 様																			
フード (廃棄物保管室2)	1台 風速：開口部定常状態で <u>0.5m/s</u> 以上																			
放射線管理設備 排気サンブラ その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり																			
その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり																			
固体廃棄設備の名称	仕 様																			
フード (廃棄物保管室2)	1基 風速：開口部定常状態で <u>0.5 m/s</u> 以上																			
放射線管理設備 排気サンブラ その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり																			
その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり																			

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>1. 閉じ込めの機能</p> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p>	<p>1. 閉じ込めの機能</p> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p>	<p>・既に使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「使用許可基準規則」という。）の要求事項を満足しているが、汚染を検査する設備について、サーベイメータを用いる場合もあるため、サーベイメータを追記し明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工</p>
<p>1.1 概要 (省略)</p> <p>1.2 換気設備 (省略)</p> <p>1.3 管理区域 本施設の管理区域内において放射線業務従事者が遵守すべき一般的原則を次に示す。 (1) 管理区域への立入りは所定の出入口（以下「指定出入口」という。）のみを使用し、他の出入口は緊急時及び特別の許可のある場合以外は使用しない。 (2) 管理区域外への退出の際には、指定出入口に設置される<u>退出モニタ</u>により汚染を検査し、異常のないことを確認した後に退出する。 (3) 管理区域へ立入るための必要防護装備は、作業衣、作業靴である。これらの防護装備の着脱は原則として更衣室において行う。その他作業内容に応じてゴム手袋等を使用する。 (4) 管理区域内で使用する防護装備、作業衣等は、管理区域外では使用しない。</p>	<p>1.1 概要 (変更なし)</p> <p>1.2 換気設備 (変更なし)</p> <p>1.3 管理区域 本施設の管理区域内において放射線業務従事者が遵守すべき一般的原則を次に示す。 (1) 管理区域への立入りは所定の出入口（以下「指定出入口」という。）のみを使用し、他の出入口は緊急時及び特別の許可のある場合以外は使用しない。 (2) 管理区域外への退出の際には、指定出入口に設置される<u>退出モニタ又はサーベイメータ</u>により汚染を検査し、異常のないことを確認した後に退出する。 (3) 管理区域へ立入るための必要防護装備は、作業衣、作業靴である。これらの防護装備の着脱は原則として更衣室において行う。その他作業内容に応じてゴム手袋等を使用する。 (4) 管理区域内で使用する防護装備、作業衣等は、管理区域外では使用しない。</p>	

変更前	補正後	変更理由
<p>(5) 管理区域内で作業を行う者及び一時立ち入りを許可された者は、<u>TLD</u>バッジを装着する。</p> <p>(6) 管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する。</p> <p>(7) 管理区域外に物品を搬出する場合には、必ず搬出サーベイを行い、汚染のないことを確認した後搬出する。</p> <p>2. 遮蔽</p> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p>	<p>(5) 管理区域内で作業を行う者及び一時立ち入りを許可された者は、<u>個人線量計</u>を装着する。</p> <p>(6) 管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する。</p> <p>(7) 管理区域外に物品を搬出する場合には、必ず搬出サーベイを行い、汚染のないことを確認した後搬出する。</p> <p>2. 遮蔽</p> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p>	<p>事も伴わない。</p> <p>・許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可（令和4年12月20日付け原規規発第2212203号）を受けて規定済みの個人線量計の種類を特定しない記載への変更の内容と整合を図るため。</p>
<p>2.1 概要 (省略)</p> <p>2.2 実効線量の評価</p> <p>(1) 評価条件</p> <p>評価対象は、放射線業務従事者の実効線量については固体廃棄施設、管理区域境界の実効線量については「固体廃棄施設のための室」及び「固体廃棄施設のほか液体廃棄施設がある室」とする。線源はウラン粉末の球線源が存在するものとする。線源物質データ、遮蔽物質データ、線源強度、線源から評価点までの距離を基に計算コードQAD⁽¹⁾⁽²⁾を使用して求める。線源スペクトルは計算コードORIGEN⁽³⁾を使用して求める。</p> <p>① 放射線業務従事者の実効線量</p> <p>核燃料物質で汚染された放射性廃棄物を収納したドラム缶1本を作業場所へ運搬し、ドラム缶表面から<u>10cm</u>の距離で1日3時間、年間750時間（50週）の作業を行うものとする。評価に用いた条件を表1に、計算モデル概念図を図1に示す。</p> <p>② 管理区域境界の実効線量</p> <p>固体廃棄施設のための室は、廃棄物保管室1である。また、固体廃棄施設のほかに液体廃棄施設がある室は廃棄物保管室2である。それぞれの室における各施設の個別の各種評価対象物でのウランの性状、取扱量、遮蔽物質及びその厚さ並びに個別の各種評価対象物のある室の位置及び個別の各種評価対象物の室内での配置を考慮した上で、管理区域境界ま</p>	<p>2.1 概要 (変更なし)</p> <p>2.2 実効線量の評価</p> <p>(1) 評価条件</p> <p>評価対象は、放射線業務従事者の実効線量については固体廃棄施設、管理区域境界の実効線量については「固体廃棄施設のための室」及び「固体廃棄施設のほか液体廃棄施設がある室」とする。線源はウラン粉末の球線源が存在するものとする。線源物質データ、遮蔽物質データ、線源強度、線源から評価点までの距離を基に計算コードQAD⁽¹⁾⁽²⁾を使用して求める。線源スペクトルは計算コードORIGEN⁽³⁾を使用して求める。</p> <p>① 放射線業務従事者の実効線量</p> <p>核燃料物質で汚染された放射性廃棄物を収納したドラム缶1本を作業場所へ運搬し、ドラム缶表面から<u>10 cm</u>の距離で1日3時間、年間750時間（50週）の作業を行うものとする。評価に用いた条件を表1に、計算モデル概念図を図1に示す。</p> <p>② 管理区域境界の実効線量</p> <p>固体廃棄施設のための室は、廃棄物保管室1である。また、固体廃棄施設のほかに液体廃棄施設がある室は、<u>廃棄物保管室2</u>である。それぞれの室における各施設の個別の各種評価対象物でのウランの性状、取扱量、遮蔽物質及びその厚さ並びに個別の各種評価対象物のある室の位置<u>並びに</u>個別の各種評価対象物の室内での配置を考慮した上で、管理区域境界ま</p>	<p>・表記の見直しを図るため。</p> <p>・表現の見直し</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由																								
<p>での距離を算出し、管理区域境界での実効線量をそれぞれ評価する。その結果、個別の各種評価対象物の管理区域境界での実効線量の合計が最も大きい室は、廃棄物保管室 2 であり、廃棄物保管室 2 についての詳細な評価を示す。なお、線量を評価するに当たり、他室からの寄与は、壁等による遮蔽効果及び評価点までの距離があることから、考慮しない。評価に用いた条件を表 2 に、計算モデル概念図を図 2 に示す。</p> <p>また、管理区域境界における実効線量の最大評価点を図 3 に示す。</p> <p>廃棄物保管室 2 の固体廃棄施設については、個別評価対象物を保管するドラム缶とし、管理区域境界に最も近い外壁表面を評価点とし、ドラム缶を内壁に隣接させ、内壁から外壁表面までの距離を <u>20cm</u> (壁厚) とする。</p> <p>廃棄物保管室 2 の液体廃棄施設については、個別評価対象物を作業フード (1台) とし、管理区域境界に最も近い外壁表面を評価点とし、フードが内壁に接していることから、フード表面から外壁表面までの距離を <u>20cm</u> (壁厚) とする。</p>	<p>での距離を算出し、管理区域境界での実効線量をそれぞれ評価する。その結果、個別の各種評価対象物の管理区域境界での実効線量の合計が最も大きい室は、廃棄物保管室 2 であり、廃棄物保管室 2 についての詳細な評価を示す。なお、線量を評価するに当たり、他室からの寄与は、壁等による遮蔽効果及び評価点までの距離があることから、考慮しない。評価に用いた条件を表 2 に、計算モデル概念図を図 2 に示す。</p> <p>また、管理区域境界における実効線量の最大評価点を図 3 に示す。</p> <p>廃棄物保管室 2 の固体廃棄施設については、個別評価対象物を保管するドラム缶とし、管理区域境界に最も近い外壁表面を評価点とし、ドラム缶を内壁に隣接させ、内壁から外壁表面までの距離を <u>20 cm</u> (壁厚) とする。</p> <p>廃棄物保管室 2 の液体廃棄施設については、個別評価対象物を作業フード (1基) とし、管理区域境界に最も近い外壁表面を評価点とし、フードが内壁に接していることから、フード表面から外壁表面までの距離を <u>20 cm</u> (壁厚) とする。</p>	<p>を図るため。</p> <p>・表記及び表現の見直しを図るため。</p>																								
<p>表 1 放射線業務従事者の実効線量の評価に用いた条件</p> <table border="1" data-bbox="206 710 943 1066"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>評価対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>線源物質データ</td> <td>酸化ウラン <u>34g</u> (U : O₂=7.44 : 1=<u>30g³³¹</u> : 4g)</td> </tr> <tr> <td>線源対象評価</td> <td>ウラン及びその娘核種からのγ線</td> </tr> <tr> <td>考慮する遮蔽体の材質、密度、厚さ</td> <td>鉄 : <u>7.2g/cm³</u> <u>0.12cm</u> (ドラム缶)</td> </tr> <tr> <td>線源領域のモデル化</td> <td>ウラン粉末 : 球線源 半径 <u>1.6cm</u> 線源物質 : 酸化ウラン <u>2g/cm³³²</u></td> </tr> <tr> <td>遮蔽定数</td> <td>線量換算係数 : ICRP Pub. 74⁽⁴⁾データの値</td> </tr> </tbody> </table>	評価対象	評価対象	線源物質データ	酸化ウラン <u>34g</u> (U : O ₂ =7.44 : 1= <u>30g³³¹</u> : 4g)	線源対象評価	ウラン及びその娘核種からのγ線	考慮する遮蔽体の材質、密度、厚さ	鉄 : <u>7.2g/cm³</u> <u>0.12cm</u> (ドラム缶)	線源領域のモデル化	ウラン粉末 : 球線源 半径 <u>1.6cm</u> 線源物質 : 酸化ウラン <u>2g/cm³³²</u>	遮蔽定数	線量換算係数 : ICRP Pub. 74 ⁽⁴⁾ データの値	<p>表 1 放射線業務従事者の実効線量の評価に用いた条件</p> <table border="1" data-bbox="1149 710 1892 1066"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>評価対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>線源物質データ</td> <td>酸化ウラン : <u>34 g</u> (U : O₂=7.44 : 1=<u>30 g³³¹</u> : 4 g)</td> </tr> <tr> <td>評価対象線源</td> <td>ウラン及びその子孫核種からのγ線</td> </tr> <tr> <td>考慮する遮蔽体の材質、密度、厚さ</td> <td>鉄 : <u>7.2 g/cm³</u> <u>0.12 cm</u> (ドラム缶)</td> </tr> <tr> <td>線源領域のモデル化</td> <td>ウラン粉末 : 球線源 半径 <u>1.6 cm</u> 線源物質 : 酸化ウラン <u>2 g/cm³³²</u></td> </tr> <tr> <td>遮蔽定数</td> <td>線量換算係数 : ICRP Pub. 74⁽⁴⁾データの値</td> </tr> </tbody> </table>	評価対象	評価対象	線源物質データ	酸化ウラン : <u>34 g</u> (U : O ₂ =7.44 : 1= <u>30 g³³¹</u> : 4 g)	評価対象線源	ウラン及びその子孫核種からのγ線	考慮する遮蔽体の材質、密度、厚さ	鉄 : <u>7.2 g/cm³</u> <u>0.12 cm</u> (ドラム缶)	線源領域のモデル化	ウラン粉末 : 球線源 半径 <u>1.6 cm</u> 線源物質 : 酸化ウラン <u>2 g/cm³³²</u>	遮蔽定数	線量換算係数 : ICRP Pub. 74 ⁽⁴⁾ データの値	<p>・表記の見直しを図るため。</p> <p>・誤記修正のため。</p>
評価対象	評価対象																									
線源物質データ	酸化ウラン <u>34g</u> (U : O ₂ =7.44 : 1= <u>30g³³¹</u> : 4g)																									
線源対象評価	ウラン及びその娘核種からのγ線																									
考慮する遮蔽体の材質、密度、厚さ	鉄 : <u>7.2g/cm³</u> <u>0.12cm</u> (ドラム缶)																									
線源領域のモデル化	ウラン粉末 : 球線源 半径 <u>1.6cm</u> 線源物質 : 酸化ウラン <u>2g/cm³³²</u>																									
遮蔽定数	線量換算係数 : ICRP Pub. 74 ⁽⁴⁾ データの値																									
評価対象	評価対象																									
線源物質データ	酸化ウラン : <u>34 g</u> (U : O ₂ =7.44 : 1= <u>30 g³³¹</u> : 4 g)																									
評価対象線源	ウラン及びその子孫核種からのγ線																									
考慮する遮蔽体の材質、密度、厚さ	鉄 : <u>7.2 g/cm³</u> <u>0.12 cm</u> (ドラム缶)																									
線源領域のモデル化	ウラン粉末 : 球線源 半径 <u>1.6 cm</u> 線源物質 : 酸化ウラン <u>2 g/cm³³²</u>																									
遮蔽定数	線量換算係数 : ICRP Pub. 74 ⁽⁴⁾ データの値																									
<p>※ 1 : A 棟の固体廃棄物搬出先であるウラン廃棄物処理施設でのドラム缶 1 本あたりの実測値に基づき保守側に設定した値 <u>30gU/本</u> を使用</p> <p>※ 2 : 晶析製品転換後の燃料製造適応性評価⁽⁵⁾より、酸化ウラン粉末の密度は 1.0~<u>3.0g/cm³</u>程度であることから、本評価では酸化ウラン粉末の密度を <u>2g/cm³</u> とする (表 2 中も同)</p>	<p>※ 1 : A 棟の固体廃棄物搬出先であるウラン廃棄物処理施設でのドラム缶 1 本あたりの実測値に基づき保守側に設定した値 <u>30 gU/本</u> を使用</p> <p>※ 2 : 晶析製品転換後の燃料製造適応性評価⁽⁵⁾より、酸化ウラン粉末の密度は 1.0~<u>3.0 g/cm³</u>程度であることから、本評価では酸化ウラン粉末の密度を <u>2 g/cm³</u> とする (表 2 中も同じ)</p>	<p>・表記及び表現の見直しを図るため。</p>																								
<p>表 2 管理区域境界の実効線量の評価に用いた条件</p> <table border="1" data-bbox="114 1262 999 1439"> <thead> <tr> <th>個別評価対象物</th> <th>評価条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ドラム缶 (固体廃棄施設内)</td> <td>酸化ウラン <u>1 701.6g</u> (U : O₂=7.44 : 1=<u>1 500g³³¹</u> : <u>201.6g</u>)</td> </tr> <tr> <td>作業フード (1台)</td> <td>酸化ウラン <u>113.4g</u> (U : O₂=7.44 : 1=<u>100g³³²</u> : <u>13.4g</u>)</td> </tr> </tbody> </table>	個別評価対象物	評価条件	ドラム缶 (固体廃棄施設内)	酸化ウラン <u>1 701.6g</u> (U : O ₂ =7.44 : 1= <u>1 500g³³¹</u> : <u>201.6g</u>)	作業フード (1台)	酸化ウラン <u>113.4g</u> (U : O ₂ =7.44 : 1= <u>100g³³²</u> : <u>13.4g</u>)	<p>表 2 管理区域境界の実効線量の評価に用いた条件</p> <table border="1" data-bbox="1066 1262 1951 1439"> <thead> <tr> <th>個別評価対象物</th> <th>評価条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ドラム缶 (固体廃棄施設内)</td> <td>酸化ウラン : <u>1 701.6 g</u> (U : O₂=7.44 : 1=<u>1 500 g³³¹</u> : <u>201.6 g</u>)</td> </tr> <tr> <td>作業フード (1基)</td> <td>酸化ウラン : <u>113.4 g</u> (U : O₂=7.44 : 1=<u>100 g³³²</u> : <u>13.4 g</u>)</td> </tr> </tbody> </table>	個別評価対象物	評価条件	ドラム缶 (固体廃棄施設内)	酸化ウラン : <u>1 701.6 g</u> (U : O ₂ =7.44 : 1= <u>1 500 g³³¹</u> : <u>201.6 g</u>)	作業フード (1基)	酸化ウラン : <u>113.4 g</u> (U : O ₂ =7.44 : 1= <u>100 g³³²</u> : <u>13.4 g</u>)	<p>・表記の見直しを図るため。</p>												
個別評価対象物	評価条件																									
ドラム缶 (固体廃棄施設内)	酸化ウラン <u>1 701.6g</u> (U : O ₂ =7.44 : 1= <u>1 500g³³¹</u> : <u>201.6g</u>)																									
作業フード (1台)	酸化ウラン <u>113.4g</u> (U : O ₂ =7.44 : 1= <u>100g³³²</u> : <u>13.4g</u>)																									
個別評価対象物	評価条件																									
ドラム缶 (固体廃棄施設内)	酸化ウラン : <u>1 701.6 g</u> (U : O ₂ =7.44 : 1= <u>1 500 g³³¹</u> : <u>201.6 g</u>)																									
作業フード (1基)	酸化ウラン : <u>113.4 g</u> (U : O ₂ =7.44 : 1= <u>100 g³³²</u> : <u>13.4 g</u>)																									

変更前		修正後		変更理由	
評価対象線源	ドラム缶（固体廃棄施設内） 作業フード（1台）	ウラン及びその娘核種からのγ線	ドラム缶（固体廃棄施設内） 作業フード（1基）	ウラン及びその子孫核種からのγ線	・表現の見直し及び誤記修正のため。 ・表記の見直しを図るため。
考慮する遮蔽体の材質、密度、厚さ	ドラム缶（固体廃棄施設内）	鉄（ドラム缶；図2中「X」）： <u>7.2g/cm³</u> <u>0.12cm</u> （図2中「b」） 鉄筋コンクリート（壁）： <u>2.05g/cm³</u> <u>20cm</u>	ドラム缶（固体廃棄施設内）	鉄（ドラム缶；図2中「X」）： <u>7.2g/cm³</u> <u>0.12cm</u> （図2中「b」） 鉄筋コンクリート（壁）： <u>2.05g/cm³</u> <u>20cm</u>	
	作業フード（1台）	鉄筋コンクリート（壁）： <u>2.05g/cm³</u> <u>20cm</u> フード遮蔽考慮せず ^{※3} （図2中「X」無し、「b=0」）	作業フード（1基）	鉄筋コンクリート（壁）： <u>2.05g/cm³</u> <u>20cm</u> フード遮蔽考慮せず ^{※3} （図2中「X」無し、「b=0」）	
線源領域のモデル化	ドラム缶（固体廃棄施設内）	ウラン粉末：球線源 半径 <u>5.88cm</u> （図2中「a/2」） 線源物質：酸化ウラン <u>2g/cm³</u>	ドラム缶（固体廃棄施設内）	ウラン粉末：球線源 半径 <u>5.88cm</u> （図2中「a/2」） 線源物質：酸化ウラン <u>2g/cm³</u>	
	作業フード（1台）	ウラン粉末 ^{※4} ：球線源 半径 <u>2.38cm</u> （図2中「a/2」） 線源物質：酸化ウラン <u>2g/cm³</u>	作業フード（1基）	ウラン粉末 ^{※4} ：球線源 半径 <u>2.38cm</u> （図2中「a/2」） 線源物質：酸化ウラン <u>2g/cm³</u>	
遮蔽定数	ドラム缶（固体廃棄施設内）	線量換算係数：ICRP Pub.74 ⁽⁴⁾ データの値	ドラム缶（固体廃棄施設内）	線量換算係数：ICRP Pub.74 ⁽⁴⁾ データの値	・表記の見直しを図るため。
	作業フード（1台）		作業フード（1基）		
※1： <u>30gU/本</u> ×廃棄物保管室2の最大保管数量50本= <u>1500gU</u> ※2：フードでの想定最大使用量 ※3：フードには開口部があるため、フードによる遮蔽は考慮しない ※4：液体廃棄施設にある作業フードでは、ウラン溶液を沈澱分離させ、溶液中のウランを沈澱物として回収するため、評価対象をウラン粉末とする。		※1： <u>30gU/本</u> ×廃棄物保管室2の最大保管数量50本= <u>1500gU</u> ※2：フードでの想定最大使用量 ※3：フードには開口部があるため、フードによる遮蔽は考慮しない ※4：液体廃棄施設にある作業フードでは、ウラン溶液を沈澱分離させ、溶液中のウランを沈澱物として回収するため、評価対象をウラン粉末とする。			
・図1 放射線業務従事者の線量計算モデル概念図 (省略) ・図2 管理区域境界の線量計算モデル概念図 (省略) ・図3 管理区域境界の線量評価に用いる線源配置と評価点 (省略)		・図1 放射線業務従事者の線量計算モデル概念図 (変更なし) ・図2 管理区域境界の線量計算モデル概念図 (変更なし) ・図3 管理区域境界の線量評価に用いる線源配置と評価点 (変更なし)			
(2) 評価結果 放射線業務従事者の実効線量は1日（3h）で <u>0.6μSv</u> 、1年間（750h）で <u>0.1mSv</u> となり、線量告示に比べて十分低い。 管理区域境界での実効線量の合計が最も大きい廃棄物保管室2における個別評価対象物の管理区域境界での線量率はドラム缶（固体廃棄施設内）で <u>1.0μSv/h</u> 、作業フード（1台）で <u>0.11μSv/h</u> であり、それぞれの合計で <u>1.1μSv/h</u> となり、 <u>500h/3月</u> で評価した結果、		(2) 評価結果 放射線業務従事者の実効線量は1日（3h）で <u>0.6μSv</u> 、1年間（750h）で <u>0.1mSv</u> となり、線量告示に比べて十分低い。 管理区域境界での実効線量の合計が最も大きい廃棄物保管室2における個別評価対象物の線量率は、ドラム缶（固体廃棄施設内）で <u>1.0μSv/h</u> 、作業フード（1基）で <u>0.11μSv/h</u>		・表現の見直しを図るため。	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>0.55mSv/3月となり、線量告示に定める管理区域境界での実効線量である1.3 mSv/3月を超えることはない。</p> <p>3. 火災等による損傷の防止</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（次項において「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p> </div> <p>3.1 火災による損傷の防止 本施設は鉄筋コンクリート造り及び鉄骨造ALC（軽量気泡コンクリート）である。建家の大部分は、鉄骨、鉄筋、軽量気泡コンクリート、コンクリート、石膏ボード、鋼製建具等の不燃材料で構成されており、また、建家内の設備機器類も大部分が金属その他の不燃材料で構成されているので、火災の発生するおそれは少ない。</p> <p>3.2 爆発による損傷の防止 本施設内で爆発事故の可能性のあるのは、可燃性有機溶媒を使用する作業に限られる。フード内で使用する可燃性有機溶媒は第四類少量未満危険物制限量以内で取り扱うとともに、フード内を換気することで爆発、引火を防止する。</p> <p>3.3 火災の拡大防止対策 仮に火災が発生したとしても、以下のような対策が施されているので、装置内の放射性物質の放出につながるような大火災となる可能性はない。 建家内各所には、消防法に基づく煙感知器を組み込んだ自動火災報知設備を設けて火災の早期発見に備え、更に初期消火できるよう、油火災、一般火災及び電気火災に使用できる粉末消火器を建家内に配置している。 また、建家周辺には消防法に基づく屋外消火栓を配置しており、必要な箇所の消火と他施設からの延焼防止に備える。 建家各室内の境界壁は鉄筋コンクリート造り及び鉄骨造ALC（軽量気泡コンクリート）、金属製扉等により構成されており、扉は常時閉じられているので、火災が建家内全面に広が</p>	<p>であり、それぞれの合計で1.1 μSv/hとなり、500 h/3月で評価した結果、0.55 mSv/3月となり、線量告示に定める管理区域境界での実効線量である1.3 mSv/3月を超えることはない。</p> <p>3. 火災等による損傷の防止</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（次項において「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p> </div> <p>3.1 火災による損傷の防止 本施設は鉄筋コンクリート造り及び鉄骨造ALC（軽量気泡コンクリート）である。建家の大部分は、鉄骨、鉄筋、軽量気泡コンクリート、コンクリート、石膏ボード、鋼製建具等の不燃材料で構成されており、また、建家内の設備機器類も大部分が金属その他の不燃材料で構成されているので、火災の発生するおそれは少ない。</p> <p>3.2 爆発による損傷の防止 本施設内で爆発事故の可能性のあるのは、可燃性有機溶媒を使用する作業に限られる。フード内で使用する可燃性有機溶媒は、第四類少量未満危険物を制限量以内で取り扱うとともに、フード内を換気することで爆発、引火を防止する。</p> <p>3.3 火災の拡大防止対策 仮に火災が発生したとしても、以下のような対策が施されているので、装置内の放射性物質の放出につながるような大火災となる可能性はない。 建家内各所には、消防法に基づく煙感知器を組み込んだ自動火災報知設備を設けて火災の早期発見に備え、更に初期消火できるよう、油火災、一般火災及び電気火災に使用できる粉末消火器を建家内に配置している。 また、建家周辺には消防法に基づく屋外消火栓を配置しており、必要な箇所の消火と他施設からの延焼防止に備える。 建家各室内の境界壁は鉄筋コンクリート造り及び鉄骨造ALC（軽量気泡コンクリート）、金属製扉等により構成されており、扉は常時閉じられているので、火災が建家内全面に広が</p>	<p>・表記の見直しを図るため。</p> <p>・表現の見直しを図るため。</p> <p>・表現の見直しを図るため。</p>

新旧対照表

A棟

添付書類 1

変更箇所を 示す。

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>ることはない。</p>	<p>ることはない。</p>	
<p>3.4 放射性廃棄物の火災防止対策 (省略)</p>	<p>3.4 放射性廃棄物の火災防止対策 (変更なし)</p>	
<p>4. 立ち入りの防止 (省略)</p>	<p>4. 立入りの防止 (章題のみ変更)</p>	
<p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p>	<p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p>	<p>・使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正（令和2年4月1日施行。以下、変更理由においては「法令改正」という。）のため。</p>
<p>5. 自然現象による影響の考慮</p>	<p>5. 自然現象による影響の考慮</p>	
<p>第六条 使用施設等（使用前検査対象施設を除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>第六条 使用施設等（使用前検査対象施設を除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	
<p>5.1 施設の地盤 (省略)</p>	<p>5.1 施設の地盤 (変更なし)</p>	
<p>5.2 地震による損傷の防止 (省略)</p>	<p>5.2 地震による損傷の防止 (変更なし)</p>	
<p>5.3 津波による損傷の防止 本施設は、核燃料サイクル工学研究所の中央部に位置し、海岸から約 <u>650m</u>、海拔約 <u>8.5 m</u> の場所に設置しているため、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。</p>	<p>5.3 津波による損傷の防止 本施設は、核燃料サイクル工学研究所の中央部に位置し、海岸から約 <u>650 m</u>、海拔約 <u>8.5 m</u> の場所に設置しているため、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。</p>	<p>・表記の見直しを図るため。</p>
<p>5.4 外部からの衝撃による損傷の防止 本施設は、建築基準法に従い風圧力、積雪等の外力も考慮した設計を行っており、台風や積雪等による被害を受けるおそれは少ない。 また、A棟近傍には比較的大きな一級河川として久慈川と新川があるが、久慈川は北方に約 <u>5 km</u> 離れており、新川は水量が少ないため、河川の氾濫による洪水のおそれはない。</p>	<p>5.4 外部からの衝撃による損傷の防止 本施設は、建築基準法に従い風圧力、積雪等の外力も考慮した設計を行っており、台風や積雪等による被害を受けるおそれは少ない。 また、A棟近傍には比較的大きな一級河川として久慈川と新川があるが、久慈川は北方に約 <u>5 km</u> 離れており、新川は水量が少ないため、河川の氾濫による洪水のおそれはない。</p>	<p>・表記の見直しを図るため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>6. 核燃料物質の臨界防止 (省略)</p> <p>第七条 使用前検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>7. 使用前検査対象施設の地盤 (省略)</p> <p>第八条 使用前検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する使用前検査対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。）にあつては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該使用前検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>8. 地震による損傷の防止 (省略)</p> <p>第九条 使用前検査対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある使用前検査対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>6. 核燃料物質の臨界防止 (変更なし)</p> <p>第七条 使用前検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>7. 使用前検査対象施設の地盤 (変更なし)</p> <p>第八条 使用前検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する使用前検査対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。）にあつては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該使用前検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>8. 地震による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第九条 使用前検査対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある使用前検査対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	

変更前	補正後	変更理由
<p>9. 津波による損傷の防止 (省略)</p> <div data-bbox="134 363 1012 445" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第十条 使用前検査対象施設は、その供用中に当該使用前検査対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> </div>	<p>9. 津波による損傷の防止 (変更なし)</p> <div data-bbox="1077 363 1955 445" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第十条 使用前検査対象施設は、その供用中に当該使用前検査対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> </div>	
<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (省略)</p> <div data-bbox="134 580 1012 837" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第十一条 使用前検査対象施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。 2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。 3 使用前検査対象施設は、工場等内又はその周辺において想定される当該使用前検査対象施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p> </div>	<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (変更なし)</p> <div data-bbox="1077 580 1955 837" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第十一条 使用前検査対象施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。 2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。 3 使用前検査対象施設は、工場等内又はその周辺において想定される当該使用前検査対象施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p> </div>	
<p>11. 使用前検査対象施設への人の不法な侵入等の防止 (省略)</p> <div data-bbox="134 975 1012 1198" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第十二条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、使用前検査対象施設への人の不法な侵入、使用前検査対象施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。 2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p> </div>	<p>11. 使用前検査対象施設への人の不法な侵入等の防止 (変更なし)</p> <div data-bbox="1077 975 1955 1198" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第十二条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、使用前検査対象施設への人の不法な侵入、使用前検査対象施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。 2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p> </div>	
<p>12. 溢水による損傷の防止 (省略)</p> <div data-bbox="134 1337 1012 1418" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第十三条 使用前検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> </div>	<p>12. 溢水による損傷の防止 (変更なし)</p> <div data-bbox="1077 1337 1955 1418" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第十三条 使用前検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> </div>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (省略)</p> <p>第十四条 使用前検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十四条 使用前検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>14. 飛散物による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十五条 使用前検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>14. 飛散物による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十五条 使用前検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (省略)</p> <p>第十六条 使用前検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。 2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (変更なし)</p> <p>第十六条 使用前検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。 2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>16. 環境条件を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十七条 使用前検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>16. 環境条件を考慮した設計 (変更なし)</p> <p>第十七条 使用前検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	
<p>17. 検査等を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十八条 使用前検査対象施設は、当該使用前検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>17. 検査等を考慮した設計 (変更なし)</p> <p>第十八条 使用前検査対象施設は、当該使用前検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>18. 使用前検査対象施設の共用 (省略)</p> <p>第十九条 使用前検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、使用前検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>18. 使用前検査対象施設の共用 (変更なし)</p> <p>第十九条 使用前検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、使用前検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>19. 誤操作の防止 (省略)</p> <p>第二十条 使用前検査対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。 2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>19. 誤操作の防止 (変更なし)</p> <p>第二十条 使用前検査対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。 2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	
<p>20. 安全避難通路等 (省略)</p> <p>第二十一条 使用前検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p>	<p>20. 安全避難通路等 (変更なし)</p> <p>第二十一条 使用前検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p>	
<p>21. 設計評価事故時の放射線障害の防止 (省略)</p> <p>第二十二条 使用前検査対象施設は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p>	<p>21. 設計評価事故時の放射線障害の防止 (変更なし)</p> <p>第二十二条 使用前検査対象施設は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>22. 貯蔵施設</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。 二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。 三 標識を設けるものであること。 <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p> </div> <p>本施設の貯蔵施設としてウラン貯蔵室（A-16）があり、保管庫1個と、使用を終了し維持管理中の設備としてウラン保管用フード1台が設置されている。ウラン保管用フードは排風機に接続し、施設運転時は排気されている。</p> <p>核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、貯蔵室扉へ施錠の措置を講じる。</p>	<p>22. 貯蔵施設</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。 二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。 三 標識を設けるものであること。 <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p> </div> <p>本施設の貯蔵施設として、ウラン貯蔵室（A-16）があり、保管庫1個と、使用を終了し維持管理中の設備としてウラン保管用フード1基が設置されており、排風機に接続し、施設運転時は排気されている。核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、貯蔵室扉へ施錠の措置を講じる。</p> <p><u>また、出入口には「貯蔵室」及び「許可なくして立入りを禁ずる」旨の表示を行う。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現の見直しを図るため。 ・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、法令要求事項である記載の明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変更はなくなり、設計変更及び工事も伴わない。

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>23. 廃棄施設</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	<p>23. 廃棄施設</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	
<p>23.1 気体状の放射性廃棄物管理 (省略)</p> <p>23.1.1 気体状の放射性廃棄物の管理方法</p> <p>本施設の気体廃棄施設として第二機械室がある。</p> <p>廃棄設備として、排気処理装置、排気口等があり、使用を終了し維持管理中の設備として、非常用排風機及び逆止弁を含む排気系統がある。非常用排風機は電源ケーブルを取外し起動できないよう処置をして保管中であり、逆止弁及びダクトは使用中の排気系統に接続しているが、逆止弁により閉止状態を維持している。</p> <p>排気系統は1系統であり、施設の排気は気体廃棄物として高性能エアフィルタを介し大気中に放出し、排気サンブラによる排気中の放射性物質をろ紙で採取し測定を行うことにより、排気中の放射性物質濃度が線量告示に定める濃度限度を超えないよう管理する。</p> <p>気体廃棄物の処理については、下部要領等で定めた方法で行う。</p> <p>23.1.2 管理区域内の放射性物質濃度</p> <p>(1) 概要</p> <p>管理区域内における放射性物質濃度を評価する。評価対象室は、「固体廃棄施設のみ の室」及び「固体廃棄施設のほか液体廃棄施設がある室」とする。評価において、保管</p>	<p>23.1 気体状の放射性廃棄物管理 (変更なし)</p> <p>23.1.1 気体状の放射性廃棄物の管理方法</p> <p>本施設の気体廃棄施設として第二機械室がある。</p> <p>廃棄設備として、排気処理装置、排気口等があり、使用を終了し維持管理中の設備として、非常用排風機及び逆止弁を含む排気系統がある。非常用排風機は電源ケーブルを取外し、措置して保管中であり、逆止弁及びダクトは使用中の排気系統に接続しているが、逆止弁により閉止状態を維持している。</p> <p>排気系統は1系統であり、施設の排気は気体廃棄物として高性能エアフィルタを介し大気中に放出し、排気サンブラによる排気中の放射性物質をろ紙で採取し測定を行うことにより、排気中の放射性物質濃度が線量告示に定める濃度限度を超えないよう管理する。</p> <p>気体廃棄物の処理については、下部要領等で定めた方法で行う。</p> <p>23.1.2 管理区域内の放射性物質濃度</p> <p>(1) 概要</p> <p>管理区域内における放射性物質濃度を評価する。評価対象室は、「固体廃棄施設のみ の室」及び「固体廃棄施設のほか液体廃棄施設がある室」とする。評価において、保管</p>	<p>・表現の見直しを図るため。</p> <p>・表現の見直し</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由																				
<p>する固体廃棄物についてはビニールシート等で梱包し、ドラム缶等の閉じ込め性の高い金属性容器に収納するほか、容器に収納できない大型の構造物等はビニールシート等で多重に梱包する汚染拡大防止措置を施すため、容器等からの空気中への放射性物質の漏洩は無いものとする。また、使用施設において密閉状態で運転する設備についても、空気中への放射性物質の漏洩は無いものとする。23.1.2(2)③の評価結果より、各評価対象室の空気中の放射性物質濃度は、線量告示に定める放射性物質の濃度限度より十分に小さい。</p> <p>以下に、管理区域内の放射性物質濃度の評価の詳細を示す。</p> <p>(2) 管理区域内の放射性物質濃度の評価</p> <p>① 評価方法</p> <p>空気中の放射性物質濃度の評価は、RADIOISOTOPES、32、260～269(1983)⁽⁶⁾より、下表に示す係数を用いて、式1により算出する。</p> <table border="1" data-bbox="181 719 976 948"> <caption>表 飛散に係る要素の分類と係数</caption> <thead> <tr> <th>飛散に係わる要素の分類</th> <th>係 数 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>核種 (²³⁵U、²³⁸U) による飛散率/日^(*)</td> <td>10⁻⁷</td> </tr> <tr> <td>物理的形態による係数</td> <td>粉末：×10、液体：×1、塊：×0.1</td> </tr> <tr> <td>取扱行為による係数</td> <td>加熱：×100、化学反応及び機械加工：×10 一般的操作：×1、静置：×0.1</td> </tr> <tr> <td>閉じ込め性による係数</td> <td>フード等：×0.1、開放：×1</td> </tr> </tbody> </table> <p>式1：空気中の放射性物質濃度＝(取扱量×飛散率×物理形態係数×取扱行為係数×閉じ込め性による係数×比放射能)÷(1時間あたりの排気量×作業時間)</p> <p>なお、一日あたりの作業時間は8時間とし、天然ウランの比放射能は、2.615×10⁴Bq/g Uとする。</p> <p>※1：RADIOISOTOPES、32、260～269(1983)⁽⁶⁾では、²³⁵U、²³⁸Uは、グループ4に分類されており、グループ1、2、3より安全な核種とされている。本文献では、第4グループの飛散率の記載がないため、第3グループの飛散率である10⁻⁷を使用する。</p> <p>② 評価対象室及び評価条件</p> <p>i) 固体廃棄施設のみ室</p> <p>該当する室は、廃棄物保管室1である。本室には、核燃料物質で汚染された放射性廃棄物を収納したドラム缶を保管するが、ドラム缶からの空気中への放射性物質の漏洩は無いものとする。</p> <p>ii) 固体廃棄施設のほかに液体廃棄施設がある室</p> <p>該当する室は、廃棄物保管室2である。本室の評価条件を以下に示す。</p>	飛散に係わる要素の分類	係 数 等	核種 (²³⁵ U、 ²³⁸ U) による飛散率/日 ^(*)	10 ⁻⁷	物理的形態による係数	粉末：×10、液体：×1、塊：×0.1	取扱行為による係数	加熱：×100、化学反応及び機械加工：×10 一般的操作：×1、静置：×0.1	閉じ込め性による係数	フード等：×0.1、開放：×1	<p>する固体廃棄物についてはビニールシート等で梱包し、ドラム缶等の閉じ込め性の高い金属性容器に収納する。また、容器に収納できない大型の構造物等はビニールシート等で多重に梱包する等の汚染拡大防止措置を施すため、容器等から空気中への放射性物質の漏えいは無いものとする。また、使用施設において密閉状態で運転する設備についても、空気中への放射性物質の漏えいは無いものとする。23.1.2(2)③の評価結果より、各評価対象室の空気中の放射性物質濃度は、線量告示に定める放射性物質の濃度限度より十分に小さい。</p> <p>以下に、管理区域内の放射性物質濃度の評価の詳細を示す。</p> <p>(2) 管理区域内の放射性物質濃度の評価</p> <p>① 評価方法</p> <p>空気中の放射性物質濃度の評価は、RADIOISOTOPES、32、260～269(1983)⁽⁶⁾より、下表に示す係数を用いて、式1により算出する。</p> <table border="1" data-bbox="1155 719 1951 948"> <caption>表 飛散に係る要素の分類と係数</caption> <thead> <tr> <th>飛散に係わる要素の分類</th> <th>係 数 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>核種 (²³⁵U、²³⁸U) による飛散率/日^(*)</td> <td>10⁻⁷</td> </tr> <tr> <td>物理的形態による係数</td> <td>粉末：×10、液体：×1、塊：×0.1</td> </tr> <tr> <td>取扱行為による係数</td> <td>加熱：×100、化学反応及び機械加工：×10 一般的操作：×1、静置：×0.1</td> </tr> <tr> <td>閉じ込め性による係数</td> <td>フード等：×0.1、開放：×1</td> </tr> </tbody> </table> <p>式1：空気中の放射性物質濃度＝(取扱量×飛散率×物理形態係数×取扱行為係数×閉じ込め性による係数×比放射能)÷(1時間当たりの排気量×作業時間)</p> <p>なお、一日当たりの作業時間は8時間とし、天然ウランの比放射能は、2.615×10⁴ Bq/gUとする。</p> <p>※1：RADIOISOTOPES、32、260～269(1983)⁽⁶⁾では、²³⁵U、²³⁸Uは、グループ4に分類されており、グループ1、2、3より安全な核種とされている。本文献では、第4グループの飛散率の記載がないため、第3グループの飛散率である10⁻⁷を使用する。</p> <p>② 評価対象室及び評価条件</p> <p>i) 固体廃棄施設のみ室</p> <p>該当する室は、廃棄物保管室1である。本室には、核燃料物質で汚染された放射性廃棄物を収納したドラム缶を保管するが、ドラム缶からの空気中への放射性物質の漏えいは無いものとする。</p> <p>ii) 固体廃棄施設のほかに液体廃棄施設がある室</p> <p>該当する室は、廃棄物保管室2である。本室の評価条件を以下に示す。</p>	飛散に係わる要素の分類	係 数 等	核種 (²³⁵ U、 ²³⁸ U) による飛散率/日 ^(*)	10 ⁻⁷	物理的形態による係数	粉末：×10、液体：×1、塊：×0.1	取扱行為による係数	加熱：×100、化学反応及び機械加工：×10 一般的操作：×1、静置：×0.1	閉じ込め性による係数	フード等：×0.1、開放：×1	<p>を図るため。</p> <p>・表記及び表現の見直しを図るため。</p> <p>・表現の見直しを図るため。</p>
飛散に係わる要素の分類	係 数 等																					
核種 (²³⁵ U、 ²³⁸ U) による飛散率/日 ^(*)	10 ⁻⁷																					
物理的形態による係数	粉末：×10、液体：×1、塊：×0.1																					
取扱行為による係数	加熱：×100、化学反応及び機械加工：×10 一般的操作：×1、静置：×0.1																					
閉じ込め性による係数	フード等：×0.1、開放：×1																					
飛散に係わる要素の分類	係 数 等																					
核種 (²³⁵ U、 ²³⁸ U) による飛散率/日 ^(*)	10 ⁻⁷																					
物理的形態による係数	粉末：×10、液体：×1、塊：×0.1																					
取扱行為による係数	加熱：×100、化学反応及び機械加工：×10 一般的操作：×1、静置：×0.1																					
閉じ込め性による係数	フード等：×0.1、開放：×1																					

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>・ 固体廃棄施設について、核燃料物質で汚染された放射性廃棄物を収納したドラム缶を保管するが、ドラム缶からの空気中への放射性物質の漏洩は無いものとする。</p> <p>・ 液体廃棄施設にある作業フードでは、ウラン溶液を沈澱分離させ、溶液中のウランを沈澱物として回収するため、評価対象をウラン粉末とする。なお、沈澱分離操作は化学反応を伴うため取扱行為による係数は「10」とし、本作業はフード内で行うため閉じ込め性による係数は「0.1」とする。本施設の作業フード(1台)にて、ウラン粉末をウラン量で0.1kg(想定される最大使用量)取り扱うとし、本室内の排気量を5,083m³/h(実測値)として評価する。</p> <p>③ 評価結果</p> <p>上記①②を基に、「固体廃棄施設のみ室」及び「固体廃棄施設のほか液体廃棄施設がある室」の空気中の放射性物質濃度の評価を行った結果は以下の通りであり、線量告示に定める放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度である3×10⁶Bq/cm³を超えることはない。なお、この評価値は濃度限度と比較して十分低いため、放射線業務従事者の内部被ばくの影響はない。</p> <p>i) 固体廃棄施設のみ室 : ドラム缶からの空気中への放射性物質の漏洩は無し</p> <p>ii) 固体廃棄施設のほかに液体廃棄施設がある室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 固体廃棄施設 : ドラム缶からの空気中への放射性物質の漏洩は無し ・ 液体廃棄施設 : 6.4×10⁻¹¹Bq/cm³ <p>23.2 液体状の放射性廃棄物管理</p> <p>本施設の液体廃棄施設として廃棄物保管室2(A-12)、A棟廃水受槽、送水ピットがある。また、上限警報装置(A棟廃水受槽、フロート式)、フード(廃棄物保管室2)等の設備がある。</p> <p>実験室排水及び含ウラン廃液は、A棟廃水受槽に運搬する。機器冷却水は送水ピットに運搬する。線量告示に定める濃度を超える含ウラン廃液は廃棄物保管室2に保管し、数量がまとまった時点で化学処理してウランを沈澱分離し、上澄液については線量告示に定める濃度以下であることを確認した後、廃水受槽に運搬する。沈澱物については、ビニル袋に収納の上、200Lドラム缶に収納し固体廃棄物とする。A棟廃水受槽及び送水ピットに貯留した廃液は、線量告示で定める濃度限度以下にして新川へ放出する。</p> <p>なお、運搬する廃液はドラム缶又はポリエチレン容器に入れ、運搬までの間、受皿等の漏えい対策を施し、区画等の放射線障害防止措置を講じた所定の場所に置く。</p> <p>液体廃棄物の処理については、下部要領等で定めた方法で行う。</p>	<p>・ 固体廃棄施設について、核燃料物質で汚染された放射性廃棄物を収納したドラム缶を保管するが、ドラム缶からの空気中への放射性物質の漏えいは無いものとする。</p> <p>・ 液体廃棄施設にある作業フードでは、ウラン溶液を沈澱分離させ、溶液中のウランを沈澱物として回収するため、評価対象をウラン粉末とする。なお、沈澱分離操作は化学反応を伴うため取扱行為による係数は「10」とし、本作業はフード内で行うため閉じ込め性による係数は「0.1」とする。本施設の作業フード(1基)にて、ウラン粉末をウラン量で0.1kg(想定される最大使用量)取り扱うとし、本室内の排気量を5,083m³/h(実測値)として評価する。</p> <p>③ 評価結果</p> <p>上記①②を基に、「固体廃棄施設のみ室」及び「固体廃棄施設のほか液体廃棄施設がある室」の空気中の放射性物質濃度の評価を行った結果は以下のとおりであり、線量告示に定める放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度である3×10⁶Bq/cm³を超えることはない。なお、この評価値は濃度限度と比較して十分低いため、放射線業務従事者の内部被ばくの影響はない。</p> <p>i) 固体廃棄施設のみ室 : ドラム缶からの空気中への放射性物質の漏えいは無し</p> <p>ii) 固体廃棄施設のほかに液体廃棄施設がある室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 固体廃棄施設 : ドラム缶からの空気中への放射性物質の漏えいは無し ・ 液体廃棄施設 : 6.4×10⁻¹¹Bq/cm³ <p>23.2 液体状の放射性廃棄物管理</p> <p>本施設の液体廃棄施設として廃棄物保管室2(A-12)、A棟廃水受槽、送水ピットがある。また、上限警報装置(A棟廃水受槽、フロート式)、フード(廃棄物保管室2)等の設備がある。</p> <p>実験室排水及び含ウラン廃液は、A棟廃水受槽に運搬する。機器冷却水は送水ピットに運搬する。線量告示に定める濃度を超える含ウラン廃液は廃棄物保管室2に保管し、数量がまとまった時点で化学処理した後、ウランを沈澱分離する。上澄液については線量告示に定める濃度以下であることを確認した後、廃水受槽に運搬する。沈澱物については、ビニル袋に密封した後、200Lドラム缶に収納し固体廃棄物とする。A棟廃水受槽及び送水ピットに貯留した廃液は、線量告示で定める濃度限度以下であることを確認した後、新川へ放出する。</p> <p>なお、運搬する廃液はドラム缶又はポリエチレン容器に入れ、搬出までの間、受皿等の漏えい防止対策を施し、区画等の放射線障害防止措置を講じた所定の場所に置く。</p> <p>液体廃棄物の処理については、下部要領等で定めた方法で行う。</p>	<p>・ 表現の見直しを図るため。</p> <p>・ 表記の見直しを図るため。</p> <p>・ 表現の見直しを図るため。</p> <p>・ 表記の見直しを図るため。</p> <p>・ 表記及び表現の見直しを図るため。</p> <p>・ S I単位への表記に記載を統一するため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由								
<p>23.3 固体状の放射性廃棄物管理</p> <p>本施設のウラン系固体廃棄物の廃棄施設として、廃棄物保管室 1 (A-11)、廃棄物保管室 2 (A-12)がある。</p> <p>施設内で発生する固体廃棄物は、可燃性、難燃性及び不燃性に区分するとともに、ウラン廃棄物処理施設へ運搬する。</p> <p>なお、固体廃棄物は金属製の容器又は金属製保管庫に入れ、運搬までの間、区画等の放射線障害防止措置を講じた施設内の固体廃棄施設に置く。</p> <p>施設内の固体廃棄施設に置く廃棄物は、汚染の拡大防止措置を施したエリアにおいて、廃棄物の種類毎に分別、詰め替えを行う。</p> <p>固体廃棄物の処理及び保管については、下部要領等で定めた方法で行う。</p> <p>施設内の各固体廃棄施設での保管数量は、次表のとおりである。なお、各保管能力はウラン廃棄物処理施設の内数である。</p> <table border="1" data-bbox="190 705 1016 839"> <thead> <tr> <th>保管場所の名称</th> <th>保管能力 (200L ドラム缶換算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物保管室 1、2</td> <td>50本 (廃棄物保管室 1、2の保管数量の合計)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載なし)</p>	保管場所の名称	保管能力 (200L ドラム缶換算)	廃棄物保管室 1、2	50本 (廃棄物保管室 1、2の保管数量の合計)	<p>23.3 固体状の放射性廃棄物管理</p> <p>本施設のウラン系固体廃棄物の廃棄施設として、廃棄物保管室 1 (A-11)、廃棄物保管室 2 (A-12)がある。</p> <p>施設内で発生する固体廃棄物は、可燃性、難燃性及び不燃性に区分するとともに、ウラン廃棄物処理施設へ運搬する。</p> <p>なお、固体廃棄物は金属製の容器又は金属製保管庫に入れ、運搬までの間、区画等の放射線障害防止措置を講じた施設内の固体廃棄施設に置く。</p> <p>施設内の固体廃棄施設に置く廃棄物は、汚染の拡大防止措置を施したエリアにおいて、廃棄物の種類毎に分別、詰め替えを行う。</p> <p>固体廃棄物の処理及び保管については、下部要領等で定めた方法で行う。</p> <p>施設内の各固体廃棄施設での保管数量は、次表のとおりである。なお、各保管能力はウラン廃棄物処理施設の内数である。</p> <table border="1" data-bbox="1137 705 1964 839"> <thead> <tr> <th>保管場所の名称</th> <th>保管能力 (200 L ドラム缶換算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物保管室 1、2</td> <td>50本 (廃棄物保管室 1、2の保管数量の合計)</td> </tr> </tbody> </table> <p>23.4 標識の設置</p> <p>23.4.1 廃棄施設の標識</p> <p>廃棄施設には標識を設ける。標識には、日本産業規格による放射能標識に「<u>廃棄施設</u>」及び「<u>許可なくして立入りを禁ず</u>」を記載する。</p> <p>23.4.2 排気及び排水設備の標識</p> <p>排気及び排水設備には、日本産業規格による放射能標識に「<u>排気設備</u>」、「<u>排水設備</u>」並びに「<u>許可なくして触れることを禁ず</u>」を記載した標識を設ける。</p>	保管場所の名称	保管能力 (200 L ドラム缶換算)	廃棄物保管室 1、2	50本 (廃棄物保管室 1、2の保管数量の合計)	<p>・ S I 単位への表記に記載を統一するため。</p> <p>・ 既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、法令要求事項である標識についての記載の明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</p>
保管場所の名称	保管能力 (200L ドラム缶換算)									
廃棄物保管室 1、2	50本 (廃棄物保管室 1、2の保管数量の合計)									
保管場所の名称	保管能力 (200 L ドラム缶換算)									
廃棄物保管室 1、2	50本 (廃棄物保管室 1、2の保管数量の合計)									

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>24. 汚染を検査するための設備 (省略)</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあつては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>25. 監視設備 (省略)</p> <p>第二十六条 使用前検査対象施設には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該使用前検査対象施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p> <p>26. 非常用電源設備 (省略)</p> <p>第二十七条 使用前検査対象施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他当該使用前検査対象施設の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p> <p>27. 通信連絡設備等 (省略)</p> <p>第二十八条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<p>24. 汚染を検査するための設備 (変更なし)</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあつては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>25. 監視設備 (変更なし)</p> <p>第二十六条 使用前検査対象施設には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該使用前検査対象施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p> <p>26. 非常用電源設備 (変更なし)</p> <p>第二十七条 使用前検査対象施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他当該使用前検査対象施設の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p> <p>27. 通信連絡設備等 (変更なし)</p> <p>第二十八条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>28. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 (省略)</p> <div data-bbox="129 320 1012 467" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二十九条 使用前検査対象施設は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であつて、当該使用前検査対象施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p> </div> <p>参考文献 (省略)</p>	<p>28. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 (変更なし)</p> <div data-bbox="1081 320 1964 467" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二十九条 使用前検査対象施設は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であつて、当該使用前検査対象施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p> </div> <p>参考文献 (変更なし)</p>	

核燃料物質使用変更許可申請書の一部補正

新 旧 対 照 表

本 文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本-1～8

本文図面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・変更なし

添付書類1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・添1-1～18

(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に
関する説明書(事故に関するものを除く。))

添付書類2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・添2-1～5

(想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に
応ずる災害防止の措置に関する説明書)

B棟

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (省略)</p> <p>2. 使用の目的及び方法 (省略)</p> <p>3. 核燃料物質の種類 (省略)</p> <p>4. 使用の場所 (省略)</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (省略)</p> <p>6. 使用済燃料の処分の方法 (省略)</p> <p>7. 使用施設の位置、構造及び設備 使用施設の位置、構造及び設備を以下に示す。なお、安全上重要な施設は存在しない。</p> <p>7-1 使用施設の位置</p>	<p>1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更なし)</p> <p>2. 使用の目的及び方法 (変更なし)</p> <p>3. 核燃料物質の種類 (変更なし)</p> <p>4. 使用の場所 (変更なし)</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (変更なし)</p> <p>6. 使用済燃料の処分の方法 (変更なし)</p> <p>7. 使用施設の位置、構造及び設備 使用施設の位置、構造及び設備を以下に示す。なお、安全上重要な施設は存在しない。</p> <p>7-1 使用施設の位置</p>	
<p>使用施設の位置</p> <p>(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。</p> <p>(2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の中央部に位置し、本施設の東方には再処理施設、北方には事務管理棟、安全管理棟、南方には高レベル放射性物質研究施設、プルトニウム燃料開発施設、ウラン濃縮施設がある。本施設は海岸から約 650m、海拔約 8.5m のところにある。 このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約 8.5m の場所に設置しているため、河川の氾濫による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性が良く、建屋は、安定した地層に支持されているため、地すべり・陥没等のおそれはない。</p> <p>(3) 使用施設の位置 実験室 1、実験室 3、実験室 4、実験室 5、実験室 6、実験室 7、廃棄物保管室 1、廃棄物保管室 2 等がある。 本施設の平面図を図 7-1-1 に示す。</p>	<p>使用施設の位置</p> <p>(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。</p> <p>(2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の中央部に位置し、本施設の東方には再処理施設、北方には事務管理棟、安全管理棟、南方には高レベル放射性物質研究施設、プルトニウム燃料開発施設、ウラン濃縮施設がある。本施設は海岸から約 650 m、海拔約 8.5 m のところにある。 このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約 8.5 m の場所に設置しているため、河川の氾濫による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性が良く、建家は、安定した地層に支持されているため、地すべり・陥没等のおそれはない。</p> <p>(3) 使用施設の位置 実験室 1、実験室 3、実験室 4、実験室 5、実験室 6、実験室 7、廃棄物保管室 1、廃棄物保管室 2 などがある。 本施設の平面図を図 7-1-1 に示す。</p>	<p>・表記及び表現の見直しを図るため。</p>

変 更 前				補 正 後				変更理由
7-2 使用施設の構造				7-2 使用施設の構造				
使用施設の名称	構 造	床面積 (m ²)	設 計 仕 様	使用施設の名称	構 造	床面積 (m ²)	設 計 仕 様	
B棟	鉄筋コンクリート 耐火構造 地上1階 (一部分は2階) B棟平面図を図7-1-1に示す。	延床面積 約900 1階 約800 2階 約100	耐震設計：水平震度0.2 高所部分：排気筒部分の水平震度0.3 <u>耐火構造：消防法に基づく</u> 床：シームレス材又はエポキシ樹脂塗装 壁：プラスタ 天井：難燃性ボード又はコンクリート打放 <u>(記載なし)</u>	B棟	鉄筋コンクリート 耐火構造 地上1階 (一部分は2階) B棟平面図を図7-1-1に示す。	延床面積 約900 1階 約800 2階 約100	耐震設計：水平震度0.2 高所部分：排気筒部分の水平震度0.3 <u>耐火構造：建築基準法に基づく</u> 床：シームレス材又はエポキシ樹脂塗装 壁：プラスタ 天井：難燃性ボード又はコンクリート打放 <u>標識：人がみだりに管理区域内に立ち入らないようにするため、添付書類1の「[4]立入りの防止」に示すとおり、標識を設ける。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・設計仕様の耐火構造に基づく法令名称の適正化を図るため。 ・既に使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「使用許可基準規則」という。）の要求事項を満足しているが、設計仕様に関する記載についての明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。 ・表記及び表現の見直しを図るため。
7-3 使用施設の設備				7-3 使用施設の設備				
使用設備の名称	個 数	仕 様		使用設備の名称	個 数	仕 様		
フード (実験室4)	1 台	図7-1-1に配置を示す。 耐震設計：水平震度0.24 材 質：外箱 亜鉛メッキ銅板、内部 ステンレス鋼 アクリル樹脂 風 速： <u>0.5m/s</u> 以上 (1/3 開口状態)		フード (実験室4)	1 基	図7-1-1に配置を示す。 耐震設計：水平震度0.24 材 質：外箱 亜鉛メッキ銅板、内部 ステンレス鋼 アクリル樹脂 風 速： <u>0.5 m/s</u> 以上 (1/3 開口状態)		

変 更 前				補 正 後				変更理由
		最大取扱量：16mg (Pu)				最大取扱量：16 mg (Pu)		・表記の見直しを図るため。
安全設備		図 7-1-1 に配置を示す。		安全設備		図 7-1-1 に配置を示す。		
アナンシェータ (居室)	1 式	耐震設計：水平震度 0.24		アナンシェータ (居室)	1 式	耐震設計：水平震度 0.24		
非常用発電装置	2 基	屋内警報系、火災警報系、ドア警報系、排気警報系 高レベル放射性物質研究施設の非常用発電装置を共用 高レベル放射性物質研究施設以外の関連他施設の合計で 200kVA を共用する。		非常用発電装置	2 基	屋内警報系、火災警報系、ドア警報系、排気警報系 高レベル放射性物質研究施設の非常用発電装置を共用 高レベル放射性物質研究施設以外の関連他施設の合計で 200 kVA を共用する。		
		図 7-3-1 に配置を示す。				図 7-3-1 に配置を示す。		・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、設計仕様について明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりなく、設計変更及び工事も伴わない。
放射線管理設備		耐震設計：水平震度 0.24		放射線管理設備		耐震設計：水平震度 0.24		
排気モニタ	1 式	エアスニファ、β線用退出モニタ等		排気モニタ	1 式	エアスニファ、β線用退出モニタ等		
その他	1 式			その他	1 式			
7-4 使用施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備 (省略)				7-4 使用施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備 (変更なし)				
8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備 貯蔵施設の位置、構造及び設備を以下に示す。なお、安全上重要な施設は存在しない。				8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備 貯蔵施設の位置、構造及び設備を以下に示す。なお、安全上重要な施設は存在しない。				
8-1 貯蔵施設の位置 (省略)				8-1 貯蔵施設の位置 (変更なし)				
8-2 貯蔵施設の構造				8-2 貯蔵施設の構造				
貯蔵施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様	貯蔵施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様	
貯蔵室	「7-2 使用施設の構造」と同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ (記載なし)	貯蔵室	「7-2 使用施設の構造」と同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ <u>標識：人がみだりに立ち入らないようにするため、また、核燃料物質が存在することを明示するため、添付書類 1 の「[21] 貯蔵施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>	

変 更 前					補 正 後					変更理由			
8-3 貯蔵施設の設備					8-3 貯蔵施設の設備					い。 ・表記及び表現の見直しを図るため。			
貯蔵施設の名称	個 数	最大収納量		内容物の主な物理・化学的性状	仕 様	貯蔵施設の名称	個 数	最大収納量			内容物の主な物理・化学的性状	仕 様	
核燃料物質貯蔵箱	1 基	天然ウラン	100g(U量)	酸化ウラン、ウラン硝酸塩、酸化プルトニウム、プルトニウム硝酸塩、硫酸プルトニウム 固体又は液体	スチール製耐火キャビネット 4台引き出し数 16個 プルトニウム保管用容器：鋼製、厚さ 10mm 以上	核燃料物質貯蔵箱	1 台	天然ウラン	100 g(U量)		酸化ウラン、ウラン硝酸塩、酸化プルトニウム、プルトニウム硝酸塩、硫酸プルトニウム 固体又は液体	スチール製耐火キャビネット 4台引き出し数 16個 プルトニウム保管用容器：鋼製、厚さ 10 mm 以上	
		劣化ウラン	10g(U量)					劣化ウラン	10 g(U量)				
		濃縮ウラン	濃縮度 20%*1 未満					50g(U量)	濃縮ウラン	濃縮度 20%*1 未満			50 g(U量)
		プルトニウム	10g(Pu量)					プルトニウム	10 g(Pu量)				
*1：％は質量分率を示す。					*1：％は質量分率を示す。					・誤記修正を行うため。			
貯蔵設備の名称	個 数	仕 様			貯蔵設備の名称	仕 様							
安全設備					安全設備								
アナンシエータ		「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			アナンシエータ	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり							
非常用発電装置		「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			非常用発電装置	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり							
放射線管理設備					放射線管理設備								
排気モニタ		「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			排気モニタ	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり							
その他		「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり							
9. 廃棄施設の位置、構造及び設備					9. 廃棄施設の位置、構造及び設備					(変更なし)			
9-1 気体廃棄施設					9-1 気体廃棄施設								
9-1-1 気体廃棄施設の位置 (省略)					9-1-1 気体廃棄施設の位置 (変更なし)								

変 更 前				補 正 後				変更理由
9-1-2 気体廃棄施設の構造				9-1-2 気体廃棄施設の構造				
気体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m ²)	設 計 仕 様	気体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m ²)	設 計 仕 様	
排気室 1	「7-2 使用施設の構造」と同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ (記載なし)	排気室 1	「7-2 使用施設の構造」と同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ 標識：人がみだりに立ち入らないようにするため、添付書類1の「[22] 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。	
排気室 2				排気室 2				
機械室				機械室				
排気筒				排気筒				
9-1-3 気体廃棄施設の設備				9-1-3 気体廃棄施設の設備				
気体廃棄設備の名称	仕 様			気体廃棄設備の名称	仕 様			
排気筒 (排気室からの排気)	高さ：12m (海拔高さ：20.5m) 排気量：約 21 700m ³ /h (記載なし)			排気筒 (排気室からの排気)	高さ：12 m (海拔高さ：20.5 m) 排気量：約 21 700 m ³ /h 標識：添付書類1の「[22] 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。			
排気装置	管理区域給排気系統を図9-1-2に示す。 フード系、実験室7・排気室系及び実験室1・実験室6・物品保管室・廊下系の3系統からなる。 排風機：4基 排風機No.(管理区域用) 公称能力 基数 フード系(Pu使用フード系) EF-1 約 10 500m ³ /h 1基 EF-2(予備) 約 10 500m ³ /h 1基 実験室7・排気室系 EF-5 約 4 000m ³ /h 1基 実験室1・実験室6・物品保管室・廊下系 EF-6 約 20 100m ³ /h 1基 (記載なし)			排気装置	管理区域給排気系統を図9-1-2に示す。 フード系、実験室7・排気室1系及び実験室1・実験室6・物品保管室・廊下系の3系統からなる。 排風機：4基 排風機No.(管理区域用) 公称能力 基数 フード系(Pu使用フード系) EF-1 約 10 500 m ³ /h 1基 EF-2(予備) 約 10 500 m ³ /h 1基 実験室7・排気室1系 EF-5 約 4 000 m ³ /h 1基 実験室1・実験室6・物品保管室・廊下系 EF-6 約 20 100 m ³ /h 1基 標識：添付書類1の「[22] 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。			

・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、設計仕様に標識の記載についての明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりなく、設計変更及び工事も伴わない。

・表記及び表現の見直しを図るため。

・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、設計仕様に標識の記載についての明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりなく、設計変更及

変 更 前				補 正 後				変更理由
送風機及び排風機インテロク	建屋内の負圧を保つためのもので、排気風量より給気風量が上廻らないようにする。			送風機及び排風機インテロク	建家内の負圧を保つためのもので、排気風量より給気風量が上回らないようにする。			び工事も伴わない。 ・表記及び表現の見直しを図るため。
排気フィルタ	高性能エアフィルタ：2段（フード系） 1段（実験室7・排気室系1、 実験室1・実験室6・物品保管室・廊下系） 捕集効率：0.15 μm径の粒子に対して99.97%以上（単体として） 管理区域内の空気は、プレフィルタ及び高性能フィルタを経て排気筒から排出する。			排気フィルタ	高性能エアフィルタ：2段（フード系） 1段（実験室7・排気室1系、 実験室1・実験室6・物品保管室・廊下系） 捕集効率：0.15 μm径の粒子に対して99.97%以上（単体として） 管理区域内の空気は、プレフィルタ及び高性能フィルタを経て排気筒から排出する。			
安全設備 アナンシェータ 非常用発電装置	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			安全設備 アナンシェータ 非常用発電装置	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			
放射線管理設備 排気モニタ その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			放射線管理設備 排気モニタ その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			
<p>9-2 液体廃棄施設</p> <p>B棟から発生した液体廃棄物のうち、除染室等で発生した液体廃棄物は、B棟第二排水受槽に運搬する。また、各フードで発生するプルトニウム廃液については、プルトニウム燃料第一開発室又は高レベル放射性物質研究施設へ運搬する。</p> <p>B棟第二排水受槽に貯留した液体廃棄物は、放射性物質濃度が、線量告示に定める濃度限度以下であることを確認した後、新川へ放出する。</p> <p>なお、運搬する液体廃棄物は所定の容器等に入れ、運搬までの間、受皿等の漏えい対策を施し、区画等の放射線障害防止措置を講じた所定の場所に置く。</p>				<p>9-2 液体廃棄施設</p> <p>B棟から発生した液体廃棄物のうち、除染室等で発生した液体廃棄物は、B棟第二排水受槽に運搬する。また、各フードで発生するプルトニウム廃液については、プルトニウム燃料第一開発室又は高レベル放射性物質研究施設へ運搬する。</p> <p>B棟第二排水受槽に貯留した液体廃棄物は、放射性物質濃度が、線量告示に定める濃度限度以下であることを確認した後、新川へ放出する。</p> <p>なお、運搬する液体廃棄物は所定の容器等に入れ、運搬までの間、受皿等の漏えい防止対策を施し、区画等の放射線障害防止措置を講じた所定の場所に置く。</p>				・表現の見直しを図るため。
9-2-1 液体廃棄施設の位置 (省略)				9-2-1 液体廃棄施設の位置 (変更なし)				
9-2-2 液体廃棄施設の構造				9-2-2 液体廃棄施設の構造				
液体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m ²)	設 計 仕 様	液体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m ²)	設 計 仕 様	
B棟第一排水受槽	外装：鉄筋コンクリート造り 受槽：SUS製	約 17	(記載なし)	B棟第一排水受槽	外装：鉄筋コンクリート造り 受槽：SUS製	約 17	標識：人がみだりに立ち入らないようにするため、添付書類1の「[22]廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。	
B棟第二排水受槽	鉄筋コンクリート造り、防水モルタル仕上げ	約 30		B棟第二排水受槽	鉄筋コンクリート造り、防水モルタル仕上げ	約 30		
廃棄物保管室 1	鉄筋コンクリート耐火構造	約 20		廃棄物保管室 1	鉄筋コンクリート耐火構造	約 20		

変 更 前				補 正 後				変更理由
9-2-3 液体廃棄施設の設備 (省略) 9-2-4 液体廃棄施設のうち使用を終了し、維持管理中の設備 (省略) 9-3 固体廃棄施設 9-3-1 固体廃棄施設の位置 (省略) 9-3-2 固体廃棄施設の構造				9-2-3 液体廃棄施設の設備 (変更なし) 9-2-4 液体廃棄施設のうち使用を終了し、維持管理中の設備 (変更なし) 9-3 固体廃棄施設 9-3-1 固体廃棄施設の位置 (変更なし) 9-3-2 固体廃棄施設の構造				
固体廃棄施設の名称	構造	床面積(m ²)	設計仕様	固体廃棄施設の名称	構造	床面積(m ²)	設計仕様	
B棟				B棟				
(容器に封入する前、及び容器に封入した固体廃棄物を保管する場所)				(容器に封入する前、及び容器に封入した固体廃棄物を保管する場所)				
実験室 3	「7-2 使用施設の構造」と同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ	実験室 3、実験室 4、実験室 6、実験室 7、廃棄物保管室 1、廃棄物保管室 2 と合わせて、350 本 (200 リットルドラム缶換算) 保管できる。(ウラン系固体廃棄物 150 本 ^(注1) 、プルトニウム系固体廃棄物 200 本 ^(注2) 、コンテナの収納量はドラム缶 4 本として、F サイズコンテナの収納量はドラム缶 1.5 本分として換算する。)	実験室 3	「7-2 使用施設の構造」と同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ	実験室 3、実験室 4、実験室 6、実験室 7、廃棄物保管室 1、廃棄物保管室 2 と合わせて、350 本 (200 L ドラム缶換算) 保管できる。(ウラン系固体廃棄物 150 本 ^(注1) 、プルトニウム系固体廃棄物 200 本 ^(注2) 、コンテナの収納量はドラム缶 4 本として、F サイズコンテナの収納量はドラム缶 1.5 本分として換算する。)	
実験室 4								
実験室 6								
実験室 7								
廃棄物保管室 1								
廃棄物保管室 2			(記載なし)	廃棄物保管室 2			標識:人がみだりに立ち入らないようにするため、添付書類 1 の「[22] 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。	
(注 1) ウラン系廃棄物貯蔵施設及び第 2 ウラン系廃棄物貯蔵施設の保管能力 45 600 本の内数				(注 1) ウラン系廃棄物貯蔵施設及び第 2 ウラン系廃棄物貯蔵施設の保管能力 45 600 本の内数				
(注 2) 第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設の保管能力 36 000 本の内数				(注 2) 第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設の保管能力 36 000 本の内数				

変 更 前			補 正 後			変更理由																																				
<p>9-3-3 固体廃棄施設の設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>固体廃棄設備の名称</th> <th>個 数</th> <th>仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フード (実験室4)</td> <td>1 台</td> <td>図9-3-1に配置を示す。 耐震設計：水平震度 0.24 材 質：外箱 亜鉛メッキ銅板、内部 ステンレス鋼 アクリル樹脂 風 速：<u>0.5m/s</u>以上 (1/3 開口状態) 最大取扱量：<u>16mg</u> (Pu)</td> </tr> <tr> <td>安全設備 アナンシェータ (居室)</td> <td>1 式</td> <td>「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり</td> </tr> <tr> <td>非常用発電装置</td> <td>2 基</td> <td>「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり</td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備 排気モニタ</td> <td>1 式</td> <td>「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1 式</td> <td>「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり</td> </tr> </tbody> </table>			固体廃棄設備の名称	個 数	仕 様		フード (実験室4)	1 台	図9-3-1に配置を示す。 耐震設計：水平震度 0.24 材 質：外箱 亜鉛メッキ銅板、内部 ステンレス鋼 アクリル樹脂 風 速： <u>0.5m/s</u> 以上 (1/3 開口状態) 最大取扱量： <u>16mg</u> (Pu)	安全設備 アナンシェータ (居室)	1 式	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	非常用発電装置	2 基	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	放射線管理設備 排気モニタ	1 式	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	その他	1 式	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	<p>9-3-3 固体廃棄施設の設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>固体廃棄設備の名称</th> <th>個 数</th> <th>仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フード (実験室4)</td> <td>1 基</td> <td>図9-3-1に配置を示す。 耐震設計：水平震度 0.24 材 質：外箱 亜鉛メッキ銅板、内部 ステンレス鋼 アクリル樹脂 風 速：<u>0.5 m/s</u>以上 (1/3 開口状態) 最大取扱量：<u>16 mg</u> (Pu)</td> </tr> <tr> <td>安全設備 アナンシェータ (居室)</td> <td>1 式</td> <td>「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり</td> </tr> <tr> <td>非常用発電装置</td> <td>2 基</td> <td>「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり</td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備 排気モニタ</td> <td>1 式</td> <td>「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1 式</td> <td>「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり</td> </tr> </tbody> </table>			固体廃棄設備の名称	個 数	仕 様	フード (実験室4)	1 基	図9-3-1に配置を示す。 耐震設計：水平震度 0.24 材 質：外箱 亜鉛メッキ銅板、内部 ステンレス鋼 アクリル樹脂 風 速： <u>0.5 m/s</u> 以上 (1/3 開口状態) 最大取扱量： <u>16 mg</u> (Pu)	安全設備 アナンシェータ (居室)	1 式	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	非常用発電装置	2 基	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	放射線管理設備 排気モニタ	1 式	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	その他	1 式	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり
固体廃棄設備の名称	個 数	仕 様																																								
フード (実験室4)	1 台	図9-3-1に配置を示す。 耐震設計：水平震度 0.24 材 質：外箱 亜鉛メッキ銅板、内部 ステンレス鋼 アクリル樹脂 風 速： <u>0.5m/s</u> 以上 (1/3 開口状態) 最大取扱量： <u>16mg</u> (Pu)																																								
安全設備 アナンシェータ (居室)	1 式	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり																																								
非常用発電装置	2 基	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり																																								
放射線管理設備 排気モニタ	1 式	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり																																								
その他	1 式	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり																																								
固体廃棄設備の名称	個 数	仕 様																																								
フード (実験室4)	1 基	図9-3-1に配置を示す。 耐震設計：水平震度 0.24 材 質：外箱 亜鉛メッキ銅板、内部 ステンレス鋼 アクリル樹脂 風 速： <u>0.5 m/s</u> 以上 (1/3 開口状態) 最大取扱量： <u>16 mg</u> (Pu)																																								
安全設備 アナンシェータ (居室)	1 式	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり																																								
非常用発電装置	2 基	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり																																								
放射線管理設備 排気モニタ	1 式	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり																																								
その他	1 式	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり																																								

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>本施設における安全上重要な施設の有無について</p> <p>本施設の安全上重要な施設の有無については、原子力規制委員会より平成 25 年 12 月 18 日付け原規研発第 1311276 号にて指示を受け、平成 26 年 12 月 17 日付け 26 原機 (安) 101 (平成 27 年 1 月 19 日付け 26 原機 (安) 106 をもって修正) 及び平成 28 年 3 月 31 日付け 27 原機 (安) 061 (平成 28 年 5 月 31 日付け 28 原機 (安) 012 をもって修正) をもって提出した報告書において、安全機能が喪失したとしても周辺監視区域周辺の公衆に <u>5 mSv</u> を超える被ばくを及ぼすおそれはないことから、安全上重要な施設は特定されないことを報告している。</p> <p>[1] 閉じ込めの機能</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> </div>	<p>本施設における安全上重要な施設の有無について</p> <p>本施設の安全上重要な施設の有無については、原子力規制委員会より平成 25 年 12 月 18 日付け原規研発第 1311276 号にて指示を受け、平成 26 年 12 月 17 日付け 26 原機 (安) 101 (平成 27 年 1 月 19 日付け 26 原機 (安) 106 をもって修正) 及び平成 28 年 3 月 31 日付け 27 原機 (安) 061 (平成 28 年 5 月 31 日付け 28 原機 (安) 012 をもって修正) をもって提出した報告書において、安全機能が喪失したとしても周辺監視区域周辺の公衆に <u>5 mSv</u> を超える被ばくを及ぼすおそれはないことから、安全上重要な施設は特定されないことを報告している。</p> <p>[1] 閉じ込めの機能</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> </div>	<p>・表記の見直しを図るため。</p>
<p>吸入による内部被ばくを防止するため、非密封状態のプルトニウムの取扱いはフードで行う。<u>16mgPu/室</u>を制限値とし、プルトニウムの取扱い時はフード内への<u>空気流</u>を確保し、プルトニウムが作業環境へ漏れないようにする。フードは申請書本文中に述べたように、排風機の連続運転により開口部が1/3開口状態で<u>風速 0.5m/s</u>以上に<u>保つだけ</u>の排気量を確保し、汚染がフード外に及ぶことを防止している。</p> <p>現在までの操作経験からすると、平常作業環境における空気中のプルトニウム濃度は $1.0 \times 10^{-9} \text{Bq/cm}^3$ 以下であり、ほとんどが不検出 (バックグラウンド以下) である。また、作業環境の表面密度は、$4 \times 10^{-2} \text{Bq/cm}^2$ 以下におさえ<u>異常汚染が出た</u>場合は直ちにその原因を除去し、可能な限り除染を行うことによって作業環境を常に清浄に保っているため、定常の内部被ばく管理によってプルトニウムの体内摂取が検出されたことはない。今後の操作に関しても作業汚染の汚染管理を従来どおり行うことによって、内部被ばくをほとんど無視できる程度におさえる。</p> <p>なお、核燃料物質及び核燃料物質で汚染された物の取扱いに伴って発生する不要となった物の管理は、保安規定等に定めた方法で行う。</p> <p>フード系の排風機には予備機が備えられ、運転中の万一の故障でファンが停止した場合、又は吐出側の静圧がなくなったとき [静圧 <u>300Pa (30mmH₂O)</u> 以下] など、リミットスイッチが作動し、自動的に予備機が起動し規定の風速が維持される。</p> <p>作業者の内部被ばくは、作業内容により年 1 回以上、尿中プルトニウムのバイオアッセイにより測定する。</p> <p>B棟の時蔵施設である時蔵室において、固体又は液体の核燃料物質は多重に梱包して核燃料物質貯蔵箱内に貯蔵する。液体の核燃料物質は、液体が漏れ又はこぼれにくいステンレス鋼等</p>	<p>吸入による内部被ばくを防止するため、非密封状態のプルトニウムの取扱いはフードで行う。<u>16 mgPu/室</u>を制限値とし、プルトニウムの取扱い時はフード内への<u>空気の流れ</u>を確保し、プルトニウムが作業環境へ漏れないようにする。フードは申請書本文中に述べたように、排風機の連続運転により開口部が1/3開口状態で、<u>風速が 0.5 m/s</u>以上になるよう排気量を確保し、汚染がフード外に及ぶことを防止している。</p> <p>現在までの操作経験からすると、平常作業環境における空気中のプルトニウム濃度は $1.0 \times 10^{-9} \text{Bq/cm}^3$ 以下であり、ほとんどが不検出 (バックグラウンド以下) である。また、作業環境の表面密度は、$4 \times 10^{-2} \text{Bq/cm}^2$ 以下におさえ、<u>汚染が検出された</u>場合は直ちにその原因を除去し、可能な限り除染を行うことによって作業環境を常に清浄に保っているため、定常の内部被ばく管理によってプルトニウムの体内摂取が検出されたことはない。今後の操作に関しても作業汚染の汚染管理を従来どおり行うことによって、内部被ばくをほとんど無視できる程度におさえる。</p> <p>なお、核燃料物質及び核燃料物質で汚染された物の取扱いに伴って発生する不要となった物の管理は、保安規定等に定めた方法で行う。</p> <p>フード系の排風機には予備機が備えられ、運転中の万一の故障でファンが停止した場合、又は吐出側の静圧がなくなったとき [静圧 <u>300 Pa (30 mmH₂O)</u> 以下] など、リミットスイッチが作動し、自動的に予備機が起動し規定の風速が維持される。</p> <p>作業者の内部被ばくは、作業内容により年 1 回以上、尿中プルトニウムのバイオアッセイにより測定する。</p> <p>B棟の時蔵施設である時蔵室において、固体又は液体の核燃料物質は多重に梱包して核燃料物質貯蔵箱内に貯蔵する。液体の核燃料物質は、液体が漏れ又はこぼれにくいステンレス鋼等</p>	<p>・表記及び表現の見直しを図るため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>の金属容器に収納するとともに、内圧上昇等の異常の有無を定期的に点検する。また、貯蔵物のうちプルトニウムを含むものは、PVCバッグ方式により二重に密封して、外部からの衝撃による飛散又は漏えいの防止のため、鋼製のプルトニウム保管用容器に収納する。</p> <p>[2] 遮蔽</p>	<p>の金属容器に収納するとともに、内圧上昇等の異常の有無を定期的に点検する。また、貯蔵物のうちプルトニウムを含むものは、PVCバッグ方式により二重に密封して、外部からの衝撃による飛散又は漏えい防止のため、鋼製のプルトニウム保管用容器に収納する。</p> <p>[2] 遮蔽</p>	<p>・表現の見直しを図るため。</p>
<p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p>	<p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p>	
<p>1. ウランによる外部被ばく対策</p> <p>ウラン取扱いに伴う外部被ばくは、主に²³⁵Uからのγ線(186 keV)と²³⁸Uの娘核種である²³⁴Thからの特性X線が考えられる。また、再処理回収UO₃を使用したときはUO₃中の残存核分裂生成物(FP)、あるいは、残存プルトニウムからのγ線が考えられるがこのUO₃を分析したところFPについては検出されずプルトニウムについては約1 p.p.b程度であった。</p> <p>このことから、再処理回収UO₃中のFP及びプルトニウムからの外部被ばくによる線量は、²³⁵Uあるいは²³⁴Thからのγ線、特性X線による線量に比べて無視できるものである。</p> <p>B棟において取り扱われるウランの組成は、劣化ウランから濃縮ウランまで様々である。今後考えられる種類、量のうち外部被ばくによる線量の推定値が最も高くなるのは、濃縮度が数パーセントで取扱量が10gの場合である。</p> <p>このことから、濃縮度約1.1パーセント、ウラン量約200 gの再処理回収UO₃について、線量率を実測したところ表面の線量率：4.6 μSv/h、50cm離れた線量率：0.3 μSv/hであった。</p> <p>この結果からウラン量10gの場合の線量率はより低くなるがここでは0.3 μSv/hと仮定する。作業時間を週30時間、1年を48週とすると、推定線量は約0.43 mSv/年となり、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年原子力規制委員会告示第8号)(以下「線量告示」という。)に定められた実効線量限度を超えることはない。</p> <p>2. プルトニウムによる外部被ばく対策</p> <p>プルトニウム取扱いに伴う外部被ばくによる線量は、取り扱うプルトニウムの量や作業内容のほか、プルトニウムの同位体元素の割合などによっても異なる。B棟においては分析業務の目的から、取り扱われるプルトニウムの組成は様々である。</p> <p>これまで、B棟において取り扱ったプルトニウムのうち、線量率が高かったものは約4.6 gのプルトニウムを含有する約30gのMOX粉末試料で、表面から60cmでの線量率はγ線</p>	<p>1. ウランによる外部被ばく対策</p> <p>ウランの取扱いに伴う外部被ばくは、主に²³⁵Uからのγ線(186 keV)と²³⁸Uの子孫核種である²³⁴Thからの特性X線が考えられる。また、再処理回収UO₃を使用したときはUO₃中の残存核分裂生成物FP、あるいは、残存プルトニウムからのγ線が考えられるがこのUO₃を分析したところFPについては検出されずプルトニウムについては約1 p.p.b程度であった。</p> <p>このことから、再処理回収UO₃中のFP及びプルトニウムからの外部被ばくによる線量は、²³⁵Uあるいは²³⁴Thからのγ線、特性X線による線量に比べて無視できるものである。</p> <p>B棟において取り扱われるウランの組成は、劣化ウランや濃縮ウランなど様々である。今後考えられる種類、数量のうち外部被ばくによる線量の推定値が最も高くなるのは、濃縮度が数パーセントで取扱量が10 gの場合である。</p> <p>このことから、濃縮度約1.1%、ウラン量約200 gの再処理回収UO₃について、線量率を実測したところ表面の線量率は4.6 μSv/h、50 cm離れた線量率は0.3 μSv/hであった。</p> <p>この結果から、ウラン量10 gの場合の線量率はより低くなるがここでは0.3 μSv/hと仮定する。作業時間を週30時間、1年を48週とすると、推定線量は約0.43 mSv/年となり、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年原子力規制委員会告示第8号)(以下「線量告示」という。)に定められた実効線量限度を超えることはない。</p> <p>2. プルトニウムによる外部被ばく対策</p> <p>プルトニウムの取扱いに伴う外部被ばくによる線量は、取り扱うプルトニウムの量や作業内容のほか、プルトニウムの同位体元素の割合などによっても異なる。B棟においては分析業務の目的から、取り扱われるプルトニウムの組成は様々である。</p> <p>これまでB棟において取り扱ったプルトニウムのうち、線量率が最も高かったものは、約4.6 gのプルトニウムを含有する約30gのMOX粉末試料で、表面から60cmでの線量</p>	<p>・表現の見直し及び誤記修正を図るため。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p> <p>・表記及び表現の見直しを図る</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p><u>72 μSv/h</u>、中性子線 $8.0 \times 10^{-2} \mu\text{Sv/h}$ であった。</p> <p>この結果からプルトニウム量 16 mg の試料を 30 cm の距離において取り扱う場合の線量率は上記の 1/50 と見なして <u>1.5 μSv/h</u> と仮定する。作業時間を週 30 時間、1 年を 48 週とすると、推定線量は約 2.2 mSv/年となり、線量告示に定められた実効線量限度を超えることはない。</p> <p>手部の皮膚の等価線量は実効線量の 5 倍程度であり、線量告示に定められた等価線量限度に比べ十分低い。</p> <p>3. 廃棄物による外部被ばく対策</p> <p>廃棄施設において取り扱う廃棄物の平均表面線量率は、これまでの実績から γ 線 <u>1.23 μSv/h</u>、中性子線 <u>1.0 μSv/h</u> である。従事者がドラム缶から <u>10cm</u> の距離で作業とした場合、その位置の線量率は距離の逆二乗から <u>0.67 μSv/h</u> となる（線源はドラム缶中心にあり、ドラム缶表面まで <u>28cm</u>、従事者まで <u>38cm</u> として算出）。従事者が年間 24 日、1 日に 5 時間廃棄物取り扱い作業を行った場合、<u>0.08mSv/年</u> となり、線量告示で定められた放射線業務従事者の線量限度を超えることはない。</p> <p>4. 作業者の外部被ばくのモニタリング</p> <p>作業者の外部被ばくは、<u>実効線量について TLD バッジにより、等価線量（手部の皮膚）について指リング線量計によって 3 か月ごとに定期的に測定する。</u>その他、作業内容等に応じ適宜 <u>TLD バッジ</u> 等を使用し外部被ばくを測定する。</p> <p>内部被ばくについては、作業内容により年 1 回以上尿中プルトニウムのバイオアッセイを行う。</p> <p>5. 直接線及びスカイシャイン線による環境線量評価</p> <p>核燃料物質の貯蔵等からの放射線による一般公衆の被ばくは、施設に内蔵されている放射性物質が放出する放射線が直接的に、<u>又は</u>、空気中で散乱されて施設周辺に到達してくる直接線及びスカイシャイン線について評価する。</p>	<p>率は γ 線 <u>72 μSv/h</u>、中性子線 $8.0 \times 10^{-2} \mu\text{Sv/h}$ であった。</p> <p>この結果から、プルトニウム量 16 mg の試料を 30 cm の距離において取り扱う場合の線量率は上記の 1/50 と見なして <u>1.5 μSv/h</u> と仮定する。作業時間を週 30 時間、1 年を 48 週とすると、推定線量は約 2.2 mSv/年となり、線量告示に定められた実効線量限度を超えることはない。</p> <p>手部の皮膚の等価線量は実効線量の 5 倍程度であり、線量告示に定められた等価線量限度に比べ十分低い。</p> <p>3. 廃棄物による外部被ばく対策</p> <p>廃棄施設において取り扱う廃棄物の平均表面線量率は、これまでの実績から γ 線 <u>1.23 μSv/h</u>、中性子線 <u>1.0 μSv/h</u> である。従事者がドラム缶から <u>10 cm</u> の距離で作業とした場合、その位置の線量率は距離の逆二乗から <u>0.67 μSv/h</u> となる（線源はドラム缶中心にあり、ドラム缶表面まで <u>28 cm</u>、従事者まで <u>38 cm</u> として算出）。従事者が年間 24 日、1 日に 5 時間廃棄物取り扱い作業を行った場合、<u>0.08 mSv/年</u> となり、線量告示で定められた放射線業務従事者の線量限度を超えることはない。</p> <p>4. 作業者の外部被ばくのモニタリング</p> <p>作業者の外部被ばくは<u>実効線量及び等価線量については、個人線量計により定期的に測定する。</u>その他、作業内容に応じ、<u>適宜個人線量計</u> を使用し外部被ばくを測定する。</p> <p>内部被ばくについては、作業内容により年 1 回以上尿中プルトニウムのバイオアッセイを行う。</p> <p>5. 直接線及びスカイシャイン線による環境線量評価</p> <p>核燃料物質の貯蔵等からの放射線による一般公衆の被ばくは、施設に内蔵されている放射性物質が放出する放射線が直接的に、<u>又は</u>空気中で散乱し、施設周辺に到達してくる直接線及びスカイシャイン線について評価する。</p>	<p>ため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表記及び表現の見直しを図るため。 ・表記の見直しを図るため。 ・表現の見直しを図るため。 ・表現の見直しを図るため。 ・許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可（令和 4 年 12 月 20 日付け原規規発第 2212203 号）を受けて規定済みの個人線量計の種類を特定しない記載への変更の内容と整合を図るため。 ・表現の見直しを図るため。

変更前	補正後	変更理由
<p>線源は、本施設内の核燃料物質貯蔵箱の核燃料物質とし、線源量は、最大収納量を考慮してプルトニウムが 10g であると仮定する。また、線源強度及び線源スペクトルはORIGENコード²⁾により求める。</p> <p>なお、評価に当たっては、貯蔵箱（鉄、約 0.3cm 厚）による放射線の低減効果を考慮する。</p> <p>線量の計算に当たっては、一次元輸送計算コード（ANISN、ライブラリ PSL40²⁾）を用いて直接線及びスカイシャイン線による線量を求め、実効線量の換算には、ICRP Pub 74³⁾に示されている換算係数を用いる。</p> <p>以上の条件を基にして、核燃料サイクル工学研究所共通編「添付書類1-①」に記載された環境線量評価方法によって求めた本施設からの直接線及びスカイシャイン線による一般公衆の年間の実効線量への寄与は、核燃料サイクル工学研究所共通編「添付書類1-①」の表2に示すとおりである。</p> <p>6. 固体廃棄物による管理区域境界の線量</p> <p>固体廃棄施設において、最も評価上厳しい条件は、最大存在量であるプルトニウム 10g をドラム缶1本に収納し、管理区域境界に最も接近している位置に設置した場合である。管理区域境界の線量評価に用いる線源配置と評価点位置を図2.1に示す。固体廃棄施設のうち、B-11及びB-17室については、管理区域境界に窓が無いため、普通コンクリート 18cm による遮蔽を期待できる。B-12、B-13、B-15及びB-16室については、管理区域境界に窓があるため、評価上は廃棄物の表面線量率が管理区域境界の線量率となる。後述するとおり、最も厳しい条件においてもドラム缶表面に 2mm 厚の鉛板を設置することで遮蔽が可能であり、窓ガラスが管理区域境界となっている固体廃棄施設においては、窓ガラス内側表面での線量率が 2.6 μSv/h 以下となるよう、必要に応じて遮蔽体（鉛 2mm 厚相当）を設置する。</p> <p>これにより、500h/3月 で評価した場合、線量告示に基づく管理区域の設定基準である 1.3mSv/3月 を超えることはない。</p> <p>プルトニウム 10g をドラム缶1本に収納した場合の線量率は次のように評価した。プルトニウムの同位体組成比を表2.1のとおりとし、70年崩壊後のプルトニウム 1g からの中性子線及び γ線 のスペクトルを表2.2に示す。線量の計算に当たっては、一次元輸送計算コードANISNを用い、実効線量の換算には、ICRP Pub 74³⁾に示されている換算係数を用いる。計算モデルは、ドラム缶と同体積の球を線源とし、図2.2及び図2.3に示すとおりである。ドラム缶内にプルトニウムは均一に存在するとし、ドラム缶内は廃棄物で充填されているが、評価上は遮蔽条件が厳しくなるように空気を充填する。遮蔽として考慮するドラム缶（鉄 0.12cm）及び普通コンクリートの密度を表2.3に示す。</p> <p>これらの条件を用いて、管理区域境界及び鉛遮蔽体表面の線量率を評価した結果は、それぞれ 1.2 μSv/h 及び 2.4 μSv/h であり、500h/3月 で評価した場合、それぞれ 0.6mSv/3月</p>	<p>線源は、本施設内の核燃料物質貯蔵箱の核燃料物質とし、核燃料物質の量は、最大収納量を考慮してプルトニウムが 10 g であると仮定する。また、線源強度及び線源スペクトルはORIGENコード²⁾により求める。</p> <p>なお、評価に当たっては、貯蔵箱（鉄、約 0.3 cm 厚）による放射線の低減効果を考慮する。</p> <p>線量の計算に当たっては、一次元輸送計算コード（ANISN、ライブラリ PSL40²⁾）を用いて直接線及びスカイシャイン線による線量を求め、実効線量の換算には、ICRP Pub 74³⁾に示されている換算係数を用いる。</p> <p>以上の条件を基にして、核燃料サイクル工学研究所共通編「添付書類1-①」に記載された環境線量評価方法によって求めた本施設からの直接線及びスカイシャイン線による一般公衆の年間の実効線量への寄与は、核燃料サイクル工学研究所共通編「添付書類1-①」の表2に示すとおりである。</p> <p>6. 固体廃棄物による管理区域境界の線量</p> <p>固体廃棄施設において、最も評価上厳しい条件は、最大存在量であるプルトニウム 10 g をドラム缶1本に収納し、管理区域境界に最も接近している位置に設置した場合である。管理区域境界の線量評価に用いる線源配置と評価点位置を図2.1に示す。固体廃棄施設のうち、B-11及びB-17室については、管理区域境界に窓が無いため、普通コンクリート 18 cm による遮蔽を期待できる。B-12、B-13、B-15及びB-16室については、管理区域境界に窓があるため、評価上は廃棄物の表面線量率が管理区域境界の線量率となる。後述するとおり、最も厳しい条件においてもドラム缶表面に 2 mm 厚の鉛板を設置することで遮蔽が可能であり、窓ガラスが管理区域境界となっている固体廃棄施設においては、窓ガラス内側表面での線量率が 2.6 μSv/h 以下となるよう、必要に応じて遮蔽体（鉛 2 mm 厚相当）を設置する。</p> <p>これにより、500 h/3月 で評価した場合、線量告示に基づく管理区域の設定基準である 1.3 mSv/3月 を超えることはない。</p> <p>プルトニウム 10 g をドラム缶1本に収納した場合の線量率は次のように評価した。プルトニウムの同位体組成比を表2.1のとおりとし、70年崩壊後のプルトニウム 1 g からの中性子線及び γ線 のスペクトルを表2.2に示す。線量の計算に当たっては、一次元輸送計算コードANSINを用い、実効線量の換算には、ICRP Pub 74³⁾に示されている換算係数を用いる。計算モデルは、ドラム缶と同体積の球を線源とし、図2.2及び図2.3に示すとおりである。ドラム缶内にプルトニウムは均一に存在するとし、ドラム缶内は廃棄物で充填されているが、評価上は遮蔽条件が厳しくなるように空気を充填する。遮蔽として考慮するドラム缶（鉄 0.12 cm）及び普通コンクリートの密度を表2.3に示す。</p> <p>これらの条件を用いて、管理区域境界及び鉛遮蔽体表面の線量率を評価した結果は、それぞれ 1.2 μSv/h 及び 2.4 μSv/h であり、500 h/3月 で評価した場合、それぞれ 0.6 mSv/3</p>	<p>・表記及び表現の見直しを図るため。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>及び <u>1.2mSv/3月</u> となり、線量告示に基づく管理区域の設定基準である <u>1.3mSv/3月</u> を下回る。</p> <p>[3] 火災等による損傷の防止</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u> には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（以下「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p> </div> <p>1. 火災事故対策</p> <p>建家は、鉄筋コンクリート構造である。内部の諸設備は給排気系、配管、配線その他を含め金属性又は塩化ビニール製で、不燃又は難燃性である。また、電熱器の使用も <u>最低限に制限し</u>、指定された場所でのみ使用可能な許可制をとる。したがって、施設内で火災発生の可能性は、極めて少ないと考えられる。なお、本施設に安全上重要な施設は存在しない。</p> <p>本施設内で発生する固体廃棄物は、可燃性、難燃性及び不燃性に区分し、金属製の容器等に収納する等防火対策を施し、区画等の放射線障害防止措置を講じた固体廃棄施設に置く。</p> <p>2. 爆発事故対策</p> <p>B棟内で爆発事故の可能性のあるのは可燃性有機溶媒を使用する作業に限られる。作業上、小型電熱器を使用する場合もあるが、フード内で使用する可燃性有機溶媒は、安全作業基準で定める使用制限量以内で取り扱われるうえ、核燃料物質取扱い時はフード内は換気が行われているので爆発、引火は防止できる。</p>	<p>月及び <u>1.2 mSv/3月</u> となり、線量告示に基づく管理区域の設定基準である <u>1.3 mSv/3月</u> を下回る。</p> <p>[3] 火災等による損傷の防止</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u> には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（<u>次項において</u>「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p> </div> <p>1. 火災事故対策</p> <p>建家は、鉄筋コンクリート構造である。内部の諸設備は給排気系、配管、配線その他を含め金属性又は塩化ビニール製で、不燃又は難燃性である。また、電熱器の使用も <u>必要最小限とし</u>、指定された場所でのみ使用可能な許可制をとる。したがって、施設内で火災発生の可能性は、極めて少ないと考えられる。なお、本施設に安全上重要な施設は存在しない。</p> <p>本施設内で発生する固体廃棄物は、可燃性、難燃性及び不燃性に区分し、金属製の容器等に収納する等防火対策を施し、区画等の放射線障害防止措置を講じた固体廃棄施設に置く。</p> <p>2. 爆発事故対策</p> <p>B棟内で爆発事故の可能性のあるのは可燃性有機溶媒を使用する作業に限られる。作業上、小型電熱器を使用する場合もあるが、フード内で使用する可燃性有機溶媒は、安全作業基準で定める使用制限量以内で取り扱われるうえ、核燃料物質の取扱い時においては、フード内は換気が行われているため、爆発・引火は防止できる。</p>	<p>・表記の見直しを図るため。</p> <p>・使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正（令和2年4月1日施行。以下、変更理由においては「法令改正」という。）のため。</p> <p>・表現の見直しを図るため。</p> <p>・表現の見直しを図るため。</p>

新旧対照表

B棟

添付書類 1

変更箇所を

で示す。

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>[4] <u>立ち入り</u>の防止 (省略)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p>	<p>[4] <u>立入り</u>の防止 (章題のみ変更)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>[5] 自然現象による影響の考慮 (省略)</p>	<p>[5] 自然現象による影響の考慮 (規則条文のみ変更)</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>第六条 使用施設等（<u>施設検査対象施設</u>は除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>第六条 使用施設等（<u>使用前検査対象施設</u>は除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>[6] 核燃料物質の臨界防止 (省略)</p>	<p>[6] 核燃料物質の臨界防止 (規則条文のみ変更)</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>第七条 <u>施設検査対象施設</u>は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>第七条 <u>使用前検査対象施設</u>は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>[7] <u>施設検査対象施設</u>の地盤</p> <p>第八条 <u>施設検査対象施設</u>は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。）にあっては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても<u>当該施設検査対象施設</u>を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>[7] <u>使用前検査対象施設</u>の地盤</p> <p>第八条 <u>使用前検査対象施設</u>は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する<u>使用前検査対象施設</u>のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。）にあっては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても<u>当該使用前検査対象施設</u>を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の中央部に位置し、海岸から約 <u>650m</u>、海拔約 <u>8.5m</u> のところにある。周辺の河川、海岸から十分に離れており、また、敷地は平坦で排水性が良く、<u>建屋は</u>、安定した地層に支持されているため、地すべり・陥没等のおそれはない。</p>	<p>本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の中央部に位置し、海岸から約 <u>650 m</u>、海拔約 <u>8.5 m</u> のところにある。周辺の河川、海岸から十分に離れており、また、敷地は平坦で排水性が良く、<u>建家は</u>安定した地層に支持されているため、地すべり・陥没等のおそれはない。</p>	<p>・表記の見直しを図るため。 ・表現の見直しを図るため。</p>
<p>[8] 地震による損傷の防止 (省略)</p>	<p>[8] 地震による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p>	
<p>第九条 <u>施設検査対象施設</u>は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある<u>施設検査対象施設</u>の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>第九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある<u>使用前検査対象施設</u>の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>[9] 津波による損傷の防止</p> <p>第十条 <u>施設検査対象施設</u>は、その供用中に<u>当該施設検査対象施設</u>に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の中央部に位置し、海岸から約 650m、海拔約 8.5m のところにあるため、河川の氾濫による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。</p> <p>[10] 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>第十一条 <u>施設検査対象施設</u>は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 <u>施設検査対象施設</u>は、<u>工場若しくは事業所</u>（以下「<u>工場等</u>」という。）内又はその周辺において想定される<u>当該施設検査対象施設</u>の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>B棟の<u>建屋</u>は、<u>建築基準法に従って</u>、台風時における最大風速 60m/sec に対しても十分耐えるように設計されている。なお、本施設に安全上重要な施設は存在しない。</p>	<p>[9] 津波による損傷の防止</p> <p>第十条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その供用中に<u>当該使用前検査対象施設</u>に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の中央部に位置し、海岸から約 650 m、海拔約 8.5 m のところにあるため、河川の氾濫による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。</p> <p>[10] 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>第十一条 <u>使用前検査対象施設</u>は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 <u>使用前検査対象施設</u>は、<u>工場等内又はその周辺</u>において想定される<u>当該使用前検査対象施設</u>の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>B棟の<u>建家</u>は、<u>建築基準法にしたがって</u>、台風時における最大風速 60 m/sec に対しても十分耐えるように設計されている。なお、本施設に安全上重要な施設は存在しない。</p>	<p>・法令改正のため。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p> <p>・法令改正のため。</p> <p>・表記及び表現の見直しを図るため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>[11] <u>施設検査対象施設</u>への人の不法な侵入等の防止</p> <p>第十二条 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、<u>施設検査対象施設</u>への人の不法な侵入、<u>施設検査対象施設</u>に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>[11] <u>使用前検査対象施設</u>への人の不法な侵入等の防止</p> <p>第十二条 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、<u>使用前検査対象施設</u>への人の不法な侵入、<u>使用前検査対象施設</u>に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条第2項及び核燃料物質の使用等に関する規則第3条の3に基づき、人の不法な侵入等の防止に必要な防護措置を講ずる。施設の運転管理に用いる計算機等は、外部の通信網に接続しない。</p> <p>第三者による核燃料物質への不法な接近等に対処するため、核燃料物質使用施設等核物質防護規定を定めている。</p>	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第56条の3第2項及び核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11の13に基づき、人の不法な侵入等の防止に必要な防護措置を講ずる。施設の運転管理に用いる計算機等は、外部の通信網に接続しない。</p> <p>第三者による核燃料物質への不法な接近等に対処するため、核燃料物質使用施設等核物質防護規定を定めている。</p>	<p>・条項番号の誤記修正を行うため。</p>
<p>[12] 溢水による損傷の防止 (省略)</p>	<p>[12] 溢水による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p>	
<p>第十三条 <u>施設検査対象施設</u>は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>第十三条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>[13] 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (省略)</p>	<p>[13] 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p>	
<p>第十四条 <u>施設検査対象施設</u>は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>第十四条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

新旧対照表

B棟

添付書類1

変更箇所を

で示す。

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>[14] 飛散物による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十五条 施設検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>[14] 飛散物による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十五条 使用前検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>[15] 重要度に応じた安全機能の確保 (省略)</p> <p>第十六条 施設検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>[15] 重要度に応じた安全機能の確保 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十六条 使用前検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>[16] 環境条件を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十七条 施設検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>[16] 環境条件を考慮した設計 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十七条 使用前検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>[17] 検査等を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十八条 施設検査対象施設は、当該施設検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>[17] 検査等を考慮した設計 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十八条 使用前検査対象施設は、当該使用前検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>[18] <u>施設検査対象施設</u>の共用</p> <p>第十九条 <u>施設検査対象施設</u>は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、<u>施設検査対象施設</u>の安全性を損なわないものでなければならない。</p> <p>本施設の非常用電源は、高レベル放射性物質研究施設に設置された非常用電源設備を共用し供給されている。非常用発電装置は、高レベル放射性物質研究施設以外に、A棟、B棟、ウラン系廃棄物処理施設（焼却施設）、応用試験棟、第2応用試験棟、排水処理施設、工学試験棟及びモックアップ試験棟と共用しているが、これらの系統は専用の分電盤に接続し、漏電や過負荷の影響が上流側の設備に波及しない設計となっており、他施設の合計で <u>200 k V A</u> 以下として、施設の安全性を損なわないように管理する。</p> <p>[19] 誤操作の防止</p> <p>第二十条 <u>施設検査対象施設</u>は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>[18] <u>使用前検査対象施設</u>の共用</p> <p>第十九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、<u>使用前検査対象施設</u>の安全性を損なわないものでなければならない。</p> <p>本施設の非常用電源は、高レベル放射性物質研究施設に設置された非常用電源設備を共用し供給されている。非常用発電装置は、高レベル放射性物質研究施設以外に、A棟、B棟、ウラン系廃棄物処理施設（焼却施設）、応用試験棟、第2応用試験棟、排水処理施設、工学試験棟及びモックアップ試験棟と共用しているが、これらの系統は専用の分電盤に接続し、漏電や過負荷の影響が上流側の設備に波及しない設計となっており、他施設の合計で <u>200 kVA</u> 以下として、施設の安全性を損なわないように管理する。</p> <p>[19] 誤操作の防止</p> <p>第二十条 <u>使用前検査対象施設</u>は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p> <p>・法令改正のため。</p>
<p>本施設では誤操作の要素を考慮し、施設及び設備について事故に直面しないように設計して誤操作による事故を防止している。特に火災、爆発事故、その他、人身傷害を伴う事故はその影響が極めて大きいので、予想されるいかなる誤操作によってもこれらの事故が発生しないように対策が立てられている。しかし、誤操作による事故を完全に除去することは不可能であるので、可能な限り物理的に誤操作が起り得ないように装置、設備を作り必要な措置を講じるとともに、管理面においては、保安規定等を定めて、これらを作業従事者に周知徹底及び教育し操作の習熟に努めている。臨界、火災、爆発等については、すでに述べているので汚染事故の予防措置及び日常の管理を示す。なお、本施設に安全上重要な施設は存在しない。</p> <p>施設における汚染の発生原因は、ほとんどがフード作業から起ると考えられるので、予防措置はフードの点検に力点を置き、日常の<u>核燃料</u>の取扱いについて下記のように配慮するほか、放射線管理担当者による作業環境の放射線モニタリングが行われる。</p> <p>(1) 密封されていないプルトニウムを取り扱う作業は、すべてフード内で行う。密封されているが微量の表面汚染のおそれのあるプルトニウムもフード内で取り扱う。</p>	<p>本施設では誤操作の要素を考慮し、施設及び設備について事故に直面しないように設計して誤操作による事故を防止している。特に火災、爆発事故、その他、人身傷害を伴う事故はその影響が極めて大きいので、予想されるいかなる誤操作によってもこれらの事故が発生しないように対策が立てられている。しかし、誤操作による事故を完全に除去することは不可能であるので、可能な限り物理的に誤操作が起り得ないように装置、設備を作り必要な措置を講じるとともに、管理面においては、保安規定等を定めて、これらを作業従事者に周知徹底及び教育し操作の習熟に努めている。臨界、火災、爆発等については、すでに述べているので汚染事故の予防措置及び日常の管理を示す。なお、本施設に安全上重要な施設は存在しない。</p> <p>施設における汚染の発生原因は、ほとんどがフード作業から起ると考えられるので、予防措置はフードの点検に力点を置き、日常の<u>核燃料物質</u>の取扱いについて下記のように配慮するほか、放射線管理担当者による作業環境の放射線モニタリングが行われる。</p> <p>(1) 密封されていないプルトニウムを取り扱う作業は、すべてフード内で行う。密封されているが微量の表面汚染のおそれのあるプルトニウムもフード内で取り扱う。</p>	<p>・表現の見直しを図るため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>(2)フード作業にあたっては、十分な始業点検、作業中及び作業後の放射線サーベイを行って異常の早期点検につとめる。</p> <p>(3)プルトニウムの移送にあたっては、完全な包装を行い、表面汚染のないようにする。</p> <p>(4)フード内で多量の溶液を取り扱うときは、たとえ全液量がフードに漏えいしてもフード外に流出しないよう全液量の容量以上の受皿をフード内に設置する。</p> <p>[20] 安全避難通路等 (省略)</p>	<p>(2)フード作業に当たっては、十分な始業前点検、作業中及び作業後の放射線サーベイを行って異常の早期発見に努める。</p> <p>(3)プルトニウムの移送に当たっては、完全な包装を行い、表面汚染のないようにする。</p> <p>(4)フード内で多量の溶液を取り扱うときは、たとえ全液量がフードに漏えいしてもフード外に流出しないよう全液量の容量以上の受皿をフード内に設置する。</p> <p>[20] 安全避難通路等 (規則条文のみ変更)</p>	<p>・表現の見直しを図るため。</p>
<p>第二十一条 施設検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</p> <p>二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明</p> <p>三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p> <p>[21] 貯蔵施設</p>	<p>第二十一条 使用前検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</p> <p>二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明</p> <p>三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p> <p>[21] 貯蔵施設</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>三 標識を設けるものであること。</p> <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>三 標識を設けるものであること。</p> <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	
<p>本施設の貯蔵施設として施錠管理を行っている貯蔵室があり、核燃料物質を貯蔵するために十分な容量を有している。貯蔵室の出入口には「貯蔵室」及び「許可なくして立入りを禁ずる」旨の表示を行う。</p>	<p>本施設の貯蔵施設として、貯蔵室（B-18）があり、核燃料物質を貯蔵するために十分な容量を有している。</p> <p>核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、貯蔵室扉へ施錠の措置を講じる。また、出入口には、日本産業規格による放射能標識に「貯蔵室」及び「許可なくして立入りを禁ずる」旨を記載した標識の表示を行う。</p>	<p>・既に使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「使用許可基準規則」という。）の要求事項を満足しているが、法令要求事</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>[22] 廃棄施設</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p> <p>1. 気体廃棄物</p> <p>1.1 概 要</p> <p>本施設の排気のうちで、フード及び管理区域内を経て放出される排気は、気体廃棄物としてフィルタでろ過され、排気モニタで排気中の放射性物質濃度を監視しながら大気中に放出される。</p> <p>この放出量は約 <u>21 700m³/h</u> である。</p>	<p>[22] 廃棄施設</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p> <p>1. 気体廃棄物</p> <p>1.1 概 要</p> <p>本施設の排気のうちで、フード及び管理区域内を経て放出される排気は、気体廃棄物としてフィルタでろ過され、排気モニタで排気中の放射性物質濃度を監視しながら大気中に放出される。</p> <p>この放出量は約 <u>21 700 m³/h</u> である。</p>	<p>項である記載の明確化を行う。</p> <p>なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはないが、設計変更及び工事も伴わない。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>1.2 高性能エアフィルタ</p> <p>本施設で使用する高性能エアフィルタは、USAEC 保健物理グループによって開発された高性能ユニットないしその同等品であって、<u>0.15 μm</u>径の粒子に対して<u>99.97 %</u>以上の捕集効率が保証されている。ろ材はグラスウール<u>または</u>グラスウールアスベスト混合、外箱は不燃処理をした木材で耐湿性、耐火性の構造になっており、両端にはダクトへの接続を容易にするため、金属性の接続管が設けられている。使用済のフィルタは汚染したものとみなされるので、交換する際には接続部を<u>ビニール袋</u>で密封した状態を保ったまま、使用済フィルタ及びダクト内面を室内の空気にさらすことなく作業することができる。</p> <p>1.3 管理区域内の排気の処理</p> <p>平常の作業状態において室内の空気が汚染することはないが、万一、フードから放射性物質が管理区域の室内に散逸しても施設外に<u>もれない</u>ように、管理区域内を外気より負圧に保っている。この負圧の状態は、汚染の可能性の大きい区域の順に負圧を高くして空気の逆送による汚染の拡大を防いでいる。排風機に<u>装置</u>された高性能エアフィルタの目づまりによる排风量不足に対応するため、フィルタの前後に差圧計が備えられており、この差圧が一定値を超えるとフィルタを交換する<u>ので</u>規定排気量は維持される。また、排風機の異常は排気警報系により自動的に報知される。負圧の制御は <u>20Pa(2mmH₂O)</u>から <u>50Pa (5mmH₂O)</u>までの4段階である。これら室内の排気は高性能エアフィルタでろ過し、排気モニターで排気中放射性物質濃度を監視しながら大気中に放出される。</p> <p>1.4 排気のモニタリング (省略)</p> <p>1.5 気体廃棄物の放出に伴う環境線量評価</p> <p>気体廃棄物の放出に伴う環境線量評価には、放射性物質の放出量と大気拡散による希釈効果を考慮した評価地点での濃度を用いる。大気拡散の評価方法は、発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針⁹⁾を参考にする。</p> <p>なお、評価に使用する気象データは、核燃料サイクル工学研究所の気象観測資料から整理したものを用いる。</p> <p>放出量の算出に当たっては、年間で <u>0.8g</u>のプルトニウムを取り扱うものと仮定する。排気風量を <u>21 700 m³/h</u>として、プルトニウムの排気系への移行率を 1×10^{-4}、高性能エアフィルタの捕集効率を1段目 <u>99.97%</u>、2段目 <u>99%</u>として評価する。</p> <p>大気中の拡散は、正規型の拡散式を使用し、観測された気象データを統計処理して求められるパラメータ等を用いて算出する。評価対象とする濃度は、施設からの連続放出を仮定し、着目する地点を含む一方位内で均等化された地表付近の年間平均濃度である。</p> <p>なお、拡散評価に用いる本施設の建家の投影面積を約 <u>100m²</u>とする。</p>	<p>1.2 高性能エアフィルタ</p> <p>本施設で使用する高性能エアフィルタは、USAEC 保健物理グループによって開発された高性能ユニットないしその同等品であって、<u>0.15 μm</u>径の粒子に対して<u>99.97 %</u>以上の捕集効率が保証されている。ろ材はグラスウール<u>又は</u>グラスウールアスベスト混合、外箱は不燃処理をした木材で耐湿性、耐火性の構造になっており、両端にはダクトへの接続を容易にするため、金属性の接続管が設けられている。使用済のフィルタは汚染したものとみなされるので、交換する際には接続部を<u>ビニール袋</u>で密封した状態を保ったまま、使用済フィルタ及びダクト内面を室内の空気にさらすことなく作業することができる。</p> <p>1.3 管理区域内の排気の処理</p> <p>平常の作業状態において室内の空気が汚染することはないが、万一、フードから放射性物質が管理区域の室内に散逸しても施設外に<u>漏れない</u>ように、管理区域内を外気より負圧に保っている。この負圧の状態は、汚染の可能性の大きい区域の順に負圧を高くして空気の逆送による汚染の拡大を防いでいる。排風機に<u>設置</u>された高性能エアフィルタの目づまりによる排风量不足に対応するため、フィルタの前後に差圧計が備えられており、この差圧が一定値を超えるとフィルタを交換する<u>ため</u>規定排気量は維持される。また、排風機の異常は排気警報系により自動的に報知される。負圧の制御は <u>20 Pa(2 mmH₂O)</u>から <u>50 Pa (5 mmH₂O)</u>までの4段階である。これら室内の排気は高性能エアフィルタでろ過し、排気モニターで排気中放射性物質濃度を監視しながら大気中に放出される。</p> <p>1.4 排気のモニタリング (変更なし)</p> <p>1.5 気体廃棄物の放出に伴う環境線量評価</p> <p>気体廃棄物の放出に伴う環境線量評価には、放射性物質の放出量と大気拡散による希釈効果を考慮した評価地点での濃度を用いる。大気拡散の評価方法は、発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針⁹⁾を参考にする。</p> <p>なお、評価に使用する気象データは、核燃料サイクル工学研究所の気象観測資料から整理したものを用いる。</p> <p>放出量の算出に当たっては、年間で <u>0.8 g</u>のプルトニウムを取り扱うものと仮定する。排気風量を <u>21 700 m³/h</u>として、プルトニウムの排気系への移行率を 1×10^{-4}、高性能エアフィルタの捕集効率を1段目 <u>99.97 %</u>、2段目 <u>99 %</u>として評価する。</p> <p>大気中の拡散は、正規型の拡散式を使用し、観測された気象データを統計処理して求められるパラメータ等を用いて算出する。評価対象とする濃度は、施設からの連続放出を仮定し、着目する地点を含む一方位内で均等化された地表付近の年間平均濃度である。</p> <p>なお、拡散評価に用いる本施設の建家の投影面積を約 <u>100 m²</u>とする。</p>	<p>・表記及び表現の見直しを図るため。</p> <p>・表現の見直しを図るため。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>以上の条件を基にして、核燃料サイクル工学研究所共通編「添付書類1-①」に記載された環境線量評価方法によって求められた本施設からの大気中に放出される放射性物質の吸入摂取、経口摂取及び地表沈着による一般公衆の年間の実効線量への寄与は、核燃料サイクル工学研究所共通編「添付書類1-①」の表3に示すとおりである。</p> <p>2. 液体廃棄物</p> <p>管理区域内の室内で使用する室内汚染液、手の洗浄液等、室内の排水は、約 1 m^3/年発生する。これらの排水はドラム缶又はポリエチレン容器等に入れ、B棟第二排水受槽 (46 m^3) に運搬し、その放射性物質濃度を測定したうえ、線量告示に定める濃度限度以下であることを確認し、新川へ放出する。濃度限度以上のときは、希釈し、濃度限度以下にしてからB棟第二排水受槽に運搬する。</p> <p>各フードで発生する約 0.1 m^3/年のプルトニウム廃液については、ポリエチレン容器等に収納し、ビニルバッグに密封した後、プルトニウム燃料第一開発室又は高レベル放射性物質研究施設へ運搬し処理又は保管する。なお、プルトニウム燃料第一開発室へ搬出するプルトニウム廃液は、放射性物質濃度が 0.6 Bq/cm^3 以下とする。</p> <p>このほか濃度限度を超えるウラン廃液約 0.1 m^3/年については化学処理した後、上澄液は濃度限度以下であることを確かめ、B棟第二排水受槽を経て新川へ放出する。</p> <p>これらの沈澱物は、ビニル袋等に収納し 200 L ドラム缶に封入の上、固体廃棄物として保管する。</p> <p>なお、運搬する廃液は、ドラム缶又はポリエチレン容器に入れ、運搬までの間、受皿等の漏えい対策を施し、区画等の放射線障害防止措置を講じた廃棄物保管室1に置く。</p> <p>使用停止した埋設廃水配管については、閉止箇所の点検を行う。</p> <p>3. 固体廃棄物</p> <p>プルトニウム系の固体廃棄物（実験器具、合成樹脂、紙、ゴム手袋等）は、ビニルバッグ若しくはビニル袋に収納し、これをカートンボックスに収納又はビニルバッグ若しくははビニルシートで二重梱包する。これらの発生量は、放射性可燃廃棄物カートンボックス約 25 個/年、放射性難燃廃棄物カートンボックス約 20 個/年及び放射性不燃廃棄物カートンボックス約 30 個/年と大型放射性固体廃棄物（機器類）として、約 0.1 m^3/年が予想される。</p> <p>これらの廃棄物は、プルトニウム廃棄物処理開発施設、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設及び高レベル放射性物質研究施設へ運搬する。なお、高レベル放射性物質研究施設へは低レベル固体廃棄物として運搬する。</p> <p>また、過去に実施した低放射性廃液を用いた試験（放射性廃棄物の処理、処分技術開発の一環として実施。再処理施設由来の低放射性廃液の年間予定使用量は $7.4 \times 10^6\text{ Bq}$ (U: 0.1 g, Pu: 0.2 mg) であった。) により発生した $\beta\gamma$ 系の固体廃棄物は、ドラム缶に封入し、低レ</p>	<p>以上の条件を基にして、核燃料サイクル工学研究所共通編「添付書類1-①」に記載された環境線量評価方法によって求められた本施設からの大気中に放出される放射性物質の吸入摂取、経口摂取及び地表沈着による一般公衆の年間の実効線量への寄与は、核燃料サイクル工学研究所共通編「添付書類1-①」の表3に示すとおりである。</p> <p>2. 液体廃棄物</p> <p>管理区域内の室内で使用する室内汚染液、手の洗浄液等、室内の排水は、約 1 m^3/年発生する。これらの排水はドラム缶又はポリエチレン容器等に入れ、B棟第二排水受槽 (46 m^3) に運搬し、その放射性物質濃度を測定したうえ、線量告示に定める濃度限度以下であることを確認し、新川へ放出する。濃度限度以上のときは、希釈し、濃度限度以下にしてからB棟第二排水受槽に運搬する。</p> <p>各フードで発生する約 0.1 m^3/年のプルトニウム廃液については、ポリエチレン容器等に収納し、ビニルバッグに密封した後、プルトニウム燃料第一開発室又は高レベル放射性物質研究施設へ運搬し処理又は保管する。なお、プルトニウム燃料第一開発室へ搬出するプルトニウム廃液は、放射性物質濃度が 0.6 Bq/cm^3 以下とする。</p> <p>このほか濃度限度を超えるウラン廃液約 0.1 m^3/年については化学処理した後、上澄液は濃度限度以下であることを確認した後、B棟第二排水受槽を経て新川へ放出する。</p> <p>化学処理によって発生した沈澱物は、ビニル袋等に収納し 200 L ドラム缶に封入の上、固体廃棄物として保管する。</p> <p>なお、運搬する廃液は、ドラム缶又はポリエチレン容器に入れ、搬出までの間、受皿等の漏えい防止対策を施し、区画等の放射線障害防止措置を講じた廃棄物保管室1に置く。</p> <p>使用停止した埋設廃水配管については、閉止箇所の点検を行う。</p> <p>3. 固体廃棄物</p> <p>プルトニウム系の固体廃棄物（実験器具、合成樹脂、紙、ゴム手袋等）は、ビニルバッグ若しくはビニル袋に収納した後、これをカートンボックス又はビニルバッグに収納し、ビニルシートで二重梱包する。固体廃棄物の発生量は、放射性可燃廃棄物カートンボックス約 25 個/年、放射性難燃廃棄物カートンボックス約 20 個/年及び放射性不燃廃棄物カートンボックス約 30 個/年と大型放射性固体廃棄物（機器類）として、約 0.1 m^3/年が予想される。</p> <p>上記の廃棄物は、プルトニウム廃棄物処理開発施設、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設及び高レベル放射性物質研究施設へ運搬する。なお、高レベル放射性物質研究施設へ運搬する場合は、低レベル固体廃棄物として運搬する。</p> <p>また、過去に実施した低放射性廃液を用いた試験（放射性廃棄物の処理、処分技術開発の一環として実施。再処理施設由来の低放射性廃液の年間予定使用量は $7.4 \times 10^6\text{ Bq}$ (U: 0.1 g, Pu: 0.2 mg) であった。) により発生した $\beta\gamma$ 系の固体廃棄物は、ドラム缶に封入し、</p>	<p>を図るため。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p> <p>・表現の見直し及びS I単位への表記に記載を統一するため。</p> <p>・表現の見直しを図るため。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>ベル固体廃棄物として高レベル放射性物質研究施設へ運搬する。</p> <p>ウラン系固体廃棄物の発生量は、放射性可燃廃棄物約 $1 \text{ m}^3/\text{年}$、放射性難燃廃棄物約 $0.2 \text{ m}^3/\text{年}$、放射性不燃廃棄物約 $0.3 \text{ m}^3/\text{年}$ であり、二重梱包（カートンボックスを含む）する。なお、二重梱包されたウラン系固体廃棄物は、廃棄物容器等（カートンボックスは除く）に封入し、ウラン廃棄物処理施設へ運搬する。</p> <p>運搬する固体廃棄物は、<u>運搬</u>までの間、区画等の放射線障害防止措置を講じた施設内の固体廃棄施設（実験室 3、実験室 4、実験室 6、実験室 7、廃棄物保管室 1、廃棄物保管室 2）に置く。なお、固体廃棄物は金属製の容器等に収納する。施設内の固体廃棄施設に置く廃棄物は、汚染の拡大防止措置を施したエリアにおいて、廃棄物の種類毎に分別、入替え、封入を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">(記載なし)</p> <p>[23] 汚染を検査するための設備 (省略)</p>	<p>低レベル固体廃棄物として高レベル放射性物質研究施設へ運搬する。</p> <p>ウラン系固体廃棄物の発生量は、放射性可燃廃棄物約 $1 \text{ m}^3/\text{年}$、放射性難燃廃棄物約 $0.2 \text{ m}^3/\text{年}$、放射性不燃廃棄物約 $0.3 \text{ m}^3/\text{年}$ であり、二重梱包（カートンボックスを含む）する。なお、二重梱包されたウラン系固体廃棄物は、廃棄物容器等（カートンボックスは除く）に封入し、ウラン廃棄物処理施設へ運搬する。</p> <p>運搬する固体廃棄物は、<u>搬出</u>までの間、区画等の放射線障害防止措置を講じた施設内の固体廃棄施設（実験室 3、実験室 4、実験室 6、実験室 7、廃棄物保管室 1、廃棄物保管室 2）に置く。なお、固体廃棄物は金属製の容器等に収納する。施設内の固体廃棄施設に置く廃棄物は、汚染の拡大防止措置を施したエリアにおいて、廃棄物の種類毎に分別、入替え、封入を行うことができる。</p> <p><u>4. 標識の設置</u></p> <p><u>4.1 廃棄施設の標識</u></p> <p>廃棄施設には標識を設ける。標識には、<u>日本産業規格による放射能標識に「廃棄施設」及び「許可なくして立入りを禁ず」を記載する。</u></p> <p><u>4.2 排気及び排水設備の標識</u></p> <p>排気及び排水設備には、<u>日本産業規格による放射能標識に「排気設備」、「排水設備」並びに「許可なくして触れることを禁ず」を記載した標識を設ける。</u></p> <p>[23] 汚染を検査するための設備 (変更なし)</p>	<p>・表現の見直しを図るため。</p> <p>・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、法令要求事項である標識についての記載の明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</p>
<p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>[24] 監視設備</p> <p>第二十六条 <u>施設検査対象施設</u>には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、<u>当該施設検査対象施設</u>及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p> <p>1. 作業環境及び廃棄物のモニタリング (省略)</p> <p>2. 施設の周辺環境管理 <u>(1) 排気に対する周辺環境管理</u> 本施設が設置される核燃料サイクル工学研究所の敷地及び敷地周辺では、<u>周辺環境の線量及び放射性物質を監視するため、定期的にモニタリングを行っている。</u> <u>(2) 事故時の周辺環境管理</u> 事故により周辺環境に放射性物質が放出された場合には、<u>事故の規模に応じて直ちに定常管理地点その他の環境サーベイを実施する。</u></p>	<p>[24] 監視設備</p> <p>第二十六条 <u>使用前検査対象施設</u>には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、<u>当該使用前検査対象施設</u>及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p> <p>1. 作業環境及び廃棄物のモニタリング (変更なし)</p> <p>2. 施設の周辺環境管理 本施設が設置される核燃料サイクル工学研究所の敷地及び敷地周辺で、<u>周辺環境の線量を監視するため定期的にモニタリングを行う。</u> <u>モニタリングについては、保安規定等に定めた方法で行う。</u></p>	<p>・法令改正のため。</p> <p>・法令の要求事項に合わせて施設の周辺環境管理について記載を見直したため。</p>
<p>[25] 非常用電源設備 (省略)</p> <p>第二十七条 <u>施設検査対象施設</u>には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他<u>当該施設検査対象施設</u>の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p>	<p>[25] 非常用電源設備 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十七条 <u>使用前検査対象施設</u>には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他<u>当該使用前検査対象施設</u>の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>[26] 通信連絡設備等</p> <p>第二十八条 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、<u>警報装置及び通信連絡設備</u>を設けなければならない。</p> <p>2. <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、<u>専用通信回線</u>を設けなければならない。</p> <p>3. <u>専用通信回線</u>は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<p>[26] 通信連絡設備等</p> <p>第二十八条 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、<u>警報装置及び通信連絡設備</u>を設けなければならない。</p> <p>2. <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、<u>専用通信回線</u>を設けなければならない。</p> <p>3. <u>専用通信回線</u>は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変更前	補正後	変更理由																								
<p>警報装置は申請書本文の「7-3 使用施設の設備」、「8-3 貯蔵施設の設備」、「9-1-3 気体廃棄施設の設備」、「9-2-3 液体廃棄施設の設備」、「9-3-3 固体廃棄施設の設備」の警報設備等に示すとおり設けられており、事故の発生に係る連絡のためのアナウンスータが設けられている。事故時には、機構の定める事故対策規程等に基づき、事業所内に緊急時対策所が設けられ、事業所内一斉放送により、事故に係る情報、必要な指示等が伝えられる。また、緊急時対策所から専用回線により、外部関係先へ情報が発信される。</p> <p>参考文献 (省略)</p> <p>表 2.1 プルトニウムの同位体組成</p> <table border="1" data-bbox="369 686 869 890"> <thead> <tr> <th>核種</th> <th>重量比(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Pu-238</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>Pu-239</td> <td>65.6</td> </tr> <tr> <td>Pu-240</td> <td>22.3</td> </tr> <tr> <td>Pu-241</td> <td>8.8</td> </tr> <tr> <td>Pu-242</td> <td>2.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>*軽水炉燃料 (4% (％は重量百分率) 濃縮ウラン) で平均燃焼度 <u>28 000MWD/t</u> (比出力 <u>35MW/t</u>) にて燃焼後、180 日冷却したもの。</p> <p>表 2.2 中性子線及びガンマ線のスペクトル (省略)</p> <p>表 2.3 遮蔽材の密度 (省略)</p> <p>図 2.1 管理区域境界の線量評価に用いる線源配置と評価点位置 (省略)</p> <p>図 2.2 管理区域境界における線量率計算モデル (省略)</p> <p>図 2.3 ドラム缶に鉛遮蔽を設置した場合の線量率計算モデル (省略)</p>	核種	重量比(%)	Pu-238	1.2	Pu-239	65.6	Pu-240	22.3	Pu-241	8.8	Pu-242	2.1	<p>警報装置は申請書本文の「7-3 使用施設の設備」、「8-3 貯蔵施設の設備」、「9-1-3 気体廃棄施設の設備」、「9-2-3 液体廃棄施設の設備」、「9-3-3 固体廃棄施設の設備」の警報設備等に示すとおり設けられており、事故の発生に係る連絡のためのアナウンスータが設けられている。事故時には、機構の定める事故対策規程等に基づき、事業所内に緊急時対策所が設けられ、事業所内一斉放送により、事故に係る情報、必要な指示等が伝えられる。また、緊急時対策所から専用回線により、外部関係先へ情報が発信される。</p> <p>参考文献 (変更なし)</p> <p>表 2.1 プルトニウムの同位体組成</p> <table border="1" data-bbox="1317 686 1816 890"> <thead> <tr> <th>核種</th> <th>重量比(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Pu-238</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>Pu-239</td> <td>65.6</td> </tr> <tr> <td>Pu-240</td> <td>22.3</td> </tr> <tr> <td>Pu-241</td> <td>8.8</td> </tr> <tr> <td>Pu-242</td> <td>2.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>*軽水炉燃料 (4 % (％は重量百分率) 濃縮ウラン) で平均燃焼度 <u>28 000 MWD/t</u> (比出力 <u>35 MW/t</u>) にて燃焼後、180 日冷却したもの。</p> <p>表 2.2 中性子線及びガンマ線のスペクトル (変更なし)</p> <p>表 2.3 遮蔽材の密度 (変更なし)</p> <p>図 2.1 管理区域境界の線量評価に用いる線源配置と評価点位置 (変更なし)</p> <p>図 2.2 管理区域境界における線量率計算モデル (変更なし)</p> <p>図 2.3 ドラム缶に鉛遮蔽を設置した場合の線量率計算モデル (変更なし)</p>	核種	重量比(%)	Pu-238	1.2	Pu-239	65.6	Pu-240	22.3	Pu-241	8.8	Pu-242	2.1	<p>・表記の見直しを図るため。</p>
核種	重量比(%)																									
Pu-238	1.2																									
Pu-239	65.6																									
Pu-240	22.3																									
Pu-241	8.8																									
Pu-242	2.1																									
核種	重量比(%)																									
Pu-238	1.2																									
Pu-239	65.6																									
Pu-240	22.3																									
Pu-241	8.8																									
Pu-242	2.1																									

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>1. まえがき (省略)</p> <p>2. 火災事故</p> <p>2.1 火災発生時の措置</p> <p><u>万一</u>、火災事故が発生した場合に備え、次のような<u>防火</u>設備を設置する。 粉末消火器を建家全体にわたり配置してあり、消火することができる。なお、フード内には<u>燃え易い</u>ものは存在しないので火災が排気ダクトに達することは考えられない。 火災発生時における<u>以上</u>の措置については、保安規定等に定められた方法で行う。</p> <p>2.2 周辺環境に及ぼす影響</p>	<p>1. まえがき (変更なし)</p> <p>2. 火災事故</p> <p>2.1 火災発生時の措置</p> <p>火災事故が発生した場合に備え、次のような<u>消火</u>設備を設置する。 粉末消火器を建家全体にわたり配置してあり、消火することができる。なお、フード内には<u>燃えやすい</u>ものは存在しないため、火災が排気ダクトに達することは考えられない。 火災発生時における<u>上記</u>の措置については、保安規定等に定められた方法で行う。</p> <p>2.2 周辺環境に及ぼす影響</p>	<p>・表現の見直し及び誤記修正を図るため。</p>
<p>第二十二条 <u>施設検査対象施設</u>は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p>	<p>第二十二条 <u>使用前検査対象施設</u>は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p>	<p>・使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正（令和2年4月1日施行。以下、変更理由においては「法令改正」という。）のため。</p>
<p><u>万一</u>火災事故が発生した場合を想定して、施設外の周辺住民に及ぼす影響を解析すると次のとおりである。</p> <p>想定される火災事故は、フード内での有機溶媒の火災である。プルトニウムの最大装荷量を16 mg とし、火災によってプルトニウムが飛散するが、換気系統には損傷がないものと想定する。</p> <p>(1)放出量の計算</p> <p>装荷量の全量が換気系へ混入し、高性能エアフィルタの捕集効率を1段目で<u>99.97%</u>、2段目で<u>99%</u>とすると、装荷量の<u>3×10^{-4}</u>gが<u>煙突</u>から施設外へ放出される。したがって、放出量は</p> <p>$0.016(\text{g}) \times 3 \times 10^{-6} = 4.8 \times 10^{-8} (\text{g})$</p>	<p>火災事故が発生した場合を想定して、施設外の周辺住民に及ぼす影響を解析すると次のとおりとなる。</p> <p>想定される火災事故は、フード内での有機溶媒の火災である。プルトニウムの最大装荷量を16 mg とし、火災によってプルトニウムが飛散するが、換気系統には損傷がないものと想定する。</p> <p>(1)放出量の計算</p> <p>装荷量の全量が換気系へ混入し、高性能エアフィルタの捕集効率を1段目で<u>99.97%</u>、2段目で<u>99%</u>とすると、装荷量の<u>3×10^{-4}</u>gが<u>排気筒</u>から施設外へ放出される。したがって、放出量は</p> <p>$0.016 (\text{g}) \times 3 \times 10^{-6} = 4.8 \times 10^{-8} (\text{g})$</p>	<p>・表現の見直しを図るため。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p>

変 更 前					補 正 後					変更理由																				
表-1 火災事故における放出Pu等の放射能					表-1 火災事故における放出Pu等の放射能					・表記の見直しを図るため。 ・表記の見直しを図るため。																				
核 種	組成比 (%) 注1)	比放射能 (Bq/g)	Pu1gの放射能 (Bq)	放出Pu4.8×10 ⁻⁸ gの放射能(Bq)	核 種	組成比 (%) 注1)	比放射能 (Bq/g)	Pu 1 gの放射能 (Bq)	放出Pu 4.8×10 ⁻⁸ gの放射能(Bq)																					
²³⁸ Pu	1.2	6.33×10 ¹¹	7.60×10 ⁹	3.65×10 ²	²³⁸ Pu	1.2	6.33×10 ¹¹	7.60×10 ⁹	3.65×10 ²																					
²³⁹ Pu	65.6	2.29×10 ⁹	1.50×10 ⁹	7.20×10 ¹	²³⁹ Pu	65.6	2.29×10 ⁹	1.50×10 ⁹	7.20×10 ¹																					
²⁴⁰ Pu	22.3	8.38×10 ⁹	1.87×10 ⁹	8.98×10 ¹	²⁴⁰ Pu	22.3	8.38×10 ⁹	1.87×10 ⁹	8.98×10 ¹																					
²⁴¹ Pu	8.8	3.82×10 ¹²	3.36×10 ¹¹	1.61×10 ⁴	²⁴¹ Pu	8.8	3.82×10 ¹²	3.36×10 ¹¹	1.61×10 ⁴																					
²⁴² Pu	2.1	1.45×10 ⁸	3.04×10 ⁶	1.46×10 ⁻¹	²⁴² Pu	2.1	1.45×10 ⁸	3.04×10 ⁶	1.46×10 ⁻¹																					
²⁴¹ Am	3.0	1.27×10 ¹¹	3.81×10 ⁹	1.83×10 ²	²⁴¹ Am	3.0	1.27×10 ¹¹	3.81×10 ⁹	1.83×10 ²																					
注2)					注2)																									
注1) 軽水炉燃料(4wt%濃縮ウラン)で平均燃焼度 <u>28000MWD/t</u> (比出力; <u>35MW/t</u>)、燃焼後180日冷却したもの。 注2) プルトニウムに対する質量百分率。					注1) 軽水炉燃料(4 wt%濃縮ウラン)で平均燃焼度 <u>28 000 MWD/t</u> (比出力; <u>35 MW/t</u>)、燃焼後180日冷却したもの。 注2) プルトニウムに対する質量百分率。																									
(2) 相対濃度の計算 相対濃度の計算に用いた式は正規型拡散式であり、風下軸上の地表における相対濃度は次式のように表される。					(2) 相対濃度の計算 相対濃度の計算に用いた式は正規型拡散式であり、風下軸上の地表における相対濃度は次式のように表される。																									
$\chi/Q = \frac{1}{3600 \pi \cdot \sigma_y \cdot \sigma_z \cdot U} \cdot \exp\left(-\frac{H^2}{2\sigma_z^2}\right)$ ただし、 χ/Q : 相対濃度 U : 放出源を代表する風速 H : 放出源の高さ σ _y : 濃度分布のY方向の拡がりのパラメータ (m) σ _z : 濃度分布のZ方向の拡がりのパラメータ (m)					$\chi/Q = \frac{1}{3.600 \pi \cdot \sigma_y \cdot \sigma_z \cdot U} \cdot \exp\left(-\frac{H^2}{2\sigma_z^2}\right)$ ただし、 χ/Q : 相対濃度 U : 放出源を代表する風速 H : 放出源の高さ σ _y : 濃度分布のY方向の拡がりのパラメータ (m) σ _z : 濃度分布のZ方向の拡がりのパラメータ (m)																									
ここで、放出源の高さについては、次式により求める。 H = H _ℓ + ΔH - G _ℓ ただし、 H _ℓ : 放出源の海拔高さ (m) ΔH : 排気筒の吹上高さ (m) G _ℓ : 周辺の地表面の海拔高さ (m)					ここで、放出源の高さについては、次式により求める。 H = H _ℓ + ΔH - G _ℓ ただし、 H _ℓ : 放出源の海拔高さ (m) ΔH : 排気筒の吹上高さ (m) G _ℓ : 周辺の地表面の海拔高さ (m)																									
安全側に評価するため、ΔH = 0 とする。また、G _ℓ の値については以下の表に示す。					安全側に評価するため、ΔH = 0 とする。また、G _ℓ の値については以下の表に示す。																									
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">風 下 方 位</td> <td style="text-align: center;">北</td> <td style="text-align: center;">北北西</td> <td style="text-align: center;">北西</td> <td style="text-align: center;">西北西</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地表面海拔高さ (m)</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> </table>					風 下 方 位	北	北北西	北西	西北西	地表面海拔高さ (m)	10	10	10	10	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">風 下 方 位</td> <td style="text-align: center;">北</td> <td style="text-align: center;">北北西</td> <td style="text-align: center;">北西</td> <td style="text-align: center;">西北西</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地表面海拔高さ (m)</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> </table>					風 下 方 位	北	北北西	北西	西北西	地表面海拔高さ (m)	10	10	10	10	
風 下 方 位	北	北北西	北西	西北西																										
地表面海拔高さ (m)	10	10	10	10																										
風 下 方 位	北	北北西	北西	西北西																										
地表面海拔高さ (m)	10	10	10	10																										

変更前	補正後	変更理由																																																												
<table border="1" data-bbox="244 284 770 352"> <tr> <td>風下方位</td> <td>西</td> <td>西南西</td> <td>南西</td> <td>南南西</td> </tr> <tr> <td>地表面海拔高さ(m)</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="244 387 770 456"> <tr> <td>風下方位</td> <td>南</td> <td>南南東</td> <td>南東</td> <td>東南東</td> </tr> <tr> <td>地表面海拔高さ(m)</td> <td>30</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="244 491 770 560"> <tr> <td>風下方位</td> <td>東</td> <td>東北東</td> <td>北東</td> <td>北北東</td> </tr> <tr> <td>地表面海拔高さ(m)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>	風下方位	西	西南西	南西	南南西	地表面海拔高さ(m)	30	30	30	30	風下方位	南	南南東	南東	東南東	地表面海拔高さ(m)	30	0	0	0	風下方位	東	東北東	北東	北北東	地表面海拔高さ(m)	0	0	0	0	<table border="1" data-bbox="1193 284 1720 352"> <tr> <td>風下方位</td> <td>西</td> <td>西南西</td> <td>南西</td> <td>南南西</td> </tr> <tr> <td>地表面海拔高さ(m)</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1193 387 1720 456"> <tr> <td>風下方位</td> <td>南</td> <td>南南東</td> <td>南東</td> <td>東南東</td> </tr> <tr> <td>地表面海拔高さ(m)</td> <td>30</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1193 491 1720 560"> <tr> <td>風下方位</td> <td>東</td> <td>東北東</td> <td>北東</td> <td>北北東</td> </tr> <tr> <td>地表面海拔高さ(m)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>	風下方位	西	西南西	南西	南南西	地表面海拔高さ(m)	30	30	30	30	風下方位	南	南南東	南東	東南東	地表面海拔高さ(m)	30	0	0	0	風下方位	東	東北東	北東	北北東	地表面海拔高さ(m)	0	0	0	0	<p>・表記の見直しを図るため。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p> <p>・S I 単位への表記に記載を統一するため。</p>
風下方位	西	西南西	南西	南南西																																																										
地表面海拔高さ(m)	30	30	30	30																																																										
風下方位	南	南南東	南東	東南東																																																										
地表面海拔高さ(m)	30	0	0	0																																																										
風下方位	東	東北東	北東	北北東																																																										
地表面海拔高さ(m)	0	0	0	0																																																										
風下方位	西	西南西	南西	南南西																																																										
地表面海拔高さ(m)	30	30	30	30																																																										
風下方位	南	南南東	南東	東南東																																																										
地表面海拔高さ(m)	30	0	0	0																																																										
風下方位	東	東北東	北東	北北東																																																										
地表面海拔高さ(m)	0	0	0	0																																																										
<p>また、濃度分布の拡がりのパラメータ σ_y 及び σ_z については、「気象指針」⁽¹⁾に示されるパラメータに基づき、計算する。</p> <p>風速 1 m/s の場合について、各大気安定度ごとに相対濃度を計算した結果、大気安定度 F 型、風下距離 <u>50m</u>（西方向の周辺監視区域境界に相当）で最大値を与え、$3.13 \times 10^{-5} \text{ h/m}^3$ となる。</p> <p>(3)内部被ばくによる線量の計算</p> <p>プルトニウムの吸入により、着目する臓器が受ける等価線量（預託線量）は次式で表わされる。</p> $D_m = R (\chi/Q) \sum_i (DF)_{i,m} \cdot Q_i$ <p>ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> D_m : 臓器mの線量(Sv) R : 呼吸率 $1.2 (\text{m}^3/\text{h})$ $(DF)_{i,m}$: 1 Bqのプルトニウム i を吸入したときの臓器mの預託等価線量 (Sv/Bq) χ/Q : 相対濃度 (h/m^3) Q_i : プルトニウム i の放出量(Bq) <p>ここで、$(DF)_{i,m}$については、空気力学的放射能中央径(AMAD)は <u>$1 \mu\text{m}$</u>、吸入クラスは、プルトニウムはSとし、「めやす線量」⁽²⁾に示される値を用いる。</p> <p>(4)線量の計算結果</p> <p>火災事故時に排気筒から放出される放射性物質の吸入に起因する線量は、骨表面 1.8×10^{-7} シーベルト、肺 2.8×10^{-7} シーベルト、肝 9.6×10^{-8} シーベルト、となり組織別の「めやす線量」に比べて低い。</p>	<p>また、濃度分布の拡がりのパラメータ σ_y 及び σ_z については、「気象指針」⁽¹⁾に示されるパラメータに基づき、計算する。</p> <p>風速 1 m/s の場合について、大気安定度ごとに相対濃度を計算した結果、大気安定度 F 型、風下距離 <u>50 m</u>（西方向の周辺監視区域境界に相当）で最大値を与え、$3.13 \times 10^{-5} \text{ h/m}^3$ となる。</p> <p>(3)内部被ばくによる線量の計算</p> <p>プルトニウムの吸入により、着目する臓器が受ける等価線量（預託線量）は次式で表わされる。</p> $D_m = R (\chi/Q) \sum_i (DF)_{i,m} \cdot Q_i$ <p>ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> D_m : 臓器mの線量(Sv) R : 呼吸率 $1.2 (\text{m}^3/\text{h})$ $(DF)_{i,m}$: 1 Bqのプルトニウム i を吸入したときの臓器mの預託等価線量 (Sv/Bq) χ/Q : 相対濃度 (h/m^3) Q_i : プルトニウム i の放出量(Bq) <p>ここで、$(DF)_{i,m}$については、空気力学的放射能中央径(AMAD)は <u>$1 \mu\text{m}$</u>、吸入クラスは、プルトニウムはSとし、「めやす線量」⁽²⁾に示される値を用いる。</p> <p>(4)線量の計算結果</p> <p>火災事故時に排気筒から放出される放射性物質の吸入に起因する線量は、骨表面 1.8×10^{-7} Sv、肺 2.8×10^{-7} Sv、肝 9.6×10^{-8} Sv となり、組織別の「めやす線量」に比べて低い。</p>																																																													

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>3. 爆発事故 <u>万一</u>爆発事故が発生した場合を想定して、施設外の周辺住民に及ぼす影響を解析すると火災事故と同様の評価となる。</p> <p>4. 誤操作による事故 本施設では誤操作の要素を考慮し、施設及び設備について事故に直面しないように設計して誤操作による事故を防止している。特に火災、爆発事故、その他、人身傷害を伴う事故はその影響が極めて大きいので、予想されるいかなる誤操作によってもこれらの事故が発生しないように対策が立てられている。しかし、誤操作による事故を完全に除去することは不可能であるので、可能な限り物理的に誤操作が起こり得ないように装置、設備を作り必要な措置を講じるとともに、管理面においては、保安規定等を定めて、これらを作業従事者に周知徹底及び教育し操作の習熟に努めている。臨界、火災、爆発等については、すでに述べているので汚染事故について発生時の措置を示す。</p> <p>(1) 退避を必要とする場合 核燃料物質による汚染空気を吸入するおそれがある汚染事故が発生した場合、事故現場の者は直ちに室外に退避し、<u>速やかに</u>上司に連絡する。その他<u>汚染等</u>必要な措置については、保安規定等に定める。</p> <p>(2) 退避を必要としない場合 退避を必要としない事故又は異常として<u>床、フード、衣服等の表面汚染</u>が考えられるが、この場合、発見者は汚染の拡大を防止するため、不必要に動きまわらないようにし、安全作業基準に<u>従って</u>同室者がいる場合は<u>連絡応援を求めて</u>、放射線管理担当者及び上司に連絡する。<u>ついで</u>、汚染状況の把握、汚染原因の調査、汚染の固定<u>及び</u>除去等の措置を3者協力して行う。</p> <p>(3) 身体汚染 上記(1)、(2)に関連して、作業者が<u>汚染空気を吸入、皮ふ汚染等の身体汚染を生じた</u>場合は、安全作業基準等に基づき医務担当者及び放射線管理担当者の指示に<u>従って</u>行動する。</p> <p>(4) 周辺環境への影響 汚染事故により周辺環境に影響が及ぶことは考えられない。最も問題となる室内空気汚染が<u>生じた</u>としても、施設外の周辺住民に及ぼす影響を解析すると火災事故と同様の評価となる。</p>	<p>3. 爆発事故 爆発事故が発生した場合を想定して、施設外の周辺住民に及ぼす影響を解析すると火災事故と同様の評価となる。</p> <p>4. 誤操作による事故 本施設では誤操作の要素を考慮し、施設及び設備について事故に直面しないように設計して誤操作による事故を防止している。特に火災、爆発事故、その他、人身傷害を伴う事故はその影響が極めて大きいので、予想されるいかなる誤操作によってもこれらの事故が発生しないように対策が立てられている。しかし、誤操作による事故を完全に除去することは不可能であるので、可能な限り物理的に誤操作が起こり得ないように装置、設備を作り必要な措置を講じるとともに、管理面においては、保安規定等を定めて、これらを作業従事者に周知徹底及び教育し操作の習熟に努めている。臨界、火災、爆発等については、すでに述べているので汚染事故について発生時の措置を示す。</p> <p>(1) 退避を必要とする場合 核燃料物質による汚染空気を吸入するおそれがある汚染事故が発生した場合、事故現場の者は直ちに室外に退避し、<u>速やかに</u>上司に連絡する。その他<u>汚染時等</u>に必要な措置については、保安規定等に定める。</p> <p>(2) 退避を必要としない場合 退避を必要としない事故又は異常として、<u>床、フード及び衣服等の表面汚染</u>が考えられるが、この場合、発見者は汚染の拡大を防止するため、不必要に動きまわらないようにし、安全作業基準にしたがって同室者がいる場合は<u>連絡するとともに、応援を要請する</u>。また、放射線管理担当者及び上司に連絡し、<u>汚染状況の把握、汚染原因の調査、汚染の固定並びに</u>除去等の措置を3者協力して行う。</p> <p>(3) 身体汚染 上記(1)、(2)に関連して、作業者が<u>身体等に汚染を生じた</u>場合は、安全作業基準等に基づき医務担当者及び放射線管理担当者の指示に<u>したがって</u>行動する。</p> <p>(4) 周辺環境への影響 汚染事故により周辺環境に影響が及ぶことは考えられない。<u>また、最も問題となる室内空気汚染が生じた</u>としても、施設外の周辺住民に及ぼす影響を解析すると火災事故と同様の評価となる。</p>	<p>・表現の見直しを図るため。</p> <p>・表現の見直しを図るため。</p> <p>・表現の見直しを図るため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>5. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>第二十九条 <u>施設検査対象施設</u>は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、<u>当該施設検査対象施設</u>からの多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p> </div> <p>本施設では、周辺公衆に 5 mSv を超える被ばくを及ぼす事故の発生のおそれはないことから、多量の放射性物質等を放出する事故は想定されない。</p> <p>参考文献 (省略)</p>	<p>5. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>第二十九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、<u>当該使用前検査対象施設</u>からの多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p> </div> <p>本施設では、周辺公衆に 5 mSv を超える被ばくを及ぼす事故の発生のおそれはないことから、多量の放射性物質等を放出する事故は想定されない。</p> <p>参考文献 (変更なし)</p>	<p>・法令改正のため。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p>

核燃料物質使用変更許可申請書の一部補正

新 旧 対 照 表

本文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	本-1～8
本文図面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	本図-1～6
添付書類1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	添1-1～8
(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書(事故に関するものを除く。))	
添付書類2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	変更なし
(想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に応ずる災害防止の措置に関する説明書)	

ウラン廃棄物処理施設

変 更 前	補 正 後	変更理由
1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (省略)	1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更なし)	
2. 使用の目的及び方法 (省略)	2. 使用の目的及び方法 (変更なし)	
3. 核燃料物質の種類 (省略)	3. 核燃料物質の種類 (変更なし)	
4. 使用の場所 (省略)	4. 使用の場所 (変更なし)	
5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (省略)	5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (変更なし)	
6. 使用済燃料の処分の方法 (省略)	6. 使用済燃料の処分の方法 (変更なし)	
7. 使用施設の位置、構造及び設備 (省略)	7. 使用施設の位置、構造及び設備 (変更なし)	
8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備 (省略)	8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備 (変更なし)	
9. 廃棄施設の位置、構造及び設備 1) ウラン系廃棄物貯蔵施設 1)-9-1 気体廃棄施設 (省略) 1)-9-2 液体廃棄施設 (省略) 1)-9-3 固体廃棄施設	9. 廃棄施設の位置、構造及び設備 1) ウラン系廃棄物貯蔵施設 1)-9-1 気体廃棄施設 (変更なし) 1)-9-2 液体廃棄施設 (変更なし) 1)-9-3 固体廃棄施設	
<p>本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、燃料製造機器試験室、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟で発生したウラン系固体廃棄物を受け入れる。受入れた廃棄物は、図1)-4、5に示す廃棄物保管場所に保管廃棄する。</p> <p>本施設で発生するこれから廃棄しようとするものは、作業場に置場を設定し、可燃性、難燃性及び不燃性に区分し所定の容器に収納の上、作業の間当該置場に置き、作業終了後又は所定の容器が満杯になった場合、図1)-4に示す廃棄物保管場所に集積する。集積した廃棄物は、廃棄するため必要に応じて分別、入替えを行い、所定の容器等に収納又は封入する。</p> <p>本施設で発生した廃棄物は、図1)-4、5に示す廃棄物保管場所に保管廃棄するか、焼却施設に運搬し焼却する。なお、保管廃棄又は運搬するまでの間、図1)-4に示す廃棄物保管場所に保管する。</p> <p>保管廃棄した廃棄物は、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設に運搬し保管することができる。また、保管廃棄した廃棄物のうち金属及びフィルタはM棟に運搬し減容処理することができる。</p> <p>なお、これから廃棄しようとするもの及び廃棄物については、区画等の放射線障害防止措置及び火災等による損傷防止のための必要な措置（金属製容器又は金属製保管庫への収納等）を講じる。</p>	<p>本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟で発生したウラン系固体廃棄物を受け入れる。受入れた廃棄物は、図1)-4、5に示す廃棄物保管場所に保管廃棄する。</p> <p>本施設で発生するこれから廃棄しようとするものは、作業場に置場を設定し、可燃性、難燃性及び不燃性に区分し所定の容器に収納の上、作業の間当該置場に置き、作業終了後又は所定の容器が満杯になった場合、図1)-4に示す廃棄物保管場所に集積する。集積した廃棄物は、廃棄するため必要に応じて分別、入替えを行い、所定の容器等に収納又は封入する。</p> <p>本施設で発生した廃棄物は、図1)-4、5に示す廃棄物保管場所に保管廃棄するか、焼却施設に運搬し焼却する。なお、保管廃棄又は運搬するまでの間、図1)-4に示す廃棄物保管場所に保管する。</p> <p>保管廃棄した廃棄物は、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設に運搬し保管することができる。また、保管廃棄した廃棄物のうち金属及びフィルタはM棟に運搬し減容処理することができる。</p> <p>なお、これから廃棄しようとするもの及び廃棄物については、区画等の放射線障害防止措置及び火災等による損傷防止のための必要な措置（金属製容器又は金属製保管庫への収納等）を講じる。</p>	<p>・燃料製造機器試験室の管理区域解除が完了したため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>1)-9-3-1 固体廃棄施設の位置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>固体廃棄施設の位置</p> <p>(1) 敷地の位置 「1)-9-2-1 液体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(2) 建家の位置 「1)-9-2-1 液体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(3) 固体廃棄施設の位置 本施設の固体廃棄施設は、トラックエリア、貯蔵庫(1階)及び貯蔵庫(2階)である。 施設外のウラン系固体廃棄物の廃棄施設は、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設、焼却施設及びM棟であり、その位置は、2)-9-3-1、3)-9-3-1及びM棟(別冊12)の記載による。 本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、<u>燃料製造機器試験室</u>、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟から発生するウラン系固体廃棄物^(註)の保管廃棄施設である。</p> </div> <p>(注) 使用済燃料を化学的方法により処理して得られたウランを使用して発生する固体廃棄物も含む。</p> <p>1)-9-3-2 固体廃棄施設の構造 (省略)</p> <p>1)-9-3-3 固体廃棄施設の設備 (省略)</p> <p>2) 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設</p> <p>2)-9-1 気体廃棄施設</p> <p>2)-9-1-1 気体廃棄施設の位置 (省略)</p> <p>2)-9-1-2 気体廃棄施設の構造 (省略)</p>	<p>1)-9-3-1 固体廃棄施設の位置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>固体廃棄施設の位置</p> <p>(1) 敷地の位置 「1)-9-2-1 液体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(2) 建家の位置 「1)-9-2-1 液体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(3) 固体廃棄施設の位置 本施設の固体廃棄施設は、トラックエリア、貯蔵庫(1階)及び貯蔵庫(2階)である。 施設外のウラン系固体廃棄物の廃棄施設は、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設、焼却施設及びM棟であり、その位置は、2)-9-3-1、3)-9-3-1及びM棟(別冊12)の記載による。 本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟から発生するウラン系固体廃棄物^(註)の保管廃棄施設である。</p> </div> <p>(注) 使用済燃料を化学的方法により処理して得られたウランを使用して発生する固体廃棄物も含む。</p> <p>1)-9-3-2 固体廃棄施設の構造 (変更なし)</p> <p>1)-9-3-3 固体廃棄施設の設備 (変更なし)</p> <p>2) 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設</p> <p>2)-9-1 気体廃棄施設</p> <p>2)-9-1-1 気体廃棄施設の位置 (変更なし)</p> <p>2)-9-1-2 気体廃棄施設の構造 (変更なし)</p>	<p>・燃料製造機器試験室の管理区域解除が完了したため。</p>

変更前		補正後		変更理由
2)-9-1-3 気体廃棄施設の設備		2)-9-1-3 気体廃棄施設の設備		
気体廃棄設備の名称	仕様	気体廃棄設備の名称	仕様	
詰替室系排風機	2基(予備機1基) 排気能力：約8 500 m ³ /h 耐震設計：水平震度0.24 標識：添付書類1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。	詰替室系排風機	2基(予備機1基) 排気能力：約8 500 m ³ /h 耐震設計：水平震度0.24 標識：添付書類1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。	
フード系排風機	2基(予備機1基) 排気能力：約3 000 m ³ /h 耐震設計：水平震度0.24 標識：添付書類1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。	フード系排風機	2基(予備機1基) 排気能力：約3 000 m ³ /h 耐震設計：水平震度0.24 標識：添付書類1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。	
高性能エアフィルタ	2段 捕集効率：0.15 μm径の粒子に対して99.97%以上（単体として）とし負圧にしうる構造の部屋の空気は、高性能エアフィルタ2段でろ過後、排気筒から屋外へ排出する。	高性能エアフィルタ	2段 捕集効率：0.15 μm径の粒子に対して99.97%以上（単体として）とし負圧にしうる構造の部屋の空気は、高性能エアフィルタ2段でろ過後、排気筒から屋外へ排出する。	
排気筒	耐震設計：水平震度0.2 標識：添付書類1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。	排気筒	耐震設計：水平震度0.2 標識：添付書類1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。	
放射線管理設備 排気モニタ	1式 耐震設計：水平震度0.24 警報装置：排気設備の排気を1箇所モニタリングし、排気中の放射性物質濃度が設定値を超えた場合は、警報が吹鳴する。	放射線管理設備 排気モニタ	1式 耐震設計：水平震度0.24 警報装置：排気設備の排気を1箇所モニタリングし、排気中の放射性物質濃度が設定値以上で警報が吹鳴する。	

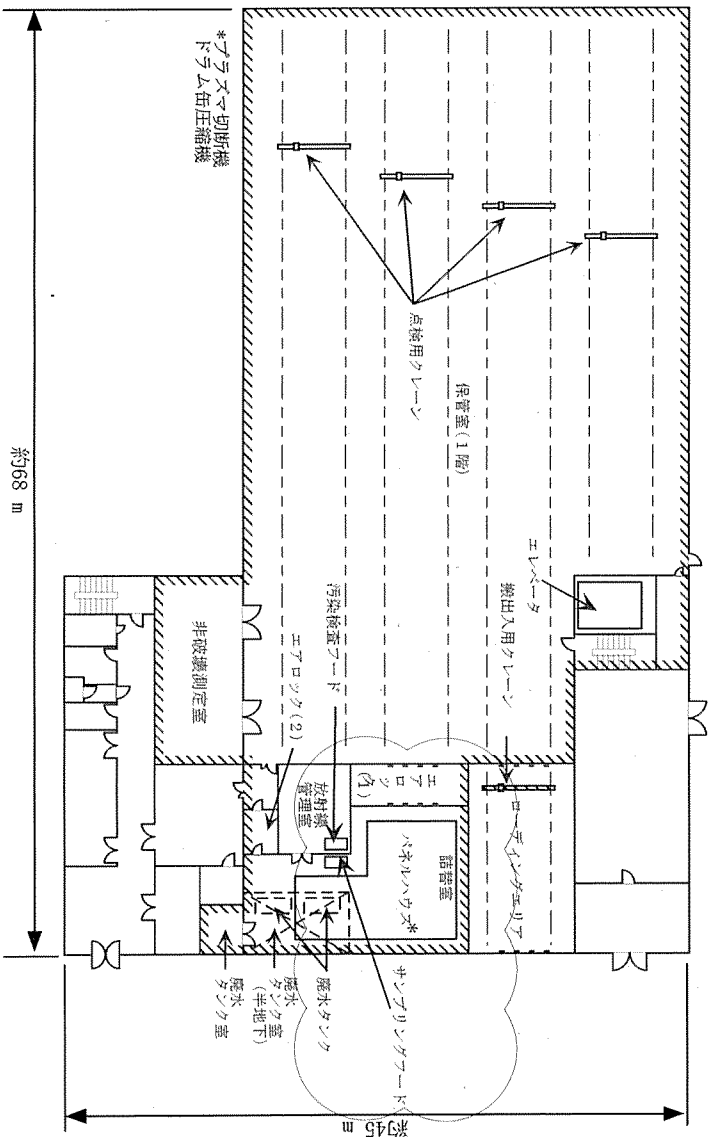
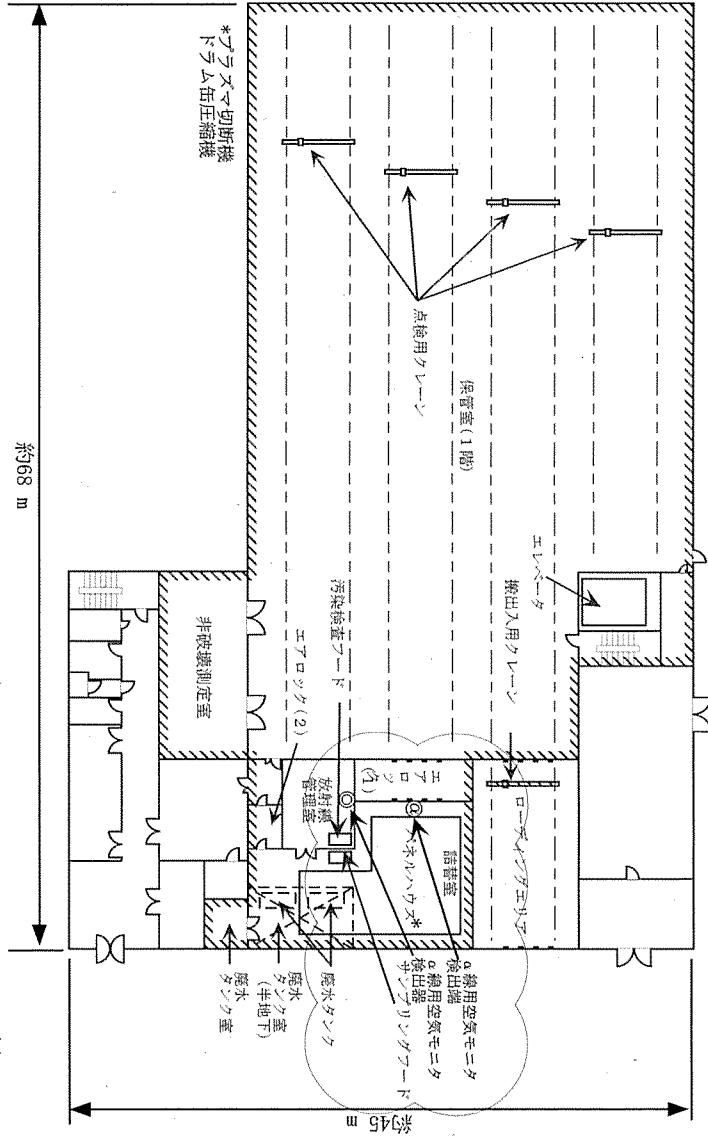
変 更 前		補 正 後		変更理由
(記載なし)	(記載なし)	<u>α線用空気モニタ</u>	1式 <u>警報装置：空気中の放射性物質濃度が設定値以上で警報が吹鳴する。</u>	事も伴わない。 ・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、他の施設の核燃料物質使用変更許可申請書との整合を図るため、α線用空気モニタの個数及び仕様を明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。 ・燃料製造機器試験室の管理区域解除が完了したため。
その他	1式 <u>α線用空気モニタ</u> 、エアスニファ、β線用退出モニタ等	その他	1式 エアスニファ、β線用退出モニタ	
その他	1式 通報設備、放送設備	その他	1式 通報設備、放送設備	
2)-9-2 液体廃棄施設 (省略) 2)-9-3 固体廃棄施設 本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、 <u>燃料製造機器試験室</u> 、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟で発生したウラン系固体廃棄物を受け入れる。受入れた廃棄物は、図2)-8～11に示す廃棄物保管場所に保管廃棄する。 本施設で発生するこれから廃棄しようとするものは、作業場に置場を設定し、可燃性、難燃性及び不燃性に区分し所定の容器に収納の上、作業の間当該置場に置き、作業終了後又は所定の容器が満杯になった場合、図2)-8～11に示す廃棄物保管場所に集積する。集積した廃棄物は、廃棄するため必要に応じて分別、入替えを行い、所定の容器等に収納又は封入する。 本施設で発生した廃棄物は、図2)-8～11に示す廃棄物保管場所に保管廃棄するか、焼却施設に運搬し焼却する。なお、保管廃棄又は運搬するまでの間、図2)-8～11に示す廃棄物保管場所に保管する。 保管廃棄した廃棄物は、ウラン系廃棄物貯蔵施設に運搬し保管することができる。また、保管廃棄した廃棄物のうち金属及びフィルタはM棟に運搬し減容処理することができる。 保管廃棄した廃棄物は、本施設の詰替室に設置されたパネルハウスにて詰替え又はフ		2)-9-2 液体廃棄施設 (変更なし) 2)-9-3 固体廃棄施設 本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟で発生したウラン系固体廃棄物を受け入れる。受入れた廃棄物は、図2)-8～11に示す廃棄物保管場所に保管廃棄する。 本施設で発生するこれから廃棄しようとするものは、作業場に置場を設定し、可燃性、難燃性及び不燃性に区分し所定の容器に収納の上、作業の間当該置場に置き、作業終了後又は所定の容器が満杯になった場合、図2)-8～11に示す廃棄物保管場所に集積する。集積した廃棄物は、廃棄するため必要に応じて分別、入替えを行い、所定の容器等に収納又は封入する。 本施設で発生した廃棄物は、図2)-8～11に示す廃棄物保管場所に保管廃棄するか、焼却施設に運搬し焼却する。なお、保管廃棄又は運搬するまでの間、図2)-8～11に示す廃棄物保管場所に保管する。 保管廃棄した廃棄物は、ウラン系廃棄物貯蔵施設に運搬し保管することができる。また、保管廃棄した廃棄物のうち金属及びフィルタはM棟に運搬し減容処理することができる。 保管廃棄した廃棄物は、本施設の詰替室に設置されたパネルハウスにて詰替え又はフ		

変 更 前	補 正 後	変更理由				
<p>イルタの減容処理を行った後、保管するか焼却施設に運搬し焼却できる。 なお、これから廃棄しようとするもの及び廃棄物については、区画等の放射線障害防止措置及び火災等による損傷防止のための必要な措置（金属製容器又は金属製保管庫への収納等）を講じる。</p> <p>2)-9-3-1 固体廃棄施設の位置</p> <table border="1" data-bbox="129 395 1028 922"> <tr> <td data-bbox="129 395 338 922"> 固体廃棄施設の位置 </td> <td data-bbox="338 395 1028 922"> (1) 敷地の位置 「2)-9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。 (2) 建家の位置 「2)-9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。 (3) 固体廃棄施設の位置 本施設の固体廃棄施設は、詰替室、放射線管理室、ローディングエリア、保管室(1階)、保管室(2階)、保管室(3階)、保管室(4階)及びエレベータ機械室である。 施設外のウラン系固体廃棄物の廃棄施設は、ウラン系廃棄物貯蔵施設、焼却施設及びM棟であり、その位置は、1)-9-3-1、3)-9-3-1及びM棟(別冊12)の記載による。 本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、<u>燃料製造機器試験室</u>、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟から発生するウラン系固体廃棄物^(註)の保管廃棄施設である。 </td> </tr> </table> <p>(注) 使用済燃料を化学的方法により処理して得られたウランを使用して発生する固体廃棄物も含む。</p> <p>2)-9-3-2 固体廃棄施設の構造 (省略)</p> <p>2)-9-3-3 固体廃棄施設の設備 (省略)</p>	固体廃棄施設の位置	(1) 敷地の位置 「2)-9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。 (2) 建家の位置 「2)-9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。 (3) 固体廃棄施設の位置 本施設の固体廃棄施設は、詰替室、放射線管理室、ローディングエリア、保管室(1階)、保管室(2階)、保管室(3階)、保管室(4階)及びエレベータ機械室である。 施設外のウラン系固体廃棄物の廃棄施設は、ウラン系廃棄物貯蔵施設、焼却施設及びM棟であり、その位置は、1)-9-3-1、3)-9-3-1及びM棟(別冊12)の記載による。 本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、 <u>燃料製造機器試験室</u> 、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟から発生するウラン系固体廃棄物 ^(註) の保管廃棄施設である。	<p>イルタの減容処理を行った後、保管するか焼却施設に運搬し焼却できる。 なお、これから廃棄しようとするもの及び廃棄物については、区画等の放射線障害防止措置及び火災等による損傷防止のための必要な措置（金属製容器又は金属製保管庫への収納等）を講じる。</p> <p>2)-9-3-1 固体廃棄施設の位置</p> <table border="1" data-bbox="1081 395 1980 922"> <tr> <td data-bbox="1081 395 1290 922"> 固体廃棄施設の位置 </td> <td data-bbox="1290 395 1980 922"> (1) 敷地の位置 「2)-9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。 (2) 建家の位置 「2)-9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。 (3) 固体廃棄施設の位置 本施設の固体廃棄施設は、詰替室、放射線管理室、ローディングエリア、保管室(1階)、保管室(2階)、保管室(3階)、保管室(4階)及びエレベータ機械室である。 施設外のウラン系固体廃棄物の廃棄施設は、ウラン系廃棄物貯蔵施設、焼却施設及びM棟であり、その位置は、1)-9-3-1、3)-9-3-1及びM棟(別冊12)の記載による。 本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟から発生するウラン系固体廃棄物^(註)の保管廃棄施設である。 </td> </tr> </table> <p>(注) 使用済燃料を化学的方法により処理して得られたウランを使用して発生する固体廃棄物も含む。</p> <p>2)-9-3-2 固体廃棄施設の構造 (変更なし)</p> <p>2)-9-3-3 固体廃棄施設の設備 (変更なし)</p>	固体廃棄施設の位置	(1) 敷地の位置 「2)-9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。 (2) 建家の位置 「2)-9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。 (3) 固体廃棄施設の位置 本施設の固体廃棄施設は、詰替室、放射線管理室、ローディングエリア、保管室(1階)、保管室(2階)、保管室(3階)、保管室(4階)及びエレベータ機械室である。 施設外のウラン系固体廃棄物の廃棄施設は、ウラン系廃棄物貯蔵施設、焼却施設及びM棟であり、その位置は、1)-9-3-1、3)-9-3-1及びM棟(別冊12)の記載による。 本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟から発生するウラン系固体廃棄物 ^(註) の保管廃棄施設である。	<p>・燃料製造機器試験室の管理区域解除が完了したため。</p>
固体廃棄施設の位置	(1) 敷地の位置 「2)-9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。 (2) 建家の位置 「2)-9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。 (3) 固体廃棄施設の位置 本施設の固体廃棄施設は、詰替室、放射線管理室、ローディングエリア、保管室(1階)、保管室(2階)、保管室(3階)、保管室(4階)及びエレベータ機械室である。 施設外のウラン系固体廃棄物の廃棄施設は、ウラン系廃棄物貯蔵施設、焼却施設及びM棟であり、その位置は、1)-9-3-1、3)-9-3-1及びM棟(別冊12)の記載による。 本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、 <u>燃料製造機器試験室</u> 、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟から発生するウラン系固体廃棄物 ^(註) の保管廃棄施設である。					
固体廃棄施設の位置	(1) 敷地の位置 「2)-9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。 (2) 建家の位置 「2)-9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。 (3) 固体廃棄施設の位置 本施設の固体廃棄施設は、詰替室、放射線管理室、ローディングエリア、保管室(1階)、保管室(2階)、保管室(3階)、保管室(4階)及びエレベータ機械室である。 施設外のウラン系固体廃棄物の廃棄施設は、ウラン系廃棄物貯蔵施設、焼却施設及びM棟であり、その位置は、1)-9-3-1、3)-9-3-1及びM棟(別冊12)の記載による。 本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟から発生するウラン系固体廃棄物 ^(註) の保管廃棄施設である。					

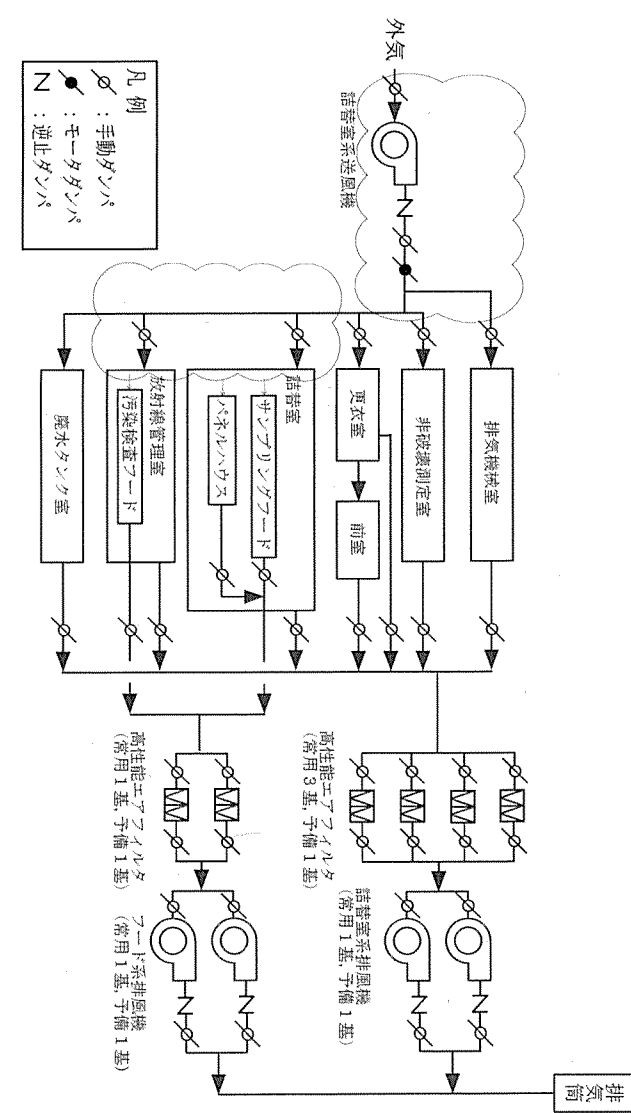


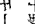
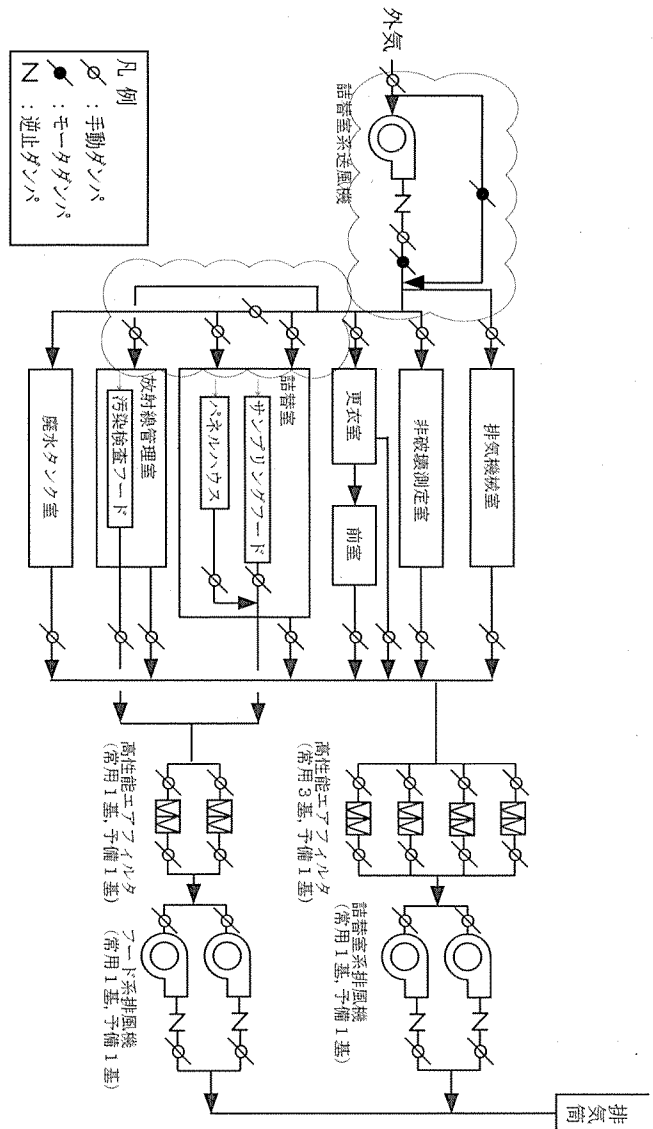
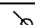

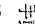
変 更 前	補 正 後	変更理由																																				
<p>3) 焼却施設</p> <p>3)-9-1 気体廃棄施設</p> <p>3)-9-1-1 気体廃棄施設の位置 (省略)</p> <p>3)-9-1-2 気体廃棄施設の構造 (省略)</p> <p>3)-9-1-3 気体廃棄施設の設備</p> <table border="1" data-bbox="138 376 1010 1437"> <thead> <tr> <th>気体廃棄設備の名称</th> <th>仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排風機 (建家用)</td> <td>1台 排気能力:約 10 200 m³/h 耐震設計:水平震度 0.24 標識:添付書類1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</td> </tr> <tr> <td>排風機</td> <td>2台 排気能力:約 750 m³/h (1台予備) 耐震設計:水平震度 0.24 標識:添付書類1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</td> </tr> <tr> <td>高性能エアフィルタ</td> <td>1段 捕集効率:0.15 μm 径の粒子に対して 99.97 %以上 (単体として) とし負圧にしうる構造の部屋の空気は、高性能エアフィルタ 1 段を経て排気筒から排出する。</td> </tr> <tr> <td>非常用電源設備</td> <td>1式 設置場所:高レベル放射性物質研究施設 商用電源の停電時には、高レベル放射性物質研究施設に設置されている非常用発電機が自動的に起動し、焼却炉燃焼空気ブロワ及び排風機に必要な電源電圧が供給される。</td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td>耐震設計:水平震度 0.2</td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(記載なし)</td> <td>(記載なし)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1式 排気サンブラ、エアスニファ、β線用退出モニタ、サーベイメータ等</td> </tr> </tbody> </table>	気体廃棄設備の名称	仕 様	排風機 (建家用)	1台 排気能力:約 10 200 m ³ /h 耐震設計:水平震度 0.24 標識:添付書類1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。	排風機	2台 排気能力:約 750 m ³ /h (1台予備) 耐震設計:水平震度 0.24 標識:添付書類1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。	高性能エアフィルタ	1段 捕集効率:0.15 μm 径の粒子に対して 99.97 %以上 (単体として) とし負圧にしうる構造の部屋の空気は、高性能エアフィルタ 1 段を経て排気筒から排出する。	非常用電源設備	1式 設置場所:高レベル放射性物質研究施設 商用電源の停電時には、高レベル放射性物質研究施設に設置されている非常用発電機が自動的に起動し、焼却炉燃焼空気ブロワ及び排風機に必要な電源電圧が供給される。	排気筒	耐震設計:水平震度 0.2	放射線管理設備		(記載なし)	(記載なし)	その他	1式 排気サンブラ、エアスニファ、β線用退出モニタ、サーベイメータ等	<p>3) 焼却施設</p> <p>3)-9-1 気体廃棄施設</p> <p>3)-9-1-1 気体廃棄施設の位置 (変更なし)</p> <p>3)-9-1-2 気体廃棄施設の構造 (変更なし)</p> <p>3)-9-1-3 気体廃棄施設の設備</p> <table border="1" data-bbox="1093 376 1964 1437"> <thead> <tr> <th>気体廃棄設備の名称</th> <th>仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排風機 (建家用)</td> <td>1台 排気能力:約 10 200 m³/h 耐震設計:水平震度 0.24 標識:添付書類1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</td> </tr> <tr> <td>排風機</td> <td>2台 排気能力:約 750 m³/h (1台予備) 耐震設計:水平震度 0.24 標識:添付書類1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</td> </tr> <tr> <td>高性能エアフィルタ</td> <td>1段 捕集効率:0.15 μm 径の粒子に対して 99.97 %以上 (単体として) とし負圧にしうる構造の部屋の空気は、高性能エアフィルタ 1 段を経て排気筒から排出する。</td> </tr> <tr> <td>非常用電源設備</td> <td>1式 設置場所:高レベル放射性物質研究施設 商用電源の停電時には、高レベル放射性物質研究施設に設置されている非常用発電機が自動的に起動し、焼却炉燃焼空気ブロワ及び排風機に必要な電源電圧が供給される。</td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td>耐震設計:水平震度 0.2</td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>排気サンブラ</td> <td>1式 集塵ろ紙式</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1式 エアスニファ、β線用退出モニタ、サーベイメータ</td> </tr> </tbody> </table>	気体廃棄設備の名称	仕 様	排風機 (建家用)	1台 排気能力:約 10 200 m ³ /h 耐震設計:水平震度 0.24 標識:添付書類1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。	排風機	2台 排気能力:約 750 m ³ /h (1台予備) 耐震設計:水平震度 0.24 標識:添付書類1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。	高性能エアフィルタ	1段 捕集効率:0.15 μm 径の粒子に対して 99.97 %以上 (単体として) とし負圧にしうる構造の部屋の空気は、高性能エアフィルタ 1 段を経て排気筒から排出する。	非常用電源設備	1式 設置場所:高レベル放射性物質研究施設 商用電源の停電時には、高レベル放射性物質研究施設に設置されている非常用発電機が自動的に起動し、焼却炉燃焼空気ブロワ及び排風機に必要な電源電圧が供給される。	排気筒	耐震設計:水平震度 0.2	放射線管理設備		排気サンブラ	1式 集塵ろ紙式	その他	1式 エアスニファ、β線用退出モニタ、サーベイメータ	<p>・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、他の施設の核燃料物質使用変更許可申請書との整合を</p>
気体廃棄設備の名称	仕 様																																					
排風機 (建家用)	1台 排気能力:約 10 200 m ³ /h 耐震設計:水平震度 0.24 標識:添付書類1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。																																					
排風機	2台 排気能力:約 750 m ³ /h (1台予備) 耐震設計:水平震度 0.24 標識:添付書類1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。																																					
高性能エアフィルタ	1段 捕集効率:0.15 μm 径の粒子に対して 99.97 %以上 (単体として) とし負圧にしうる構造の部屋の空気は、高性能エアフィルタ 1 段を経て排気筒から排出する。																																					
非常用電源設備	1式 設置場所:高レベル放射性物質研究施設 商用電源の停電時には、高レベル放射性物質研究施設に設置されている非常用発電機が自動的に起動し、焼却炉燃焼空気ブロワ及び排風機に必要な電源電圧が供給される。																																					
排気筒	耐震設計:水平震度 0.2																																					
放射線管理設備																																						
(記載なし)	(記載なし)																																					
その他	1式 排気サンブラ、エアスニファ、β線用退出モニタ、サーベイメータ等																																					
気体廃棄設備の名称	仕 様																																					
排風機 (建家用)	1台 排気能力:約 10 200 m ³ /h 耐震設計:水平震度 0.24 標識:添付書類1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。																																					
排風機	2台 排気能力:約 750 m ³ /h (1台予備) 耐震設計:水平震度 0.24 標識:添付書類1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。																																					
高性能エアフィルタ	1段 捕集効率:0.15 μm 径の粒子に対して 99.97 %以上 (単体として) とし負圧にしうる構造の部屋の空気は、高性能エアフィルタ 1 段を経て排気筒から排出する。																																					
非常用電源設備	1式 設置場所:高レベル放射性物質研究施設 商用電源の停電時には、高レベル放射性物質研究施設に設置されている非常用発電機が自動的に起動し、焼却炉燃焼空気ブロワ及び排風機に必要な電源電圧が供給される。																																					
排気筒	耐震設計:水平震度 0.2																																					
放射線管理設備																																						
排気サンブラ	1式 集塵ろ紙式																																					
その他	1式 エアスニファ、β線用退出モニタ、サーベイメータ																																					

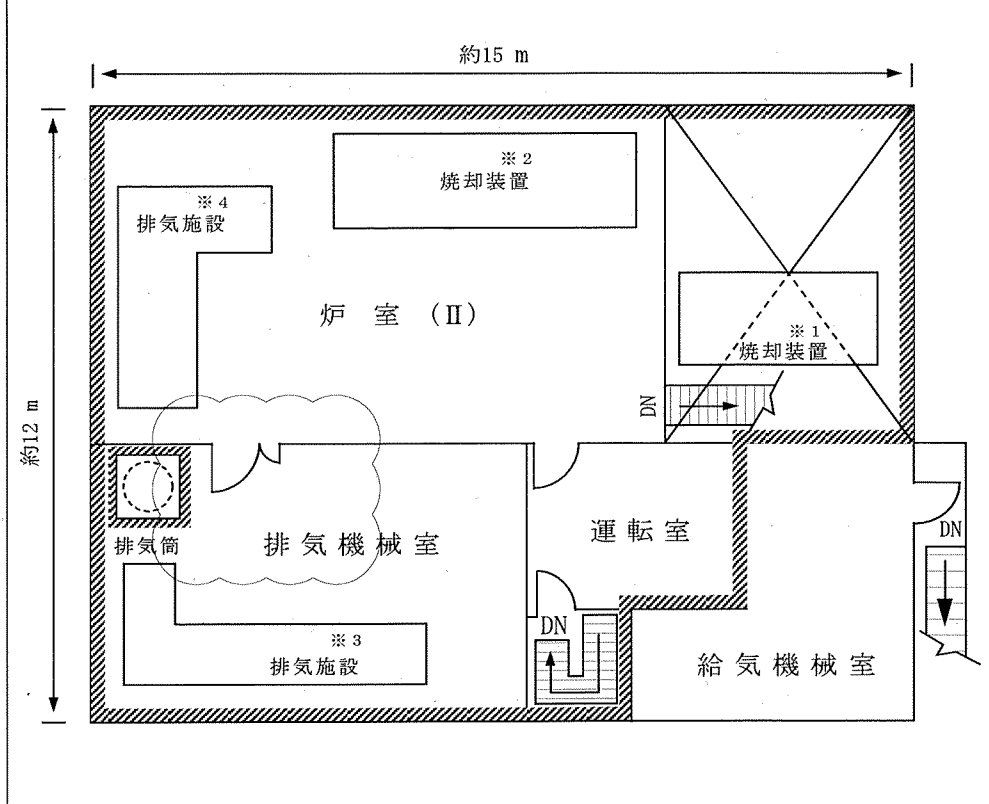
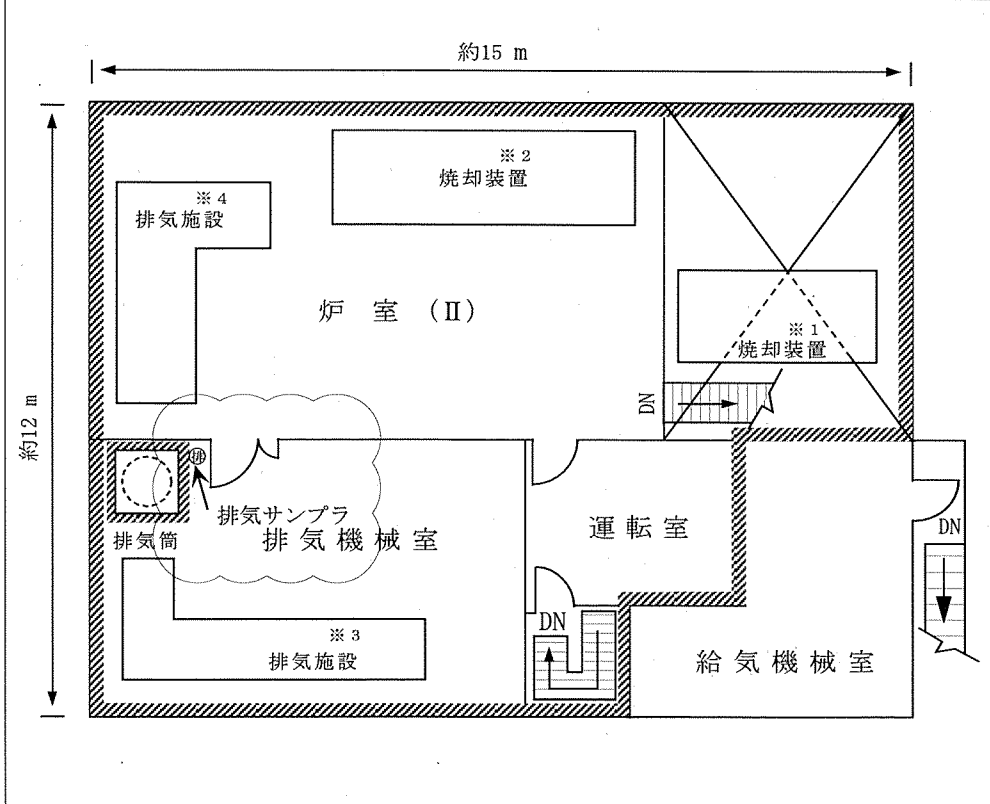
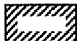

変 更 前		補 正 後		変更理由
その他	1式 通報設備、放送設備	その他	1式 通報設備、放送設備	図るため、排気サンプラの個数及び仕様を明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。 ・燃料製造機器試験室の管理区域解除が完了したため。
3)-9-2 液体廃棄施設 (省略) 3)-9-3 固体廃棄施設 本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、 <u>燃料製造機器試験室</u> 、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟で発生したウラン系固体廃棄物のうち可燃性のものを受け入れる。受入れた廃棄物は、本施設の焼却装置により焼却する。 本施設で発生するこれから廃棄しようとするものは、作業場に置場を設定し、可燃性、難燃性及び不燃性に区分し所定の容器に収納の上、作業の間当該置場に置き、作業終了後又は所定の容器が満杯になった場合、図3)-5に示す廃棄物保管場所に集積する。集積した廃棄物は、廃棄するため必要に応じて分別、入替えを行い、所定の容器等に収納又は封入する。 本施設で発生した廃棄物は、ウラン系廃棄物貯蔵施設又は第2ウラン系廃棄物貯蔵施設に運搬し保管廃棄するか、焼却装置で焼却する。 廃棄物は、保管廃棄施設への運搬又は焼却するまでの間、図3)-5に示す廃棄物保管場所に保管する。 なお、これから廃棄しようとするもの及び廃棄物については、区画等の放射線障害防止措置及び火災等による損傷防止のための必要な措置（金属製容器又は金属製保管庫への収納等）を講じる。	3)-9-2 液体廃棄施設 (変更なし) 3)-9-3 固体廃棄施設 本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟で発生したウラン系固体廃棄物のうち可燃性のものを受け入れる。受入れた廃棄物は、本施設の焼却装置により焼却する。 本施設で発生するこれから廃棄しようとするものは、作業場に置場を設定し、可燃性、難燃性及び不燃性に区分し所定の容器に収納の上、作業の間当該置場に置き、作業終了後又は所定の容器が満杯になった場合、図3)-5に示す廃棄物保管場所に集積する。集積した廃棄物は、廃棄するため必要に応じて分別、入替えを行い、所定の容器等に収納又は封入する。 本施設で発生した廃棄物は、ウラン系廃棄物貯蔵施設又は第2ウラン系廃棄物貯蔵施設に運搬し保管廃棄するか、焼却装置で焼却する。 廃棄物は、保管廃棄施設への運搬又は焼却するまでの間、図3)-5に示す廃棄物保管場所に保管する。 なお、これから廃棄しようとするもの及び廃棄物については、区画等の放射線障害防止措置及び火災等による損傷防止のための必要な措置（金属製容器又は金属製保管庫への収納等）を講じる。			

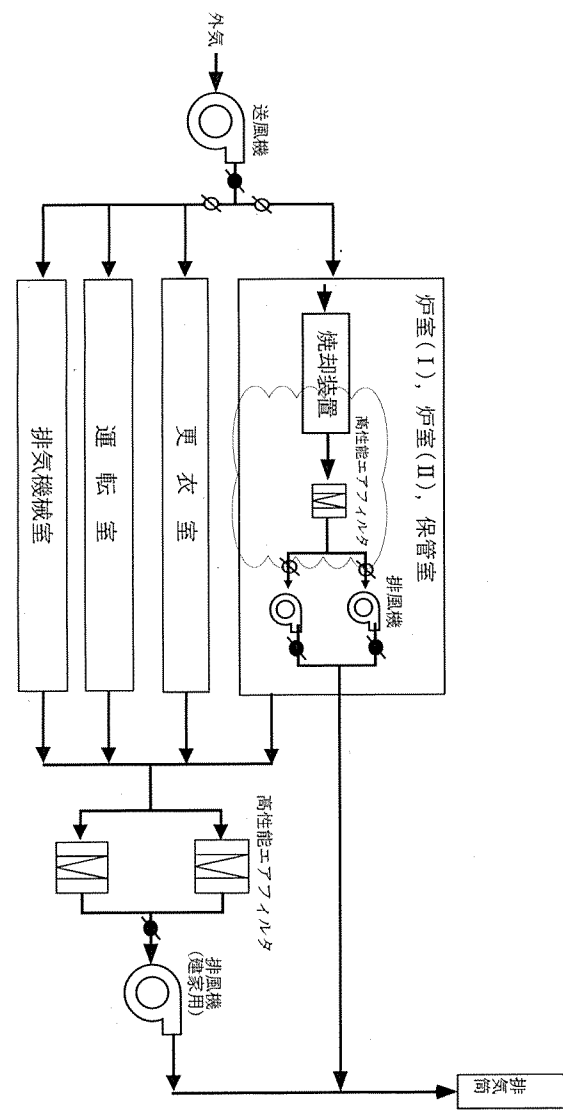
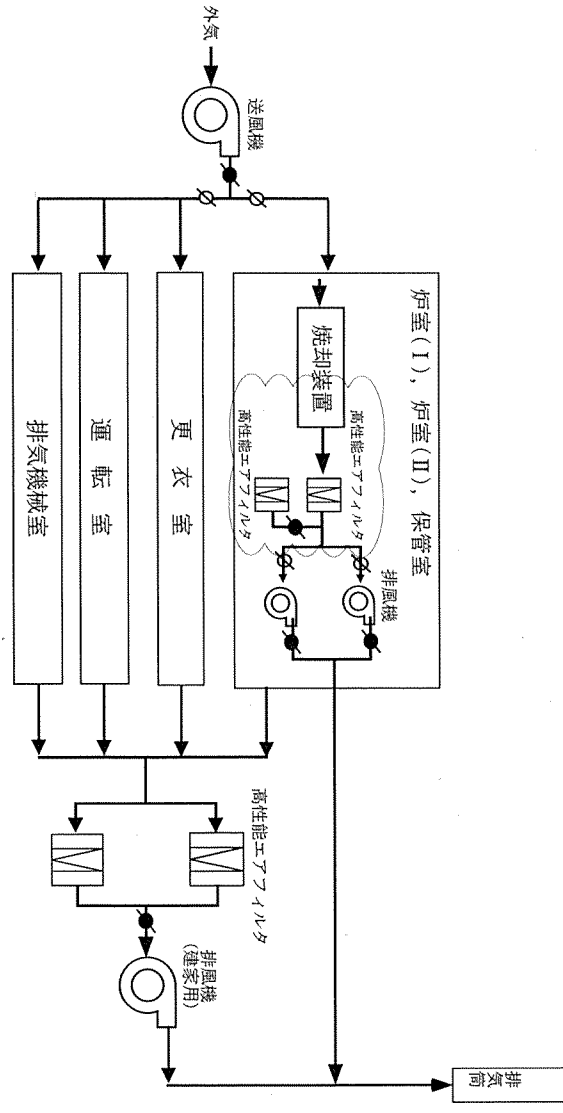
変更前	補正後	変更理由
<p>3)-9-3-1 固体廃棄施設の位置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 敷地の位置 「3)-9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(2) 建家の位置 「3)-9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(3) 固体廃棄施設の位置 本施設の固体廃棄施設は、1階の炉室(I)、2階の炉室(II)及び保管室である。 本施設で発生するウラン系固体廃棄物の廃棄施設は、上記の他にウラン系廃棄物貯蔵施設及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設があり、その位置は、1)-9-3-1及び2)-9-3-1の記載による。 本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、<u>燃料製造機器試験室</u>、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟の固体廃棄施設であり、発生するウラン系固体廃棄物^(注)を焼却する。</p> </div> <p>(注) 使用済燃料を化学的方法により処理して得られたウランを使用して発生する固体廃棄物を含む。</p> <p>3)-9-3-2 固体廃棄施設の構造 (省略)</p> <p>3)-9-3-3 固体廃棄施設の設備 (省略)</p> <p>4) 廃油保管庫 (省略)</p>	<p>3)-9-3-1 固体廃棄施設の位置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 敷地の位置 「3)-9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(2) 建家の位置 「3)-9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(3) 固体廃棄施設の位置 本施設の固体廃棄施設は、1階の炉室(I)、2階の炉室(II)及び保管室である。 本施設で発生するウラン系固体廃棄物の廃棄施設は、上記の他にウラン系廃棄物貯蔵施設及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設があり、その位置は、1)-9-3-1及び2)-9-3-1の記載による。 本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟の固体廃棄施設であり、発生するウラン系固体廃棄物^(注)を焼却する。</p> </div> <p>(注) 使用済燃料を化学的方法により処理して得られたウランを使用して発生する固体廃棄物を含む。</p> <p>3)-9-3-2 固体廃棄施設の構造 (変更なし)</p> <p>3)-9-3-3 固体廃棄施設の設備 (変更なし)</p> <p>4) 廃油保管庫 (変更なし)</p>	<p>・燃料製造機器試験室の管理区域解除が完了したため。</p>

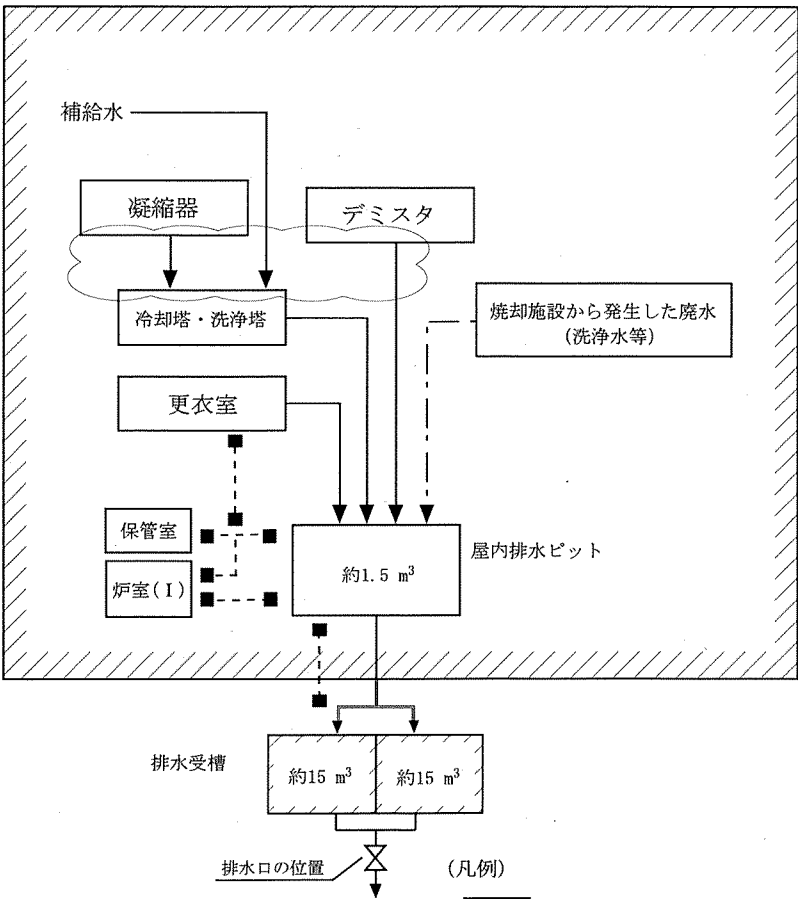


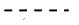
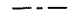

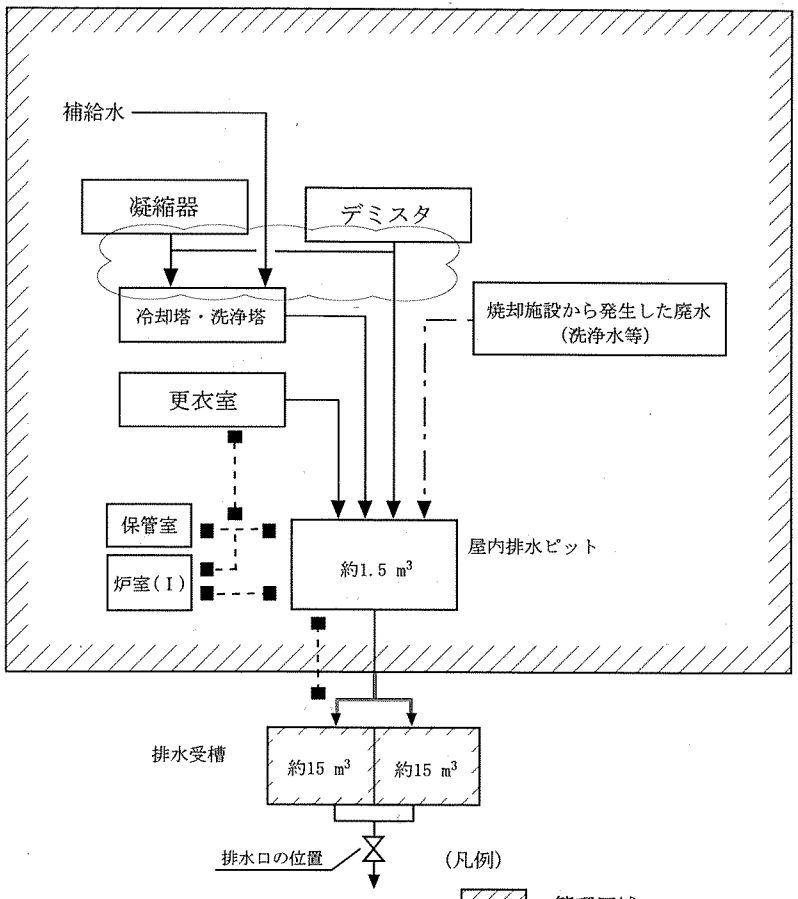
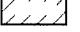
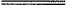



変更前	補正後	変更理由
 <p>図2)-1 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設1階平面図</p>	 <p>図2)-1 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設1階平面図</p>	<p>変更理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に使用許可基準規則を満足しているが、気体廃棄物の設備に記載されているα線用空気モニタについて、α線用空気モニタの位置を明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。

変更前	補正後	変更理由
<p>約68 m</p> <p>約45 m</p> <p>凡例</p> <p>管理区域</p> <p>排気施設*</p> <p>排気機補室</p> <p>エレベータ</p> <p>点検用クレーン</p> <p>保管室(4階)</p> <p>* 高性能エアファン</p> <p>図2)-4 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設4階平面図</p>	<p>約68 m</p> <p>約45 m</p> <p>凡例</p> <p>管理区域</p> <p>排気施設*</p> <p>排気機補室</p> <p>排気モニタ</p> <p>エレベータ</p> <p>点検用クレーン</p> <p>保管室(4階)</p> <p>* 高性能エアファン</p> <p>図2)-4 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設4階平面図</p>	<p>・既に使用許可基準規則を満足しているが、気体廃棄施設の設備に記載されている排気モニタについて、排気モニタの設置位置を明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則を満足していることには変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</p>

変更前	修正後	変更理由
 <p>凡例  : 手動ダンパ  : モーターダンパ  : 逆止ダンパ</p> <p>図2)-6 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設管理区域給排気系統図</p>	 <p>凡例  : 手動ダンパ  : モーターダンパ  : 逆止ダンパ</p> <p>図2)-6 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設管理区域給排気系統図</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既に使用許可基準規則を満足しているが、管理区域内の加圧を防止するための詰替室系送風機のバイパスラインを明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則を満足していることには変わりはない。 ・既に使用許可基準規則を満足しているが、詰替室へ給気を行うための給気ラインを明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則を満足していることには変わりはない。 ・既に使用許可基準規則を満足しているが、放射線管理室へ給気を行うための給気ラインの系統表記を適正化する。なお、本変更により、使用許可基準規則を満足していることには変わりはない。

変更前	補正後	変更理由
		<p>・既に使用許可基準規則を満足しているが、本文に記載する排気サンプラについて、排気サンプラの位置を明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</p>
<p>※1：再燃焼室 ※2：凝縮器，デミスタ，加熱器 ※3：高性能エアフィルタ，建家用排風機 ※4：高性能エアフィルタ，焼却装置用排風機</p> <p>凡例 ：管理区域</p>	<p>※1：再燃焼室 ※2：凝縮器，デミスタ，加熱器 ※3：高性能エアフィルタ，建家用排風機 ※4：高性能エアフィルタ，焼却装置用排風機</p> <p>凡例 ：管理区域</p>	
<p>図3)-2 焼却施設2階平面図</p>	<p>図3)-2 焼却施設2階平面図</p>	

変更前	補正後	変更理由
 <p>図 3)-3 焼却施設管理区域給排気系統図</p>	 <p>図 3)-3 焼却施設管理区域給排気系統図</p>	<p>変更理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 既に使用許可基準規則を満足しているが、焼却炉内負圧を調整するための炉内負圧調整ラインを明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。

変更前	補正後	変更理由
 <p>補給水</p> <p>凝縮器</p> <p>デミスタ</p> <p>冷却塔・洗浄塔</p> <p>更衣室</p> <p>保管室</p> <p>炉室(I)</p> <p>焼却施設から発生した廃水(洗浄水等)</p> <p>約1.5 m³ 屋内排水ピット</p> <p>排水受槽</p> <p>約15 m³ 約15 m³</p> <p>排水口の位置</p> <p>新川へ</p> <p>(凡例)</p> <ul style="list-style-type: none">  : 管理区域  : ステンレス鋼管  : 使用停止埋設配管  : 運搬  : 閉止措置 <p>図3)-4 焼却施設液体廃棄物処理フローシート</p>	 <p>補給水</p> <p>凝縮器</p> <p>デミスタ</p> <p>冷却塔・洗浄塔</p> <p>更衣室</p> <p>保管室</p> <p>炉室(I)</p> <p>焼却施設から発生した廃水(洗浄水等)</p> <p>約1.5 m³ 屋内排水ピット</p> <p>排水受槽</p> <p>約15 m³ 約15 m³</p> <p>排水口の位置</p> <p>新川へ</p> <p>(凡例)</p> <ul style="list-style-type: none">  : 管理区域  : ステンレス鋼管  : 使用停止埋設配管  : 運搬  : 閉止措置 <p>図3)-4 焼却施設液体廃棄物処理フローシート</p>	<p>・既に使用許可基準規則を満足しているが、デミスタ及び凝縮器から発生したドレン水を冷却塔及び洗浄塔又は屋内排水ピットへ送水するためのドレン水処理ラインを明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>本施設における安全上重要な施設の有無について (省略)</p>	<p>本施設における安全上重要な施設の有無について (変更なし)</p>	
<p>1. 閉じ込めの機能 (省略)</p>	<p>1. 閉じ込めの機能 (変更なし)</p>	
<p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p>	<p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p>	
<p>2. 遮蔽 (省略)</p>	<p>2. 遮蔽 (変更なし)</p>	
<p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p>	<p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p>	
<p>3. 火災等による損傷の防止 (省略)</p>	<p>3. 火災等による損傷の防止 (変更なし)</p>	
<p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p>	<p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p>	
<p>2 使用前検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（次項において「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p>	<p>2 使用前検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（次項において「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p>	
<p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>4. 立入りの防止 (省略)</p>	<p>4. 立入りの防止 (変更なし)</p>	
<p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p>	<p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p>	
<p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかかな場合は、この限りでない。</p>	<p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかかな場合は、この限りでない。</p>	
<p>5. 自然現象による影響の考慮 (省略)</p>	<p>5. 自然現象による影響の考慮 (変更なし)</p>	
<p>第六条 使用施設等（使用前検査対象施設は除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>第六条 使用施設等（使用前検査対象施設は除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	
<p>6. 核燃料物質の臨界防止 (省略)</p>	<p>6. 核燃料物質の臨界防止 (変更なし)</p>	
<p>第七条 使用前検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>第七条 使用前検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p>	
<p>2 使用前検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>2 使用前検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>7. 使用前検査対象施設の地盤 (省略)</p> <p>第八条 使用前検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する使用前検査対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。）にあっては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該使用前検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>7. 使用前検査対象施設の地盤 (変更なし)</p> <p>第八条 使用前検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する使用前検査対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。）にあっては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該使用前検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	
<p>8. 地震による損傷の防止 (省略)</p> <p>第九条 使用前検査対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある使用前検査対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>8. 地震による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第九条 使用前検査対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある使用前検査対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	
<p>9. 津波による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十条 使用前検査対象施設は、その供用中に当該使用前検査対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>9. 津波による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十条 使用前検査対象施設は、その供用中に当該使用前検査対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	
<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十一条 当該使用前検査対象施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 使用前検査対象施設は、工場等内又はその周辺において想定される当該使用前検査対象施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十一条 当該使用前検査対象施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 使用前検査対象施設は、工場等内又はその周辺において想定される当該使用前検査対象施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>11. 使用前検査対象施設への人の不法な侵入等の防止 (省略)</p> <p>第十二条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、使用前検査対象施設への人の不法な侵入、使用前検査対象施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>11. 使用前検査対象施設への人の不法な侵入等の防止 (変更なし)</p> <p>第十二条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、使用前検査対象施設への人の不法な侵入、使用前検査対象施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	
<p>12. 溢水による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十三条 使用前検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>12. 溢水による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十三条 使用前検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (省略)</p> <p>第十四条 使用前検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十四条 使用前検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>14. 飛散物による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十五条 使用前検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>14. 飛散物による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十五条 使用前検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (省略)</p> <p>第十六条 使用前検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (変更なし)</p> <p>第十六条 使用前検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>16. 環境条件を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十七条 使用前検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>16. 環境条件を考慮した設計 (変更なし)</p> <p>第十七条 使用前検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	
<p>17. 検査等を考慮した設計</p> <p>第十八条 使用前検査対象施設は、当該使用前検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>17. 検査等を考慮した設計</p> <p>第十八条 使用前検査対象施設は、当該使用前検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	
<p>本施設における施設検査対象となる設備については、安全機能を確認するための検査及び試験</p>	<p>本施設における使用前検査対象となる設備については、安全機能を確認するための検査及び試</p>	<p>・使用施設の位</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>並びに安全機能を維持するための保守及び修理ができるような構造とする。</p> <p>18. 使用前検査対象施設の共用 (省略)</p> <p>第十九条 使用前検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、使用前検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p> <p>19. 誤操作の防止 (省略)</p> <p>第二十条 使用前検査対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p> <p>20. 安全避難通路等 (省略)</p> <p>第二十一条 使用前検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</p> <p>二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明</p> <p>三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p> <p>21. 貯蔵施設 (省略)</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施設又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>三 標識を設けるものであること。</p> <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>並びに安全機能を維持するための保守及び修理ができるような構造とする。</p> <p>18. 使用前検査対象施設の共用 (変更なし)</p> <p>第十九条 使用前検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、使用前検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p> <p>19. 誤操作の防止 (変更なし)</p> <p>第二十条 使用前検査対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p> <p>20. 安全避難通路等 (変更なし)</p> <p>第二十一条 使用前検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</p> <p>二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明</p> <p>三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p> <p>21. 貯蔵施設 (変更なし)</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施設又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>三 標識を設けるものであること。</p> <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>置、構造及び設備の基準に関する規則の改正（令和2年4月1日施行。）のため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>22. 廃棄施設 (省略)</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	<p>22. 廃棄施設 (変更なし)</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	
<p>23. 汚染を検査するための設備</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>ウラン系廃棄物貯蔵施設、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設、焼却施設及び廃油保管庫は管理区域を設け、厳重に管理する。また、管理区域への出入は、すべて所定の出入口を通じて行う。放射線業務従事者の退出時の汚染検査は、サーベイメータ等により行う。</p> <p>各施設内の放射線業務従事者の外部被ばく線量（全身）は、個人被ばく線量計により、3か月毎定期的に測定する。</p> <p>内部被ばく線量は、必要に応じ、尿試料を採取し測定する。</p>	<p>23. 汚染を検査するための設備</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>ウラン系廃棄物貯蔵施設、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設、焼却施設及び廃油保管庫は管理区域を設け、厳重に管理する。また、管理区域への出入は、すべて所定の出入口を通じて行う。放射線業務従事者の退出時の汚染検査は、<u>退出モニタ</u>又はサーベイメータにより行う。</p> <p>各施設内の放射線業務従事者の外部被ばく線量（全身）は、個人被ばく線量計により、3か月毎定期的に測定する。</p> <p>内部被ばく線量は、必要に応じ、尿試料を採取し測定する。</p>	<p>・既に使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「使用許可基準規則」という。）の要求事項を満足しているが、汚染を検査するための設備について、退出モニタを用いる場合もあるため、退出モニタ</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>24. 監視設備</p> <p>第二十六条 使用前検査対象施設には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該使用前検査対象施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p> <p>管理区域内のモニタリングは放射線管理担当者により、定常的及び随時必要に応じて行う。各施設内において、汚染の可能性の高い特殊作業（機器類の除染、その他これに類するもの）は事前に綿密な計画を立て、空気サンプリング、スミヤ法などによるモニタリングを実施する。</p> <p>焼却施設においては、管理区域内の空気及び焼却設備系内の排気は、すべて高性能エアフィルタを通した後放出する。放出する空気中の濃度は定期的に測定する。</p>	<p>24. 監視設備</p> <p>第二十六条 使用前検査対象施設には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該使用前検査対象施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p> <p>管理区域内のモニタリングは放射線管理担当者により、定常的及び随時必要に応じて行う。各施設内において、汚染の可能性の高い特殊作業（機器類の除染、その他これに類するもの）は事前に綿密な計画を立て、空気サンプリング、スミヤ法などによるモニタリングを実施する。</p> <p>焼却施設においては、管理区域内の空気及び焼却設備系内の排気は、すべて高性能エアフィルタを通した後放出する。放出する排気中の濃度は排気サンブラを用いて定期的に測定する。</p>	<p>を追記し明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</p> <p>・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、監視設備について、排気中の濃度測定に排気サンブラを用いることを明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>第2ウラン系廃棄物貯蔵施設においては、気体廃棄物はパネルハウス等内で廃棄物を非密封で取り扱うことにより発生する。パネルハウス等及びパネルハウス等を設置した部屋の空気は、それぞれ別系統の排気設備により高性能エアフィルタ2段でろ過した後、本施設の排気筒から排出する。詰替作業等時に排出する排気中の放射性物質の濃度は排気モニタにより監視する。</p>	<p>第2ウラン系廃棄物貯蔵施設においては、気体廃棄物はパネルハウス等内で廃棄物を非密封で取り扱うことにより発生する。パネルハウス等及びパネルハウス等を設置した部屋の空気は、それぞれ別系統の排気設備により高性能エアフィルタ2段でろ過した後、本施設の排気筒から排出する。<u>パネルハウス等を設置した部屋において、α線用空気モニタにより作業期間中の空気中の放射性物質濃度を連続的に監視する。</u>詰替作業等時に排出する排気中の放射性物質の濃度は排気モニタにより監視する。</p> <p><u>核燃料サイクル工学研究所の敷地及び敷地周辺では、周辺環境の空間線量率を監視するため定期的にモニタリングを行っている。</u></p>	<p>・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、監視設備について、α線用空気モニタによる空気中の放射性物質濃度の監視を明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</p> <p>・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、監視設備について、周辺環境の空間線量率を監視するためのモニタリングを明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりなく、設計変更及び工事も伴わない。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>25. 非常用電源設備 (省略)</p> <p>第二十七条 使用前検査対象施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他当該使用前検査対象施設の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p> <p>26. 通信連絡設備等 (省略)</p> <p>第二十八条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<p>25. 非常用電源設備 (変更なし)</p> <p>第二十七条 使用前検査対象施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他当該使用前検査対象施設の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p> <p>26. 通信連絡設備等 (変更なし)</p> <p>第二十八条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	

核燃料物質使用変更許可申請書の一部補正

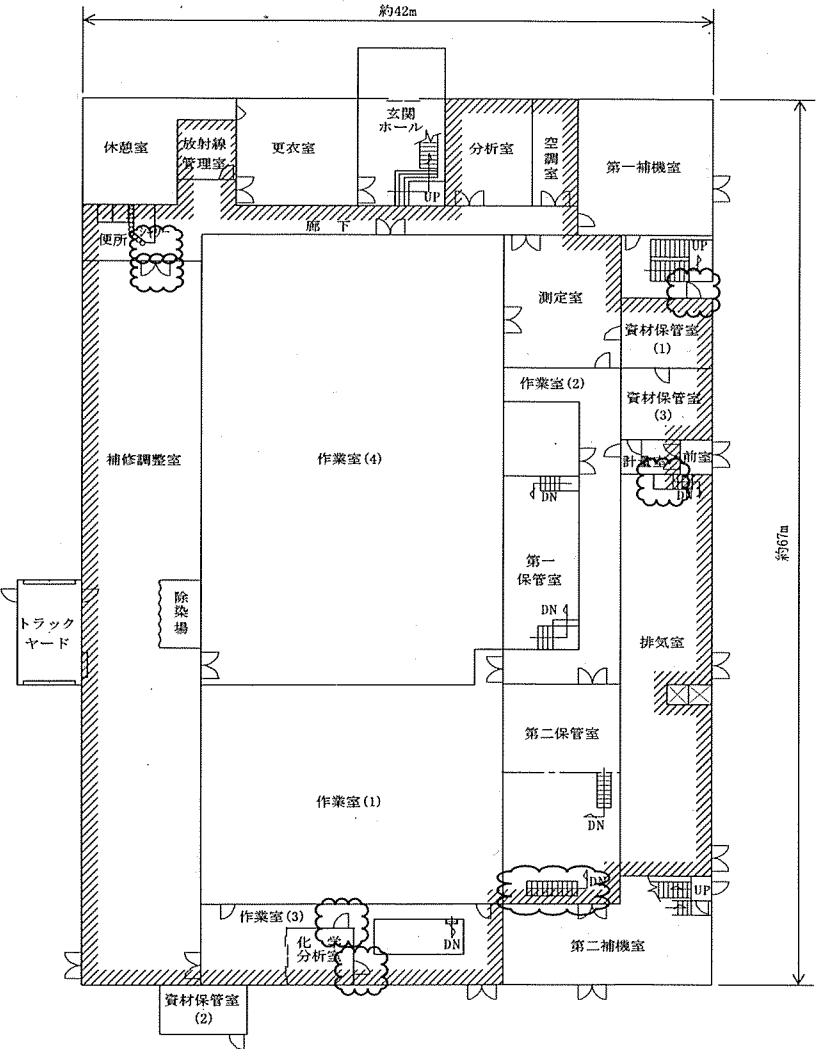
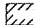
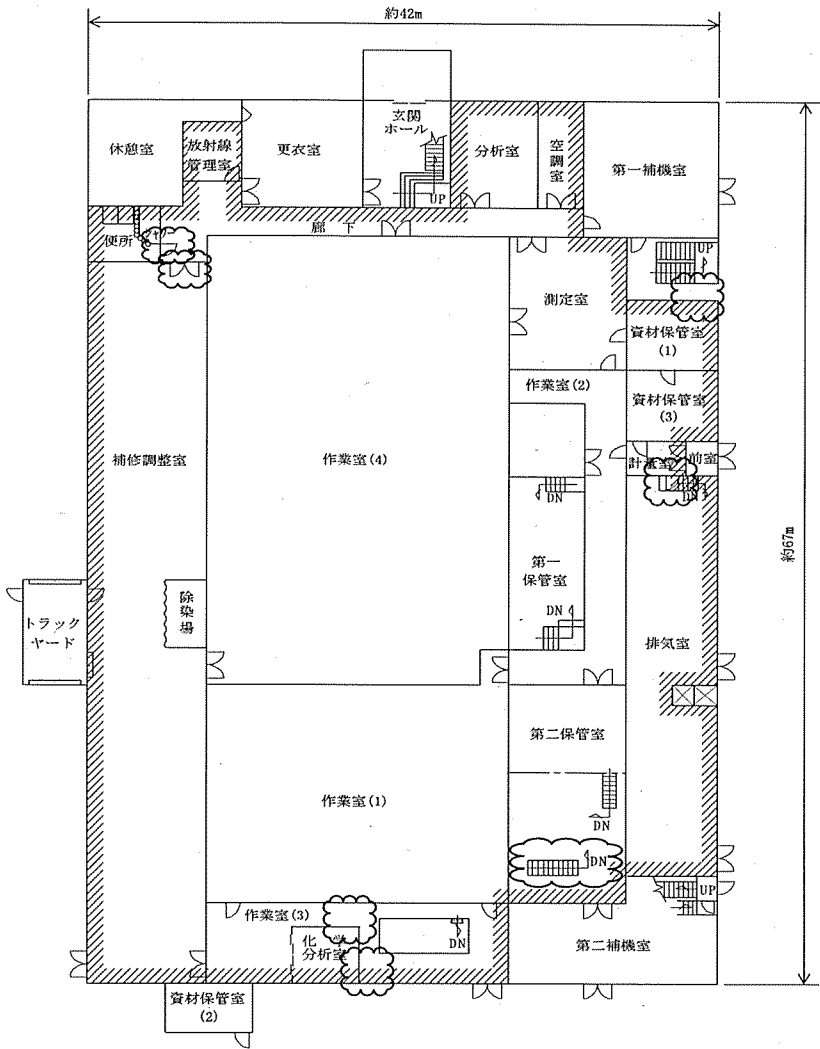
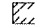
新 旧 対 照 表

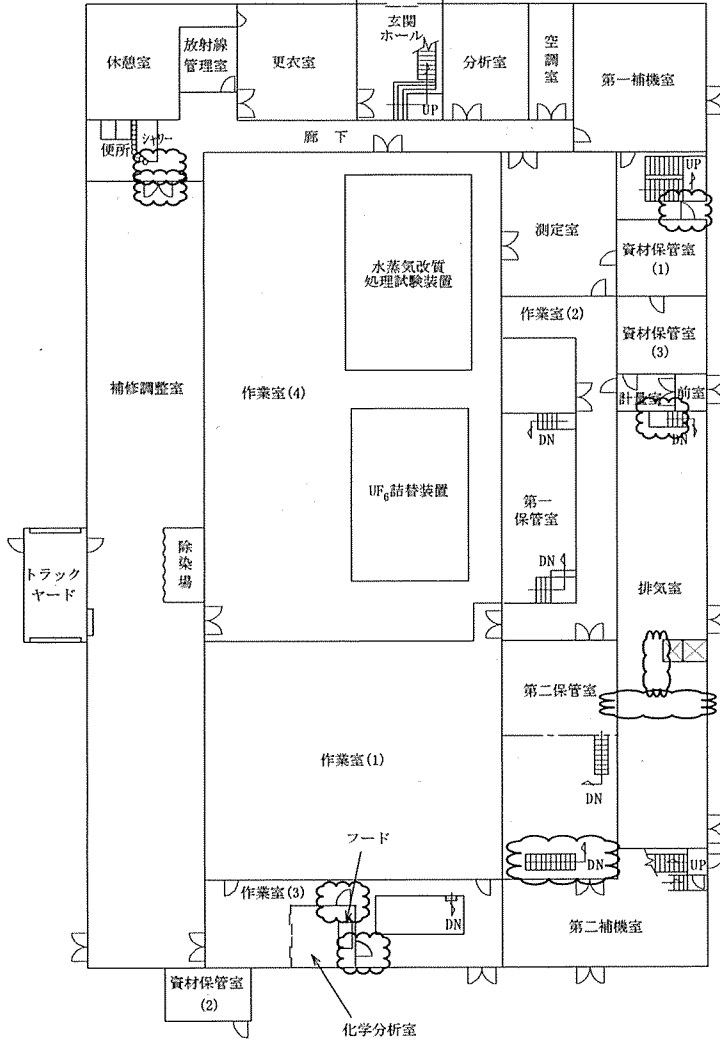
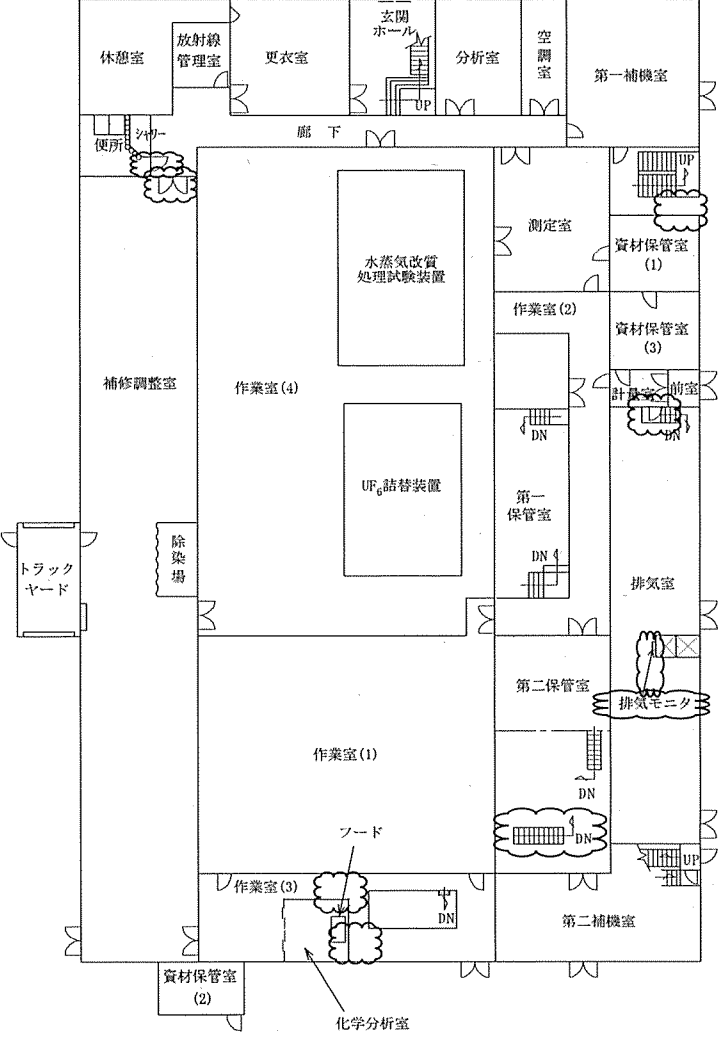
本文	本-1～3
本文図面	本図-1～9
添付書類 1	添 1-1～10 (使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に 関する説明書(事故に関するものを除く。))
添付書類 2	変更なし (想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に 応ずる災害防止の措置に関する説明書)

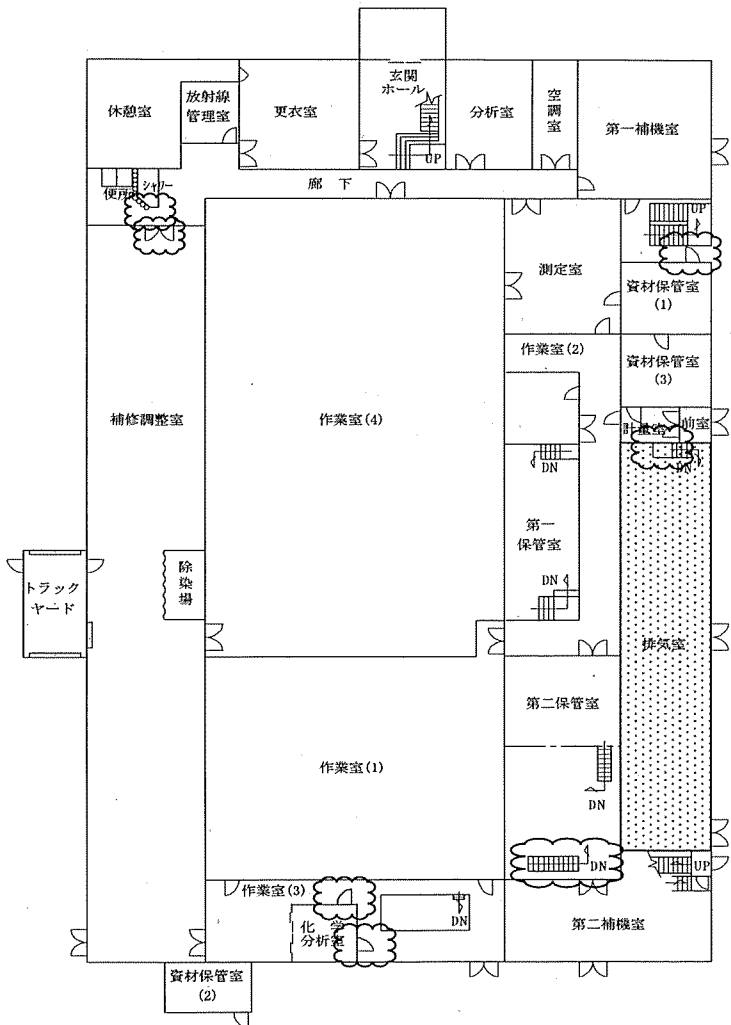

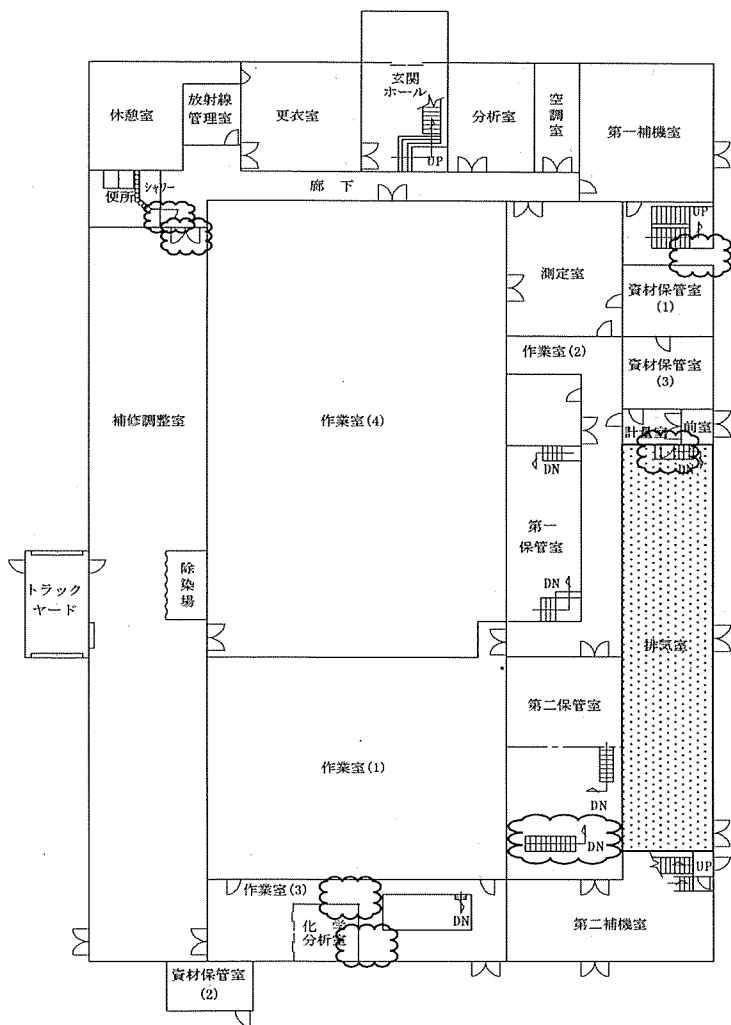
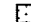
変 更 前	補 正 後	変更理由																																																																														
<p>1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (省略)</p> <p>2. 使用の目的及び方法 (省略)</p> <p>3. 核燃料物質の種類</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>核燃料物質の種類</th> <th>主な化合物の名称</th> <th>主な化学形態</th> <th>性状 (物理的形態)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天然ウラン及びその化合物</td> <td>ふっ化ウラン</td> <td>UF₆、UO₂F₂</td> <td>固体、 気体又は溶液</td> </tr> <tr> <td>劣化ウラン及びその化合物</td> <td>ふっ化ウラン</td> <td>UF₆</td> <td>固体又は気体</td> </tr> <tr> <td>濃縮ウラン及びその化合物 (濃縮度 3 %^{注1)} 未満)</td> <td>ふっ化ウラン</td> <td>UF₆</td> <td>固体又は気体</td> </tr> <tr> <td>廃棄物中のウラン 及びその化合物^{注2)}</td> <td>酸化ウラン</td> <td>UO₂、U₃O₈</td> <td>固体</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 以下、本申請書において特記しない限り、%は質量分率を示す。 注2) 難処理有機廃棄物の処理に係る試験の試料中のウラン。使用済燃料を化学的方法により処理して得られてウランを含む。</p> <p>4. 使用の場所 (省略)</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (核燃料サイクル工学研究所全体) 核燃料サイクル工学研究所共通編のとおり</p> <p>(J棟)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核燃料物質の種類</th> <th rowspan="2">予定使用期間</th> <th colspan="2">年間予定使用量</th> </tr> <tr> <th>最大存在量</th> <th>延べ取扱量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天然ウラン及びその化合物</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">自 2021年5月7日 至 2024年3月31日</td> <td style="text-align: center;">1 400 kg(U量)</td> <td style="text-align: center;">1 400 kg(U量)</td> </tr> <tr> <td>劣化ウラン及びその化合物</td> <td style="text-align: center;">40 kg(U量)</td> <td style="text-align: center;">40 kg(U量)</td> </tr> <tr> <td>濃縮ウラン及びその化合物 (濃縮度 3 %未満)</td> <td style="text-align: center;">1 kg(U量)</td> <td style="text-align: center;">1 kg(U量)</td> </tr> <tr> <td>廃棄物中のウラン 及びその化合物^{注)}</td> <td style="text-align: center;">12.6 kg(U量)</td> <td style="text-align: center;">12.6 kg(U量)</td> </tr> </tbody> </table>	核燃料物質の種類	主な化合物の名称	主な化学形態	性状 (物理的形態)	天然ウラン及びその化合物	ふっ化ウラン	UF ₆ 、UO ₂ F ₂	固体、 気体又は溶液	劣化ウラン及びその化合物	ふっ化ウラン	UF ₆	固体又は気体	濃縮ウラン及びその化合物 (濃縮度 3 % ^{注1)} 未満)	ふっ化ウラン	UF ₆	固体又は気体	廃棄物中のウラン 及びその化合物 ^{注2)}	酸化ウラン	UO ₂ 、U ₃ O ₈	固体	核燃料物質の種類	予定使用期間	年間予定使用量		最大存在量	延べ取扱量	天然ウラン及びその化合物	自 2021年5月7日 至 2024年3月31日	1 400 kg(U量)	1 400 kg(U量)	劣化ウラン及びその化合物	40 kg(U量)	40 kg(U量)	濃縮ウラン及びその化合物 (濃縮度 3 %未満)	1 kg(U量)	1 kg(U量)	廃棄物中のウラン 及びその化合物 ^{注)}	12.6 kg(U量)	12.6 kg(U量)	<p>1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更なし)</p> <p>2. 使用の目的及び方法 (変更なし)</p> <p>3. 核燃料物質の種類</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>核燃料物質の種類</th> <th>主な化合物の名称</th> <th>主な化学形態</th> <th>性状 (物理的形態)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天然ウラン及びその化合物</td> <td>ふっ化ウラン</td> <td>UF₆、UO₂F₂</td> <td>固体、 気体又は溶液</td> </tr> <tr> <td>劣化ウラン及びその化合物</td> <td>ふっ化ウラン</td> <td>UF₆</td> <td>固体又は気体</td> </tr> <tr> <td>濃縮ウラン及びその化合物 (濃縮度 3 %^{注1)} 未満)</td> <td>ふっ化ウラン</td> <td>UF₆</td> <td>固体又は気体</td> </tr> <tr> <td>廃棄物中のウラン 及びその化合物^{注2)}</td> <td>酸化ウラン</td> <td>UO₂、U₃O₈</td> <td>固体</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 以下、本申請書において特記しない限り、%は質量分率を示す。 注2) 難処理有機廃棄物の処理に係る試験の試料中のウラン。使用済燃料を化学的方法により処理して得られたウランを含む。</p> <p>4. 使用の場所 (変更なし)</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (核燃料サイクル工学研究所全体) 核燃料サイクル工学研究所共通編のとおり</p> <p>(J棟)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核燃料物質の種類</th> <th rowspan="2">予定使用期間</th> <th colspan="2">年間予定使用量</th> </tr> <tr> <th>最大存在量</th> <th>延べ取扱量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天然ウラン及びその化合物</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">自 2021年5月7日 至 2024年3月31日</td> <td style="text-align: center;">1 400 kg(U量)</td> <td style="text-align: center;">1 400 kg(U量)</td> </tr> <tr> <td>劣化ウラン及びその化合物</td> <td style="text-align: center;">40 kg(U量)</td> <td style="text-align: center;">40 kg(U量)</td> </tr> <tr> <td>濃縮ウラン及びその化合物 (濃縮度 3 %未満)</td> <td style="text-align: center;">1 kg(U量)</td> <td style="text-align: center;">1 kg(U量)</td> </tr> <tr> <td>廃棄物中のウラン 及びその化合物^{注)}</td> <td style="text-align: center;">12.6 kg(U量)</td> <td style="text-align: center;">12.6 kg(U量)</td> </tr> </tbody> </table>	核燃料物質の種類	主な化合物の名称	主な化学形態	性状 (物理的形態)	天然ウラン及びその化合物	ふっ化ウラン	UF ₆ 、UO ₂ F ₂	固体、 気体又は溶液	劣化ウラン及びその化合物	ふっ化ウラン	UF ₆	固体又は気体	濃縮ウラン及びその化合物 (濃縮度 3 % ^{注1)} 未満)	ふっ化ウラン	UF ₆	固体又は気体	廃棄物中のウラン 及びその化合物 ^{注2)}	酸化ウラン	UO ₂ 、U ₃ O ₈	固体	核燃料物質の種類	予定使用期間	年間予定使用量		最大存在量	延べ取扱量	天然ウラン及びその化合物	自 2021年5月7日 至 2024年3月31日	1 400 kg(U量)	1 400 kg(U量)	劣化ウラン及びその化合物	40 kg(U量)	40 kg(U量)	濃縮ウラン及びその化合物 (濃縮度 3 %未満)	1 kg(U量)	1 kg(U量)	廃棄物中のウラン 及びその化合物 ^{注)}	12.6 kg(U量)	12.6 kg(U量)	<p>・誤記修正を行うため。</p>
核燃料物質の種類	主な化合物の名称	主な化学形態	性状 (物理的形態)																																																																													
天然ウラン及びその化合物	ふっ化ウラン	UF ₆ 、UO ₂ F ₂	固体、 気体又は溶液																																																																													
劣化ウラン及びその化合物	ふっ化ウラン	UF ₆	固体又は気体																																																																													
濃縮ウラン及びその化合物 (濃縮度 3 % ^{注1)} 未満)	ふっ化ウラン	UF ₆	固体又は気体																																																																													
廃棄物中のウラン 及びその化合物 ^{注2)}	酸化ウラン	UO ₂ 、U ₃ O ₈	固体																																																																													
核燃料物質の種類	予定使用期間	年間予定使用量																																																																														
		最大存在量	延べ取扱量																																																																													
天然ウラン及びその化合物	自 2021年5月7日 至 2024年3月31日	1 400 kg(U量)	1 400 kg(U量)																																																																													
劣化ウラン及びその化合物		40 kg(U量)	40 kg(U量)																																																																													
濃縮ウラン及びその化合物 (濃縮度 3 %未満)		1 kg(U量)	1 kg(U量)																																																																													
廃棄物中のウラン 及びその化合物 ^{注)}		12.6 kg(U量)	12.6 kg(U量)																																																																													
核燃料物質の種類	主な化合物の名称	主な化学形態	性状 (物理的形態)																																																																													
天然ウラン及びその化合物	ふっ化ウラン	UF ₆ 、UO ₂ F ₂	固体、 気体又は溶液																																																																													
劣化ウラン及びその化合物	ふっ化ウラン	UF ₆	固体又は気体																																																																													
濃縮ウラン及びその化合物 (濃縮度 3 % ^{注1)} 未満)	ふっ化ウラン	UF ₆	固体又は気体																																																																													
廃棄物中のウラン 及びその化合物 ^{注2)}	酸化ウラン	UO ₂ 、U ₃ O ₈	固体																																																																													
核燃料物質の種類	予定使用期間	年間予定使用量																																																																														
		最大存在量	延べ取扱量																																																																													
天然ウラン及びその化合物	自 2021年5月7日 至 2024年3月31日	1 400 kg(U量)	1 400 kg(U量)																																																																													
劣化ウラン及びその化合物		40 kg(U量)	40 kg(U量)																																																																													
濃縮ウラン及びその化合物 (濃縮度 3 %未満)		1 kg(U量)	1 kg(U量)																																																																													
廃棄物中のウラン 及びその化合物 ^{注)}		12.6 kg(U量)	12.6 kg(U量)																																																																													

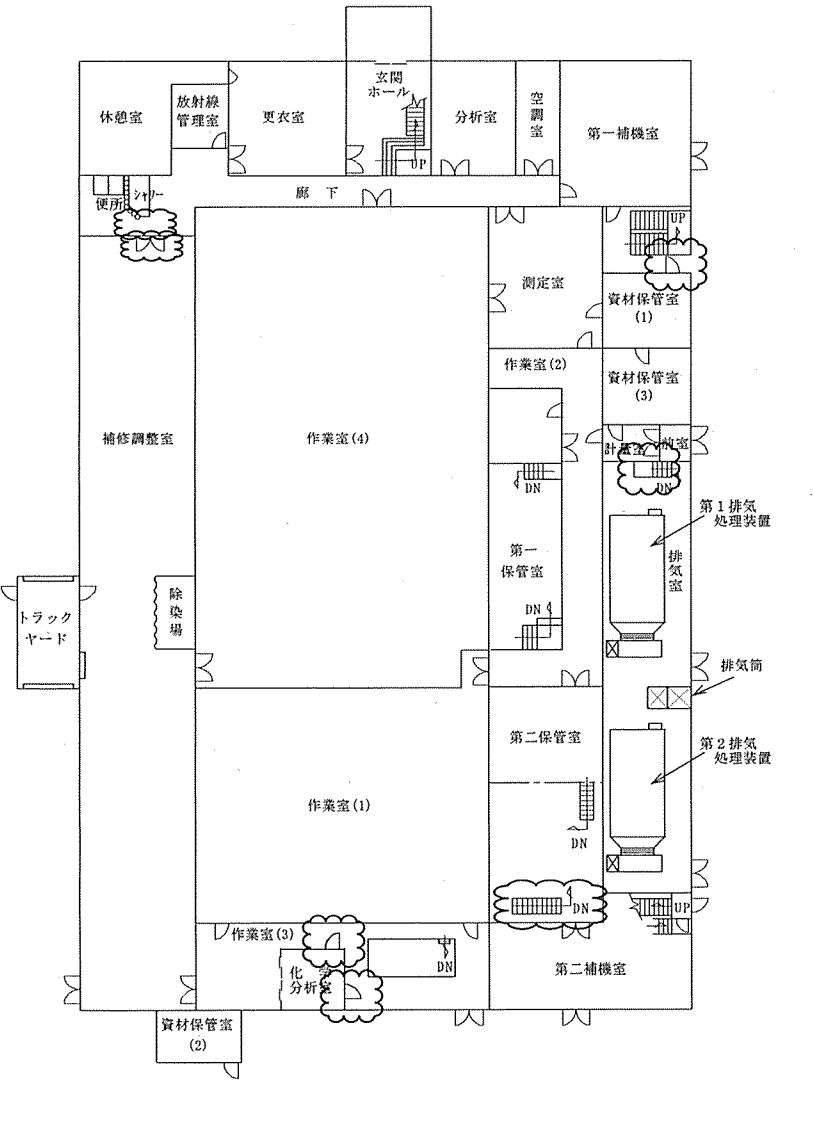
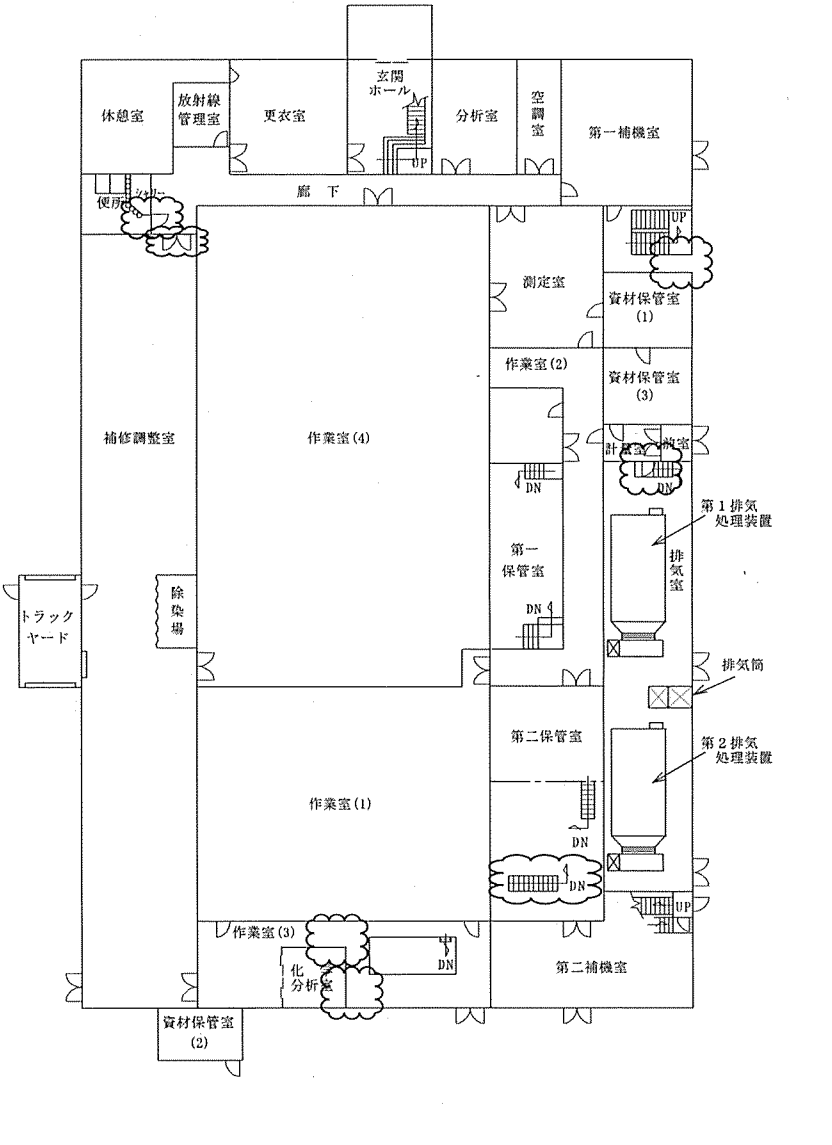
変 更 前				補 正 後				変更理由
注) 難処理有機廃棄物の処理に係る試験の試料中のウラン。使用済燃料を化学的方法により処理して得られてウランを含む。				注) 難処理有機廃棄物の処理に係る試験の試料中のウラン。使用済燃料を化学的方法により処理して得られたウランを含む。				・誤記修正を行うため。 ・設計仕様の耐火構造に基づく法令名称の適正化を図るため。
6. 使用済燃料の処分の方法 (省略)				6. 使用済燃料の処分の方法 (変更なし)				
7. 使用施設の位置、構造及び設備				7. 使用施設の位置、構造及び設備				
7-1 使用施設の位置 (省略)				7-1 使用施設の位置 (変更なし)				
7-2 使用施設の構造				7-2 使用施設の構造				
使用施設の名称	構 造	床面積 (m ²)	設 計 仕 様	使用施設の名称	構 造	床面積 (m ²)	設 計 仕 様	
J棟	鉄筋コンクリート 耐火構造 地上2階 J棟1階及び2階の平面図をそれぞれ図7-1-1及び図7-2-1に示す。	延床面積 約4 040 1階 約2 860 2階 約1 180	耐震、構造強度：建築基準法に基づき、水平震度は0.2である。 耐火構造： <u>消防法に基づく。</u> 閉じ込め：管理区域内は外気に対して負圧にしよう。 主な仕上げ材質：管理区域内の床及び壁は除染が容易な材質で仕上っている。 遮蔽：管理区域境界における外部放射線に係る実効線量の評価結果は、添付書類1の「2. 遮蔽」に示すとおり、線量告示に定められた線量の1.3 mSv/3か月を下回る。 なお、放射線業務従事者の外部被ばく線量は、線量告示に定められた線量限度を超えないように管理する。 標識：人がみだりに管理区域内に立ち入らないようにするため、添付書類1の「4. 立ち入りの防止」に示すとおり、標識を設ける。	J棟	鉄筋コンクリート 耐火構造 地上2階 J棟1階及び2階の平面図をそれぞれ図7-1-1及び図7-2-1に示す。	延床面積 約4 040 1階 約2 860 2階 約1 180	耐震、構造強度：建築基準法に基づき、水平震度は0.2である。 耐火構造： <u>建築基準法に基づく。</u> 閉じ込め：管理区域内は外気に対して負圧にしよう。 主な仕上げ材質：管理区域内の床及び壁は除染が容易な材質で仕上っている。 遮蔽：管理区域境界における外部放射線に係る実効線量の評価結果は、添付書類1の「2. 遮蔽」に示すとおり、線量告示に定められた線量の1.3 mSv/3か月を下回る。 なお、放射線業務従事者の外部被ばく線量は、線量告示に定められた線量限度を超えないように管理する。 標識：人がみだりに管理区域内に立ち入らないようにするため、添付書類1の「4. 立ち入りの防止」に示すとおり、標識を設ける。	

変 更 前			補 正 後			変更理由
7-3 使用施設の設備 (1) 使用設備 (省略) (2) 共通設備			7-3 使用施設の設備 (1) 使用設備 (変更なし) (2) 共通設備			
使用設備の名称	個数	仕 様	使用設備の名称	個数	仕 様	
フード	1 式	耐震設計：水平震度 0.24 風 速：0.5 m/s 以上 排気洗浄装置、排風機付属 設置場所：化学分析室 図 7-3-1 に J 棟 1 階主要機器配置図を示す。	フード	1 式	耐震設計：水平震度 0.24 風 速：0.5 m/s 以上 排気洗浄装置、排風機付属 設置場所：化学分析室 図 7-3-1 に J 棟 1 階主要機器配置図を示す。	・既に使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「使用許可基準規則」という。）の要求事項を満足しているが、排気モニタの警報吹鳴の条件を適正化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。
除染設備	1 式		除染設備	1 式		
クレーン	4 式	天井走行型、吊上荷重：2.8 t (作業室(1)、作業室(3)、作業室(4)、補修調整室)	クレーン	4 式	天井走行型、吊上荷重：2.8 t (作業室(1)、作業室(3)、作業室(4)、補修調整室)	
放射線管理設備		J 棟全体の放射線管理を行う。	放射線管理設備		J 棟全体の放射線管理を行う。	
排気モニタ	1 台	耐震設計：水平震度 0.24 警報装置：給排気設備の給排気系から排気を 1 箇所でモニタリングし、排気中の放射性物質濃度が設定値を超えた場合は、警報が吹鳴する。	排気モニタ	1 台	耐震設計：水平震度 0.24 警報装置：給排気設備の給排気系から排気を 1 箇所でモニタリングし、排気中の放射性物質濃度が設定値以上で警報が吹鳴する。	
その他	1 式	エアスニファ、β線用退出モニタ等	その他	1 式	エアスニファ、β線用退出モニタ等	
その他	1 式	通報設備	その他	1 式	通報設備	
8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備		(省略)	8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備		(変更なし)	
9. 廃棄施設の位置、構造及び設備		(省略)	9. 廃棄施設の位置、構造及び設備		(変更なし)	

変更前	補正後	変更理由
 <p>凡例  管理区域</p>	 <p>凡例  管理区域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第二保管室の階段の位置の見直し。 ・扉の有無及び位置の見直し。
<p>図 7-1-1 J棟 1階平面図</p>	<p>図 7-1-1 J棟 1階平面図</p>	

変更前	補正後	変更理由
 <p>図 7 - 3 - 1 J棟1階主要機器配置図</p>	 <p>図 7 - 3 - 1 J棟1階主要機器配置図</p>	<ul style="list-style-type: none">・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、添付書類1の図24-1における排気モニタの設置場所の記載に合わせて、排気モニタの位置を明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則を満足していることには変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。・第二保管室の階段の位置の見直し。・扉の有無及び位置の見直し。

変更前	補正後	変更理由
 <p style="text-align: center;">凡例  気体廃棄施設の位置</p>	 <p style="text-align: center;">凡例  気体廃棄施設の位置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第二保管室の階段の位置の見直し。 ・扉の有無及び位置の見直し。
<p>図9-1-1 J棟1階気体廃棄施設の位置</p>	<p>図9-1-1 J棟1階気体廃棄施設の位置</p>	

変更前	補正後	変更理由
		<ul style="list-style-type: none"> ・第二保管室の階段の位置の見直し。 ・扉の有無及び位置の見直し。
<p>図 9 - 1 - 3 J棟1階排気装置配置図</p>	<p>図 9 - 1 - 3 J棟1階排気装置配置図</p>	

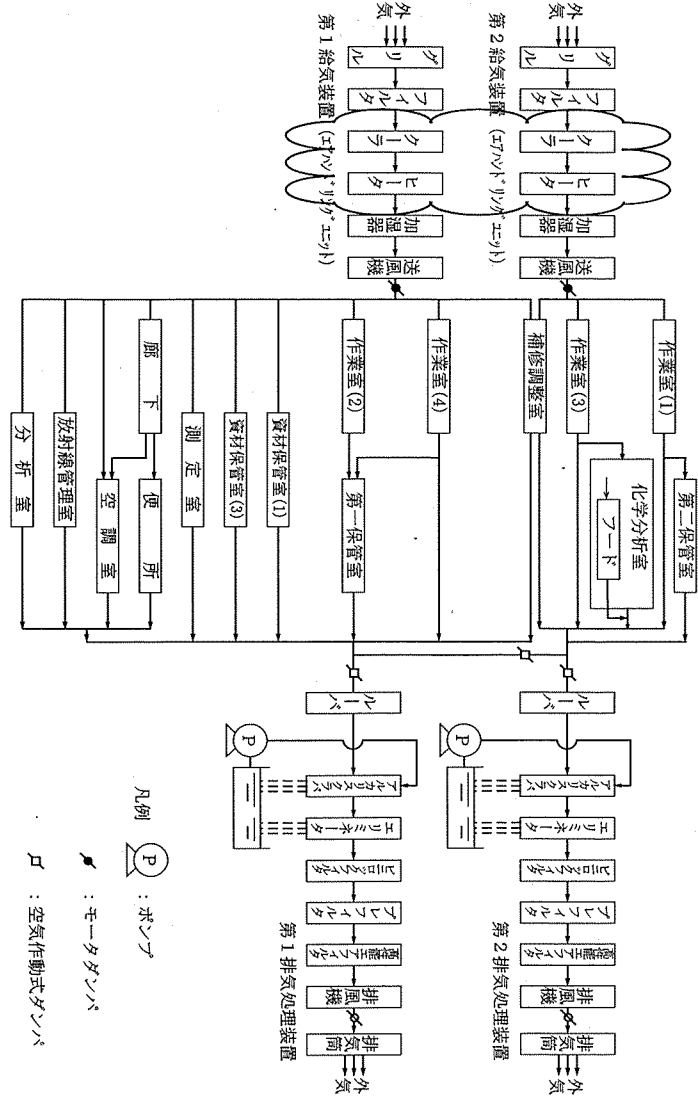


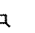

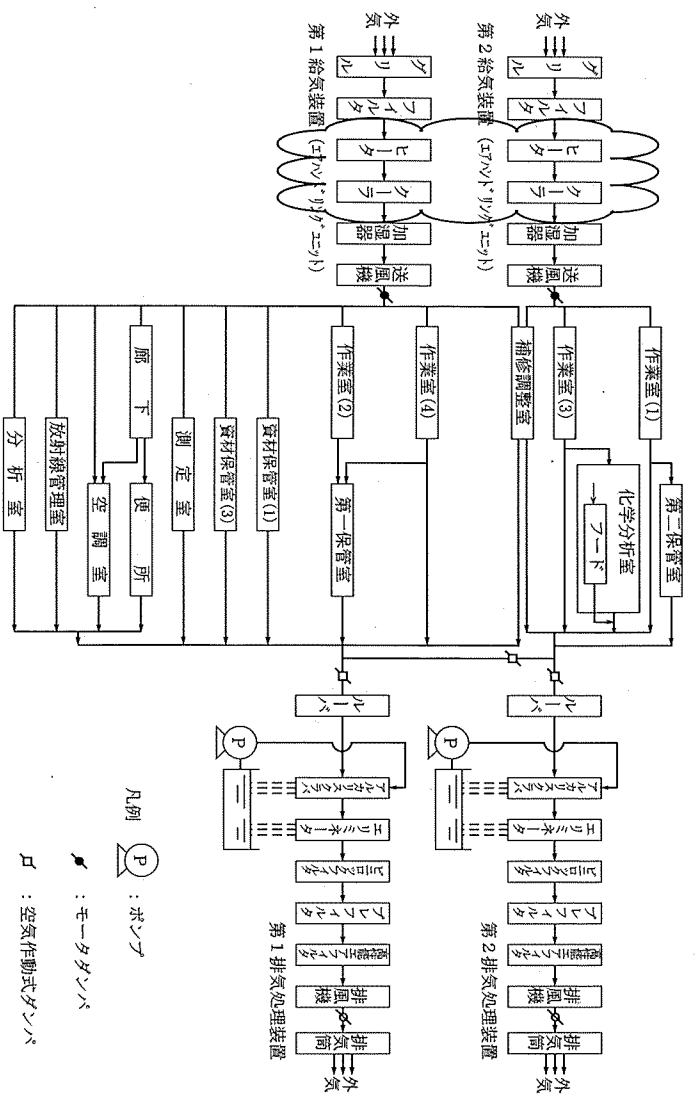



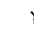
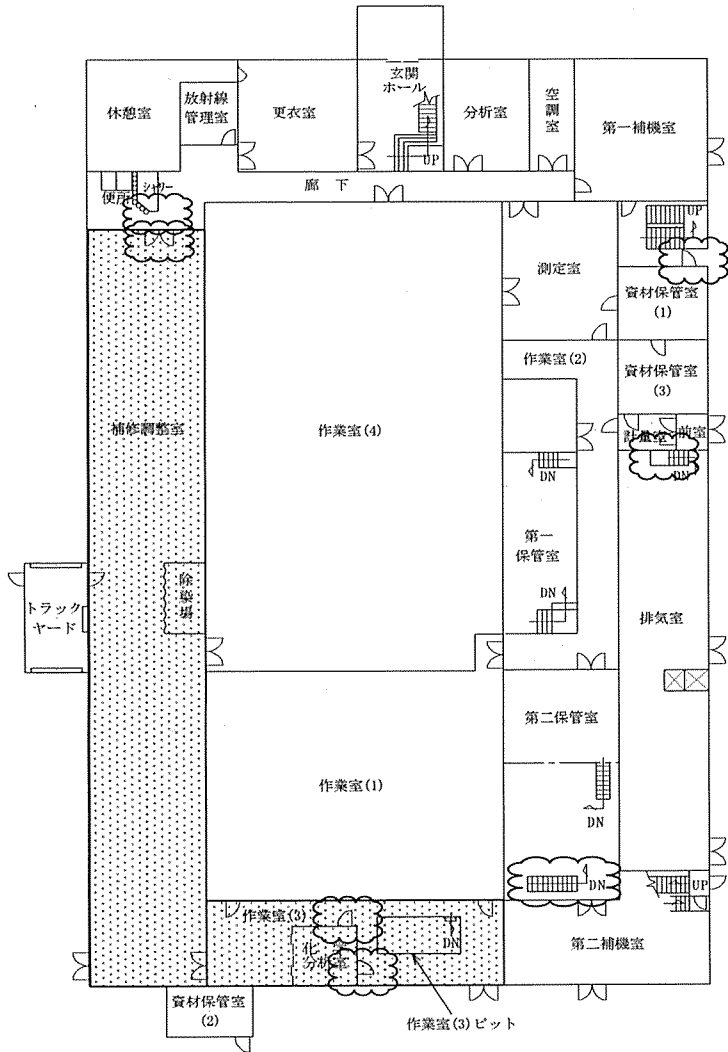
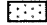
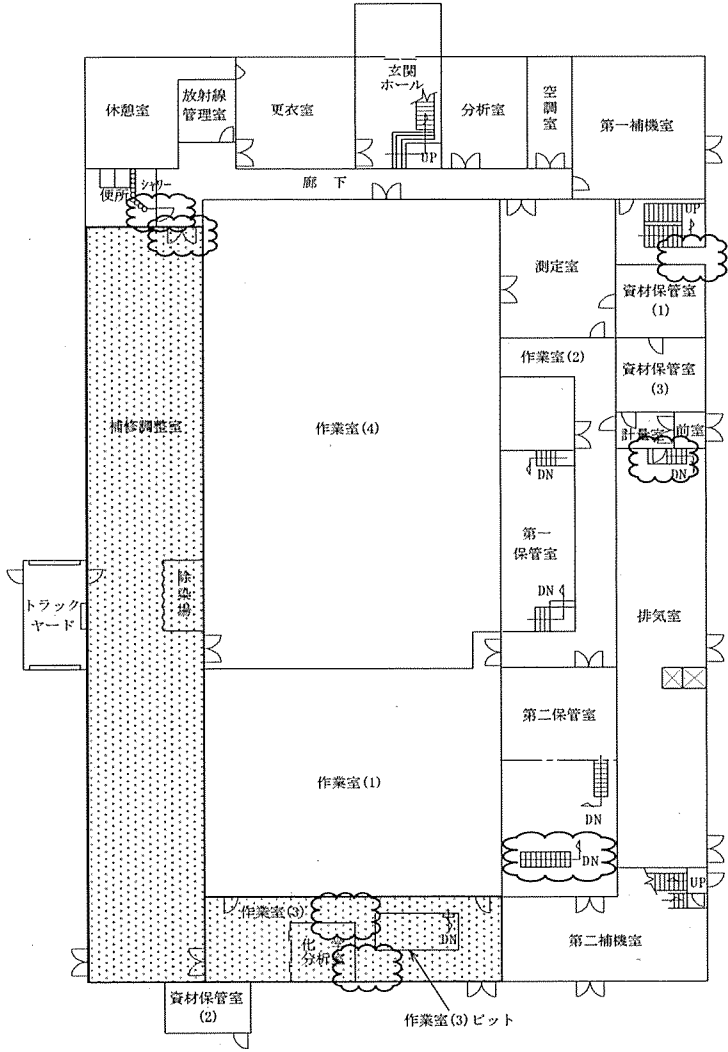
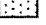
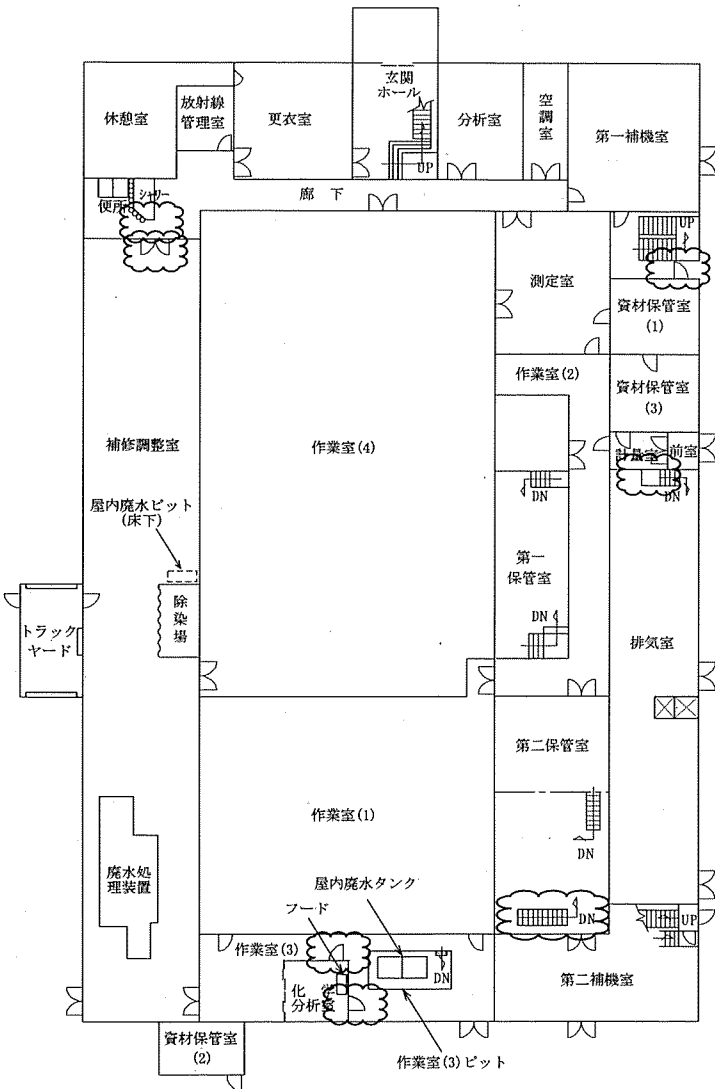
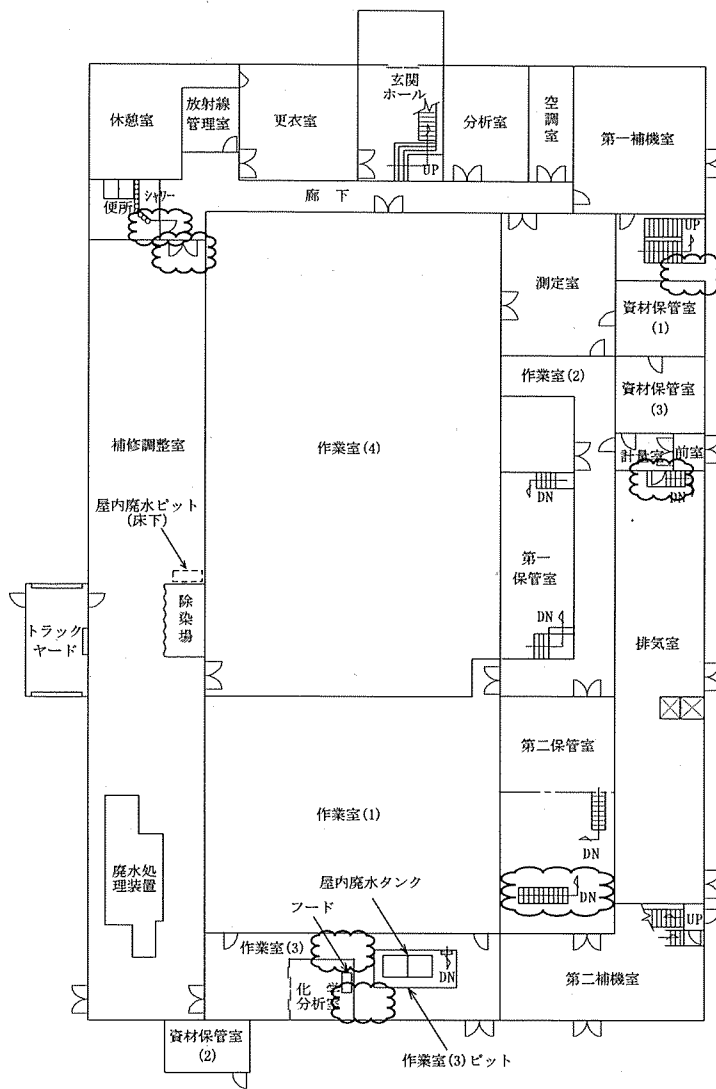
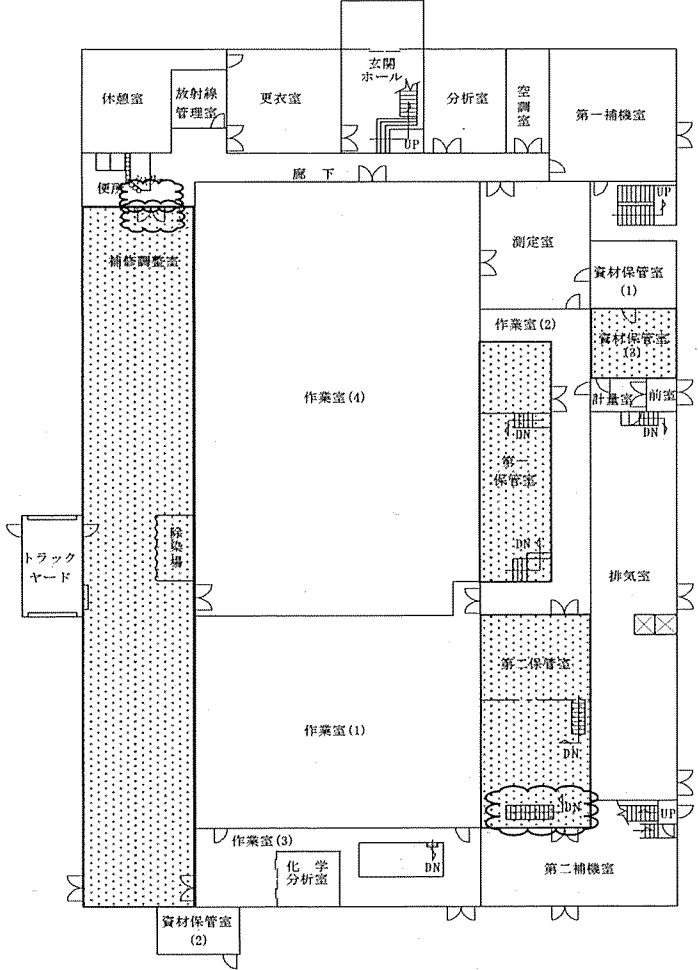
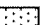
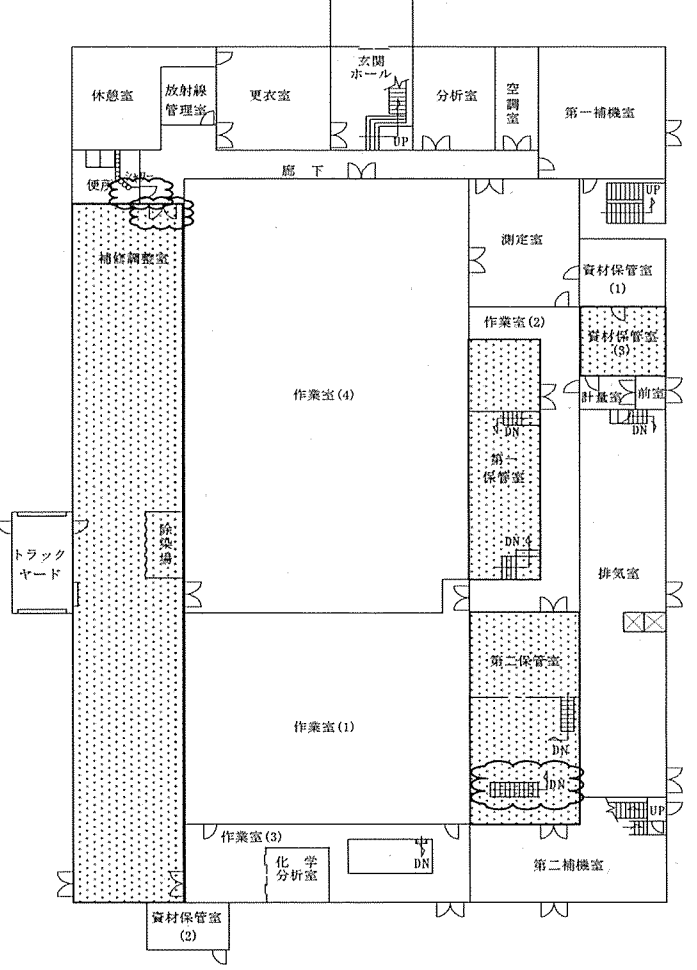
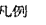
変更前	修正後	変更理由
 <p>第1給気装置 (ファン・フィルタ・ヒータ・加湿器・送風機)</p> <p>第2給気装置 (ファン・フィルタ・ヒータ・加湿器・送風機)</p> <p>作業室(1) 第二保管室 化学分析室 (フード)</p> <p>作業室(2) 第一保管室</p> <p>作業室(3) 補修調整室</p> <p>作業室(4)</p> <p>放射線管理室 廊下 便所 空調室 測定室 放射線管理室 分析室</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none">  : ボンブ  : モータファン  : 空気作動式ファン  : 手動ファン 	 <p>第1給気装置 (ファン・フィルタ・ヒータ・加湿器・送風機)</p> <p>第2給気装置 (ファン・フィルタ・ヒータ・加湿器・送風機)</p> <p>作業室(1) 第二保管室 化学分析室 (フード)</p> <p>作業室(2) 第一保管室</p> <p>作業室(3) 補修調整室</p> <p>作業室(4)</p> <p>放射線管理室 廊下 便所 空調室 測定室 放射線管理室 分析室</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none">  : ボンブ  : モータファン  : 空気作動式ファン  : 手動ファン 	<p>・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、給気装置のクーラとヒータの記載順について、記載順の適正化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</p>

図9-1-5 J棟管理区域給排気系統図

図9-1-5 J棟管理区域給排気系統図

変更前	補正後	変更理由
 <p>凡例  液体廃棄施設の位置</p> <p>図 9-2-1 J棟液体廃棄施設の位置</p>	 <p>凡例  液体廃棄施設の位置</p> <p>図 9-2-1 J棟液体廃棄施設の位置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第二保管室の階段の位置の見直し。 ・扉の有無及び位置の見直し。

変更前	補正後	変更理由
		<ul style="list-style-type: none"> ・第二保管室の階段の位置の見直し。 ・扉の有無及び位置の見直し。
<p>図9-2-3 液体廃棄設備配置図</p>	<p>図9-2-3 液体廃棄設備配置図</p>	

変更前	補正後	変更理由
 <p>凡例  固体廃棄施設の位置</p>	 <p>凡例  固体廃棄施設の位置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第二保管室の階段の位置の見直し。 ・扉の有無及び位置の見直し。
<p>図9-3-1 J棟固体廃棄施設の位置</p>	<p>図9-3-1 J棟固体廃棄施設の位置</p>	

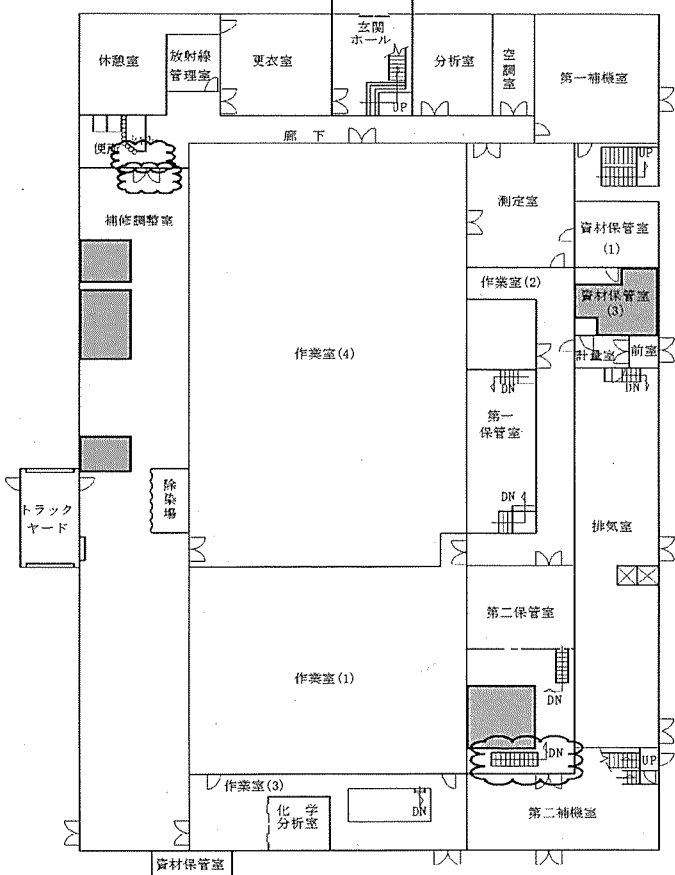

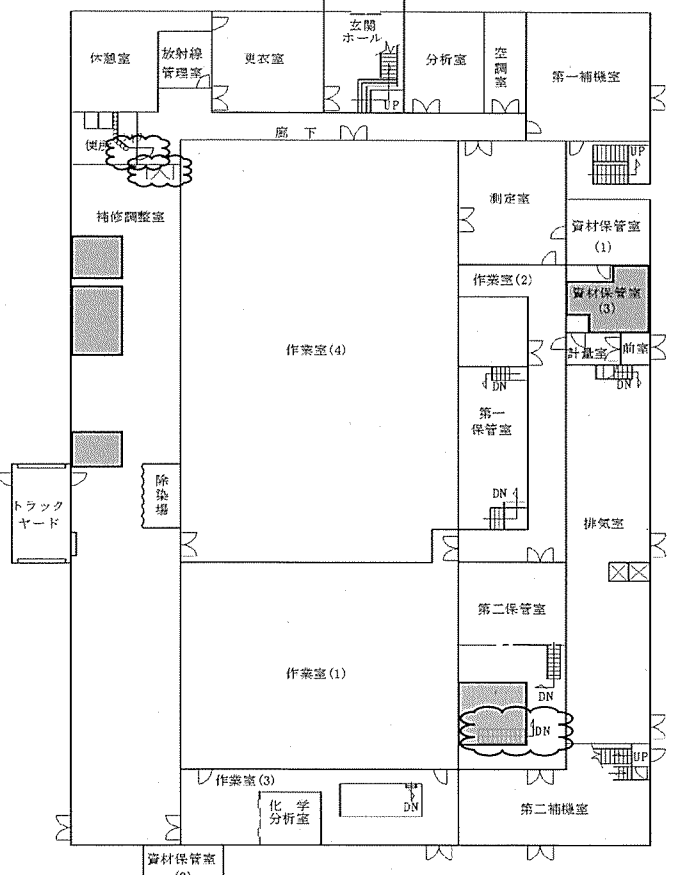

変 更 前	補 正 後	変更理由
 <p>(1階平面図)</p> <p>凡例  固体廃棄物を保管する場所</p>	 <p>(1階平面図)</p> <p>凡例  固体廃棄物を保管する場所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第二保管室の階段の位置の見直し。 ・扉の有無及び位置の見直し。

図 9-3-2 J棟施設内で固体廃棄物を保管する場所

図 9-3-2 J棟施設内で固体廃棄物を保管する場所

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>1. 閉じ込めの機能</p> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p>	<p>1. 閉じ込めの機能</p> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p>	
<p>1.1 概 要 (省略)</p>	<p>1.1 概 要 (変更なし)</p>	
<p>1.2 換気設備 (省略)</p>	<p>1.2 換気設備 (変更なし)</p>	
<p>1.3 廃油の試料採取又は詰め替え (省略)</p>	<p>1.3 廃油の試料採取又は詰め替え (変更なし)</p>	
<p>1.4 分析用フード (省略)</p>	<p>1.4 分析用フード (変更なし)</p>	
<p>1.5 管理区域 本施設の管理区域内において放射線業務従事者が遵守すべき一般的原則を次に示す。 (1) 管理区域への立入りは所定の出入口（以下「指定出入口」という。）のみを使用し、他の出入口は緊急時及び特別の許可のある場合以外は使用しない。 (2) 管理区域外への退出の際には、指定出入口に設置される退出モニタにより汚染を検査し、異常のないことを確認した後に退出する。 (3) 管理区域へ立入るための必要防護装備は、作業衣、作業靴である。これらの防護装備の着脱は原則として更衣室において行う。その他作業内容に応じてゴム手袋等を使用する。 (4) 管理区域内で使用する防護装備等は、管理区域外では使用しない。</p>	<p>1.5 管理区域 本施設の管理区域内において放射線業務従事者が遵守すべき一般的原則を次に示す。 (1) 管理区域への立入りは所定の出入口（以下「指定出入口」という。）のみを使用し、他の出入口は緊急時及び特別の許可のある場合以外は使用しない。 (2) 管理区域外への退出の際には、指定出入口に設置される退出モニタ又はサーベイメータにより汚染を検査し、異常のないことを確認した後に退出する。 (3) 管理区域へ立入るための必要防護装備は、作業衣、作業靴である。これらの防護装備の着脱は原則として更衣室において行う。その他作業内容に応じてゴム手袋等を使用する。 (4) 管理区域内で使用する防護装備等は、管理区域外では使用しない。</p>	<p>・既に使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「使用許可基準規則」という。）の要求事項を満足しているが、汚染を検査する設備について、サーベイメータを用いる場合もあるため、サーベイメータを追記し明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>(5) 管理区域内で作業を行う者及び一時立入りを許可された者は、<u>TLD</u>バッジを装着する。</p> <p>(6) 管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する。</p> <p>(7) 管理区域外に物品を搬出する場合には、必ず搬出サーベイを行い、汚染のないことを確認した後搬出する。</p> <p>2. 遮蔽 (省略)</p> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p>	<p>(5) 管理区域内で作業を行う者及び一時立入りを許可された者は、<u>個人線量計</u>を装着する。</p> <p>(6) 管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する。</p> <p>(7) 管理区域外に物品を搬出する場合には、必ず搬出サーベイを行い、汚染のないことを確認した後搬出する。</p> <p>2. 遮蔽 (変更なし)</p> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p>	<p>・許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可(令和4年12月20日付け原規規発第2212203号)を受けて規定済みの個人線量計の種類を特定しない記載への変更内容と整合を図るため。</p>
<p>3. 火災等による損傷の防止 (省略)</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備(次項において「消火設備」という。)及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>3. 火災等による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備(次項において「消火設備」という。)及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>4. 立入りの防止 (省略)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p>	<p>4. 立入りの防止 (変更なし)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p>	
<p>5. 自然現象による影響の考慮 (省略)</p> <p>第六条 使用施設等（使用前検査対象施設は除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>5. 自然現象による影響の考慮 (変更なし)</p> <p>第六条 使用施設等（使用前検査対象施設は除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	
<p>6. 核燃料物質の臨界防止 (省略)</p> <p>第七条 使用前検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>6. 核燃料物質の臨界防止 (変更なし)</p> <p>第七条 使用前検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	
<p>7. 使用前検査対象施設の地盤 (省略)</p> <p>第八条 使用前検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する使用前検査対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。）にあつては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該使用前検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>7. 使用前検査対象施設の地盤 (変更なし)</p> <p>第八条 使用前検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する使用前検査対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。）にあつては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該使用前検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	

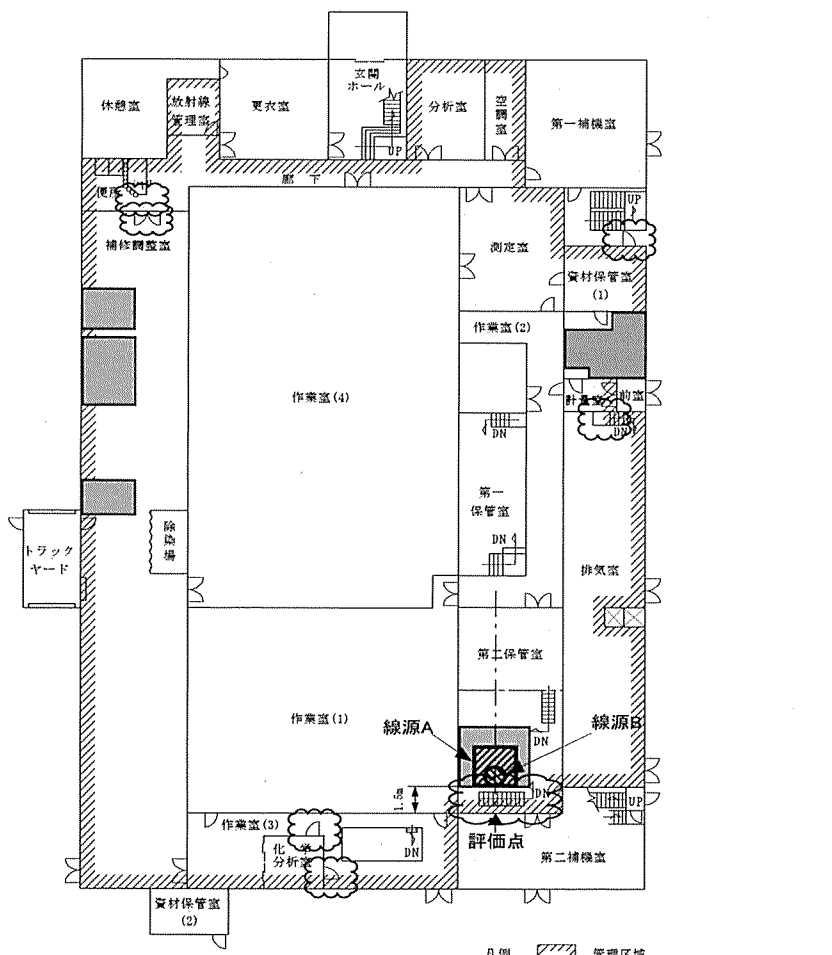
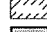

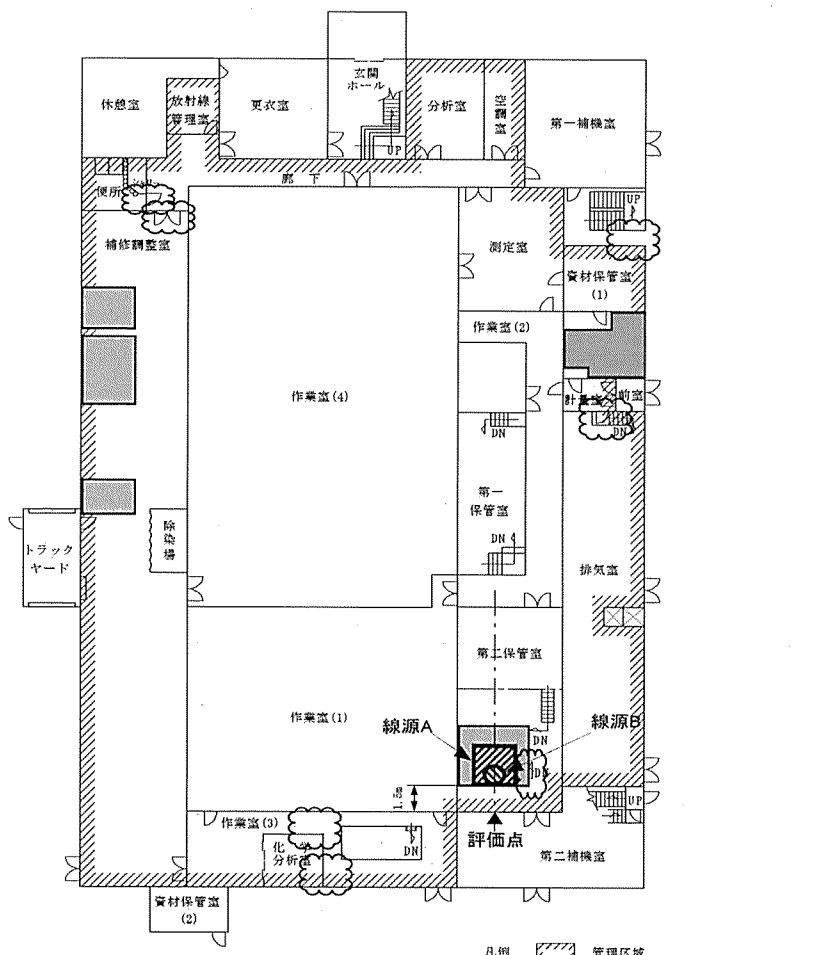
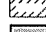

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>8. 地震による損傷の防止 (省略)</p> <p>第九条 使用前検査対象施設は、地震力に十分に耐えることができないものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある使用前検査対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>8. 地震による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第九条 使用前検査対象施設は、地震力に十分に耐えることができないものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある使用前検査対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	
<p>9. 津波による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十条 使用前検査対象施設は、その供用中に当該使用前検査対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>9. 津波による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十条 使用前検査対象施設は、その供用中に当該使用前検査対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	
<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十一条 使用前検査対象施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 使用前検査対象施設は、工場等内又はその周辺において想定される当該使用前検査対象施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十一条 使用前検査対象施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 使用前検査対象施設は、工場等内又はその周辺において想定される当該使用前検査対象施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>11. 使用前検査対象施設への人の不法な侵入等の防止 (省略)</p> <p>第十二条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、使用前検査対象施設への人の不法な侵入、使用前検査対象施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>11. 使用前検査対象施設への人の不法な侵入等の防止 (変更なし)</p> <p>第十二条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、使用前検査対象施設への人の不法な侵入、使用前検査対象施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>12. 溢水による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十三条 使用前検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>12. 溢水による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十三条 使用前検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (省略)</p> <p>第十四条 使用前検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十四条 使用前検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>14. 飛散物による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十五条 使用前検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>14. 飛散物による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十五条 使用前検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (省略)</p> <p>第十六条 使用前検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (変更なし)</p> <p>第十六条 使用前検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>16. 環境条件を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十七条 使用前検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>16. 環境条件を考慮した設計 (変更なし)</p> <p>第十七条 使用前検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	
<p>17. 検査等を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十八条 使用前検査対象施設は、当該使用前検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>17. 検査等を考慮した設計 (変更なし)</p> <p>第十八条 使用前検査対象施設は、当該使用前検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>18. 使用前検査対象施設の共用 (省略)</p> <p>第十九条 使用前検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、使用前検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>18. 使用前検査対象施設の共用 (変更なし)</p> <p>第十九条 使用前検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、使用前検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>19. 誤操作の防止 (省略)</p> <p>第二十条 使用前検査対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。 2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>19. 誤操作の防止 (変更なし)</p> <p>第二十条 使用前検査対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。 2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	
<p>20. 安全避難通路等 (省略)</p> <p>第二十一条 使用前検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p>	<p>20. 安全避難通路等 (変更なし)</p> <p>第二十一条 使用前検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p>	
<p>21. 貯蔵施設 (省略)</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。 一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。 二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。 三 標識を設けるものであること。 2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>21. 貯蔵施設 (変更なし)</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。 一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。 二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。 三 標識を設けるものであること。 2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>22. 廃棄施設 (省略)</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	<p>22. 廃棄施設 (変更なし)</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	
<p>23. 汚染を検査するための設備 (省略)</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあつては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>23. 汚染を検査するための設備 (変更なし)</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあつては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	
<p>24. 監視設備</p> <p>第二十六条 使用前検査対象施設には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該使用前検査対象施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p>	<p>24. 監視設備</p> <p>第二十六条 使用前検査対象施設には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該使用前検査対象施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p>	
<p>24.1 管理区域内のモニタリング</p> <p>管理区域内のモニタリングは放射線管理担当者により定常的及び必要に応じて随時行う。放射線業務従事者は、管理区域内で作業を行う場合、作業場所等のサーベ이를随時実施する。また、汚染の可能性の高い場合等の特殊作業においては、事前に綿密な計画を立てて実施する。</p> <p>この場合、上記サーベいのほか、放射線管理担当者の協力を得て空气中の放射性物質濃度等の必要なモニタリングを実施する。</p> <p>放射線管理担当者が行う定常管理は次のようなものがある。</p>	<p>24.1 管理区域内のモニタリング</p> <p>管理区域内のモニタリングは放射線管理担当者により定常的及び必要に応じて随時行う。放射線業務従事者は、管理区域内で作業を行う場合、作業場所等のサーベいを随時実施する。また、汚染の可能性の高い場合等の特殊作業においては、事前に綿密な計画を立てて実施する。</p> <p>この場合、上記サーベいのほか、放射線管理担当者の協力を得て空气中の放射性物質濃度等の必要なモニタリングを実施する。</p> <p>放射線管理担当者が行う定常管理は次のようなものがある。</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>(1) 作業環境空気及び排気中の放射性物質濃度の測定 方 法：排気モニタ、エアスニファ</p> <p>(2) 管理区域内の放射性物質の表面密度の測定 方 法：スミヤ法、サーベイメータによる直接サーベイ</p> <p>(3) 作業環境の空間線量率の測定 方 法：サーベイメータ、<u>TLD</u></p> <p>J棟内の放射線測定機器の配置を図24-1に示す。 なお、放射線業務従事者の外部被ばく（全身）は、<u>個人被ばく線量計</u>によって3か月ごとに定期的に測定する。内部被ばくについては、定期的（年1回以上）に尿試料を採取・測定して管理する。</p> <p>24.2 野外管理 (省略)</p> <p>25. 非常用電源設備 (省略)</p> <div data-bbox="107 874 1032 970" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二十七条 使用前検査対象施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他当該使用前検査対象施設の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p> </div> <p>26. 通信連絡設備等 (省略)</p> <div data-bbox="107 1066 1032 1278" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二十八条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p> </div>	<p>(1) 作業環境空気及び排気中の放射性物質濃度の測定 方 法：排気モニタ、エアスニファ</p> <p>(2) 管理区域内の放射性物質の表面密度の測定 方 法：スミヤ法、サーベイメータによる直接サーベイ</p> <p>(3) 作業環境の空間線量率の測定 方 法：サーベイメータ、<u>積算線量計</u></p> <p>J棟内の放射線測定機器の配置を図24-1に示す。 なお、放射線業務従事者の外部被ばく（全身）は、<u>個人線量計</u>によって3か月ごとに定期的に測定する。内部被ばくについては、定期的（年1回以上）に尿試料を採取・測定して管理する。</p> <p>24.2 野外管理 (変更なし)</p> <p>25. 非常用電源設備 (変更なし)</p> <div data-bbox="1055 874 1980 970" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二十七条 使用前検査対象施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他当該使用前検査対象施設の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p> </div> <p>26. 通信連絡設備等 (変更なし)</p> <div data-bbox="1055 1066 1980 1278" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二十八条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p> </div>	<p>・TLDの生産終了に伴い、TLDに係る記載を線量計の種類を特定しない記載へ変更する。</p> <p>・表現の見直しを図るため。</p>

変更前	補正後	変更理由
 <p>(1階平面図)</p> <p>凡例  管理区域  固体廃棄物を保管する場所</p> <p>線源A：200Lドラム缶40本に収納した固体廃棄物（回収ウラン）；1.2 kgU※1 線源B：200Lドラム缶2本に収納したスラッジ及び廃吸着剤（回収ウラン）；3.0 kgU※2 ※1）固体廃棄物ドラム缶1本当たりのウラン量は0.03kgUとする。 ※2）スラッジ及び廃吸着剤のドラム缶1本当たりのウラン量は1.5kgUとする。</p> <p>図2-1 管理区域境界の線量評価に用いる線源配置と評価点位置</p>	 <p>(1階平面図)</p> <p>凡例  管理区域  固体廃棄物を保管する場所</p> <p>線源A：200Lドラム缶40本に収納した固体廃棄物（回収ウラン）；1.2 kgU※1 線源B：200Lドラム缶2本に収納したスラッジ及び廃吸着剤（回収ウラン）；3.0 kgU※2 ※1）固体廃棄物ドラム缶1本当たりのウラン量は0.03kgUとする。 ※2）スラッジ及び廃吸着剤のドラム缶1本当たりのウラン量は1.5kgUとする。</p> <p>図2-1 管理区域境界の線量評価に用いる線源配置と評価点位置</p>	<p>・第二保管室の階段の位置の見直し。</p> <p>・扉の有無及び位置の見直し。</p>

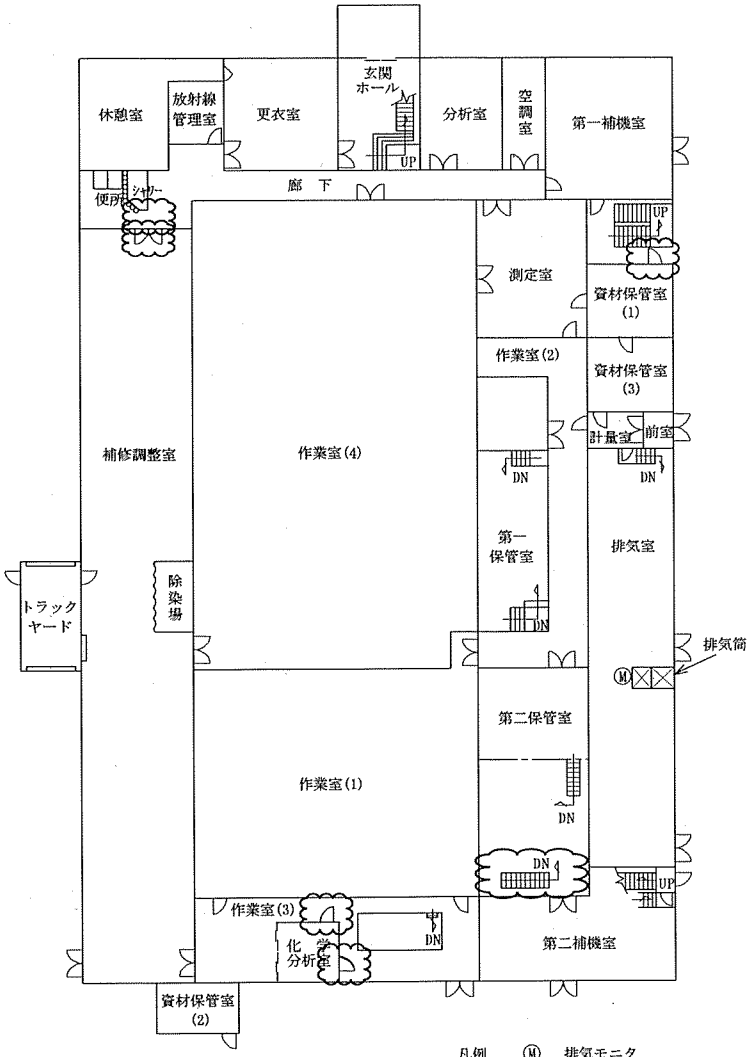

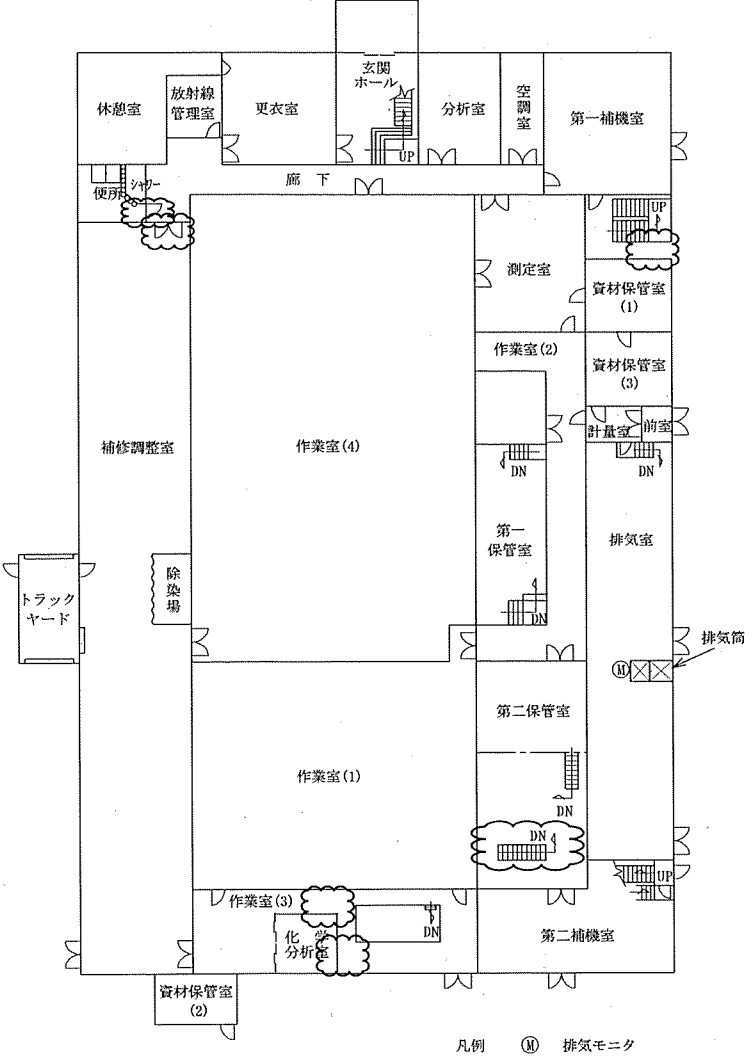

変更前	補正後	変更理由
 <p>凡例  排気モニク</p>	 <p>凡例  排気モニク</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第二保管室の階段の位置の見直し。 ・扉の有無及び位置の見直し。

図24-1 J棟1階放射線測定機器配置図

図24-1 J棟1階放射線測定機器配置図

核燃料物質使用変更許可申請書の一部補正

新 旧 対 照 表

本文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本-1～6

本文図面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本図-1

添付書類1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・添1-1～9

(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に
関する説明書(事故に関するものを除く。))

L 棟

変 更 前	補 正 後	変更理由
1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (省略)	1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更なし)	
2. 使用の目的及び方法 (省略)	2. 使用の目的及び方法 (変更なし)	
3. 核燃料物質の種類 (省略)	3. 核燃料物質の種類 (変更なし)	
4. 使用の場所 (省略)	4. 使用の場所 (変更なし)	
5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (省略)	5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (変更なし)	
6. 使用済燃料の処分の方法 (省略)	6. 使用済燃料の処分の方法 (変更なし)	
7. 使用施設の位置、構造及び設備 7-1 使用施設の位置 (省略)	7. 使用施設の位置、構造及び設備 7-1 使用施設の位置 (変更なし)	

変 更 前				補 正 後				変更理由
7-2 使用施設の構造				7-2 使用施設の構造				
使用施設の名称	構 造	床面積 (m ²)	設 計 仕 様	使用施設の名称	構 造	床面積 (m ²)	設 計 仕 様	
L棟	鉄骨造 ALC (発泡軽量コンクリート) 板張り及び鉄筋コンクリート 耐火構造 地上2階 L棟平面図を図7-1-1に示す。	延床面積 約4607 1階 約3755 2階 約852	耐震、構造強度：建築基準法に基づき、水平震度は0.2である。 耐火構造： <u>消防法に基づく。</u> 閉じ込め：管理区域内は外気に対して負圧にしうる。 主な仕上げ材質：管理区域内の床及び壁は除染が容易な材質で仕上げている。 遮蔽：管理区域境界における外部放射線に係る実効線量の評価結果は、添付資料の「2. 遮蔽」に示すとおり、線量告示に定められた線量の1.3 mSv/3か月を下回る。 なお、放射線業務従事者の外部被ばく線量は、線量告示に定められた線量限度を超えないように管理する。 標識：人がみだりに管理区域内に立ち入らないようにするため、添付書類1の「4. 立ち入りの防止」に示すとおり、標識を設ける。	L棟	鉄骨造 ALC (発泡軽量コンクリート) 板張り及び鉄筋コンクリート 耐火構造 地上2階 L棟平面図を図7-1-1に示す。	延床面積 約4607 1階 約3755 2階 約852	耐震、構造強度：建築基準法に基づき、水平震度は0.2である。 耐火構造： <u>建築基準法に基づく。</u> 閉じ込め：管理区域内は外気に対して負圧にしうる。 主な仕上げ材質：管理区域内の床及び壁は除染が容易な材質で仕上げている。 遮蔽：管理区域境界における外部放射線に係る実効線量の評価結果は、添付資料の「2. 遮蔽」に示すとおり、線量告示に定められた線量の1.3 mSv/3か月を下回る。 なお、放射線業務従事者の外部被ばく線量は、線量告示に定められた線量限度を超えないように管理する。 標識：人がみだりに管理区域内に立ち入らないようにするため、添付書類1の「4. 立ち入りの防止」に示すとおり、標識を設ける。	・設計仕様の耐火構造に基づく法令名称の適正化を図るため。
7-3 使用施設の設備 (1) 使用設備 (省略)				7-3 使用施設の設備 (1) 使用設備 (変更なし)				

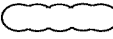
変 更 前			補 正 後			変更理由
使用設備の名称	個数	設 計 仕 様	使用設備の名称	個数	設 計 仕 様	
(2) 共通設備			(2) 共通設備			・既に使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「使用許可基準規則」という。）の要求事項を満足しているが、排気モニタの警報吹鳴の条件を適正化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。
クレーン	3基	天井走行型 吊上荷重：1 t 設置場所：試験室(1) 吊上荷重：2.8 t 設置場所：試験室(2) モノレール型 吊上荷重：2.8 t 設置場所：荷扱室	クレーン	3基	天井走行型 吊上荷重：1 t 設置場所：試験室(1) 吊上荷重：2.8 t 設置場所：試験室(2) モノレール型 吊上荷重：2.8 t 設置場所：荷扱室	
放射線管理設備		L棟全体の放射線管理を行う。	放射線管理設備		L棟全体の放射線管理を行う。	
排気モニタ	1台	耐震設計：水平震度 0.24 警報装置：給排気設備の給排気系から排気を1箇所で常時モニタリングし、排気中の放射性物質濃度が設定値を超えた場合は、警報が吹鳴する。 図7-3-2に放射線管理用測定機器配置図を示す。	排気モニタ	1台	耐震設計：水平震度 0.24 警報装置：給排気設備の給排気系から排気を1箇所で常時モニタリングし、排気中の放射性物質濃度が設定値以上で警報が吹鳴する。 図7-3-2に放射線管理用測定機器配置図を示す。	
その他	1式	エアスニファ、β線用退出モニタ等	その他	1式	エアスニファ、β線用退出モニタ等	
その他	1式	消防法に基づく消火設備、火災警報、通報設備	その他	1式	消防法に基づく消火設備、火災警報、通報設備	
8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備	(省略)		8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備	(変更なし)		
9. 廃棄施設の位置、構造及び設備			9. 廃棄施設の位置、構造及び設備			
9-1 気体廃棄施設			9-1 気体廃棄施設			
9-1-1 気体廃棄施設の位置	(省略)		9-1-1 気体廃棄施設の位置	(変更なし)		

変更前				補正後				変更理由
9-1-2 気体廃棄施設の構造				9-1-2 気体廃棄施設の構造				
気体廃棄施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様	気体廃棄施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様	
L棟	「7-2使用施設の構造」と同じ。	「7-2使用施設の構造」と同じ。	「7-2使用施設の構造」と同じ。	L棟	「7-2使用施設の構造」と同じ。	「7-2使用施設の構造」と同じ。	「7-2使用施設の構造」と同じ。	
給気機械室		約 236	給気機械室の内装については、床は防水モルタル仕上げ、壁はALC（発泡軽量コンクリート）板、天井はALC板吹き抜けである。	給気機械室		約 236	給気機械室の内装については、床は防水モルタル仕上げ、壁はALC（発泡軽量コンクリート）板、天井はALC板吹き抜けである。	
排気機械室		約 190	排気機械室の内装については、床はモルタル仕上げウレタン塗装、壁はALC板、天井は石膏ボードビニルペイント処理を施している。 (記載なし)	排気機械室		約 190	排気機械室の内装については、床はモルタル仕上げウレタン塗装、壁はALC板、天井は石膏ボードビニルペイント処理を施している。 <u>標識：人がみだりに排気機械室内に立入らないようにするため、添付書類1の「23.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>	
空調室		約 9	空調室の内装については、床はモルタル仕上げウレタン塗装、壁はALC板ビニルペイント処理、天井はALC板吹き抜けビニルペイント処理を施している。	空調室		約 9	空調室の内装については、床はモルタル仕上げウレタン塗装、壁はALC板ビニルペイント処理、天井はALC板吹き抜けビニルペイント処理を施している。	

・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、排気機械室の設計仕様について、標識の記載についての明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりなく、設計変更及び工事も伴わない。

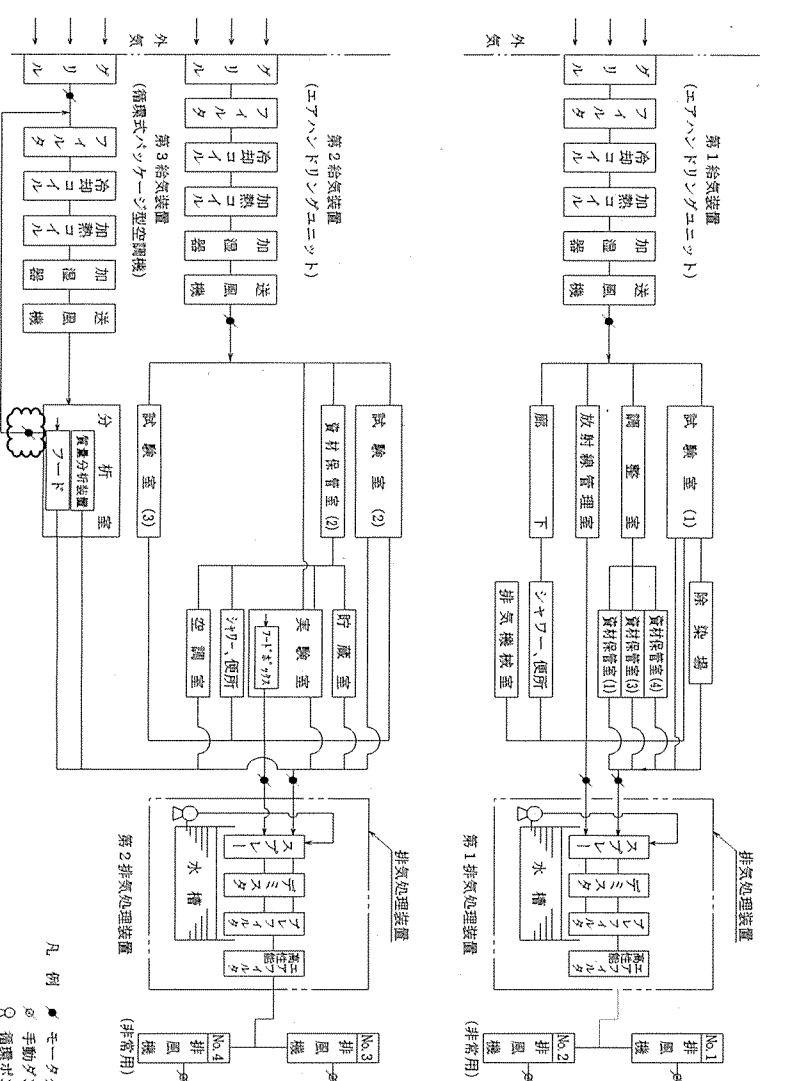
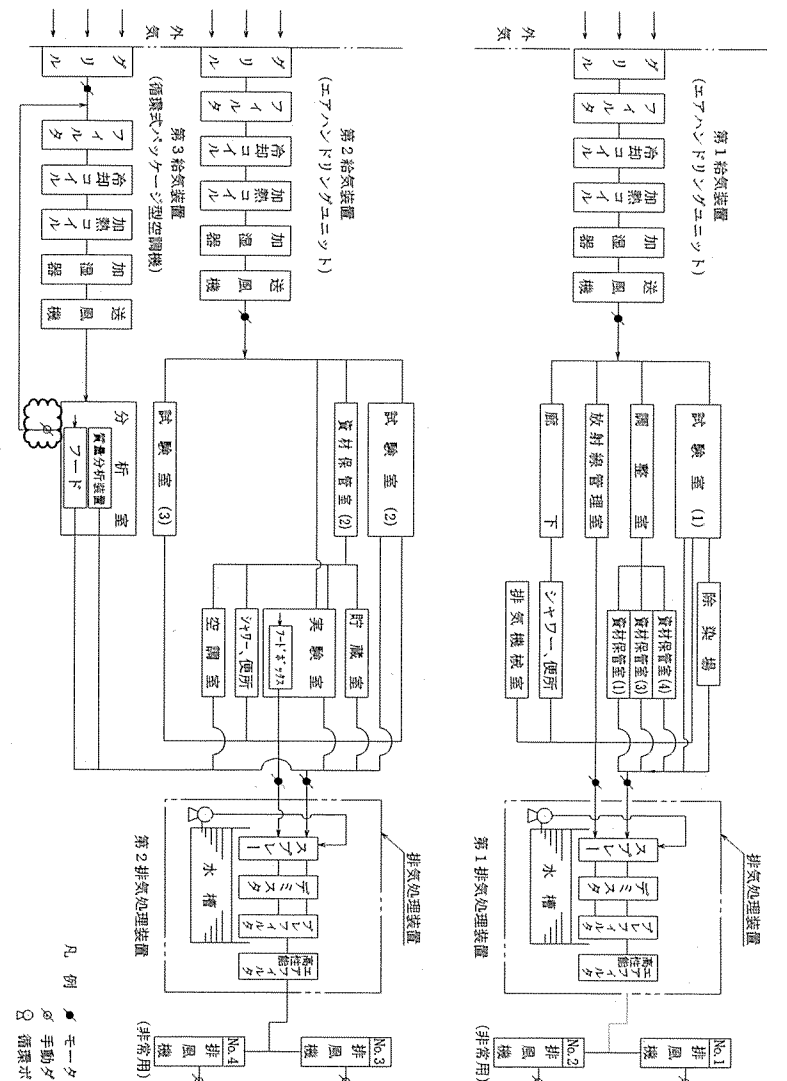
変 更 前		補 正 後		変更理由	
9-1-3 気体廃棄施設の設備		9-1-3 気体廃棄施設の設備			・表記の見直し。 ・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、排風機及び排気筒の仕様に、標識の記載についての明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりなく、設計変更及び工事も伴わない。
気体廃棄設備の名称	仕 様	気体廃棄設備の名称	仕 様		
排風機	耐震設計：水平震度 0.24 第1排気処理装置 常用排風機(No. 1)：1基 排気能力約 45 800 m ³ /h 非常用排風機(No. 2)：1基 排気能力約 8 000 m ³ /h スクラバ：1式 第2排気処理装置 常用排風機(No. 3)：1基 排気能力約 58 640 m ³ /h 非常用排風機(No. 4)：1基 排気能力約 8 800 m ³ /h スクラバ：1式 (記載なし)	耐震設計：水平震度 0.24 第1排気処理装置 常用排風機(No. 1)：1基 排気能力約 45 800 m ³ /h 非常用排風機(No. 2)：1基 排気能力約 8 000 m ³ /h スクラバ：1式 第2排気処理装置 常用排風機(No. 3)：1基 排気能力約 58 640 m ³ /h 非常用排風機(No. 4)：1基 排気能力約 8 800 m ³ /h スクラバ：1式 標識：添付書類1の「23. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。			
排気フィルタ	高性能エアフィルタ：1段 捕集効率：0.15 μm径の粒子に対して 99.97 %以上(単体として) 管理区域の空気は、プレフィルタ及び高性能エアフィルタ1段を経て排気筒から排出する。 なお、六ふっ化ウラン漏えい時には、スクラバも運転して処理する。	高性能エアフィルタ：1段 捕集効率：0.15 μm径の粒子に対して 99.97 %以上(単体として) 管理区域の空気は、プレフィルタ及び高性能エアフィルタ1段を経て排気筒から排出する。 なお、六ふっ化ウラン漏えい時には、スクラバも運転して処理する。			
排気筒	図9-1-3に管理区域給排気系フローシートを示す。 (記載なし)	図9-1-3に管理区域給排気系フローシートを示す。 標識：添付書類1の「23. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。			
放射線管理設備 排気モニタ	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり。	放射線管理設備 排気モニタ	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり。		
その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり。	その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり。		
その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり。	その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり。		
9-2 液体廃棄施設	(省略)	9-2 液体廃棄施設	(変更なし)		
9-3 固体廃棄施設	(省略)	9-3 固体廃棄施設	(変更なし)		
9-3-1 固体廃棄施設の位置	(省略)	9-3-1 固体廃棄施設の位置	(変更なし)		

変 更 前				補 正 後				変更理由
9-3-2 固体廃棄施設の構造				9-3-2 固体廃棄施設の構造				
固体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m ²)	設 計 仕 様	固体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m ²)	設 計 仕 様	
L棟	「7-2使用施設の構造」と同じ。		「7-2使用施設の構造」と同じ。	L棟	「7-2使用施設の構造」と同じ。		「7-2使用施設の構造」と同じ。	<p>・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、試験室(1)、試験室(2)及び試験室(3)の設計仕様に、標識の記載についての明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</p>
試験室(1)		約 594	最大保管数量：200 L ドラム缶換算で 20 本 ^(注)	試験室(1)		約 594	最大保管数量：200 L ドラム缶換算で 20 本 ^(注)	
試験室(2)		約 613	最大保管数量：200 L ドラム缶換算で 40 本 ^(注)	試験室(2)		約 613	最大保管数量：200 L ドラム缶換算で 40 本 ^(注)	
試験室(3)		約 247	最大保管数量：200 L ドラム缶換算で 40 本 ^(注)	試験室(3)		約 247	最大保管数量：200 L ドラム缶換算で 40 本 ^(注)	
							<p><u>標識：人がみだりに固体廃棄施設に立ち入らないようにするため、添付書類1の「23.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u></p>	
9-3-3 固体廃棄施設の設備 (省略)				9-3-3 固体廃棄施設の設備 (変更なし)				

変更箇所を  で示す。

L棟 本文図面

新旧対照表

変更前	補正後	変更理由
 <p>第1給気装置 (エアハンドリフユニット)</p> <p>第2給気装置 (エアハンドリフユニット)</p> <p>第3給気装置 (循環式ファン型空調機)</p> <p>実験室 (1)</p> <p>実験室 (2)</p> <p>実験室 (3)</p> <p>貯蔵室</p> <p>実験室</p> <p>放射線管理室</p> <p>シャワー、便所</p> <p>排気機検査室</p> <p>排気処理装置</p> <p>No.1 排風機 (非常用)</p> <p>No.2 排風機 (非常用)</p> <p>No.3 排風機</p> <p>No.4 排風機 (非常用)</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ● モータダンパ ⊗ 手動ダンパ ⊕ 循環ポンプ <p>図9-1-3 管理区域給排気系フローシート</p>	 <p>第1給気装置 (エアハンドリフユニット)</p> <p>第2給気装置 (エアハンドリフユニット)</p> <p>第3給気装置 (循環式ファン型空調機)</p> <p>実験室 (1)</p> <p>実験室 (2)</p> <p>実験室 (3)</p> <p>貯蔵室</p> <p>実験室</p> <p>放射線管理室</p> <p>シャワー、便所</p> <p>排気機検査室</p> <p>排気処理装置</p> <p>No.1 排風機 (非常用)</p> <p>No.2 排風機 (非常用)</p> <p>No.3 排風機</p> <p>No.4 排風機 (非常用)</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ● モータダンパ ⊗ 手動ダンパ ⊕ 循環ポンプ <p>図9-1-3 管理区域給排気系フローシート</p>	<p>変更理由</p> <p>・分析室と第3給気装置間のダンパの記載について、モータダンパから手動ダンパにダンパ種の適正化を行う。なお、当該ダンパは、分析室の作業環境を維持するための空調を行う機器である第3給気装置の循環ライン上に設けられた風量を調節するためのダンパであり、使用許可基準規則に係る適合性を要求される設備ではない。また、本変更は設計変更及び工事を伴うものではない。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>1. 閉じ込めの機能</p> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> <p>1.1 概要 (省略)</p> <p>1.2 換気設備 (省略)</p> <p>1.3 核燃料物質の貯蔵 (省略)</p> <p>1.4 管理区域 本施設の管理区域内において放射線業務従事者が遵守すべき一般的原則を次に示す。 (1) 管理区域への立入りは所定の出入口（以下「指定出入口」という。）のみを使用し、他の出入口は緊急時及び特別の許可のある場合以外は使用しない。 (2) 管理区域外への退出の際には、指定出入口に設置される退出モニタにより汚染を検査し、異常のないことを確認した後に退出する。 (3) 管理区域へ立入るための必要防護装備は、作業衣、作業靴である。これらの防護装備の着脱は原則として更衣室において行う。その他作業内容に応じてゴム手袋等を使用する。 (4) 管理区域内で使用する防護装備等は、管理区域外では使用しない。</p>	<p>1. 閉じ込めの機能</p> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> <p>1.1 概要 (変更なし)</p> <p>1.2 換気設備 (変更なし)</p> <p>1.3 核燃料物質の貯蔵 (変更なし)</p> <p>1.4 管理区域 本施設の管理区域内において放射線業務従事者が遵守すべき一般的原則を次に示す。 (1) 管理区域への立入りは所定の出入口（以下「指定出入口」という。）のみを使用し、他の出入口は緊急時及び特別の許可のある場合以外は使用しない。 (2) 管理区域外への退出の際には、指定出入口に設置される退出モニタ又はサーベイメータにより汚染を検査し、異常のないことを確認した後に退出する。 (3) 管理区域へ立入るための必要防護装備は、作業衣、作業靴である。これらの防護装備の着脱は原則として更衣室において行う。その他作業内容に応じてゴム手袋等を使用する。 (4) 管理区域内で使用する防護装備等は、管理区域外では使用しない。</p>	<p>・既に使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「使用許可基準規則」という。）の要求事項を満足しているが、汚染を検査する設備について、サーベイメータを用いる場合もあるため、サーベイメータを追記し明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>(5) 管理区域内で作業を行う者及び一時立入りを許可された者は、<u>TLDバッジ</u>を装着する。</p> <p>(6) 管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する。</p> <p>(7) 管理区域外に物品を搬出する場合には、必ず搬出サーベイを行い、汚染のないことを確認した後搬出する。</p> <p>2. 遮蔽 (省略)</p> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p>	<p>(5) 管理区域内で作業を行う者及び一時立入りを許可された者は、<u>個人線量計</u>を装着する。</p> <p>(6) 管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する。</p> <p>(7) 管理区域外に物品を搬出する場合には、必ず搬出サーベイを行い、汚染のないことを確認した後搬出する。</p> <p>2. 遮蔽 (変更なし)</p> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p>	<p>・許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可(令和4年12月20日付け原規規発第2212203号)を受けて規定済みの個人線量計の種類を特定しない記載への変更内容と整合を図るため。</p>
<p>3. 火災等による損傷の防止 (省略)</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備(以下「消火設備」という。)及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>3. 火災等による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備(次項において「消火設備」という。)及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正(令和2年4月1日施行。以下、変更理由においては「法令改正」という。)のため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>4. 立ち入りの防止 (省略)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかかな場合は、この限りでない。</p>	<p>4. 立ち入りの防止 (章題のみ変更)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかかな場合は、この限りでない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>5. 自然現象による影響の考慮 (省略)</p> <p>第六条 使用施設等 (施設検査対象施設は除く。) は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>5. 自然現象による影響の考慮 (規則条文のみ変更)</p> <p>第六条 使用施設等 (使用前検査対象施設は除く。) は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>6. 核燃料物質の臨界防止 (省略)</p> <p>第七条 施設検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 施設検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>6. 核燃料物質の臨界防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第七条 使用前検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>7. 施設検査対象施設の地盤 (省略)</p> <p>第八条 施設検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力 (安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの (以下「耐震重要施設」という。)) にあつては、同条第三項の地震力を含む。) が作用した場合においても当該施設検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>7. 使用前検査対象施設の地盤 (章題及び規則条文のみ変更)</p> <p>第八条 使用前検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力 (安全機能を有する使用前検査対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの (以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。)) にあつては、同条第三項の地震力を含む。) が作用した場合においても当該使用前検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>8. 地震による損傷の防止 (省略)</p> <p>第九条 <u>施設検査対象施設</u>は、地震力に十分に耐えることができないものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある<u>施設検査対象施設</u>の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>8. 地震による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、地震力に十分に耐えることができないものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある<u>使用前検査対象施設</u>の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>9. 津波による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十条 <u>施設検査対象施設</u>は、その供用中に当該<u>施設検査対象施設</u>に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>9. 津波による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その供用中に当該<u>使用前検査対象施設</u>に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十一条 <u>施設検査対象施設</u>は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 <u>施設検査対象施設</u>は、<u>工場若しくは事業所</u>（以下「<u>工場等</u>」という。）内又はその周辺において想定される当該<u>施設検査対象施設</u>の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十一条 <u>使用前検査対象施設</u>は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 <u>使用前検査対象施設</u>は、<u>工場等</u>内又はその周辺において想定される当該<u>使用前検査対象施設</u>の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>11. <u>施設検査対象施設</u>への人の不法な侵入等の防止 (省略)</p> <p>第十二条 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、<u>施設検査対象施設</u>への人の不法な侵入、<u>施設検査対象施設</u>に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>11. <u>使用前検査対象施設</u>への人の不法な侵入等の防止 (章題及び規則条文のみ変更)</p> <p>第十二条 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、<u>使用前検査対象施設</u>への人の不法な侵入、<u>使用前検査対象施設</u>に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>12. 溢水による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十三条 施設検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>12. 溢水による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十三条 使用前検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (省略)</p> <p>第十四条 施設検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十四条 使用前検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>14. 飛散物による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十五条 施設検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>14. 飛散物による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十五条 使用前検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (省略)</p> <p>第十六条 施設検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。 2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十六条 使用前検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。 2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>16. 環境条件を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十七条 施設検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>16. 環境条件を考慮した設計 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十七条 使用前検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>17. 検査等を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十八条 施設検査対象施設は、当該施設検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>17. 検査等を考慮した設計 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十八条 使用前検査対象施設は、当該使用前検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>18. <u>施設検査対象施設</u>の共用 (省略)</p> <p>第十九条 <u>施設検査対象施設</u>は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、<u>施設検査対象施設</u>の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>18. <u>使用前検査対象施設</u>の共用 (章題及び規則条文のみ変更)</p> <p>第十九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、<u>使用前検査対象施設</u>の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>19. 誤操作の防止 (省略)</p> <p>第二十条 <u>施設検査対象施設</u>は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>19. 誤操作の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十条 <u>使用前検査対象施設</u>は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>20. 安全避難通路等 (省略)</p> <p>第二十一条 <u>施設検査対象施設</u>には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</p> <p>二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明</p> <p>三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p>	<p>20. 安全避難通路等 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十一条 <u>使用前検査対象施設</u>には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</p> <p>二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明</p> <p>三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>21. 設計評価事故時の放射線障害の防止 (省略)</p> <p>第二十二条 <u>施設検査対象施設</u>は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p>	<p>21. 設計評価事故時の放射線障害の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十二条 <u>使用前検査対象施設</u>は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>22. 貯蔵施設 (省略)</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>三 標識を設けるものであること。</p> <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>22. 貯蔵施設 (変更なし)</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>三 標識を設けるものであること。</p> <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	

変更前	補正後	変更理由
<p>23. 廃棄施設</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	<p>23. 廃棄施設</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	<p>・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、廃棄施設及び排気設備について、法令要求事項である標識についての記載の明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりなく、設計変更及び工事も伴わない。</p>
<p>23.1 気体状の放射性廃棄物管理 (省略)</p> <p>23.2 液体状の放射性廃棄物管理 (省略)</p> <p>23.3 固体状の放射性廃棄物管理 (省略)</p> <p>(記載なし)</p>	<p>23.1 気体状の放射性廃棄物管理 (変更なし)</p> <p>23.2 液体状の放射性廃棄物管理 (変更なし)</p> <p>23.3 固体状の放射性廃棄物管理 (変更なし)</p> <p>23.4 標識の設置</p> <p>23.4.1 廃棄施設の標識 <u>廃棄施設には標識を設ける。標識には、日本産業規格による放射能標識に「廃棄施設」及び「許可なくして立入りを禁ず」を記載する。</u></p> <p>23.4.2 排気設備の標識 <u>排風機並びに排気筒には、日本産業規格による放射能標識に「排気設備」及び「許可なくして触れることを禁ず」を記載した標識を設ける。</u></p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>参考文献 (省略)</p> <p>24. 汚染を検査するための設備 (省略)</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>参考文献 (変更なし)</p> <p>24. 汚染を検査するための設備 (変更なし)</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	
<p>25. 監視設備 (省略)</p> <p>第二十六条 <u>施設検査対象施設</u>には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、<u>当該施設検査対象施設</u>及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p>	<p>25. 監視設備 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十六条 <u>使用前検査対象施設</u>には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、<u>当該使用前検査対象施設</u>及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>26 非常用電源設備 (省略)</p> <p>第二十七条 <u>施設検査対象施設</u>には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他<u>当該施設検査対象施設</u>の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p>	<p>26 非常用電源設備 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十七条 <u>使用前検査対象施設</u>には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他<u>当該使用前検査対象施設</u>の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>27. 通信連絡設備等 (省略)</p> <p>第二十八条 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<p>27. 通信連絡設備等 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十八条 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>28. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 (省略)</p> <p>第二十九条 <u>施設検査対象施設</u>は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であつて、<u>当該施設検査対象施設</u>から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>28. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であつて、<u>当該使用前検査対象施設</u>から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

核燃料物質使用変更許可申請書の一部補正

新 旧 対 照 表

本文	本-1~3
本文図面	本図-1~3
添付書類 1	添 1-1~9
(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に 関する説明書(事故に関するものを除く。))	
添付書類 2	変更なし
(想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に 応ずる災害防止の措置に関する説明書)	

M棟

変更前				補正後				変更理由	
1. 名称及び住所並びに代表者の氏名				(省略)				1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更なし)	
2. 使用の目的及び方法				(省略)				2. 使用の目的及び方法 (変更なし)	
3. 核燃料物質の種類				(省略)				3. 核燃料物質の種類 (変更なし)	
4. 使用の場所				(省略)				4. 使用の場所 (変更なし)	
5. 予定使用期間及び年間予定使用量				(省略)				5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (変更なし)	
6. 使用済燃料の処分の方法				(省略)				6. 使用済燃料の処分の方法 (変更なし)	
7. 使用施設の位置、構造及び設備				(省略)				7. 使用施設の位置、構造及び設備 (変更なし)	
8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備				(省略)				8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備 (変更なし)	
9. 廃棄施設の位置、構造及び設備				(省略)				9. 廃棄施設の位置、構造及び設備 (変更なし)	
9-1 気体廃棄施設				9-1 気体廃棄施設					
9-1-1 気体廃棄施設の位置				9-1-1 気体廃棄施設の位置					
9-1-2 気体廃棄施設の構造				9-1-2 気体廃棄施設の構造					
気体廃棄施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様	気体廃棄施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様	・設計仕様の耐火構造に基づく法令名称の適正化を図るため。	
M棟	鉄筋コンクリート耐火構造 地上2階 M棟1階平面図及び2階平面図をそれぞれ図9-1-2及び図9-1-3に示す。	延床面積 約957 1階 約818 2階 約139	耐震、構造強度：建築基準法に基づき、水平震度は0.2である。 耐火構造： 消防法 に基づく。 閉じ込め：管理区域内は外気に対して負圧にしうる。 主な仕上げ材質：管理区域内の床及び壁は除染が容易な材質で仕上げている。 遮蔽：管理区域境界における外部放射線に係る実効線量の評価結果は、添付書類1の「2. 遮蔽」に示すとおり、線量告示に定められた線量の1.3 mSv/3か月を下回る。 なお、放射線業務従事者の外部被ばく線量は、線量告示に定められた線量限度を超えないように管理する。	M棟	鉄筋コンクリート耐火構造 地上2階 M棟1階平面図及び2階平面図をそれぞれ図9-1-2及び図9-1-3に示す。	延床面積 約957 1階 約818 2階 約139	耐震、構造強度：建築基準法に基づき、水平震度は0.2である。 耐火構造： 建築基準法 に基づく。 閉じ込め：管理区域内は外気に対して負圧にしうる。 主な仕上げ材質：管理区域内の床及び壁は除染が容易な材質で仕上げている。 遮蔽：管理区域境界における外部放射線に係る実効線量の評価結果は、添付書類1の「2. 遮蔽」に示すとおり、線量告示に定められた線量の1.3 mSv/3か月を下回る。 なお、放射線業務従事者の外部被ばく線量は、線量告示に定められた線量限度を超えないように管理する。		

変 更 前				補 正 後				変 更 理 由
給気機械室			標識：人がみだりに管理区域内に立ち入らないようにするため、添付書類1の「4.立ち入りの防止」に示すとおり、標識を設ける。	給気機械室			標識：人がみだりに管理区域内に立ち入らないようにするため、添付書類1の「4.立ち入りの防止」に示すとおり、標識を設ける。	
排気機械室		約 43	床はモルタル仕上げ、天井及び壁は各々コンクリート打放である。	排気機械室		約 43	床はモルタル仕上げ、天井及び壁は各々コンクリート打放である。	
		約 88	床はエポキシ塗装、天井は木毛板貼りであり、壁はコンクリートにペイント処理を施している。			約 88	床はエポキシ塗装、天井は木毛板貼りであり、壁はコンクリートにペイント処理を施している。	
9-1-3 気体廃棄施設の設備				9-1-3 気体廃棄施設の設備				
気体廃棄設備の名称	仕 様			気体廃棄設備の名称	仕 様			
建家排風機	1基 排気能力：約8 000 m ³ /h 耐震設計：水平震度 0.24 標識：添付1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。			建家排風機	1基 排気能力：約8 000 m ³ /h 耐震設計：水平震度 0.24 標識：添付1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。			
局所排風機	2基（予備機1基）排気能力：約15 000 m ³ /h 耐震設計：水平震度 0.24 標識：添付1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。			局所排風機	2基（予備機1基）排気能力：約15 000 m ³ /h 耐震設計：水平震度 0.24 標識：添付1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。			
高性能エアフィルタ	1段 捕集効率：0.15 μm径の粒子に対して99.97%以上（単体として）管理区域の空気は、プレフィルタ及び高性能エアフィルタ1段を経て排気筒から排出する。			高性能エアフィルタ	1段 捕集効率：0.15 μm径の粒子に対して99.97%以上（単体として）管理区域の空気は、プレフィルタ及び高性能エアフィルタ1段を経て排気筒から排出する。			
その他	1式 排気筒 耐震設計：水平震度 0.2 標識：添付1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。			その他	1式 排気筒 耐震設計：水平震度 0.2 標識：添付1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。			

変 更 前		補 正 後		変更理由
放射線管理設備 排気モニタ	1式 M棟全体の放射線管理を行う。 耐震設計：水平震度 0.24 警報装置：排気設備の排気系から排気を1箇所モニタリングし、排気中の放射性物質濃度が設定値を超えた場合は、警報が吹鳴する。	放射線管理設備 排気モニタ	1式 M棟全体の放射線管理を行う。 耐震設計：水平震度 0.24 警報装置：排気設備の排気系から排気を1箇所モニタリングし、排気中の放射性物質濃度が設定値以上の場合は、警報が吹鳴する。	・既に使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「使用許可基準規則」という。）の要求事項を満足しているが、排気モニタの警報吹鳴の条件を適正化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりなく、設計変更及び工事も伴わない。
その他	1式 エアスニファ、β線用退出モニタ等	その他	1式 エアスニファ、β線用退出モニタ等	
その他	1式 通報設備	その他	1式 通報設備	
9-2 液体廃棄施設 9-3 固体廃棄施設	(省略) (省略)	9-2 液体廃棄施設 9-3 固体廃棄施設	(変更なし) (変更なし)	

変更前	補正後	変更理由
<p>約41 m</p> <p>約19 m</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> : 管理区域 : 廃棄物保管場所 : 使用を終了し、維持管理中の設備 	<p>約41 m</p> <p>約19 m</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> : 管理区域 : 廃棄物保管場所 : 使用を終了し、維持管理中の設備 : 排気モニタ 	<p>変更理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に使用許可基準規則を満足しているが、気体廃棄施設の設備に記載されている排気モニタについて、排気モニタの位置を明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則を満足していることには変わりなく、設計変更及び工事も伴わない。 ・階段の見直しを図るため。

図 9-1-2 M棟 1階平面図

図 9-1-2 M棟 1階平面図

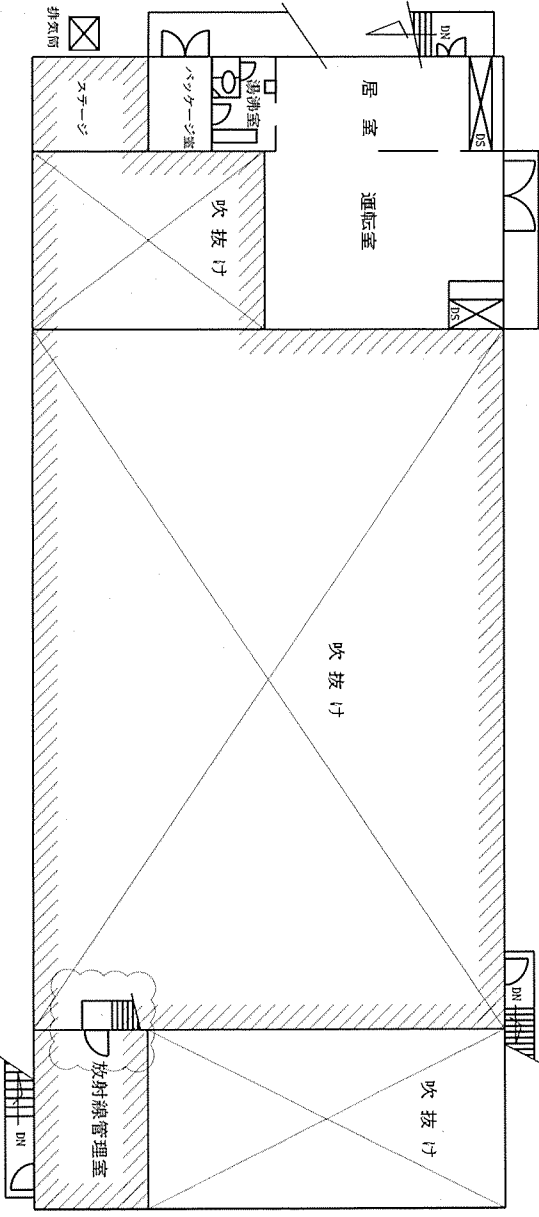

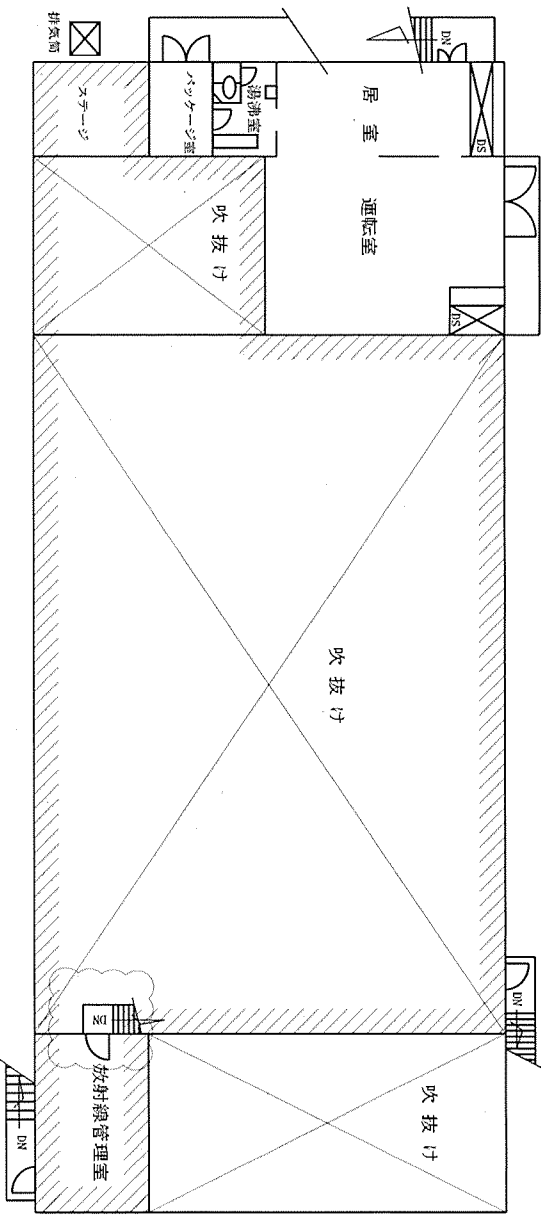

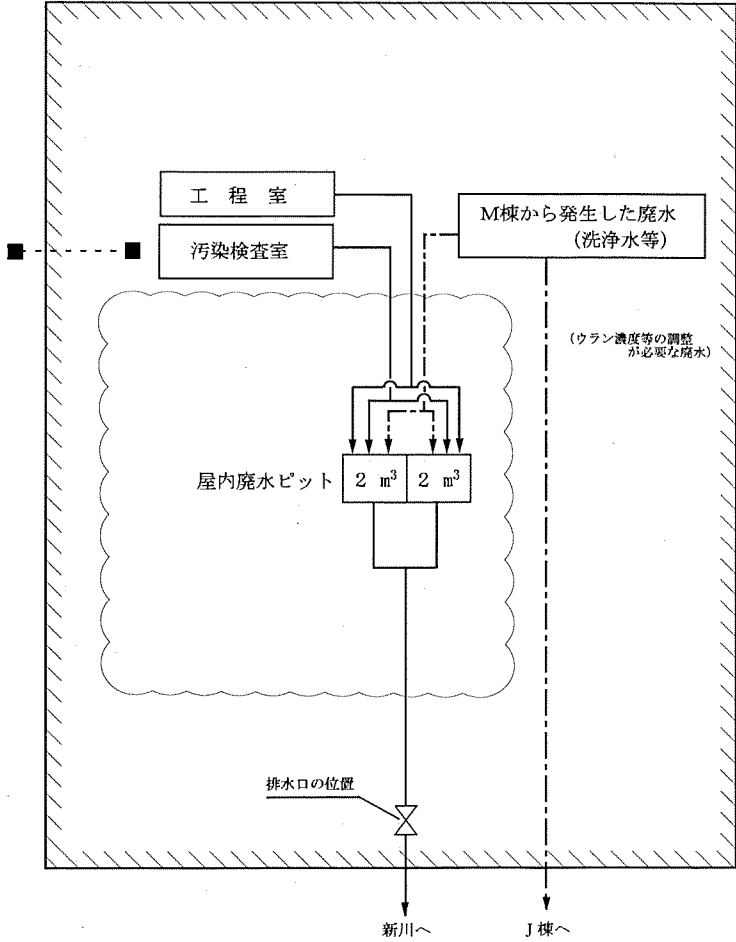
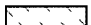
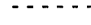


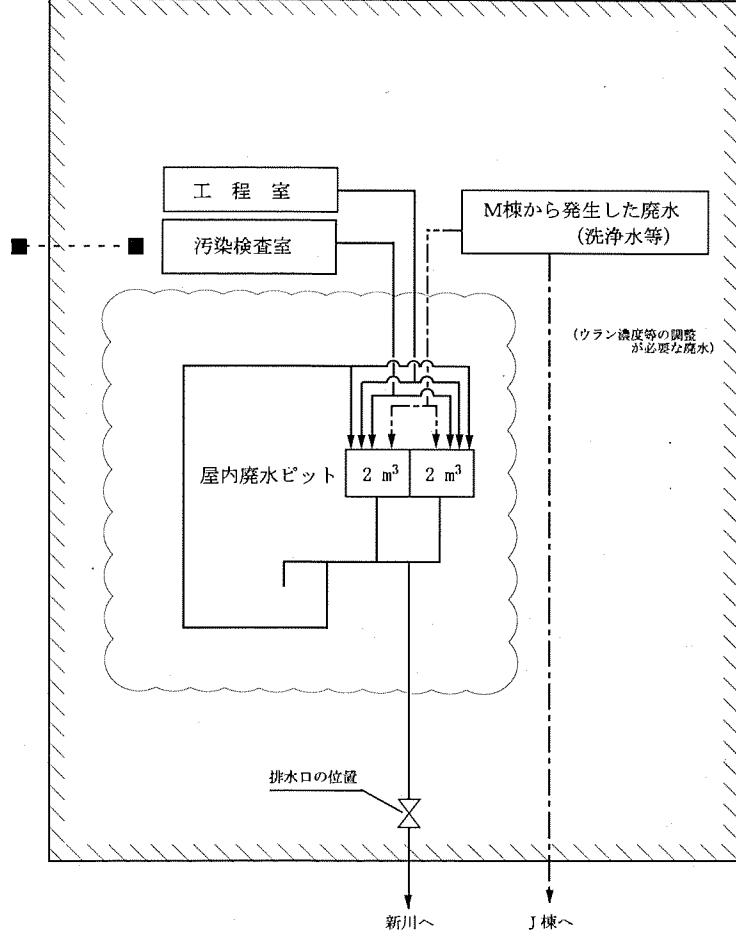
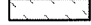



変更前	補正後	変更理由
 <p>凡例  : 管理区域</p>	 <p>凡例  : 管理区域</p>	<p>・階段の見直しを図るため。</p>

図 9-1-3 M棟 2階平面図

図 9-1-3 M棟 2階平面図

変更前	補正後	変更理由
 <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none">  :管理区域  :使用停止埋設配管  :運搬  :閉止措置 <p>図 9-2-1 液体廃棄物処理フローシート</p>	 <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none">  :管理区域  :使用停止埋設配管  :運搬  :閉止措置 <p>図 9-2-1 液体廃棄物処理フローシート</p>	<p>・既に使用許可基準規則を満足しているが、廃水を攪拌またはピット間移送を行うための循環ラインを明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>本施設における安全上重要な施設の有無について (省略)</p>	<p>本施設における安全上重要な施設の有無について (変更なし)</p>	
<p>1. 閉じ込めの機能 (省略)</p>	<p>1. 閉じ込めの機能 (変更なし)</p>	
<p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p>	<p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p>	
<p>2. 遮蔽 (省略)</p>	<p>2. 遮蔽 (変更なし)</p>	
<p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p>	<p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p>	
<p>3. 火災等による損傷の防止 (省略)</p>	<p>3. 火災等による損傷の防止 (変更なし)</p>	
<p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p>	<p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p>	
<p>2 使用前検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（次項において「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p>	<p>2 使用前検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（次項において「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p>	
<p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>4. 立入りの防止 (省略)</p>	<p>4. 立入りの防止 (変更なし)</p>	
<p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p>	<p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p>	
<p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかかな場合は、この限りでない。</p>	<p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかかな場合は、この限りでない。</p>	
<p>5. 自然現象による影響の考慮 (省略)</p>	<p>5. 自然現象による影響の考慮 (変更なし)</p>	
<p>第六条 使用施設等（使用前検査対象施設は除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>第六条 使用施設等（使用前検査対象施設は除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	
<p>6. 核燃料物質の臨界防止 (省略)</p>	<p>6. 核燃料物質の臨界防止 (変更なし)</p>	
<p>第七条 使用前検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>第七条 使用前検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p>	
<p>2 使用前検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>2 使用前検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>7. 使用前検査対象施設の地盤 (省略)</p> <p>第八条 使用前検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する使用前検査対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。）にあっては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該使用前検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>7. 使用前検査対象施設の地盤 (変更なし)</p> <p>第八条 使用前検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する使用前検査対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。）にあっては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該使用前検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	
<p>8. 地震による損傷の防止 (省略)</p> <p>第九条 使用前検査対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある使用前検査対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>8. 地震による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第九条 使用前検査対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある使用前検査対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	
<p>9. 津波による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十条 使用前検査対象施設は、その供用中に当該使用前検査対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>9. 津波による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十条 使用前検査対象施設は、その供用中に当該使用前検査対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	
<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十一条 当該使用前検査対象施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 使用前検査対象施設は、工場等内又はその周辺において想定される当該使用前検査対象施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十一条 当該使用前検査対象施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 使用前検査対象施設は、工場等内又はその周辺において想定される当該使用前検査対象施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	


変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>11. 使用前検査対象施設への人の不法な侵入等の防止 (省略)</p> <p>第十二条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、使用前検査対象施設への人の不法な侵入、使用前検査対象施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>11. 使用前検査対象施設への人の不法な侵入等の防止 (変更なし)</p> <p>第十二条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、使用前検査対象施設への人の不法な侵入、使用前検査対象施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	
<p>12. 溢水による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十三条 使用前検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>12. 溢水による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十三条 使用前検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (省略)</p> <p>第十四条 使用前検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十四条 使用前検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>14. 飛散物による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十五条 使用前検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>14. 飛散物による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十五条 使用前検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (省略)</p> <p>第十六条 使用前検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (変更なし)</p> <p>第十六条 使用前検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>16. 環境条件を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十七条 使用前検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>16. 環境条件を考慮した設計 (変更なし)</p> <p>第十七条 使用前検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	
<p>17. 検査等を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十八条 使用前検査対象施設は、当該使用前検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>17. 検査等を考慮した設計 (変更なし)</p> <p>第十八条 使用前検査対象施設は、当該使用前検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>18. 使用前検査対象施設の共用 (省略)</p> <p>第十九条 使用前検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、使用前検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>18. 使用前検査対象施設の共用 (変更なし)</p> <p>第十九条 使用前検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、使用前検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>19. 誤操作の防止 (省略)</p> <p>第二十条 使用前検査対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>19. 誤操作の防止 (変更なし)</p> <p>第二十条 使用前検査対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	
<p>20. 安全避難通路等 (省略)</p> <p>第二十一条 使用前検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源 	<p>20. 安全避難通路等 (変更なし)</p> <p>第二十一条 使用前検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源 	
<p>21. 貯蔵施設 (省略)</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。 二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施設又は立入制限の措置を講じたものであること。 三 標識を設けるものであること。 <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>21. 貯蔵施設 (変更なし)</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。 二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施設又は立入制限の措置を講じたものであること。 三 標識を設けるものであること。 <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>22. 廃棄施設 (省略)</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	<p>22. 廃棄施設 (変更なし)</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	
<p>23. 汚染を検査するための設備</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>23. 汚染を検査するための設備</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	
<p>23.1 管理区域</p> <p>M棟の管理区域において、放射線業務従事者が遵守すべき一般原則を次に示す。</p> <p>(1)管理区域への立入りは所定の出入口のみを使用し、他出入口は緊急時及び特別の許可のある場合を除き使用しない。</p> <p>(2)管理区域外への退出の際には、所定の出入口に設置した退出モニタ又はサーベイメータにより汚染を検査し、異常のないことを確認した後に退出する。</p> <p>(3)管理区域へ立入るための必要防護装備は、作業衣、作業靴である。これらの防護装備の着脱は原則として更衣室において行う。その他作業内容に応じてゴム手袋等を使用する。</p> <p>(4)管理区域内で使用する防護装備、作業衣等は、管理区域外では使用しない。</p> <p>(5)管理区域内で作業を行う者及び一時立入りを許可された者は、TLDバッジを装着する。</p> <p>(6)管理区域内での飲食及び喫煙を行わない。</p> <p>(7)管理区域外に物品を搬出する場合には、必ず搬出サーベイを行い、汚染のないことを確認した後搬出する。</p>	<p>23.1 管理区域</p> <p>M棟の管理区域において、放射線業務従事者が遵守すべき一般原則を次に示す。</p> <p>(1)管理区域への立入りは所定の出入口のみを使用し、他出入口は緊急時及び特別の許可のある場合を除き使用しない。</p> <p>(2)管理区域外への退出の際には、所定の出入口に設置した退出モニタ又はサーベイメータにより汚染を検査し、異常のないことを確認した後に退出する。</p> <p>(3)管理区域へ立入るための必要防護装備は、作業衣、作業靴である。これらの防護装備の着脱は原則として更衣室において行う。その他作業内容に応じてゴム手袋等を使用する。</p> <p>(4)管理区域内で使用する防護装備、作業衣等は、管理区域外では使用しない。</p> <p>(5)管理区域内で作業を行う者及び一時立入りを許可された者は、個人線量計を装着する。</p> <p>(6)管理区域内での飲食及び喫煙を行わない。</p> <p>(7)管理区域外に物品を搬出する場合には、必ず搬出サーベイを行い、汚染のないことを確認した後搬出する。</p>	<p>・許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可(令和4年12月20日付け原規規発第2212203号)を受けて規定済み</p>




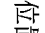



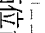
変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>23.2 放射線業務従事者の被ばく管理 (省略)</p> <p>23.3 非常用防護具及び防護衣 (省略)</p> <p>24. 監視設備</p> <p>第二十六条 使用前検査対象施設には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該使用前検査対象施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p> <p>24.1 管理区域内管理 (省略)</p> <p>24.2 野外管理 核燃料サイクル工学研究所敷地内外の定点で周辺環境の空間線量率を監視するため定期的にモニタリングを行う。 モニタリングについては、保安規定等に定めた方法で行う。 <u>また、放出する排気中の放射性物質濃度を排気モニタにより監視する。</u></p> <p>25. 非常用電源設備 (省略)</p> <p>第二十七条 使用前検査対象施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他当該使用前検査対象施設の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p>	<p>23.2 放射線業務従事者の被ばく管理 (変更なし)</p> <p>23.3 非常用防護具及び防護衣 (変更なし)</p> <p>24. 監視設備</p> <p>第二十六条 使用前検査対象施設には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該使用前検査対象施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p> <p>24.1 管理区域内管理 (変更なし)</p> <p>24.2 野外管理 核燃料サイクル工学研究所敷地内外の定点で周辺環境の空間線量率を監視するため定期的にモニタリングを行う。 モニタリングについては、保安規定等に定めた方法で行う。</p> <p>25. 非常用電源設備 (変更なし)</p> <p>第二十七条 使用前検査対象施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他当該使用前検査対象施設の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p>	<p>の個人線量計の種類を特定しない記載への変更内容と整合を図るため。</p> <p>・放出する排気中の放射性物質濃度を排気モニタにより監視することは、24.1 管理区域内管理に記載しているため記載を削除する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</p>

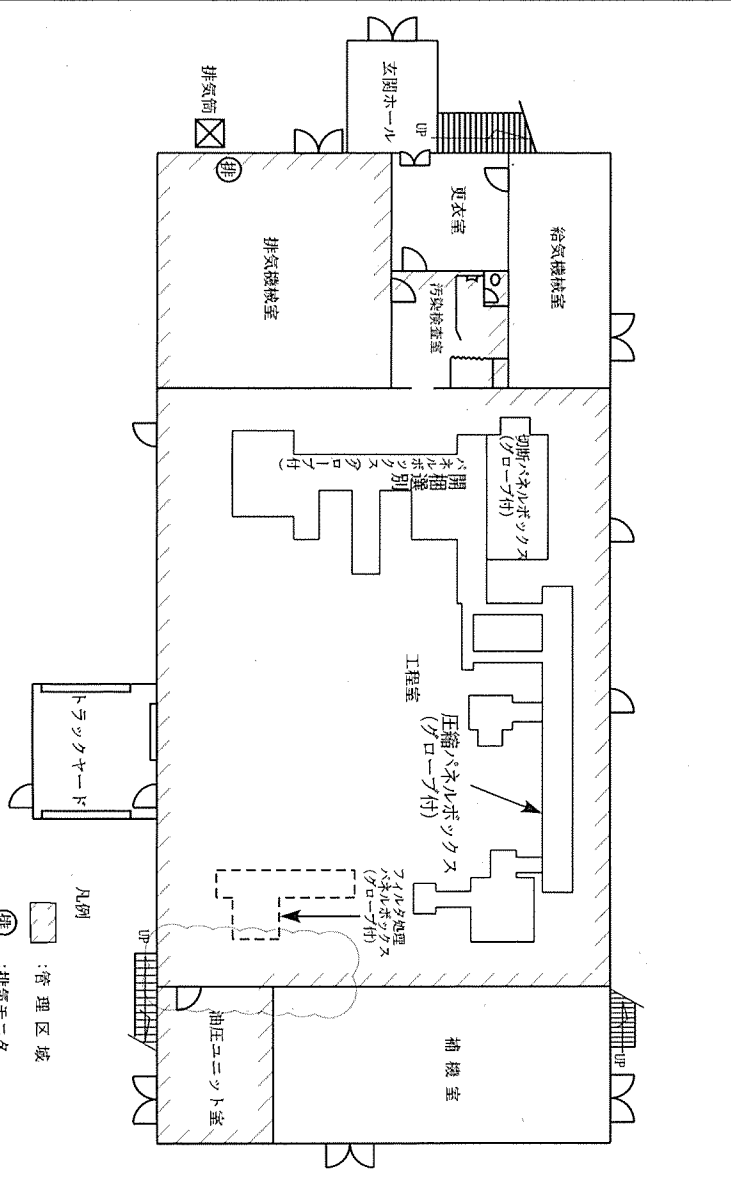



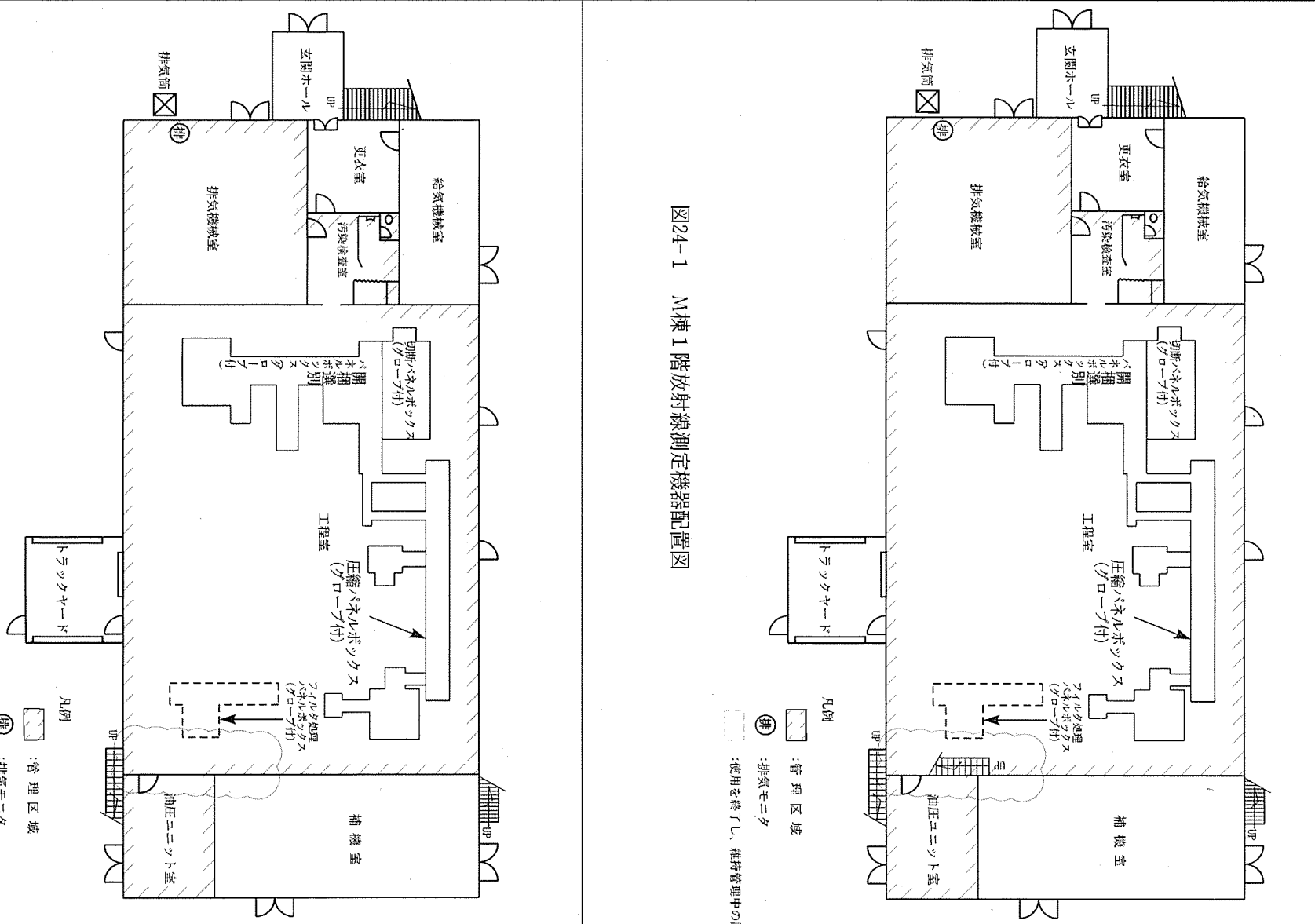



変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>26. 通信連絡設備等 (省略)</p> <p>第二十八条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<p>26. 通信連絡設備等 (変更なし)</p> <p>第二十八条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	

変更箇所を  で示す。

M棟 添付書類 1

新旧対照表

変更理由	補正後	変更前
<p>・階段の見直しを図るため。</p>	<p>図 2-1 管理区域境界の線量評価に用いる線源配置と評価位置</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none">  : 管理区域  : 廃棄物保管場所  : 線源  : 使用を終了し、維持管理中の設備 <p>※ 200 Lドラム缶50本に収納した固体廃棄物(回収セラフン): 7.5 kgU²³⁵ ※ 固体廃棄物ドラム缶1本当たりのセラフン量は0.15 kgU(回収セラフン)とする。</p>	<p>図 2-1 管理区域境界の線量評価に用いる線源配置と評価位置</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none">  : 管理区域  : 廃棄物保管場所  : 線源  : 使用を終了し、維持管理中の設備 <p>※ 200 Lドラム缶50本に収納した固体廃棄物(回収セラフン): 7.5 kgU²³⁵ ※ 固体廃棄物ドラム缶1本当たりのセラフン量は0.15 kgU(回収セラフン)とする。</p>

変更前	補正後	変更理由
 <p>図24-1 M棟 1階放射線測定機器配置図</p> <p>凡例  : 管理区域  : 排気モニタ  : 使用を終了し、維持管理中の設備</p>	 <p>図24-1 M棟 1階放射線測定機器配置図</p> <p>凡例  : 管理区域  : 排気モニタ  : 使用を終了し、維持管理中の設備</p>	<p>変更理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・階段の見直しを図るため。

核燃料物質使用変更許可申請書の一部補正

新 旧 対 照 表

本文	本-1～6
本文図面	本図-1
添付書類 1	添 1-1～12
(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に 関する説明書(事故に関するものを除く。))	
添付書類 2	添 2-1～2
(想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に 応ずる災害防止の措置に関する説明書)	

変 更 前	補 正 後	変更理由
1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (省略)	1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更なし)	
2. 使用の目的及び方法 (省略)	2. 使用の目的及び方法 (変更なし)	
3. 核燃料物質の種類 (省略)	3. 核燃料物質の種類 (変更なし)	
4. 使用の場所 (省略)	4. 使用の場所 (変更なし)	
5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (省略)	5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (変更なし)	
6. 使用済燃料の処分の方法 (省略)	6. 使用済燃料の処分の方法 (変更なし)	
7. 使用施設の位置、構造及び設備 (省略)	7. 使用施設の位置、構造及び設備 (変更なし)	
8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備 8-1 貯蔵施設の位置 (省略)	8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備 8-1 貯蔵施設の位置 (変更なし)	

変 更 前				補 正 後				変更理由	
8-2 貯蔵施設の構造				8-2 貯蔵施設の構造					
貯蔵施設の名称	構 造	床面積 (m ²)	設 計 仕 様	貯蔵施設の名称	構 造	床面積 (m ²)	設 計 仕 様	・設計仕様の耐火構造に基づく法令名称の適正化を図るため。	
東海事業所第2ウラン貯蔵庫	鉄骨造 ALC 板積み 簡易耐火構造 平家建 東海事業所第2ウラン貯蔵庫平面図を図8-1-1に示す。	延床面積 約300	耐震、構造強度：建築基準法に基づき、水平震度は0.2である。 耐火構造： <u>消防法に基づく。</u> 閉じ込め：管理区域内は外気に対して負圧にしうる。 遮蔽：管理区域境界における外部放射線に係る実効線量の評価結果は、添付書類1の「2. 遮蔽」に示すとおり、線量告示に定められた線量の1.3 mSv/3か月を下回る。 なお、放射線業務従事者の外部被ばく線量は、線量告示に定められた線量限度を超えないように管理する。 標識：人がみだりに管理区域内に立ち入らないようにするため、添付書類1の「4. 立ち入りの防止」に示すとおり、標識を設ける。	東海事業所第2ウラン貯蔵庫	鉄骨造 ALC 板積み 簡易耐火構造 平家建 東海事業所第2ウラン貯蔵庫平面図を図8-1-1に示す。	延床面積 約300	耐震、構造強度：建築基準法に基づき、水平震度は0.2である。 耐火構造： <u>建築基準法に基づく。</u> 閉じ込め：管理区域内は外気に対して負圧にしうる。 遮蔽：管理区域境界における外部放射線に係る実効線量の評価結果は、添付書類1の「2. 遮蔽」に示すとおり、線量告示に定められた線量の1.3 mSv/3か月を下回る。 なお、放射線業務従事者の外部被ばく線量は、線量告示に定められた線量限度を超えないように管理する。 標識：人がみだりに管理区域内に立ち入らないようにするため、添付書類1の「4. 立ち入りの防止」に示すとおり、標識を設ける。		
貯蔵室(1)		約150	標識：核燃料物質が存在することを明示するため、添付書類1の「21. 貯蔵施設」に示すとおり、標識を設ける。	貯蔵室(1)		約150	標識：核燃料物質が存在することを明示するため、添付書類1の「21. 貯蔵施設」に示すとおり、標識を設ける。		
貯蔵室(2)		約55		貯蔵室(2)		約55			
秤量室		約23		秤量室		約23			

変 更 前					補 正 後					変更理由
8-3 貯蔵施設の設備 (1) 貯蔵容器 貯蔵施設で貯蔵する核燃料物質は、以下に示す貯蔵容器に収納する。 これら貯蔵容器は、図8-3-1に示す位置に貯蔵する。 貯蔵容器のうち、シリンダ及びコールドトラップの貯蔵位置詳細を図8-3-2に示す。					8-3 貯蔵施設の設備 (1) 貯蔵容器 貯蔵施設で貯蔵する核燃料物質は、以下に示す貯蔵容器に収納する。 これら貯蔵容器は、図8-3-1に示す位置に貯蔵する。 貯蔵容器のうち、シリンダ及びコールドトラップの貯蔵位置詳細を図8-3-2に示す。					
貯蔵設備の名称	最大数量 ^{※1}	最大充てん量	内容物の主な物理・化学的性状	仕 様	貯蔵設備の名称	最大数量 ^{※1}	最大充てん量	内容物の主な物理・化学的性状	仕 様	
(貯蔵容器) 8 A シリンダ	10 本	78.4 kg (U量)/本 ^{※2}	六ふっ化ウラン ・固体又は気体	米国ANSI規格 相当品	(貯蔵容器) 8 A シリンダ	10 本	78.4 kg (U量)/本 ^{※2}	六ふっ化ウラン ・固体又は気体	米国ANSI規格 相当品	
10 A シリンダ	14 本	91.3 kg (U量)/本 ^{※2}	六ふっ化ウラン ・固体又は気体	米国DOT規格	10 A シリンダ	14 本	91.3 kg (U量)/本 ^{※2}	六ふっ化ウラン ・固体又は気体	米国DOT規格	
5 A シリンダ	1 本	16.8 kg (U量)/本 ^{※2}	六ふっ化ウラン ・固体又は気体	米国DOT規格	5 A シリンダ	1 本	16.8 kg (U量)/本 ^{※2}	六ふっ化ウラン ・固体又は気体	米国DOT規格	
コールドトラップ	32 基	内容積の50%以下 ^{※2※3}	六ふっ化ウラン ・固体又は気体	材質：ステン レス等	コールドトラップ	32 基	内容積の50%以下 ^{※2※3}	六ふっ化ウラン ・固体又は気体	材質：ステン レス等	
その他貯蔵容器			ウラン及びウラン 化合物(六ふっ化ウ ランを除く) ・固体、液体	ドラム缶等	その他貯蔵容器			ウラン及びウラン 化合物(六ふっ化ウ ランを除く) ・固体、液体	ドラム缶等	
臨界管理に関する核的制限値等(単一ユニット) (0.9%以上3%未満、濃縮ウラン) 核的制限値： $H/^{235}U \leq 10$ (減速度管理) 化学形態：六ふっ化ウラン 純 度：99.5%以上 封入容器：8 A及び10 Aシリンダ ※1 許可本数を超えてウランが充てんされた容器を貯蔵してはならない。 ※2 最大充てん量を超えてウランが充てんされた容器を貯蔵してはならない。 ※3 他施設において新たにウランを充てんした容器を貯蔵してはならない。					臨界管理に関する核的制限値等(単一ユニット) (0.9%以上3%未満、濃縮ウラン) 核的制限値： $H/^{235}U \leq 10$ (減速度管理) 化学形態：六ふっ化ウラン 純 度：99.5%以上 封入容器：8 A及び10 Aシリンダ ※1 許可本数を超えてウランが充てんされた容器を貯蔵してはならない。 ※2 最大充てん量を超えてウランが充てんされた容器を貯蔵してはならない。 ※3 他施設において新たにウランを充てんした容器を貯蔵してはならない。					・表記の見直し を図るため。
9. 廃棄施設の位置、構造及び設備 9-1 気体廃棄施設 9-1-1 気体廃棄施設の位置 (省略)					9. 廃棄施設の位置、構造及び設備 9-1 気体廃棄施設 9-1-1 気体廃棄施設の位置 (変更なし)					

変 更 前				補 正 後				変更理由
9-1-2 気体廃棄施設の構造				9-1-2 気体廃棄施設の構造				
気体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m ²)	設 計 仕 様	気体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m ²)	設 計 仕 様	
東海事業所第2ウラン貯蔵庫	「8-2 貯蔵施設の構造」と同じ。	「8-2 貯蔵施設の構造」と同じ。		東海事業所第2ウラン貯蔵庫	「8-2 貯蔵施設の構造」と同じ。	「8-2 貯蔵施設の構造」と同じ。		
給気機械室		約 8	床は鉄筋コンクリートモルタル仕上、壁はALC板、天井はALC板ロックウール吹付	給気機械室		約 8	床は鉄筋コンクリートモルタル仕上、壁はALC板、天井はALC板ロックウール吹付	
排気機械室		約 22	床は鉄筋コンクリート表面硬化材仕上、壁はALC板、天井はALC板ロックウール吹付 <u>(記載なし)</u>	排気機械室		約 22	床は鉄筋コンクリート表面硬化材仕上、壁はALC板、天井はALC板ロックウール吹付 標識:人がみだりに排気機械室内に立ち入らないようにするため、添付書類1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。	

・既に使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「使用許可基準規則」という。）の要求事項を満足しているが、排気機械室の設計仕様に、標識の記載についての明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。

変 更 前		補 正 後		変更理由
9-1-3 気体廃棄施設の設備		9-1-3 気体廃棄施設の設備		
気体廃棄設備の名称	仕 様	気体廃棄設備の名称	仕 様	
排 風 機	1基 排気能力：約8 000 m ³ /h 耐震設計：水平震度 0.24 <u>(記載なし)</u>	排 風 機	1基 排気能力：約8 000 m ³ /h 耐震設計：水平震度 0.24 <u>標識：添付書類1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>	
高性能エアフィルタ	2列×2段 捕集効率：0.15 μm径の粒子に対して99.97%以上（単体として） 管理区域の空気は、高性能エアフィルタでろ過後、排気筒から屋外へ排出する。	高性能エアフィルタ	2列×2段 捕集効率：0.15 μm径の粒子に対して99.97%以上（単体として） 管理区域の空気は、高性能エアフィルタでろ過後、排気筒から屋外へ排出する。	
排気筒	耐震設計：水平震度 0.2 <u>(記載なし)</u> 図9-1-3に東海事業所第2ウラン貯蔵庫管理区域給排気系統図を示す。	排気筒	耐震設計：水平震度 0.2 <u>標識：添付書類1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u> 図9-1-3に東海事業所第2ウラン貯蔵庫管理区域給排気系統図を示す。	
放射線管理設備 排気モニタ	「8-3 貯蔵施設の設備」に記載のとおり。	放射線管理設備 排気モニタ	「8-3 貯蔵施設の設備」に記載のとおり。	
その他	「8-3 貯蔵施設の設備」に記載のとおり。	その他	「8-3 貯蔵施設の設備」に記載のとおり。	
その他	「8-3 貯蔵施設の設備」に記載のとおり。	その他	「8-3 貯蔵施設の設備」に記載のとおり。	
9-2 液体廃棄施設	(省略)	9-2 液体廃棄施設	(変更なし)	
9-3 固体廃棄施設 9-3-1 固体廃棄施設の位置	(省略)	9-3 固体廃棄施設 9-3-1 固体廃棄施設の位置	(変更なし)	

変更前				補正後				変更理由
9-3-2 固体廃棄施設の構造				9-3-2 固体廃棄施設の構造				
固体廃棄施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様	固体廃棄施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様	
東海事業所第2ウラン貯蔵庫	「8-2貯蔵施設の構造」と同じ。		「8-2貯蔵施設の構造」と同じ。	東海事業所第2ウラン貯蔵庫	「8-2貯蔵施設の構造」と同じ。		「8-2貯蔵施設の構造」と同じ。	・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、貯蔵室(2)の設計仕様に、標識の記載についての明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりなく、設計変更及び工事も伴わない。
貯蔵室(2)		約55	保管能力:200ℓドラム缶換算で10本 ^{注)} <u>(記載なし)</u>	貯蔵室(2)		約55	保管能力:200ℓドラム缶換算で10本 ^{注)} <u>標識:人がみだりに固体廃棄施設に立ち入らないようにするため、添付書類1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>	
注) ウラン系廃棄物貯蔵施設及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設の保管能力45,600本の内数				注) ウラン系廃棄物貯蔵施設及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設の保管能力45,600本の内数				
9-3-3 固体廃棄施設の設備 (省略)				9-3-3 固体廃棄施設の設備 (変更なし)				

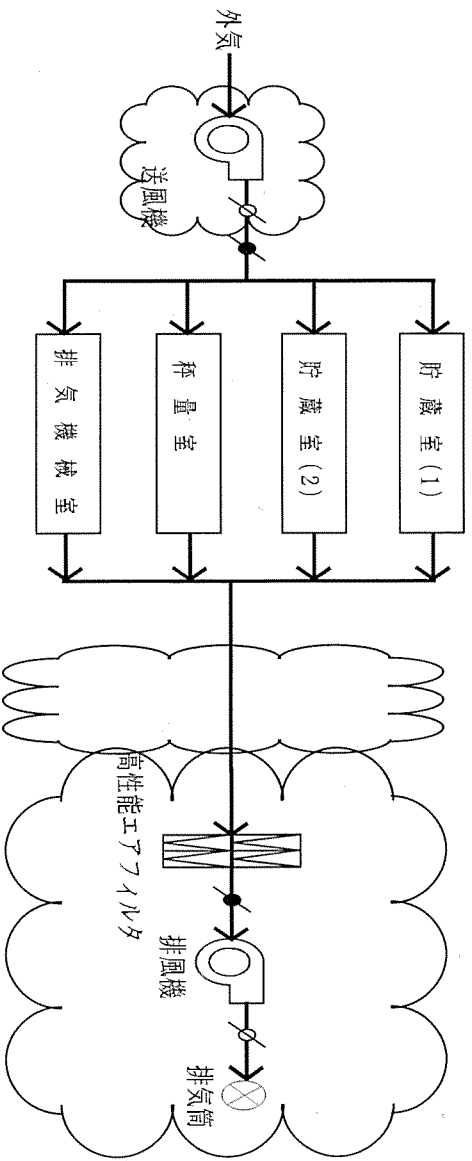


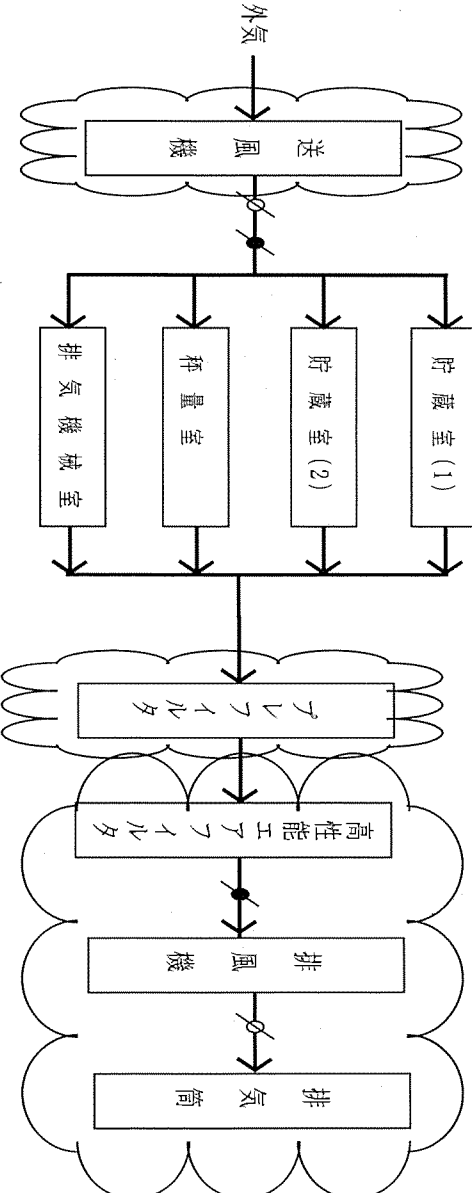


変更前	補正後	変更理由
 <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none">  : 手動バルブ  : モータダンプ 	 <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none">  : 手動バルブ  : モータダンプ 	<p>・高性能エアフィルタのみで使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、環境影響評価に寄与しないプレフィルタの記載を明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</p>

図9-1-3 東海事業所第2ウラン貯蔵庫管理区域給排気系統図

図9-1-3 東海事業所第2ウラン貯蔵庫管理区域給排気系統図

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>1. 閉じ込めの機能</p> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p>	<p>1. 閉じ込めの機能</p> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p>	<p>・既に使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「使用許可基準規則」という。）の要求事項を満足しているが、汚染を検査する設備について、サーベイメータを用いる場合もあるため、サーベイメータを追記し明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</p>
<p>1.1 概要 (省略)</p>	<p>1.1 概要 (変更なし)</p>	
<p>1.2 換気設備 (省略)</p>	<p>1.2 換気設備 (変更なし)</p>	
<p>1.3 UF₆貯蔵容器 (省略)</p>	<p>1.3 UF₆貯蔵容器 (変更なし)</p>	
<p>1.4 管理区域</p> <p>本施設の管理区域内において放射線業務従事者が遵守すべき一般的原則を次に示す。</p> <p>(1) 管理区域への立入りは所定の出入口（以下「指定出入口」という。）のみを使用し、他の出入口は緊急時及び特別の許可のある場合以外は使用しない。</p> <p>(2) 管理区域外への退出の際には、指定出入口に設置される退出モニタにより汚染を検査し、異常のないことを確認した後に退出する。</p> <p>(3) 管理区域へ立入るための必要防護装備は、作業衣、作業靴である。これらの防護装備の着脱は原則として更衣室において行う。その他作業内容に応じてゴム手袋等を使用する。</p> <p>(4) 管理区域内で使用する防護装備等は、管理区域外では使用しない。</p>	<p>1.4 管理区域</p> <p>本施設の管理区域内において放射線業務従事者が遵守すべき一般的原則を次に示す。</p> <p>(1) 管理区域への立入りは所定の出入口（以下「指定出入口」という。）のみを使用し、他の出入口は緊急時及び特別の許可のある場合以外は使用しない。</p> <p>(2) 管理区域外への退出の際には、指定出入口に設置される退出モニタ又はサーベイメータにより汚染を検査し、異常のないことを確認した後に退出する。</p> <p>(3) 管理区域へ立入るための必要防護装備は、作業衣、作業靴である。これらの防護装備の着脱は原則として更衣室において行う。その他作業内容に応じてゴム手袋等を使用する。</p> <p>(4) 管理区域内で使用する防護装備等は、管理区域外では使用しない。</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>(5) 管理区域内で作業を行う者及び一時立入りを許可された者は、<u>TLD</u>バッジを装着する。</p> <p>(6) 管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する。</p> <p>(7) 管理区域外に物品を搬出する場合には、必ず搬出サーベイを行い、汚染のないことを確認した後搬出する。</p> <p>2. 遮蔽</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p> </div>	<p>(5) 管理区域内で作業を行う者及び一時立入りを許可された者は、<u>個人線量計</u>を装着する。</p> <p>(6) 管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する。</p> <p>(7) 管理区域外に物品を搬出する場合には、必ず搬出サーベイを行い、汚染のないことを確認した後搬出する。</p> <p>2. 遮蔽</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p> </div>	<p>・許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可(令和4年12月20日付け原規発第2212203号)を受けて規定済みの個人線量計の種類を特定しない記載への変更内容と整合を図るため。</p>
<p>2.1 概 要 (省略)</p> <p>2.2 外部被ばくの評価 (省略)</p> <p>2.3 管理区域境界の線量評価 管理区域境界における外部放射線に係る線量を評価する。評価対象室は、唯一の固体廃棄施設である貯蔵室(2)及び貯蔵室(2)と仕切りなく接する貯蔵室(1)とする。</p> <p>(1) 内蔵される放射性物質 貯蔵室(1)及び貯蔵室(2)には、ウラン及びウラン化合物を内蔵した容器が貯蔵されている。 UF₆充てん容器であるシリンダ及びコールドトラップには固体のUF₆が、ドラム缶等にはその他のウラン及びウラン化合物が、それぞれ許可最大存在量貯蔵されているものとする。また、固体廃棄施設には、200 Lドラム缶換算で10本の固体廃棄物を保管するものとし、内蔵する放射性物質は回収ウランとする。</p> <p>(2) 実効線量の計算方法 線源は、第2ウラン貯蔵庫に貯蔵される核燃料物質と施設内から発生する廃棄物である。</p>	<p>2.1 概 要 (変更なし)</p> <p>2.2 外部被ばくの評価 (変更なし)</p> <p>2.3 管理区域境界の線量評価 管理区域境界における外部放射線に係る線量を評価する。評価対象室は、唯一の固体廃棄施設である貯蔵室(2)及び貯蔵室(2)と仕切りなく接する貯蔵室(1)とする。</p> <p>(1) 内蔵される放射性物質 貯蔵室(1)及び貯蔵室(2)には、ウラン及びウラン化合物を内蔵した容器が貯蔵されている。 UF₆充てん容器であるシリンダ及びコールドトラップには固体のUF₆が、ドラム缶等にはその他のウラン及びウラン化合物が、それぞれ許可最大存在量貯蔵されているものとする。また、固体廃棄施設には、200 Lドラム缶換算で10本の固体廃棄物を保管するものとし、内蔵する放射性物質は回収ウランとする。</p> <p>(2) 実効線量の計算方法 線源は、第2ウラン貯蔵庫に貯蔵される核燃料物質と施設内から発生する廃棄物である。</p>	

変更前	補正後	変更理由
<p>核燃料物質の線源量は、第2ウラン貯蔵庫の最大貯蔵量の合計（3%（以下、本申請書において特記しない限り、%は質量分率を示す。）濃縮ウラン（回収ウラン）：40 kgU、1.2%濃縮ウラン（回収ウラン）：400 kgU、0.9%濃縮ウラン（回収ウラン）：300 kgU、天然ウラン：650 kgU、劣化ウラン：30kgU、劣化ウラン（回収ウラン）：550 kgUとし、固体廃棄物の線源量は、実績に基づきドラム缶1本当たり回収ウラン30 gU（実績値を考慮し、保守側に設定した値）とし、厳しい評価結果を与えるように設定する。また、線源強度及び線源スペクトルは、ORIGENコードにより求める。</p> <p>なお、評価に当たっては、図2-1に示す貯蔵核燃料物質の貯蔵の位置及び固体廃棄物の保管場所を考慮するとともに、壁（軽量気泡コンクリート（以下「ALC」という。）板及び一部コンクリート、10 cm厚）等による放射線の低減効果を考慮する。</p> <p>線量の計算に当たっては、点減衰核積分コード（QAD）を用いて直接線による線量率を求める。</p> <p>実効線量の換算に当たっては、ICRP Pub74⁽¹⁾ に示されている換算係数を用いる。</p> <p>(3) 遮蔽体 遮蔽体として、鉄製のUF₆充てん容器、ドラム缶、廃棄物収納容器並びにコンクリート製又はALC板製の壁を考慮する。鉄の密度は7.20 g/cm³、コンクリートの密度は2.05 g/cm³、ALC板の密度は0.50 g/cm³とする。</p> <p>(4) 実効線量の評価結果 前述の方法により、実効線量を評価する。評価位置は、線量率への寄与が大きい貯蔵室(1)の線源から最も近い管理区域境界壁の外側正面位置とする。線源配置と評価点位置を図2-1に、管理区域境界の線量評価モデルを図2-2及び図2-3に示す。</p> <p>管理区域境界における外部放射線に係る線量率は、貯蔵する核燃料物質の影響を考慮して1.8 μSv/hであり、3か月を500時間とした場合、<u>0.9mSv/3か月</u>となることから、線量告示に基づく管理区域の設定基準 <u>1.3mSv/3か月</u>を下回る。</p> <p>参考文献 (1) ICRP Publication 74 “Conversion Coefficients For use in Radiological Protection against External Radiation.” (1996)</p> <p>2.4 直接線及びスカイシャイン線による環境線量評価 (省略)</p>	<p>核燃料物質の線源量は、第2ウラン貯蔵庫の最大貯蔵量の合計（3%（以下、本申請書において特記しない限り、%は質量分率を示す。）濃縮ウラン（回収ウラン）：40 kgU、1.2%濃縮ウラン（回収ウラン）：400 kgU、0.9%濃縮ウラン（回収ウラン）：300 kgU、天然ウラン：650 kgU、劣化ウラン：<u>30 kgU</u>、劣化ウラン（回収ウラン）：550 kgUとし、固体廃棄物の線源量は、実績に基づきドラム缶1本当たり回収ウラン30 gU（実績値を考慮し、保守側に設定した値）とし、厳しい評価結果を与えるように設定する。また、線源強度及び線源スペクトルは、ORIGENコードにより求める。</p> <p>なお、評価に当たっては、図2-1に示す貯蔵核燃料物質の貯蔵の位置及び固体廃棄物の保管場所を考慮するとともに、壁（軽量気泡コンクリート（以下「ALC」という。）板及び一部コンクリート、10 cm厚）等による放射線の低減効果を考慮する。</p> <p>線量の計算に当たっては、点減衰核積分コード（QAD）を用いて直接線による線量率を求める。</p> <p>実効線量の換算に当たっては、ICRP Pub74⁽¹⁾ に示されている換算係数を用いる。</p> <p>(3) 遮蔽体 遮蔽体として、鉄製のUF₆充てん容器、ドラム缶、廃棄物収納容器並びにコンクリート製又はALC板製の壁を考慮する。鉄の密度は7.20 g/cm³、コンクリートの密度は2.05 g/cm³、ALC板の密度は0.50 g/cm³とする。</p> <p>(4) 実効線量の評価結果 前述の方法により、実効線量を評価する。評価位置は、線量率への寄与が大きい貯蔵室(1)の線源から最も近い管理区域境界壁の外側正面位置とする。線源配置と評価点位置を図2-1に、管理区域境界の線量評価モデルを図2-2及び図2-3に示す。</p> <p>管理区域境界における外部放射線に係る線量率は、貯蔵する核燃料物質の影響を考慮して1.8 μSv/hであり、3か月を500時間とした場合、<u>0.9 mSv/3か月</u>となることから、線量告示に基づく管理区域の設定基準 <u>1.3 mSv/3か月</u>を下回る。</p> <p>参考文献 (1) ICRP Publication 74 “Conversion Coefficients For use in Radiological Protection against External Radiation.” (1996)</p> <p>2.4 直接線及びスカイシャイン線による環境線量評価 (変更なし)</p>	<p>・表記の見直しを図るため。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>3. 火災等による損傷の防止 (省略)</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 施設検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（以下「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>3. 火災等による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（次項において「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正（令和2年4月1日施行。以下、変更理由においては「法令改正」という。）のため。</p>
<p>4. 立ち入りの防止</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかかな場合は、この限りでない。</p>	<p>4. 立入りの防止</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかかな場合は、この限りでない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>人がみだりに管理区域内に立ち入らないように管理区域境界を壁によって区画し、扉は施錠管理をする。管理区域の出入口及び管理区域境界の扉4か所には、標識を設ける。標識には、<u>日本工業規格</u>による放射能標識に「管理区域（核燃料物質使用施設）」、「（貯蔵施設）」、「（廃棄施設）」及び「許可なくして立入りを禁ず」を記載する。</p>	<p>人がみだりに管理区域内に立ち入らないように管理区域境界を壁によって区画し、扉は施錠管理をする。管理区域の出入口及び管理区域境界の扉4か所には、標識を設ける。標識には、<u>日本産業規格</u>による放射能標識に「管理区域（核燃料物質使用施設）」、「（貯蔵施設）」、「（廃棄施設）」及び「許可なくして立入りを禁ず」を記載する。</p>	<p>・工業標準化法（令和元年7月1日施行）の改正内容を反映し、規格名称の変更を行うため。</p>
<p>5. 自然現象による影響の考慮 (省略)</p> <p>第六条 使用施設等（施設検査対象施設は除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>5. 自然現象による影響の考慮 (規則条文のみ変更)</p> <p>第六条 使用施設等（使用前検査対象施設は除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>6. 核燃料物質の臨界防止</p> <p>第七条 <u>施設検査対象施設</u>は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>第2ウラン貯蔵庫で貯蔵する核燃料物質としては天然ウラン、濃縮ウラン及び劣化ウランである。このうち天然ウラン、劣化ウラン及び0.9%未満の濃縮ウランには、臨界の可能性がないので、ここでは濃縮度0.9%以上の濃縮ウランを充てんするシリンダについて評価する。</p> <p>濃縮度0.9%以上のUF₆を充てんしたシリンダを受け入れる場合は、核的制限値（減速度管理）$H/U^{235} \leq 10$を担保するために、純度が99.5%以上であることを分析値により確認する。これによりH/Uは常に0.088（濃縮度3%で$H/U^{235} = 2.9$、1.6%で$H/U^{235} = 5.5$に相当）以下に保持される。一方、濃縮度5.2%のUF₆の場合でも$H/U^{235} \leq 10$であれば質量無限大でも臨界となることはない⁽¹⁾。</p> <p>また、貯蔵中シリンダは、バルブ密閉の上、図6-1に示す専用架台に配置するが、建家構造から水没のおそれはなく、また、中性子干渉が問題となるような空気中水密度の上昇も考えられないので臨界上の問題は生じない。</p> <p>なお、8 Aシリンダ（米国ANSI規格相当品）に充てんするUF₆のU²³⁵濃縮度は3%未満、10 Aシリンダ（米国DOT規格）に充てんするUF₆は1.6%以下としている。</p> <p>参考文献 (1) K-1663 Hydrogen Moderation-A Primary Nuclear Safety Control for Handling and Transporting Low-Enrichment UF₆</p>	<p>6. 核燃料物質の臨界防止</p> <p>第七条 <u>使用前検査対象施設</u>は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>第2ウラン貯蔵庫で貯蔵する核燃料物質としては天然ウラン、濃縮ウラン及び劣化ウランである。このうち天然ウラン、劣化ウラン及び0.9%未満の濃縮ウランには、臨界の可能性がないので、ここでは濃縮度0.9%以上の濃縮ウランを充てんするシリンダについて評価する。</p> <p>濃縮度0.9%以上のUF₆を充てんしたシリンダを受け入れる場合は、核的制限値（減速度管理）$H/U^{235} \leq 10$を担保するために、純度が99.5%以上であることを分析値により確認する。これによりH/Uは常に0.088（濃縮度3%で$H/U^{235} = 2.9$、1.6%で$H/U^{235} = 5.5$に相当）以下に保持される。一方、濃縮度5.2%のUF₆の場合でも$H/U^{235} \leq 10$であれば質量無限大でも臨界となることはない⁽¹⁾。</p> <p>また、貯蔵中シリンダは、バルブ密閉の上、図6-1に示す専用架台に配置するが、建家構造から水没のおそれはなく、また、中性子干渉が問題となるような空気中水密度の上昇も考えられないので臨界上の問題は生じない。</p> <p>なお、8 Aシリンダ（米国ANSI規格相当品）に充てんするUF₆のU²³⁵濃縮度は3%未満、10 Aシリンダ（米国DOT規格）に充てんするUF₆は1.6%以下としている。</p> <p>参考文献 (1) K-1663 Hydrogen Moderation-A Primary Nuclear Safety Control for Handling and Transporting Low-Enrichment UF₆</p>	<p>・法令改正のため。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p>
<p>7. <u>施設検査対象施設の地盤</u> (省略)</p> <p>第八条 <u>施設検査対象施設</u>は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。）にあっては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該施設検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>7. <u>使用前検査対象施設の地盤</u> (章題及び規則条文のみ変更)</p> <p>第八条 <u>使用前検査対象施設</u>は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する使用前検査対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。）にあっては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該使用前検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>8. 地震による損傷の防止 (省略)</p> <p>第九条 <u>施設検査対象施設</u>は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある<u>施設検査対象施設</u>の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>8. 地震による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある<u>使用前検査対象施設</u>の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>9. 津波による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十条 <u>施設検査対象施設</u>は、その供用中に当該<u>施設検査対象施設</u>に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>9. 津波による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その供用中に当該<u>使用前検査対象施設</u>に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十一条 <u>施設検査対象施設</u>は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 <u>施設検査対象施設</u>は、<u>工場若しくは事業所</u>（以下「<u>工場等</u>」という。）内又はその周辺において想定される当該<u>施設検査対象施設</u>の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十一条 <u>使用前検査対象施設</u>は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 <u>使用前検査対象施設</u>は、<u>工場等</u>内又はその周辺において想定される当該<u>使用前検査対象施設</u>の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>11. <u>施設検査対象施設</u>への人の不法な侵入等の防止</p> <p>第十二条 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、<u>施設検査対象施設</u>への人の不法な侵入、<u>施設検査対象施設</u>に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>11. <u>使用前検査対象施設</u>への人の不法な侵入等の防止</p> <p>第十二条 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、<u>使用前検査対象施設</u>への人の不法な侵入、<u>使用前検査対象施設</u>に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条第2項及び核燃料物質の使用等に関する規則第3条の3に基づき、人の不法な侵入等の防止に必要な防護措置を講ずる。</p>	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第56条の3第2項及び核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11の13に基づき、人の不法な侵入等の防止に必要な防護措置を講ずる。</p>	<p>・条項番号の誤記修正を行うため。</p>
<p>12. 溢水による損傷の防止 (省略)</p>	<p>12. 溢水による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p>	
<p>第十三条 施設検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>第十三条 使用前検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (省略)</p>	<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p>	
<p>第十四条 施設検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>第十四条 使用前検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>14. 飛散物による損傷の防止 (省略)</p>	<p>14. 飛散物による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p>	
<p>第十五条 施設検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>第十五条 使用前検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (省略)</p>	<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (規則条文のみ変更)</p>	
<p>第十六条 施設検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。 2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>第十六条 使用前検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。 2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>16. 環境条件を考慮した設計 (省略)</p>	<p>16. 環境条件を考慮した設計 (規則条文のみ変更)</p>	
<p>第十七条 施設検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>第十七条 使用前検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>17. 検査等を考慮した設計</p> <p>第十八条 <u>施設検査対象施設</u>は、当該施設検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p> <p>本施設における<u>施設検査対象</u>となる設備については、安全機能を確認するための検査及び試験並びに安全機能を維持するための保守及び修理ができるような構造とする。</p>	<p>17. 検査等を考慮した設計</p> <p>第十八条 <u>使用前検査対象施設</u>は、当該使用前検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p> <p>本施設における<u>使用前検査対象</u>となる設備については、安全機能を確認するための検査及び試験並びに安全機能を維持するための保守及び修理ができるような構造とする。</p>	<p>・法令改正のため。</p> <p>・法令改正のため。</p>
<p>18. <u>施設検査対象施設</u>の共用 (省略)</p> <p>第十九条 <u>施設検査対象施設</u>は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、<u>施設検査対象施設</u>の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>18. <u>使用前検査対象施設</u>の共用 (章題及び規則条文のみ変更)</p> <p>第十九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、<u>使用前検査対象施設</u>の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>19. 誤操作の防止 (省略)</p> <p>第二十条 <u>施設検査対象施設</u>は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>19. 誤操作の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十条 <u>使用前検査対象施設</u>は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>20. 安全避難通路等 (省略)</p> <p>第二十一条 <u>施設検査対象施設</u>には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源 	<p>20. 安全避難通路等 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十一条 <u>使用前検査対象施設</u>には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源 	<p>・法令改正のため。</p>
<p>21. 貯蔵施設</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。 二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。 三 標識を設けるものであること。 <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>21. 貯蔵施設</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。 二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。 三 標識を設けるものであること。 <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	

変更前	補正後	変更理由
<p>21.1 貯蔵するための必要な容量 (省略)</p> <p>21.2 施錠及び立入制限の措置 (省略)</p> <p>21.3 標識等の設置 貯蔵室(1)及び貯蔵室(2)の扉には、核燃料物質が存在することを明示するため、標識を設ける。標識には、<u>日本工業規格</u>による放射能標識に「貯蔵施設」及び「許可なくして立入りを禁ず」を記載する。 あわせて、貯蔵施設の目につきやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示する。</p> <p>21.4 その他 (省略)</p>	<p>21.1 貯蔵するための必要な容量 (変更なし)</p> <p>21.2 施錠及び立入制限の措置 (変更なし)</p> <p>21.3 標識等の設置 貯蔵室(1)及び貯蔵室(2)の扉には、核燃料物質が存在することを明示するため、標識を設ける。標識には、<u>日本産業規格</u>による放射能標識に「貯蔵施設」及び「許可なくして立入りを禁ず」を記載する。 あわせて、貯蔵施設の目につきやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示する。</p> <p>21.4 その他 (変更なし)</p>	<p>・工業標準化法(令和元年7月1日施行)の改正内容を反映し、規格名称の変更を行うため。</p>
<p>22. 廃棄施設</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	<p>22. 廃棄施設</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	
<p>22.1 気体廃棄施設</p> <p>22.1.1 管理区域内の空気中の放射性物質濃度評価 管理区域内における空気中の放射性物質濃度を評価する。評価対象室は、固体廃棄施設である貯蔵室(2)とする。 貯蔵室(2)は、固体廃棄物の保管及び固体廃棄物の分別・詰め替え作業を行う固体廃棄施</p>	<p>22.1 気体廃棄施設</p> <p>22.1.1 管理区域内の空気中の放射性物質濃度評価 管理区域内における空気中の放射性物質濃度を評価する。評価対象室は、固体廃棄施設である貯蔵室(2)とする。 貯蔵室(2)は、固体廃棄物の保管及び固体廃棄物の分別・詰め替え作業を行う固体廃棄施</p>	

変更前	補正後	変更理由																				
<p>設であるとともに核燃料物質の貯蔵施設でもあり、保管する固体廃棄物は、ビニルシート等で梱包したうえドラム缶等の閉じ込め性の高い金属製容器に収納するほか、容器に収納できない大型の構造物等はビニルシート等で多重に梱包する汚染拡大防止措置を施すため、容器等から放射性物質が漏れることはない。また、核燃料物質の貯蔵に使用する容器であるシリンダ、コールドトラップ、ドラム缶等は核燃料物質が漏れない構造となっており、貯蔵中の容器からは、核燃料物質が漏れることはないことから、固体廃棄物の分別・詰め替え作業による空気中の放射性物質濃度を評価する。</p> <p>空気中の放射性物質濃度評価は、RADIOISOTOPES, 32, 260～269(1983)⁽¹⁾より、次表に示す係数及び次式により行う。また、廃棄施設の換気回数は6回/hとし、天然ウランの比放射能を2.615×10^4 Bq/gU、使用済燃料を化学的方法により処理して得られたウラン（以下「回収ウラン」という。）の比放射能を7×10^4 Bq/gUとする。</p> <p>空気中の放射性物質濃度＝取扱量×飛散率×物理形態係数×行為係数×閉じ込め係数/ (室体積×換気回数×8時間)</p> <table border="1" data-bbox="293 703 1032 879"> <thead> <tr> <th>飛散に係る要素の分類・区分</th> <th>係数等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>核種（ウラン）による飛散率（/日）</td> <td>10^{-7}</td> </tr> <tr> <td>物理的形態による係数</td> <td>粉末：×10、液体：×1、塊：×0.1</td> </tr> <tr> <td>取扱い行為による係数</td> <td>加熱：×100、化学反応又は機械加工×10、一般的操作×1、静置×0.1</td> </tr> <tr> <td>閉じ込め性による係数</td> <td>フード等：×0.1、開放：×1</td> </tr> </tbody> </table> <p>固体廃棄物の分別・詰め替え作業における空気中の放射性物質濃度評価条件は、1日の分別・詰め替え作業量をドラム缶で最大10本とし、ドラム缶1本当たりのウラン量を30 gUとする。<u>取扱い</u>時の物理的形態はルーズな付着汚染による粉体を想定し、係数は×10とする。<u>取扱い</u>行為は、一般操作であるため係数は×1となる。閉じ込め性による係数は汚染拡大防止措置を施したエリア内で防護具を装着して行うが、保守的に開放作業を想定し、係数は×1とする。</p> <p>なお、貯蔵室(2)は隣接する貯蔵室(1)と仕切り壁がないため、貯蔵室(1)と貯蔵室(2)は一つの室として評価する。</p> <p>以上から、固体廃棄物の分別・詰め替え作業時の空気中の放射性物質濃度は、 $(10(\text{本/日}) \times 30(\text{gU/本}) \times 1 \times 10^{-7} \times 10 \times 1 \times 1 \times 7 \times 10^4(\text{Bq/gU})) /$ $(1 \text{ 202}(\text{m}^3/\text{回}) \times 10^6(\text{cm}^3/\text{m}^3) \times 6(\text{回}/\text{h}) \times 8(\text{h}/\text{日}))$ $= 3.64 \times 10^{-10}(\text{Bq}/\text{cm}^3)$ となる。</p> <p>この施設の空気中の放射性物質の濃度は、濃度限度が最も厳しいU-234によるものとしても、線量告示の放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度3×10^{-6} Bq/cm³よりも十分に小さい。</p> <p>なお、この評価値は濃度限度と比較して十分低いため、放射線業務従事者の内部被ばくへの影響はない。</p>	飛散に係る要素の分類・区分	係数等	核種（ウラン）による飛散率（/日）	10^{-7}	物理的形態による係数	粉末：×10、液体：×1、塊：×0.1	取扱い行為による係数	加熱：×100、化学反応又は機械加工×10、一般的操作×1、静置×0.1	閉じ込め性による係数	フード等：×0.1、開放：×1	<p>設であるとともに核燃料物質の貯蔵施設でもあり、保管する固体廃棄物は、ビニルシート等で梱包したうえドラム缶等の閉じ込め性の高い金属製容器に収納するほか、容器に収納できない大型の構造物等はビニルシート等で多重に梱包する汚染拡大防止措置を施すため、容器等から放射性物質が漏れることはない。また、核燃料物質の貯蔵に使用する容器であるシリンダ、コールドトラップ、ドラム缶等は核燃料物質が漏れない構造となっており、貯蔵中の容器からは、核燃料物質が漏れることはないことから、固体廃棄物の分別・詰め替え作業による空気中の放射性物質濃度を評価する。</p> <p>空気中の放射性物質濃度評価は、RADIOISOTOPES, 32, 260～269(1983)⁽¹⁾より、次表に示す係数及び次式により行う。また、廃棄施設の換気回数は6回/hとし、天然ウランの比放射能を2.615×10^4 Bq/gU、使用済燃料を化学的方法により処理して得られたウラン（以下「回収ウラン」という。）の比放射能を7×10^4 Bq/gUとする。</p> <p>空気中の放射性物質濃度＝取扱量×飛散率×物理形態係数×行為係数×閉じ込め係数/ (室体積×換気回数×8時間)</p> <table border="1" data-bbox="1240 703 1980 879"> <thead> <tr> <th>飛散に係る要素の分類・区分</th> <th>係数等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>核種（ウラン）による飛散率（/日）</td> <td>10^{-7}</td> </tr> <tr> <td>物理的形態による係数</td> <td>粉末：×10、液体：×1、塊：×0.1</td> </tr> <tr> <td>取扱い行為による係数</td> <td>加熱：×100、化学反応又は機械加工×10、一般的操作×1、静置×0.1</td> </tr> <tr> <td>閉じ込め性による係数</td> <td>フード等：×0.1、開放：×1</td> </tr> </tbody> </table> <p>固体廃棄物の分別・詰め替え作業における空気中の放射性物質濃度評価条件は、1日の分別・詰め替え作業量をドラム缶で最大10本とし、ドラム缶1本当たりのウラン量を30 gUとする。<u>取扱い</u>時の物理的形態はルーズな付着汚染による粉体を想定し、<u>物理的形態による</u>係数は×10とする。<u>取扱い</u>行為は、一般操作であるため<u>取扱い行為による</u>係数は×1となる。閉じ込め性による係数は汚染拡大防止措置を施したエリア内で防護具を装着して行うが、保守的に開放作業を想定し、<u>閉じ込め性による</u>係数は×1とする。</p> <p>なお、貯蔵室(2)は隣接する貯蔵室(1)と仕切り壁がないため、貯蔵室(1)と貯蔵室(2)は一つの室として評価する。</p> <p>以上から、固体廃棄物の分別・詰め替え作業時の空気中の放射性物質濃度は、 $(10(\text{本/日}) \times 30(\text{gU/本}) \times 1 \times 10^{-7} \times 10 \times 1 \times 1 \times 7 \times 10^4(\text{Bq/gU})) /$ $(1 \text{ 202}(\text{m}^3/\text{回}) \times 10^6(\text{cm}^3/\text{m}^3) \times 6(\text{回}/\text{h}) \times 8(\text{h}/\text{日}))$ $= 3.64 \times 10^{-10}(\text{Bq}/\text{cm}^3)$ となる。</p> <p>この施設の空気中の放射性物質の濃度は、濃度限度が最も厳しいU-234によるものとしても、線量告示の放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度3×10^{-6} Bq/cm³よりも十分に小さい。</p> <p>なお、この評価値は濃度限度と比較して十分低いため、放射線業務従事者の内部被ばくへの影響はない。</p>	飛散に係る要素の分類・区分	係数等	核種（ウラン）による飛散率（/日）	10^{-7}	物理的形態による係数	粉末：×10、液体：×1、塊：×0.1	取扱い行為による係数	加熱：×100、化学反応又は機械加工×10、一般的操作×1、静置×0.1	閉じ込め性による係数	フード等：×0.1、開放：×1	<p>・表現の見直しを図るため。</p> <p>・表現の見直しを図るため。</p>
飛散に係る要素の分類・区分	係数等																					
核種（ウラン）による飛散率（/日）	10^{-7}																					
物理的形態による係数	粉末：×10、液体：×1、塊：×0.1																					
取扱い行為による係数	加熱：×100、化学反応又は機械加工×10、一般的操作×1、静置×0.1																					
閉じ込め性による係数	フード等：×0.1、開放：×1																					
飛散に係る要素の分類・区分	係数等																					
核種（ウラン）による飛散率（/日）	10^{-7}																					
物理的形態による係数	粉末：×10、液体：×1、塊：×0.1																					
取扱い行為による係数	加熱：×100、化学反応又は機械加工×10、一般的操作×1、静置×0.1																					
閉じ込め性による係数	フード等：×0.1、開放：×1																					

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>22.1.2 気体廃棄物の放出に伴う環境線量評価 (省略)</p> <p>22.2 液体廃棄施設 (省略)</p> <p>22.3 固体廃棄施設 (省略)</p> <p>(記載なし)</p>	<p>22.1.2 気体廃棄物の放出に伴う環境線量評価 (変更なし)</p> <p>22.2 液体廃棄施設 (変更なし)</p> <p>22.3 固体廃棄施設 (変更なし)</p> <p>22.4 標識の設置 <u>22.4.1 廃棄施設の標識</u> 廃棄施設には標識を設ける。標識には、日本産業規格による放射能標識に「廃棄施設」及び「許可なくして立入りを禁ず」を記載する。</p> <p>22.4.2 排気設備の標識 排風機並びに排気筒には、日本産業規格による放射能標識に「排気設備」及び「許可なくして触れることを禁ず」を記載した標識を設ける。</p>	<p>・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、廃棄施設及び排気設備について、法令要求事項である標識についての記載の明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりなく、設計変更及び工事も伴わない。</p>
<p>23. 汚染を検査するための設備 (省略)</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>23. 汚染を検査するための設備 (変更なし)</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	
<p>24. 監視設備</p> <p>第二十六条 <u>施設検査対象施設</u>には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、<u>当該施設検査対象施設</u>及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p>	<p>24. 監視設備</p> <p>第二十六条 <u>使用前検査対象施設</u>には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、<u>当該使用前検査対象施設</u>及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>24.1 管理区域内のモニタリング 管理区域内のモニタリングは放射線管理第1課員により定常的及び随時必要に応じて行う。放射線管理第1課員が行う定常管理は次のようなものである。 (1) 作業環境空気及び排気中の放射性物質濃度の測定</p>	<p>24.1 管理区域内のモニタリング 管理区域内のモニタリングは放射線管理第1課員により定常的及び随時必要に応じて行う。放射線管理第1課員が行う定常管理は次のようなものである。 (1) 作業環境空気及び排気中の放射性物質濃度の測定</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>方 法：排気モニタ、エアスニファ</p> <p>(2) 管理区域内の放射性物質の表面密度の測定 方 法：スミヤ法、サーベイメータによる直接サーベイ</p> <p>(3) 作業環境の空間線量率の測定 方 法：サーベイメータ、TLD</p> <p>なお、放射線業務従事者の外部被ばく（全身）は、個人線量計によって3箇月ごとに定期的に測定する。内部被ばくについては、定期的（年1回以上）に尿試料を採取、測定して管理する。</p> <p>24.2 野外管理 核燃料サイクル工学研究所敷地内外の定点で、<u>大気塵埃、河川水等を採取し、その放射性物質濃度等を定期的に測定する。</u></p> <p>25. 非常用電源設備 (省略)</p> <p>第二十七条 <u>施設検査対象施設</u>には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他<u>当該施設検査対象施設</u>の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p> <p>26. 通信連絡設備等 (省略)</p> <p>第二十八条 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<p>方 法：排気モニタ、エアスニファ</p> <p>(2) 管理区域内の放射性物質の表面密度の測定 方 法：スミヤ法、サーベイメータによる直接サーベイ</p> <p>(3) 作業環境の空間線量率の測定 方 法：サーベイメータ、積算線量計</p> <p>なお、放射線業務従事者の外部被ばく（全身）は、個人線量計によって3箇月ごとに定期的に測定する。内部被ばくについては、定期的（年1回以上）に尿試料を採取、測定して管理する。</p> <p>24.2 野外管理 核燃料サイクル工学研究所敷地内外の定点で、<u>周辺環境の空間線量率を監視するため定期的にモニタリングを行う。</u> <u>モニタリングについては、保安規定等に定めた方法で行う。</u></p> <p>25. 非常用電源設備 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十七条 <u>使用前検査対象施設</u>には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他<u>当該使用前検査対象施設</u>の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p> <p>26. 通信連絡設備等 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十八条 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<p>・TLDの生産終了に伴い、TLDに係る記載を線量計の種類を特定しない記載へ変更する。</p> <p>・法令の要求事項に合わせて野外管理について記載を見直したため。</p> <p>・法令改正のため。</p> <p>・法令改正のため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>1. 設計評価事故時の放射線障害の防止</p> <p>第二十二条 施設検査対象施設は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p> <p>東海事業所第2ウラン貯蔵庫（以下「第2ウラン貯蔵庫」という。）での核燃料物質の取り扱い、ウラン化合物を充てんしたシリンダ等の搬入、搬出及び貯蔵である。</p> <p>第2ウラン貯蔵庫は、前項までに述べたような各種の安全対策により周辺環境に影響が及ぶような事故が起るとは考えられないが、技術的に考えて最悪の場合には起るかも知れない事故としては、六ふっ化ウラン（以下「UF₆」と表記する。）を多量に充てんするUF₆シリンダを建家内でクレーンを使って移動中、何らかの外力が働き、誤って落下させることが考えられる。UF₆シリンダのバルブ部には保護キャップを取り付けており、万一落下したとしてもバルブに致命的な破損は生じない構造となっているが、仮にバルブが破損し漏れを生じた場合、温度56.5℃以下ではシリンダ内のUF₆圧力は大気に対し負圧であり、UF₆は空気流入後平衡に達してから拡散によりシリンダ外に漏れることになる。</p> <p>ここでは、外部に対して最も影響の大きい8 Aシリンダのバルブが破損した場合について検討する。シリンダの開口部はバルブの口径（2.2 cm）から3.8 cm²、UF₆温度は盛夏の気温に安全をみて40℃とすると、漏れを止める応急処置までの時間（1時間とする。）に拡散するUF₆量は以下ようになる。</p> $G = K \cdot A \cdot \rho \cdot D \cdot \frac{1}{\ell} \cdot \Delta N$ <p>G：放出量（g/s） K：放出係数（0.3 とする） A：リーク断面積（cm²） ρ：密度（g/cm³） D：拡散係数（cm²/s） ℓ：リーク口長さ（cm） ΔN：濃度差</p> $0.3 \times 3.8 \text{ (cm}^2\text{)} \times 274 \times 10^{-6} \text{ (g/cm}^3\text{)} \times \frac{1}{0.48 \text{ (cm)}} \times \frac{39\,900}{101\,080}$ <p>= 256.9 × 10⁻⁶ g/s = 0.9g/h</p> <p>このUF₆量0.9 gをU量に換算すると約0.6 gとなるが、以下の評価においては1.0 gと</p>	<p>1. 設計評価事故時の放射線障害の防止</p> <p>第二十二条 使用前検査対象施設は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p> <p>東海事業所第2ウラン貯蔵庫（以下「第2ウラン貯蔵庫」という。）での核燃料物質の取り扱い、ウラン化合物を充てんしたシリンダ等の搬入、搬出及び貯蔵である。</p> <p>第2ウラン貯蔵庫は、前項までに述べたような各種の安全対策により周辺環境に影響が及ぶような事故が起るとは考えられないが、技術的に考えて最悪の場合には起るかも知れない事故としては、六ふっ化ウラン（以下「UF₆」と表記する。）を多量に充てんするUF₆シリンダを建家内でクレーンを使って移動中、何らかの外力が働き、誤って落下させることが考えられる。UF₆シリンダのバルブ部には保護キャップを取り付けており、万一落下したとしてもバルブに致命的な破損は生じない構造となっているが、仮にバルブが破損し漏れを生じた場合、温度56.5℃以下ではシリンダ内のUF₆圧力は大気に対し負圧であり、UF₆は空気流入後平衡に達してから拡散によりシリンダ外に漏れることになる。</p> <p>ここでは、外部に対して最も影響の大きい8 Aシリンダのバルブが破損した場合について検討する。シリンダの開口部はバルブの口径（2.2 cm）から3.8 cm²、UF₆温度は盛夏の気温に安全をみて40℃とすると、漏れを止める応急処置までの時間（1時間とする。）に拡散するUF₆量は以下ようになる。</p> $G = K \cdot A \cdot \rho \cdot D \cdot \frac{1}{\ell} \cdot \Delta N$ <p>G：放出量（g/s） K：放出係数（0.3 とする） A：リーク断面積（cm²） ρ：密度（g/cm³） D：拡散係数（cm²/s） ℓ：リーク口長さ（cm） ΔN：濃度差</p> $0.3 \times 3.8 \text{ (cm}^2\text{)} \times 274 \times 10^{-6} \text{ (g/cm}^3\text{)} \times \frac{1}{0.48 \text{ (cm)}} \times \frac{39\,900}{101\,080}$ <p>= 256.9 × 10⁻⁶ g/s = 0.9 g/h</p> <p>このUF₆量0.9 gをU量に換算すると約0.6 gとなるが、以下の評価においては1.0 gと</p>	<p>・使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正（令和2年4月1日施行。以下、変更理由においては「法令改正」という。）のため。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>する。拡散した UF_6 は空気中の水分により加水分解しふっ化ウラニル（以下「UO_2F_2」という。）を生成し、UO_2F_2 は壁、ダクト壁等へ50 %付着し、残りが排気処理されるとする。排気設備の排気量が約8 000 m^3/h であるので、濃縮ウランの比放射能を1.5×10^5 Bq/g、高性能エアフィルタの捕集効率を99.9 %とすれば、排気筒出口での事故時の1時間の放射性物質濃度は 9.4×10^{-9} Bq/cm^3、<u>3箇月</u>平均濃度で 4.3×10^{-12} Bq/cm^3 となる。これは核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年原子力規制委員会告示第8号）による周辺監視区域外の濃度限度 3×10^{-9} Bq/cm^3 を大幅に下回る。</p> <p>2. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 (省略)</p> <p>第二十九条 施設検査対象施設は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、当該施設検査対象施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>する。拡散した UF_6 は空気中の水分により加水分解しふっ化ウラニル（以下「UO_2F_2」という。）を生成し、UO_2F_2 は壁、ダクト壁等へ50 %付着し、残りが排気処理されるとする。排気設備の排気量が約8 000 m^3/h であるので、濃縮ウランの比放射能を1.5×10^5 Bq/g、高性能エアフィルタの捕集効率を99.9 %とすれば、排気筒出口での事故時の1時間の放射性物質濃度は 9.4×10^{-9} Bq/cm^3、<u>3か月</u>平均濃度で 4.3×10^{-12} Bq/cm^3 となる。これは核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年原子力規制委員会告示第8号）による周辺監視区域外の濃度限度 3×10^{-9} Bq/cm^3 を大幅に下回る。</p> <p>2. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十九条 使用前検査対象施設は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、当該使用前検査対象施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>・表記の見直しを図るため。</p> <p>・法令改正のため。</p>

核燃料物質使用変更許可申請書の一部補正

新旧対照表

本文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 本-1～3

本文図面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 本図-1～2

添付書類1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 添1-1～7

(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に
関する説明書(事故に関するものを除く。))

添付書類2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 変更なし

(想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に
応ずる災害防止の措置に関する説明書)

高レベル放射性物質研究施設

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (省略)</p> <p>2. 使用の目的及び方法 (省略)</p> <p>3. 核燃料物質の種類 (省略)</p> <p>4. 使用の場所 (省略)</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (省略)</p> <p>6. 使用済燃料の処分の方法 (省略)</p> <p>7. 使用施設の位置、構造及び設備</p> <p> 7-1 使用施設の位置 (省略)</p>	<p>1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更なし)</p> <p>2. 使用の目的及び方法 (変更なし)</p> <p>3. 核燃料物質の種類 (変更なし)</p> <p>4. 使用の場所 (変更なし)</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (変更なし)</p> <p>6. 使用済燃料の処分の方法 (変更なし)</p> <p>7. 使用施設の位置、構造及び設備</p> <p> 7-1 使用施設の位置 (変更なし)</p>	

変 更 前				補 正 後				変更理由
7-2 使用施設の構造				7-2 使用施設の構造				
使用施設の名称	構 造	床面積 (m ²)	設 計 仕 様	使用施設の名称	構 造	床面積 (m ²)	設 計 仕 様	
管理棟	鉄筋コンクリート 耐火構造 地上2階	延床面積 約 1 140 1階 約 830 2階 約 310	耐震構造：水平震度 0.2 耐火構造： <u>消防法</u> に基づく	管理棟	鉄筋コンクリート 耐火構造 地上2階	延床面積 約 1 140 1階 約 830 2階 約 310	耐震構造：水平震度 0.2 耐火構造： <u>建築基準法</u> に基づく	・設計仕様の耐火構造に基づく法令名称の適正化を図るため。 ・設計仕様の耐火構造に基づく法令名称の適正化を図るため。
研究棟	鉄筋コンクリート 耐火構造 地下1階、 地上3階	延床面積 約 6 170 地階 約 1 960 1階 約 2 060 2階 約 1 900 3階 約 250	耐震構造：水平震度 0.3 耐火構造： <u>消防法</u> に基づく 閉じ込め：管理区域内は、以下のように外気に対して負圧に維持する。 区域区分：グリーン、アンバー、レッドの3区域 グリーン区域 線量率 12.5 μSv/h以下 負圧 -20~-70 Pa アンバー区域 線量率 200 μSv/h以下 負圧 -80~-150 Pa レッド区域 線量率 200 μSv/hを超える 負圧 -200~-500 Pa 床：汚染の可能性のある室の床は、塩化ビニルシート、エポキシ樹脂ライニング又はウレタン系塗装、その他の室はプラスチックタイル、塩化ビニル樹脂塗装又はエポキシ樹脂塗装仕上げとする。 壁：塩化ビニル樹脂塗装又はエポキシ樹脂塗装 天井：塩化ビニル樹脂塗装又はポリウレタン樹脂塗装	研究棟	鉄筋コンクリート 耐火構造 地下1階、 地上3階	延床面積 約 6 170 地階 約 1 960 1階 約 2 060 2階 約 1 900 3階 約 250	耐震構造：水平震度 0.3 耐火構造： <u>建築基準法</u> に基づく 閉じ込め：管理区域内は、以下のように外気に対して負圧に維持する。 区域区分：グリーン、アンバー、レッドの3区域 グリーン区域 線量率 12.5 μSv/h以下 負圧 -20~-70 Pa アンバー区域 線量率 200 μSv/h以下 負圧 -80~-150 Pa レッド区域 線量率 200 μSv/hを超える 負圧 -200~-500 Pa 床：汚染の可能性のある室の床は、塩化ビニルシート、エポキシ樹脂ライニング又はウレタン系塗装、その他の室はプラスチックタイル、塩化ビニル樹脂塗装又はエポキシ樹脂塗装仕上げとする。 壁：塩化ビニル樹脂塗装又はエポキシ樹脂塗装 天井：塩化ビニル樹脂塗装又はポリウレタン樹脂塗装	

変 更 前			補 正 後			変更理由																																																												
<p>7-3 使用施設の設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td> <td></td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>(放射線管理設備)</td> <td></td> <td>放射線管理機器配置図を図7-3-1～図7-3-3に示す。</td> </tr> <tr> <td>排気モニタ</td> <td>1 個</td> <td>耐震設計：水平震度0.36</td> </tr> <tr> <td>α線用空気モニタ</td> <td>5 個</td> <td>耐震設計：水平震度0.24</td> </tr> <tr> <td>β線用空気モニタ</td> <td>11 個</td> <td>耐震設計：水平震度0.24</td> </tr> <tr> <td>(記載なし)</td> <td></td> <td>(記載なし)</td> </tr> <tr> <td>(記載なし)</td> <td></td> <td>(記載なし)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1 式</td> <td><u>γ線用エリアモニタ、中性子線用エリアモニタ</u>、エアスニファ、退出モニタ等</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td></td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p> <p>8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備 (省略)</p> <p>9. 廃棄施設の位置、構造及び設備 (省略)</p>			使用設備の名称	個数	仕 様		(省略)		(省略)	(放射線管理設備)		放射線管理機器配置図を図7-3-1～図7-3-3に示す。	排気モニタ	1 個	耐震設計：水平震度0.36	α線用空気モニタ	5 個	耐震設計：水平震度0.24	β線用空気モニタ	11 個	耐震設計：水平震度0.24	(記載なし)		(記載なし)	(記載なし)		(記載なし)	その他	1 式	<u>γ線用エリアモニタ、中性子線用エリアモニタ</u> 、エアスニファ、退出モニタ等	(省略)		(省略)	<p>7-3 使用施設の設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(変更なし)</td> <td></td> <td>(変更なし)</td> </tr> <tr> <td>(放射線管理設備)</td> <td></td> <td>放射線管理機器配置図を図7-3-1～図7-3-3に示す。</td> </tr> <tr> <td>排気モニタ</td> <td>1 個</td> <td>耐震設計：水平震度0.36</td> </tr> <tr> <td>α線用空気モニタ</td> <td>5 個</td> <td>耐震設計：水平震度0.24</td> </tr> <tr> <td>β線用空気モニタ</td> <td>11 個</td> <td>耐震設計：水平震度0.24</td> </tr> <tr> <td><u>γ線用エリアモニタ</u></td> <td><u>19 個</u></td> <td><u>耐震設計：水平震度0.24</u></td> </tr> <tr> <td><u>中性子線用エリアモニタ</u></td> <td><u>2 個</u></td> <td><u>耐震設計：水平震度0.24</u></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1 式</td> <td>エアスニファ、退出モニタ等</td> </tr> <tr> <td>(変更なし)</td> <td></td> <td>(変更なし)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(変更なし)</p> <p>8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備 (変更なし)</p> <p>9. 廃棄施設の位置、構造及び設備 (変更なし)</p>			使用設備の名称	個数	仕 様	(変更なし)		(変更なし)	(放射線管理設備)		放射線管理機器配置図を図7-3-1～図7-3-3に示す。	排気モニタ	1 個	耐震設計：水平震度0.36	α線用空気モニタ	5 個	耐震設計：水平震度0.24	β線用空気モニタ	11 個	耐震設計：水平震度0.24	<u>γ線用エリアモニタ</u>	<u>19 個</u>	<u>耐震設計：水平震度0.24</u>	<u>中性子線用エリアモニタ</u>	<u>2 個</u>	<u>耐震設計：水平震度0.24</u>	その他	1 式	エアスニファ、退出モニタ等	(変更なし)		(変更なし)
使用設備の名称	個数	仕 様																																																																
(省略)		(省略)																																																																
(放射線管理設備)		放射線管理機器配置図を図7-3-1～図7-3-3に示す。																																																																
排気モニタ	1 個	耐震設計：水平震度0.36																																																																
α線用空気モニタ	5 個	耐震設計：水平震度0.24																																																																
β線用空気モニタ	11 個	耐震設計：水平震度0.24																																																																
(記載なし)		(記載なし)																																																																
(記載なし)		(記載なし)																																																																
その他	1 式	<u>γ線用エリアモニタ、中性子線用エリアモニタ</u> 、エアスニファ、退出モニタ等																																																																
(省略)		(省略)																																																																
使用設備の名称	個数	仕 様																																																																
(変更なし)		(変更なし)																																																																
(放射線管理設備)		放射線管理機器配置図を図7-3-1～図7-3-3に示す。																																																																
排気モニタ	1 個	耐震設計：水平震度0.36																																																																
α線用空気モニタ	5 個	耐震設計：水平震度0.24																																																																
β線用空気モニタ	11 個	耐震設計：水平震度0.24																																																																
<u>γ線用エリアモニタ</u>	<u>19 個</u>	<u>耐震設計：水平震度0.24</u>																																																																
<u>中性子線用エリアモニタ</u>	<u>2 個</u>	<u>耐震設計：水平震度0.24</u>																																																																
その他	1 式	エアスニファ、退出モニタ等																																																																
(変更なし)		(変更なし)																																																																

変更前	補正後	変更理由
<p>図9-1-4 管理区域換排気系統図</p>	<p>図9-1-4 管理区域換排気系統図</p>	<p>・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、排気第7系統のフィルタユニット上流にある自動ON-OFFバタフライ弁を手動バタフライ弁に適正化する。なお、本変更により使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事は伴わない。</p> <p>・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、排気第4系統のプロウ下流の自動作動調圧ダンパを自動ON-OFF作動ダンパに適正化する。なお、本変更により使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事は伴わない。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>図9-2-3 廃液系統図</p>	<p>図9-2-3 廃液系統図</p>	<p>・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、極低レベル廃液貯槽(2)のオフガス配管経路を適正化する。なお、本変更により使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりなく、設計変更及び工事は伴わない。</p> <p>・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、極低レベル廃液貯槽(2)から蒸発缶に移送する配管経路を適正化する。なお、本変更により使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりなく、設計変更及び工事は伴わない。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>本施設における安全上重要な施設の有無について (省略)</p> <p>[1] 閉じ込めの機能</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> </div> <p>1. 管理区域</p> <p>空間線量率、水中あるいは空気中の放射性物質濃度及び表面密度が、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年原子力規制委員会告示第8号）（以下、「線量告示」という。）によって定められた値を平常時に超えるか、その可能性がある区域はすべて管理区域とし、さらに、その区域をその空間線量率の高低及び汚染の可能性によって3種類の区域に区分し、出入管理を実施する。</p> <p>また、各区域には内外の負圧差を設け、放射性物質の空気汚染拡大を防いでいる。管理区域への立入は原則として更衣室を通じて行う。更衣室では備えつけの退出モニタにより、放射線業務従事者等の退出時に汚染検査を行う。（以下、省略）</p> <p>2. 内部被ばく対策 (省略)</p> <p>3. 放射性溶液の漏えい対策 (省略)</p> <p>[2] 遮へい (省略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p> </div> <p>[3] 火災等による損傷の防止 (省略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（次項において「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p> </div> <p>[4] 立入りの防止 (省略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> </div>	<p>本施設における安全上重要な施設の有無について (変更なし)</p> <p>[1] 閉じ込めの機能</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> </div> <p>1. 管理区域</p> <p>空間線量率、水中あるいは空気中の放射性物質濃度及び表面密度が、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年原子力規制委員会告示第8号）（以下、「線量告示」という。）によって定められた値を平常時に超えるか、その可能性がある区域はすべて管理区域とし、さらに、その区域をその空間線量率の高低及び汚染の可能性によって3種類の区域に区分し、出入管理を実施する。</p> <p>また、各区域には内外の負圧差を設け、放射性物質の空気汚染拡大を防いでいる。管理区域への立入は原則として更衣室を通じて行う。更衣室では備えつけの退出モニタ <u>又はサーベイメータ</u>により、放射線業務従事者等の退出時に汚染検査を行う。（以下、変更なし）</p> <p>2. 内部被ばく対策 (変更なし)</p> <p>3. 放射性溶液の漏えい対策 (変更なし)</p> <p>[2] 遮へい (変更なし)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p> </div> <p>[3] 火災等による損傷の防止 (変更なし)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（次項において「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p> </div> <p>[4] 立入りの防止 (変更なし)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> </div>	<p>・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、汚染を検査する設備について、サーベイメータを用いる場合もあるため、サーベイメータを追記し明確化する。なお、本変更により使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事は伴わない。</p>

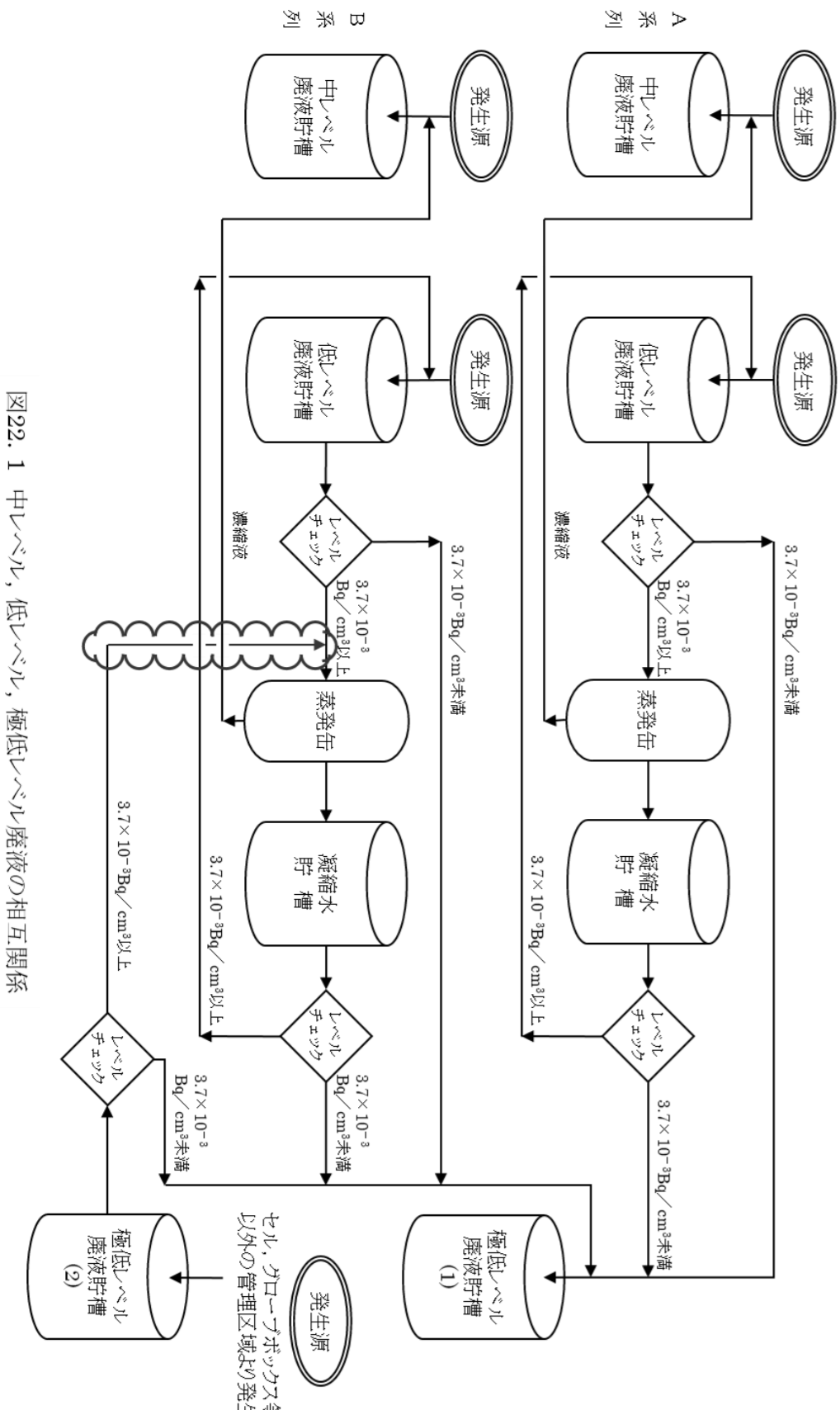
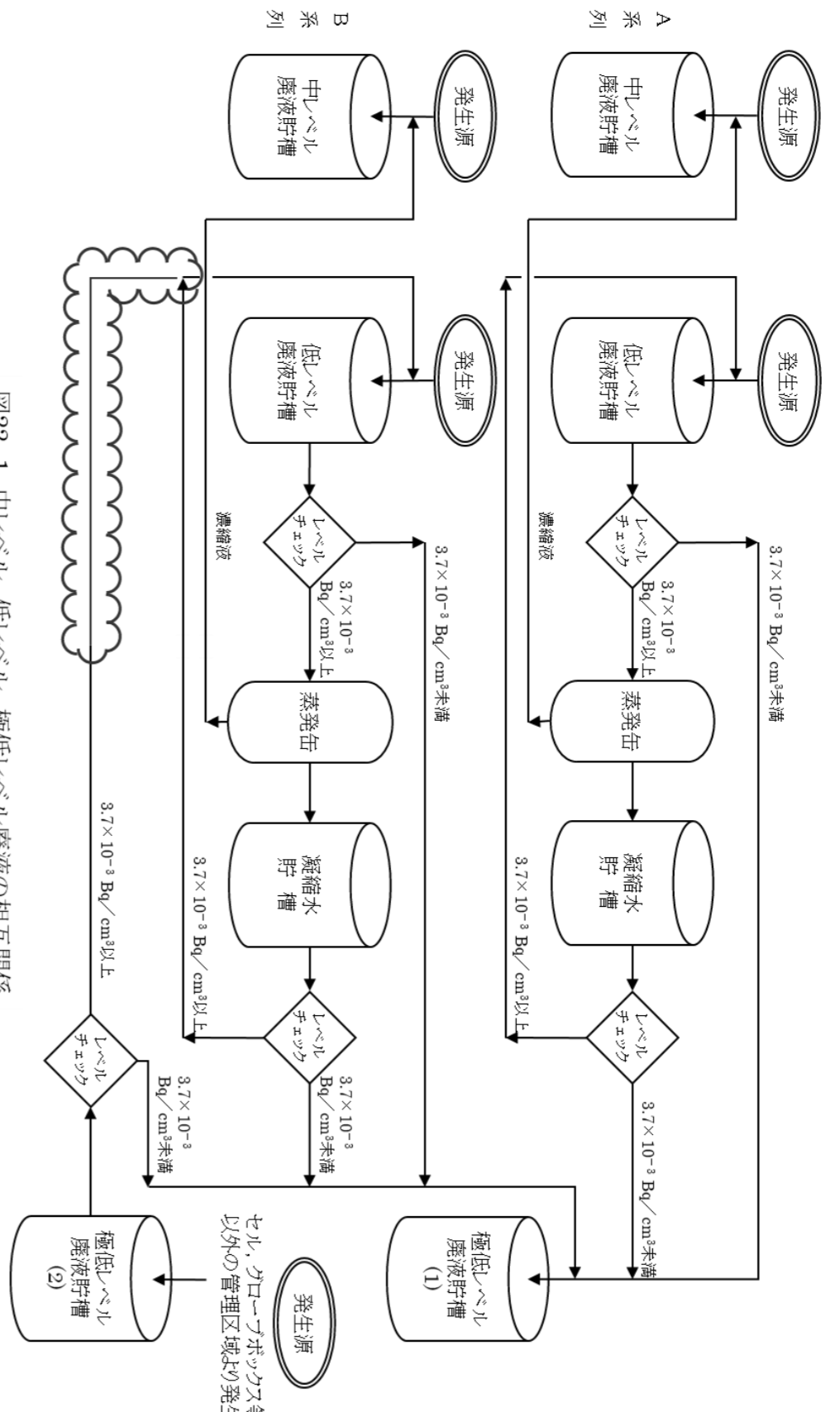
変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>[5] 自然現象による影響の考慮 (省略)</p> <p>第六条 使用施設等（使用前検査対象施設を除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>[6] 核燃料物質の臨界防止 (省略)</p> <p>第七条 使用前検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>[7] 使用前検査対象施設の地盤 (省略)</p> <p>第八条 使用前検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する使用前検査対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。）にあっては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該使用前検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>[8] 地震による損傷の防止 (省略)</p> <p>第九条 使用前検査対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある使用前検査対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>[9] 津波による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十条 使用前検査対象施設は、その供用中に当該使用前検査対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>[10] 外部からの衝撃による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十一条 使用前検査対象施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 使用前検査対象施設は、工場等内又はその周辺において想定される当該使用前検査対象施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない</p>	<p>[5] 自然現象による影響の考慮 (変更なし)</p> <p>第六条 使用施設等（使用前検査対象施設を除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>[6] 核燃料物質の臨界防止 (変更なし)</p> <p>第七条 使用前検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>[7] 使用前検査対象施設の地盤 (変更なし)</p> <p>第八条 使用前検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する使用前検査対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。）にあっては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該使用前検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>[8] 地震による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第九条 使用前検査対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある使用前検査対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>[9] 津波による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十条 使用前検査対象施設は、その供用中に当該使用前検査対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>[10] 外部からの衝撃による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十一条 使用前検査対象施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 使用前検査対象施設は、工場等内又はその周辺において想定される当該使用前検査対象施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>[11] 使用前検査対象施設への人の不法な侵入等の防止 (省略)</p> <p>第十二条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、使用前検査対象施設への人の不法な侵入、使用前検査対象施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>[12] 溢水による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十三条 使用前検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>[13] 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (省略)</p> <p>第十四条 使用前検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>[14] 飛散物による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十五条 使用前検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>[15] 重要度に応じた安全機能の確保 (省略)</p> <p>第十六条 使用前検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>[16] 環境条件を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十七条 使用前検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p> <p>[17] 検査等を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十八条 使用前検査対象施設は、当該使用前検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p> <p>[18] 使用前検査対象施設の共用 (省略)</p> <p>第十九条 使用前検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、使用前検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>[11] 使用前検査対象施設への人の不法な侵入等の防止 (変更なし)</p> <p>第十二条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、使用前検査対象施設への人の不法な侵入、使用前検査対象施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>[12] 溢水による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十三条 使用前検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>[13] 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十四条 使用前検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>[14] 飛散物による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十五条 使用前検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>[15] 重要度に応じた安全機能の確保 (変更なし)</p> <p>第十六条 使用前検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>[16] 環境条件を考慮した設計 (変更なし)</p> <p>第十七条 使用前検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p> <p>[17] 検査等を考慮した設計 (変更なし)</p> <p>第十八条 使用前検査対象施設は、当該使用前検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p> <p>[18] 使用前検査対象施設の共用 (変更なし)</p> <p>第十九条 使用前検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、使用前検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>[19] 誤操作の防止 (省略)</p> <p>第二十条 使用前検査対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。 2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>[19] 誤操作の防止 (変更なし)</p> <p>第二十条 使用前検査対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。 2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	
<p>[20] 安全避難通路等 (省略)</p> <p>第二十一条 使用前検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p>	<p>[20] 安全避難通路等 (変更なし)</p> <p>第二十一条 使用前検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p>	
<p>[21] 貯蔵施設 (省略)</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。 一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。 二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。 三 標識を設けるものであること。 2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>[21] 貯蔵施設 (変更なし)</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。 一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。 二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。 三 標識を設けるものであること。 2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	
<p>[22] 廃棄施設 (省略)</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。 一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空気中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。 二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。 2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。 一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。 二 外部と区画されたものであること。 三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。 四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。 3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	<p>[22] 廃棄施設 (変更なし)</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。 一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空気中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。 二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。 2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。 一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。 二 外部と区画されたものであること。 三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。 四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。 3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>1.1 気体廃棄物 (省略)</p> <p>1.2 気体廃棄物の処理方法 (省略)</p> <p>1.3 気体廃棄物の放出に伴う環境線量評価 (省略)</p> <p>2.1 液体廃棄物 (省略)</p> <p>2.2 液体廃棄物の種類と処理方法</p> <p>2.2.1 高レベル廃液 (省略)</p> <p>2.2.2 中レベル廃液 (省略)</p> <p>2.2.3 低レベル廃液 (省略)</p> <p>2.2.4 極低レベル廃液</p> <p>これは放射能濃度が3.7×10^{-3} Bq/cm³未満のもので次の2系統に区分けして管理する。</p> <p>一つは「2.2.3 低レベル廃液」で述べたごとく、低レベル廃液貯槽に受入れ、放射能濃度測定後、直接又は蒸発缶処理を経て、極低レベル廃液として極低レベル廃液貯槽(1) (20m³、2基)に一時貯蔵される系統である。</p> <p>他は、排風機室、サービスエリア、更衣室、放射線管理室、分析室、実験室等のセル等を除く管理区域から発生する廃液でA系列、B系列の区別なしに極低レベル廃液貯槽(2) (10m³、2基)に一時貯蔵される系統である。</p> <p>極低レベル廃液は極低レベル廃液貯槽(1)からタンクローリで事業所内再処理施設へ搬出する。</p> <p>なお、極低レベル液貯槽(2)に一時貯蔵された廃液は放射能濃度を確認の上、極低レベル廃液貯槽(1)へ移送する。もしも、放射能濃度が3.7×10^{-3} Bq/cm³ <u>を上回るような場合はB系列の蒸発缶へ戻し、既述の操作を行う。</u></p> <p>2.2.5 廃溶媒 (省略)</p> <p>2.2.6 一般排水 (省略)</p> <p>2.3 廃液推定量と放射能濃度 (省略)</p> <p>3.1 固体廃棄物 (省略)</p> <p>3.2 固体廃棄物の処理方法 (省略)</p> <p>3.3 固体廃棄物推定量 (省略)</p>	<p>1.1 気体廃棄物 (変更なし)</p> <p>1.2 気体廃棄物の処理方法 (変更なし)</p> <p>1.3 気体廃棄物の放出に伴う環境線量評価 (変更なし)</p> <p>2.1 液体廃棄物 (変更なし)</p> <p>2.2 液体廃棄物の種類と処理方法</p> <p>2.2.1 高レベル廃液 (変更なし)</p> <p>2.2.2 中レベル廃液 (変更なし)</p> <p>2.2.3 低レベル廃液 (変更なし)</p> <p>2.2.4 極低レベル廃液</p> <p>これは放射能濃度が3.7×10^{-3} Bq/cm³未満のもので次の2系統に区分けして管理する。</p> <p>一つは「2.2.3 低レベル廃液」で述べたごとく、低レベル廃液貯槽に受入れ、放射能濃度測定後、直接又は蒸発缶処理を経て、極低レベル廃液として極低レベル廃液貯槽(1) (20m³、2基)に一時貯蔵される系統である。</p> <p>他は、排風機室、サービスエリア、更衣室、放射線管理室、分析室、実験室等のセル等を除く管理区域から発生する廃液でA系列、B系列の区別なしに極低レベル廃液貯槽(2) (10m³、2基)に一時貯蔵される系統である。</p> <p>極低レベル廃液は極低レベル廃液貯槽(1)からタンクローリで事業所内再処理施設へ搬出する。</p> <p>なお、極低レベル液貯槽(2)に一時貯蔵された廃液は放射能濃度を確認の上、極低レベル廃液貯槽(1)へ移送する。もしも、放射能濃度が3.7×10^{-3} Bq/cm³ <u>以上の場合はB系列の低レベル廃液貯槽を経て、蒸発缶へ戻し、既述の操作を行う。</u></p> <p>2.2.5 廃溶媒 (変更なし)</p> <p>2.2.6 一般排水 (変更なし)</p> <p>2.3 廃液推定量と放射能濃度 (変更なし)</p> <p>3.1 固体廃棄物 (変更なし)</p> <p>3.2 固体廃棄物の処理方法 (変更なし)</p> <p>3.3 固体廃棄物推定量 (変更なし)</p>	<p>・記載の適正化(誤記修正)を図るため。</p> <p>・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、極低レベル廃液貯槽(2)に一時貯留した廃液について、基準値以上の廃液を蒸発缶に移送する際に低レベル廃液貯槽を経由する経路を明確化する。なお、本変更により使用許可基準規則の要求事項を満足していることにより変わりはなく、設計変更及び工事は伴わない。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>[23] 汚染を検査するための設備</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>管理区域への立入りは更衣室を通じてのみ行い、他の出入口は緊急時及び特別の許可がある場合に限り使用する。更衣室では備えつけの退出モニタにより、放射線業務従事者等の退出時に汚染検査を行う。</p> <p>[24] 監視設備 (省略)</p> <p>第二十六条 使用前検査対象施設には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該使用前検査対象施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p> <p>[25] 非常用電源設備 (省略)</p> <p>第二十七条 使用前検査対象施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他当該使用前検査対象施設の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p> <p>[26] 通信連絡設備等 (省略)</p> <p>第二十八条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p> <p>参考文献 (省略)</p> <p>表2.1から表22.5 (省略)</p> <p>図2.1から図6.1 (省略)</p>	<p>[23] 汚染を検査するための設備</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>管理区域への立入りは更衣室を通じてのみ行い、他の出入口は緊急時及び特別の許可がある場合に限り使用する。更衣室では備えつけの退出モニタ又はサーベイメータにより、放射線業務従事者等の退出時に汚染検査を行う。</p> <p>[24] 監視設備 (変更なし)</p> <p>第二十六条 使用前検査対象施設には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該使用前検査対象施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p> <p>[25] 非常用電源設備 (変更なし)</p> <p>第二十七条 使用前検査対象施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他当該使用前検査対象施設の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p> <p>[26] 通信連絡設備等 (変更なし)</p> <p>第二十八条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p> <p>参考文献 (変更なし)</p> <p>表2.1から表22.5 (変更なし)</p> <p>図2.1から図6.1 (変更なし)</p>	<p>・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、現物と整合するよう汚染を検査する設備について、サーベイメータを用いる場合もあるため、サーベイメータを追記し明確化する。なお、本変更により使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはなく、設計変更及び工事は伴わない。</p>

変更前	補正後	変更理由
 <p>図22. 1 中レベル, 低レベル, 極低レベル廃液の相互関係</p>	 <p>図22. 1 中レベル, 低レベル, 極低レベル廃液の相互関係</p>	<p>・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、極低レベル廃液貯槽(2)に一時貯留した廃液について、基準値以上の廃液を蒸発缶に移送する際に低レベル廃液貯槽を経由する経路に適正化する。なお、本変更により使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりなく、設計変更及び工事は伴わない。</p>

核燃料物質使用変更許可申請書の一部補正

新 旧 対 照 表

本 文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本-1～14

本文図面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本図-1～3

添付書類1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・添1-1～16

(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に
関する説明書(事故に関するものを除く。))

応用試験棟

変 更 前			補 正 後			変更理由
1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (省略)			1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更なし)			
2. 使用の目的及び方法			2. 使用の目的及び方法			
目的番号	使用の目的	区 分	目的番号	使用の目的	区 分	
(1)	核燃料サイクル技術開発及び関連する基礎試験及び工学試験を行う。		(1)	核燃料サイクル技術開発及び関連する基礎試験及び工学試験を行う。		
(2)	高速炉燃料サイクル技術の基礎に関する研修生の実習を行う。		(2)	高速炉燃料サイクル技術の基礎に関する研修生の実習を行う。		
(3)	窒化ウラン及び炭化ウランの酸化処理を行う。		(3)	窒化ウラン及び炭化ウランの酸化処理を行う。		
但し、上記目的は平和利用に限る。			但し、上記目的は平和利用に限る。			
目的番号	使用の方法	室名称	目的番号	使用の方法	室名称	
(1)	核燃料サイクル技術開発及び関連する以下の基礎試験 (1kg程度 (U量)、10g程度 (Th量))、工学試験 (10kg~250kg程度 (U量))、分析を行う。 ① 高速炉燃料サイクルに係る再処理技術開発として、溶解試験、晶析試験、溶媒抽出試験、熔融塩電解試験、分析を行う。 ② 高速炉燃料サイクルに係る燃料製造技術開発として、粒子製造試験、振動充填試験、分析を行う。 ③ 核燃料サイクル技術開発及び原子力災害の収束に関する試験、分析を行う。	工学試験室、 試験室2、 試験室3、 試験室4、 実習室1	(1)	核燃料サイクル技術開発及び関連する以下の基礎試験 (1kg程度 (U量)、10g程度 (Th量))、工学試験 (10kg~250kg程度 (U量))、分析を行う。 ① 高速炉燃料サイクルに係る再処理技術開発として、溶解試験、晶析試験、溶媒抽出試験、熔融塩電解試験、分析を行う。 ② 高速炉燃料サイクルに係る燃料製造技術開発として、粒子製造試験、振動充填試験、分析を行う。 ③ 核燃料サイクル技術開発及び原子力災害の収束に関する試験、分析を行う。	工学試験室、 試験室2、 試験室3、 試験室4、 実習室1	・表記及び表現の見直しを図るため。
(2)	高速炉燃料サイクル技術の基礎に関する研修生の実習のために、天然ウラン及び劣化ウランを次の方法により使用する。 ① 溶解技術の習得のため、約1kg (U量) の酸化ウラン粉末又はペレットを用いた溶解試験及び分析の実習を行う。 ② 溶媒抽出技術の習得のため、約1kg (U量) のウランを用いて、硝酸ウラニル溶液の調製、溶媒抽出試験、還元試験及び分析の実習を行う。	工学試験室、 試験室2、 試験室3、 実習室1	(2)	高速炉燃料サイクル技術の基礎に関する研修生の実習のために、天然ウラン及び劣化ウランを次の方法により使用する。 ① 溶解技術の習得のため、約1kg (U量) の酸化ウラン粉末又はペレットを用いた溶解試験及び分析の実習を行う。 ② 溶媒抽出技術の習得のため、約1kg (U量) のウランを用いて、硝酸ウラニル溶液の調製、溶媒抽出試験、還元試験及び分析の実習を行う。	工学試験室、 試験室2、 試験室3、 実習室1	
(3)	1試料あたり30g (U量) 以下の窒化ウラン又は20g (U量) 以下の炭化ウランの熱処理及び付帯する分析を行う。なお、処理前の試料はアルゴン雰囲気にて使用し、生成した酸化物は目的番号(1)に使用する。	工学試験室、 試験室2、 試験室3、 試験室4	(3)	1試料あたり30g (U量) 以下の窒化ウラン又は20g (U量) 以下の炭化ウランの熱処理及び付帯する分析を行う。なお、処理前の試料はアルゴン雰囲気にて使用し、生成した酸化物は目的番号(1)に使用する。	工学試験室、 試験室2、 試験室3、 試験室4	

変 更 前			補 正 後			変更理由
共通	<p>上記の各目的番号に示す核燃料物質の使用に伴って発生し、廃棄施設へ廃棄する前段階のものであって、これから廃棄しようとするものを取り扱う作業を行う。</p> <p>① 汚染の拡大防止のための梱包 フード又は管理区域内で不要となった物品等のうち、汚染拡大防止措置が必要なものをビニル袋、ビニルシート等により梱包する。</p> <p>② 所定の容器への収納 上記①で発生したものを所定の容器に収納する。</p> <p>③ その他上記に関連する作業 運搬、選別、詰め替え等の作業を行う。 これらの作業時には火災防止（上記①、②及び③で発生したものを金属製容器又は金属製保管庫への収納等）、その他の保安上必要な措置を講じる。</p>	全ての室	共通	<p>上記の各目的番号に示す核燃料物質の使用に伴って発生し、廃棄施設へ廃棄する前段階のものであって、これから廃棄しようとするものを取り扱う作業を行う。</p> <p>① 汚染の拡大防止のための梱包 フード又は管理区域内で不要となった物品等のうち、汚染拡大防止措置が必要なものをビニル袋、ビニルシート等により梱包する。</p> <p>② 所定の容器への収納 上記①で発生したものを所定の容器に収納する。</p> <p>③ その他上記に関連する作業 運搬、選別、詰め替え等の作業を行う。 これらの作業時には火災防止（上記①、②及び③で発生したものを金属製容器又は金属製保管庫への収納等）、その他の保安上必要な措置を講じる。</p>	全ての室	・表現の見直しを図るため。
3. 核燃料物質の種類	(省略)		3. 核燃料物質の種類	(変更なし)		
4. 使用の場所	(省略)		4. 使用の場所	(変更なし)		
5. 予定使用期間及び年間予定使用量	(省略)		5. 予定使用期間及び年間予定使用量	(変更なし)		
6. 使用済燃料の処分の方法	(省略)		6. 使用済燃料の処分の方法	(変更なし)		

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>7. 使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>7-1 使用施設の位置</p> <div data-bbox="114 347 1039 971" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>使用施設の位置</p> <p>(1)敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。</p> <p>(2)建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の北側中央部に位置し、高レベル放射性物質研究施設の北側にあり、東方には再処理工場、北西には安全管理棟、南西にはA棟がある。海岸からおおよそ600m、海拔約8.5mのところにある。 このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約8.5mの場所に設置しているため、河川の氾濫による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性が良く、建屋は、安定した地層に支持されているため、地すべり・陥没等のおそれはない。</p> <p>(3)使用施設の位置 本施設の使用施設として、地階には配分室、1階には工学試験室、2階には放射線管理室、更衣・汚染検査室、3階には試験室2、試験室3、試験室4、実習室1がある。 本施設の地階平面図、1階平面図、2階平面図及び3階平面図を図7-1-1～図7-1-3に示す。</p> </div>	<p>7. 使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>7-1 使用施設の位置</p> <div data-bbox="1064 347 1989 971" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>使用施設の位置</p> <p>(1)敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。</p> <p>(2)建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の北側中央部に位置し、高レベル放射性物質研究施設の北側にあり、東方には再処理施設、北西には安全管理棟、南西にはA棟がある。海岸からおおよそ600 m、海拔約8.5 mのところにある。 このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約8.5 mの場所に設置しているため、河川の氾濫による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性が良く、建家は、安定した地層に支持されているため、地すべり・陥没等のおそれはない。</p> <p>(3)使用施設の位置 本施設の使用施設として、地階には配分室、1階には工学試験室、2階には放射線管理室、更衣・汚染検査室、3階には試験室2、試験室3、試験室4、実習室1がある。 本施設の地階平面図、1階平面図、2階平面図及び3階平面図を図7-1-1～図7-1-3に示す。</p> </div>	<p>・表記及び表現の見直しを図るため。</p>

変更前				補正後				変更理由
7-2 使用施設の構造				7-2 使用施設の構造				
使用施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様	使用施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様	
応用試験棟	鉄筋コンクリート (1階の一部は鉄骨PCコンクリート造り) 耐火構造(一部簡易耐火構造) 地下1階、地上4階 (一部分は地上1階から3階及び4階までの吹抜け) 建家平面図を図7-1-1~図7-1-3に示す。	延床面積 約3300 地階 約530 1階 約1300 2階 約490 3階 約490 4階 約490	耐震設計：水平震度0.2 <u>耐火構造：消防法に基づく</u> 床： エポキシ塗装又は塩化ビニルシート張り 壁： エポキシ塗装又は塩化ビニル塗装 工学試験室の天井： 軽量気泡コンクリート板張り その他の部屋の天井： 塩化ビニル塗装 <u>(記載なし)</u>	応用試験棟	鉄筋コンクリート (1階の一部は鉄骨PCコンクリート造り) 耐火構造(一部簡易耐火構造) 地下1階、地上4階 (一部分は地上1階から3階及び4階までの吹抜け) 建家平面図を図7-1-1~図7-1-3に示す。	延床面積 約3300 地階 約530 1階 約1300 2階 約490 3階 約490 4階 約490	耐震設計：水平震度0.2 <u>耐火構造：建築基準法に基づく</u> 床： エポキシ塗装又は塩化ビニルシート張り 壁： エポキシ塗装又は塩化ビニル塗装 工学試験室の天井： 軽量気泡コンクリート板張り その他の部屋の天井： 塩化ビニル塗装 <u>標識：人がみだりに管理区域内に立ち入らないようにするため、添付書類1の「4. 立ち入りの防止」に示すとおり、標識を設ける。</u>	・設計仕様の耐火構造に基づく法令名称の適正化を図るため。 ・既に使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(以下「使用許可基準規則」という。)の要求事項を満足しているが、設計仕様に関する規則(以下「使用許可基準規則」の要求事項を満足していること)に変わりはなく、設計変更及び工事とも伴わない。

変更前			補正後			変更理由
使用設備の名称	個数	仕様	使用設備の名称	個数	仕様	
7-3 使用施設の設備			7-3 使用施設の設備			・表記及び表現の見直しを図るため。 ・平成21年の許可以降に事業縮小により設置出来ていない工学試験室のフード2基を削除する。なお、使用許可基準規則に適合性を要求される設備ではないため、変更後も
フード等配置図、排気モニタの配置図を各々図7-3-1、図7-3-2に示す。			フード等配置図、排気モニタの配置図を各々図7-3-1、図7-3-2に示す。			
フード (試験室2)	1 個	風速： <u>0.5m/s</u> 以上	フード (試験室2)	1 基	風速： <u>0.5 m/s</u> 以上	
フード (試験室3)	4 個	風速： <u>0.5m/s</u> 以上	フード (試験室3)	4 基	風速： <u>0.5 m/s</u> 以上	
フード (試験室4)	4 個	風速： <u>0.5m/s</u> 以上	フード (試験室4)	4 基	風速： <u>0.5 m/s</u> 以上	
フード (実習室1)	3 個	風速： <u>0.5m/s</u> 以上	フード (実習室1)	3 基	風速： <u>0.5 m/s</u> 以上	
フード (配分室)	1 個	風速： <u>0.5m/s</u> 以上	フード (配分室)	1 基	風速： <u>0.5 m/s</u> 以上	
フード (放射線管理室)	1 個	風速： <u>0.5m/s</u> 以上	フード (放射線管理室)	1 基	風速： <u>0.5 m/s</u> 以上	
フード (工学試験室)	4 個	風速： <u>0.5m/s</u> 以上	フード (工学試験室)	2 基	風速： <u>0.5 m/s</u> 以上	
局所排気装置 (試験室2)	3 個	風速： <u>0.5m/s</u> 以上	局所排気装置 (試験室2)	3 基	風速： <u>0.5 m/s</u> 以上	

変更前			補正後			変更理由
使用設備の名称	個数	仕様	使用設備の名称	個数	仕様	
検査分析設備 ・ウラン濃度測定機器 ・硝酸濃度測定機器 ・元素濃度測定機器 (試験室2、試験室3、試験室4 及び工学試験室)	1 式		検査分析設備 ・ウラン濃度測定機器 ・硝酸濃度測定機器 ・元素濃度測定機器 (試験室2、試験室3、試験室4 及び工学試験室)	1 式		安全上に影響はない。また、設置出来ていない設備の記載の削除であるため、本変更は設計変更及び工事を伴うものではない。 ・表現の見直しを図るため。 ・表記の見直しを図るため。
抽出システム試験装置 ・遠心抽出器 ・槽類等 (工学試験室)	1 式	主要材質 : <u>アクリル及び SUS 304</u>	抽出システム試験装置 ・遠心抽出器 ・槽類等 (工学試験室)	1 式	主要材質 : <u>アクリル及び SUS304</u>	
熔融塩電解試験・酸化処理装置 ・雰囲気制御電気炉等 (工学試験室)	1 式	電気容量 : 約 8 kW 炉心管容積 : 約 6 L 主要材質 : ハステロイ製 最高温度 : 1000℃ 装置を設置したフードGB-1はアルゴン雰囲気調整可能	熔融塩電解試験・酸化処理装置 ・雰囲気制御電気炉等 (工学試験室)	1 式	電気容量 : 約 8 kW 炉心管容積 : 約 6 L 主要材質 : ハステロイ製 最高温度 : 1000℃ 装置を設置したフードGB-1はアルゴン雰囲気調整可能	
ウラン溶液蒸発濃縮設備 ・蒸発缶 ・ウラン濃縮液受槽 ・凝縮液受槽 (工学試験室)	1 式	主要材質 : <u>SUS_304L</u>	ウラン溶液蒸発濃縮設備 ・蒸発缶 ・ウラン濃縮液受槽 ・凝縮液受槽 (工学試験室)	1 式	主要材質 : <u>SUS304L</u>	
連続溶解試験設備 ・連続溶解試験装置 ・オフガス処理装置 ・槽類等 (工学試験室)	1 式	主要材質 : <u>SUS 304</u> 過加熱防止機能 (連続溶解試験装置)	(削除)	(削除)	(削除)	

変 更 前			補 正 後			変更理由	
振動充填試験設備 ・振動充填試験装置 (試験室4)	1 式		振動充填試験設備 ・振動充填試験装置 (試験室4)	1 式		はない。	
晶析試験設備 ・晶析試験装置 ・溶液調整装置 ・分析・物性測定機器 (試験室4)	1 式		晶析試験設備 ・晶析試験装置 ・溶液調整装置 ・分析・物性測定機器 (試験室4)	1 式			・表現の見直しを図るため。
高温炉 (実習室1)	1 式	主要材質 : SUS304 過加熱防止機能	高温炉 (実習室1)	1 式	主要材質 : SUS304 過加熱防止機能		
クレーン (工学試験室)	2 式	天井走行型、吊上荷重 : 2.8 t	クレーン (工学試験室)	2 式	天井走行型、吊上荷重 : 2.8 t		・表記の見直しを図るため。
放射線管理設備 排気モニタ	1 式	(記載なし)	放射線管理設備 排気モニタ	1 式	排気中の放射性物質濃度が設定値以上で警報が吹鳴する。	・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、他の施設の核燃料物質使用変更許可申請書との整合を図るため、仕様を明確化する。 なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりなく、設計変更及び工事も伴わない。	
その他	1 式	エアスニファ、β線用退出モニタ等	その他	1 式	エアスニファ、β線用退出モニタ等		
非常用設備 非常用発電装置	2 式	高レベル放射性物質研究施設の非常用発電装置を共用 高レベル放射性物質研究施設以外の関連施設の合計で 200 kVA を共用する。	非常用設備 非常用発電装置	2 式	高レベル放射性物質研究施設の非常用発電装置を共用 高レベル放射性物質研究施設以外の関連施設の合計で 200 kVA を共用する。		
その他	1 式	消火器、消火栓、火災警報、非常用照明、誘導灯、防液堤	その他	1 式	消火器、消火栓、火災警報、非常用照明、誘導灯、防液堤		

変更前					補正後					変更理由	
8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備 8-1 貯蔵施設の位置 (省略) 8-2 貯蔵施設の構造					8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備 8-1 貯蔵施設の位置 (変更なし) 8-2 貯蔵施設の構造					・ 誤記修正を行うため。 ・ 既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、設計仕様に標識の記載についての明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。 ・ 表記及び表現の見直しを図るため。	
貯蔵施設の名称		構造	床面積 (m ²)	設計仕様	貯蔵施設の名称		構造	床面積 (m ²)	設計仕様		
応用試験棟 ウラン貯蔵室		「7-2 使用施設の構造」と同じ。	「7-2 使用施設の構造」と同じ。	「7-2 使用施設の構造」と同じ。 床 : エポキシ塗装 壁 : エポキシ塗装 天井 : 塩化ビニル塗装 (記載なし)	ウラン貯蔵室		「7-2 使用施設の構造」と同じ。	「7-2 使用施設の構造」と同じ。	「7-2 使用施設の構造」と同じ。 床 : エポキシ塗装 壁 : エポキシ塗装 天井 : 塩化ビニル塗装 標識 : 人がみだりに立ち入らないようにするため、また、核燃料物質が存在することを明示するため、添付書類1の「22. 貯蔵施設」に示すとおり、標識を設ける。		
8-3 貯蔵施設の設備					8-3 貯蔵施設の設備						
貯蔵設備の名称	個数	最大収納量	内容物の主な物理・化学的性状		仕様	貯蔵設備の名称	個数	最大収納量	内容物の主な物理・化学的性状		仕様
ウラン貯蔵室 保管庫	3 台	1 000 kgU 1kgTh	酸化ウラン	固体	箱型 材質 : SS	保管庫	3 台	1 000 kgU 1 kgTh	酸化ウラン	固体	箱型 材質 : SS
			硝酸ウラン	固体又は液体					硝酸ウラン	固体又は液体	
			塩化ウラン	固体					塩化ウラン	固体	
			窒化ウラン ^(注)	固体					窒化ウラン ^(注)	固体	
			炭化ウラン ^(注)	固体					炭化ウラン ^(注)	固体	
			金属ウラン	固体					金属ウラン	固体	
			酸化トリウム	固体					酸化トリウム	固体	
			硝酸トリウム	固体又は液体					硝酸トリウム	固体又は液体	
			トリウム (単体)	固体					トリウム (単体)	固体	

変更前						補正後						変更理由		
ウラン貯蔵室	硝酸ウラニル液貯槽	4 基	1 020 kgU	硝酸ウラン	液体	円筒立て型 材質：SUS304	ウラン貯蔵室	硝酸ウラニル液貯槽	4 基	1 020 kgU	硝酸ウラン	液体	円筒縦型 材質：SUS304	・表記の見直し及び誤記修正を行うため。
(注) 貯蔵時はガラス若しくはプラスチック製内容及び金属製外容器の二重梱包とする。						(注) 貯蔵時はガラス若しくはプラスチック製内容及び金属製外容器の二重梱包とする。								
貯蔵設備の名称		個数	仕様			貯蔵設備の名称		個数		仕様			変更理由	
放射線管理設備						放射線管理設備						・誤記修正を行うため。		
排気モニタ			「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			排気モニタ			「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり					
その他			「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			その他			「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり					
非常用設備						非常用設備								
非常用発電装置			「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			非常用発電装置			「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			・表記及び表現の見直しを図るため。		
その他			「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			その他			「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり					
9. 廃棄施設の位置、構造及び設備						9. 廃棄施設の位置、構造及び設備								
9-1 気体廃棄施設						9-1 気体廃棄施設								
<p>本施設のフード及び管理区域内の各部屋の排気は、気体廃棄施設を経て排気筒から排出する。応用試験棟の管理区域給排気系統は、部屋系、ヒュームフード系、ドライフード系の3系統からなる。フード及び管理区域内の各部屋の排気は、高性能エアフィルタ（捕集効率99.97% 0.15 μmの粒子）を介して核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年原子力規制委員会告示第8号）（以下「線量告示」という。）に定める濃度限度以下の濃度で放出する。</p>						<p>本施設のフード及び管理区域内の各部屋の排気は、気体廃棄施設を経て排気筒から排出する。応用試験棟の管理区域給排気系統は、部屋系、ヒュームフード系、ドライフード系の3系統からなる。フード及び管理区域内の各部屋の排気は、高性能エアフィルタ（捕集効率99.97% 0.15 μmの粒子）を介して核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年原子力規制委員会告示第8号）（以下「線量告示」という。）に定める濃度限度以下の濃度で放出する。</p>								
9-1-1 気体廃棄施設の位置 (省略)						9-1-1 気体廃棄施設の位置 (変更なし)								
9-1-2 気体廃棄施設の構造						9-1-2 気体廃棄施設の構造								
気体廃棄施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様			気体廃棄施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様			・誤記修正を行うため。		
応用試験棟 (地階) 排気室	「7-2 使用施設の構造」と同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ 天井、壁：塩化ビニル塗装 床：エポキシ塗装 (記載なし)			(地階) 排気室	「7-2 使用施設の構造」と同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ 天井、壁：塩化ビニル塗装 床：エポキシ塗装 <u>標識：人がみだりに立ち入らないようにするため、添付書類1の「23. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>				・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、設計仕	

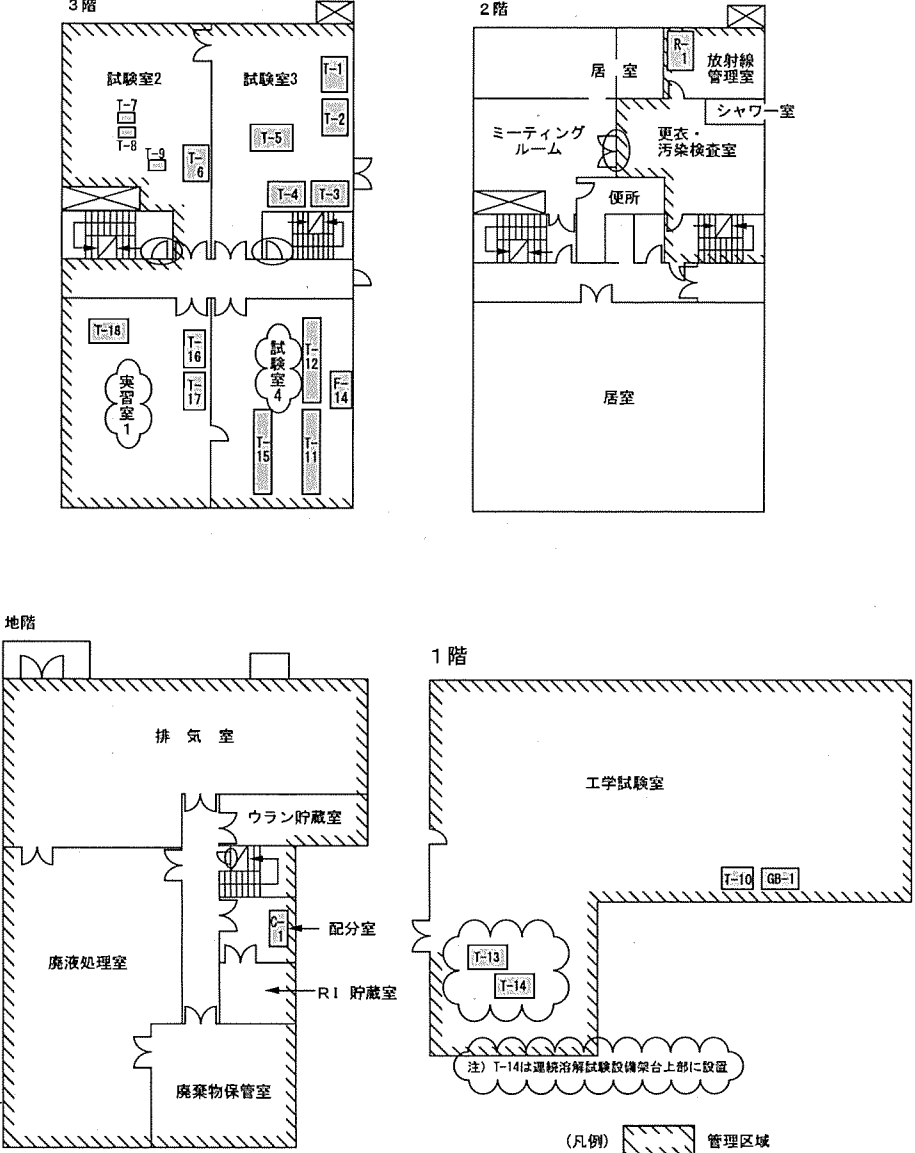

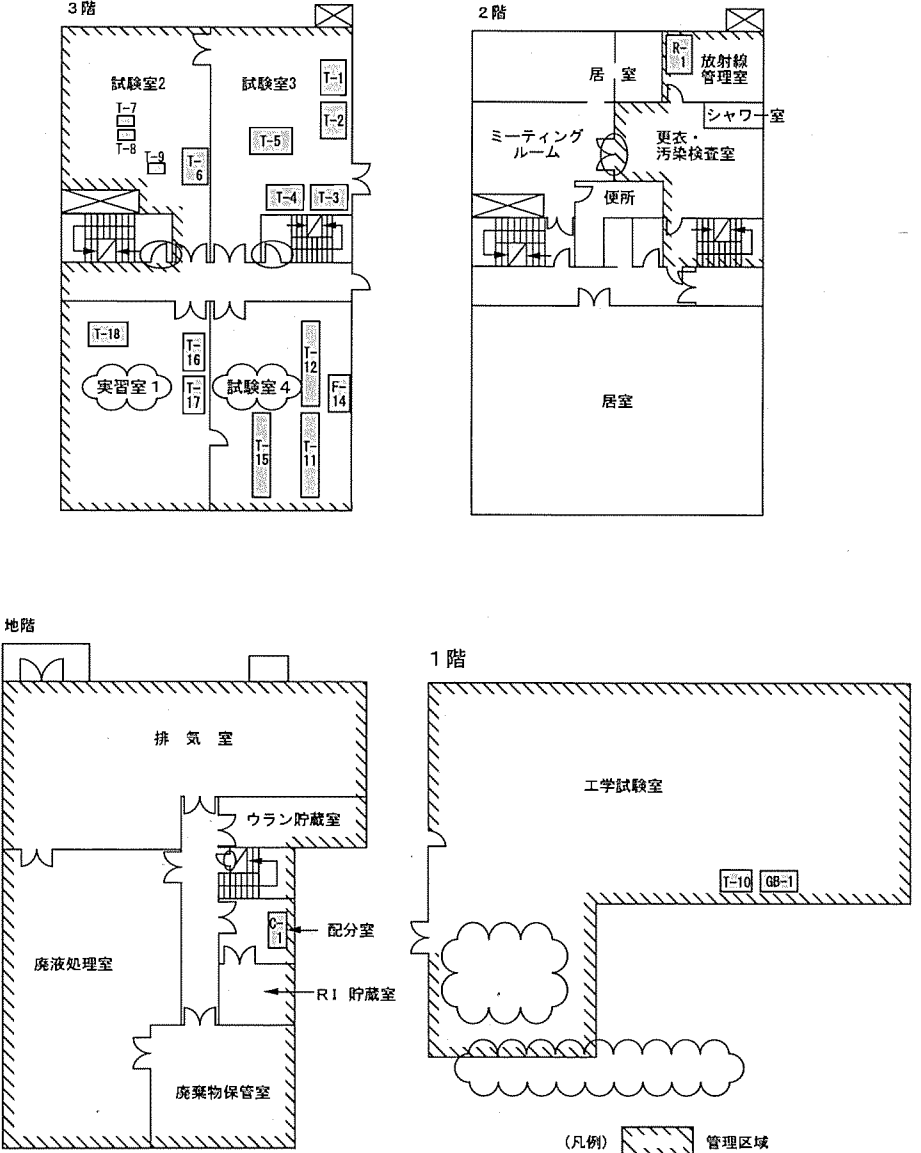

変更前		補正後		変更理由
9-1-3 気体廃棄施設の設備		9-1-3 気体廃棄施設の設備		<p>様に標識の記載についての明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</p> <p>・表記及び表現の見直しを図るため。</p> <p>・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、設計仕様に標識の記載についての明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</p>
気体廃棄設備の名称	仕様	気体廃棄設備の名称	仕様	
排気口	排気口口径： <u>1.4×1.8m</u> 2枚 排気量：平均 <u>20m³/s</u> <u>(記載なし)</u>	排気筒	排気筒口径： <u>1.4×1.8 m</u> _____ 排気量：平均 <u>20 m³/s</u> <u>標識：添付書類1の「23. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>	
排気装置	管理区域給排気系統を図9-1-2に示す。 排風機：5基 排風機 No (管理区域用) 公称能力 部屋系 EF-1 約 <u>370m³/min</u> 1基 ヒュームフード系 EF-2 約 <u>460m³/min</u> 1基 EF-3 (予備) 約 <u>250m³/min</u> 1基 ドライフード系 EF-4 約 <u>360m³/min</u> 1基 EF-5 (予備) 約 <u>170m³/min</u> 1基 <u>(記載なし)</u>	排気装置	管理区域給排気系統を図9-1-2に示す。 排風機：5基 排風機 No (管理区域用) 公称能力 部屋系 EF-1 約 <u>370 m³/min</u> 1基 ヒュームフード系 EF-2 約 <u>460 m³/min</u> 1基 EF-3 (予備) 約 <u>250 m³/min</u> 1基 ドライフード系 EF-4 約 <u>360 m³/min</u> 1基 EF-5 (予備) 約 <u>170 m³/min</u> 1基 <u>標識：添付書類1の「23. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>	
放射線管理設備		放射線管理設備		
排気モニタ	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	排気モニタ	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	
その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	
非常用設備		非常用設備		
非常用発電設備	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	非常用発電設備	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	
その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	

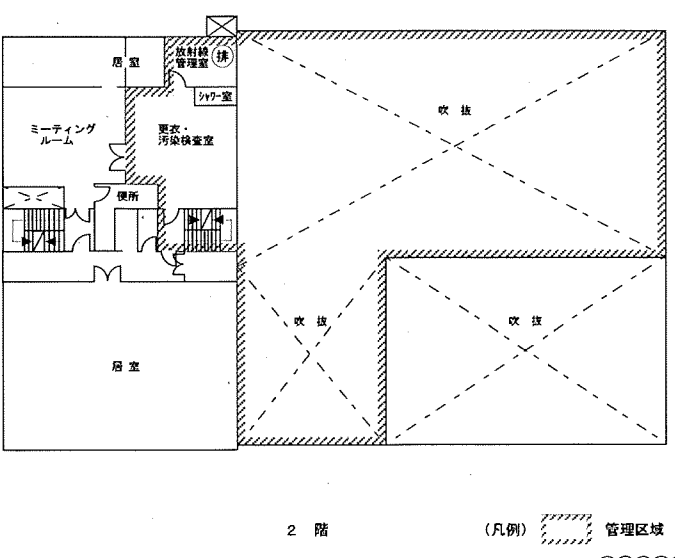
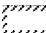

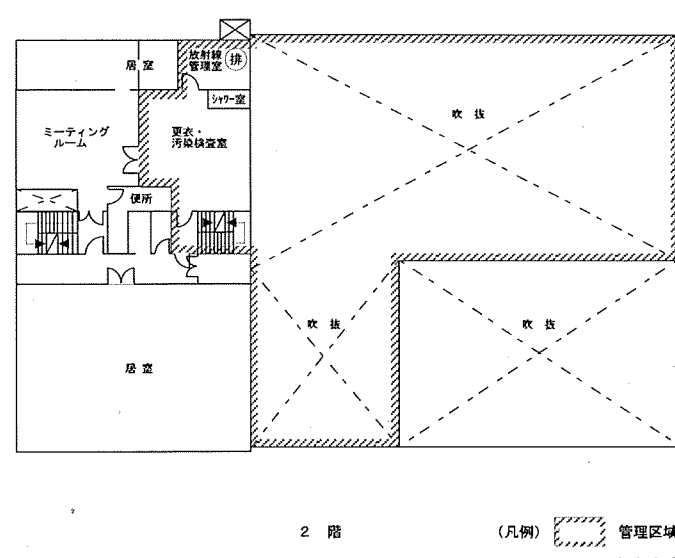
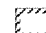

変 更 前				補 正 後				変更理由
9-2 液体廃棄施設				9-2 液体廃棄施設				・誤記修正を行うため。 ・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、設計仕様に標識の記載についての明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。 ・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、設計仕様に標識の記載についての明確化を行う。なお、本変更により、
9-2-1 液体廃棄施設の位置 (省略)				9-2-1 液体廃棄施設の位置 (変更なし)				
9-2-2 液体廃棄施設の構造				9-2-2 液体廃棄施設の構造				
液体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m ²)	設 計 仕 様	液体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m ²)	設 計 仕 様	
応用試験棟 (地階) 廃液処理室	「7-2 使用施設の構造」と同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ 天井：塩化ビニル塗装 床、壁：エポキシ塗装 <u>(記載なし)</u>	(地階) 廃液処理室	「7-2 使用施設の構造」と同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ 天井：塩化ビニル塗装 床、壁：エポキシ塗装 <u>標識：人がみだりに立ち入らぬようするため、添付書類1の「23. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>	
9-2-3 液体廃棄施設の設備				9-2-3 液体廃棄施設の設備				
液体廃棄設備の名称	仕 様			液体廃棄設備の名称	仕 様			
廃液処理設備	管理区域の廃水系統を図9-2-2に示す。 薄膜乾燥機、ウラン吸着設備、槽類等 <u>(記載なし)</u>			廃液処理設備	管理区域の廃水系統を図9-2-2に示す。 薄膜乾燥機、ウラン吸着設備、槽類等 <u>標識：添付書類1の「23. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>			
排水受槽	鉄筋コンクリート造り、内面エポキシ塗装 20 m ³ ：2槽、15 m ³ ：1槽 送水設備：水中ポンプ 3台 SUS製 <u>(記載なし)</u>			排水受槽	鉄筋コンクリート造り、内面エポキシ塗装 20 m ³ ：2槽、15 m ³ ：1槽 送水設備：水中ポンプ 3台 SUS製 <u>標識：添付書類1の「23. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>			
放射線管理設備 排気モニタ その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			放射線管理設備 排気モニタ その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			

変 更 前		補 正 後		変更理由
非常用設備 非常用発電装置	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	非常用設備 非常用発電装置	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	
その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	
9-3 固体廃棄施設 9-3-1 固体廃棄施設の位置	 (省略)	9-3 固体廃棄施設 9-3-1 固体廃棄施設の位置	 (変更なし)	

変更前				補正後				変更理由
9-3-2 固体廃棄施設の構造				9-3-2 固体廃棄施設の構造				
固体廃棄施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様	固体廃棄施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様	
応用試験棟 (容器に封入する前の固体廃棄物を保管する場所) (地階) 廃棄物保管室 廃液処理室 (1階) 工学試験室 機器除染室 (3階) 試験室 3 (容器に封入した固体廃棄物を保管する場所) (地階) 廃棄物保管室 廃液処理室 (1階) 工学試験室 機器除染室	「7-2 使用施設の構造」と同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ (廃棄物保管室) 天井、壁：塩化ビニル塗装 床：エポキシ塗装 最大保管数量：200ℓドラム缶換算30本 ^(注) (廃液処理室) 天井：塩化ビニル塗装 床、壁：エポキシ塗装 最大保管数量：200ℓドラム缶換算4本 ^(注) (工学試験室) 天井：軽量気泡コンクリート板張り 壁：塩化ビニル塗装 床：エポキシ塗装 最大保管数量：200ℓドラム缶換算256本 ^(注) (機器除染室) 天井、壁：塩化ビニル塗装 床：エポキシ塗装 最大保管数量：200ℓドラム缶換算10本 ^(注) (試験室 3) 天井、壁：塩化ビニル塗装 床：塩化ビニルシート ウラン系固体廃棄物の仕分け作業を実施 (記載なし)	応用試験棟 (容器に封入する前の固体廃棄物を保管する場所) (地階) 廃棄物保管室 廃液処理室 (1階) 工学試験室 機器除染室 (3階) 試験室 3 (容器に封入した固体廃棄物を保管する場所) (地階) 廃棄物保管室 廃液処理室 (1階) 工学試験室 機器除染室	「7-2 使用施設の構造」と同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ (廃棄物保管室) 天井、壁：塩化ビニル塗装 床：エポキシ塗装 最大保管数量：200 Lドラム缶換算30本 ^(注) (廃液処理室) 天井：塩化ビニル塗装 床、壁：エポキシ塗装 最大保管数量：200 Lドラム缶換算4本 ^(注) (工学試験室) 天井：軽量気泡コンクリート板張り 壁：塩化ビニル塗装 床：エポキシ塗装 最大保管数量：200 Lドラム缶換算256本 ^(注) (機器除染室) 天井、壁：塩化ビニル塗装 床：エポキシ塗装 最大保管数量：200 Lドラム缶換算10本 ^(注) (試験室 3) 天井、壁：塩化ビニル塗装 床：塩化ビニルシート ウラン系固体廃棄物の仕分け作業を実施 標識：人がみだりに立ち入らないようにするため、添付書類1の「23. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。	・S I単位への表記に記載を統一するため。 ・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、設計仕様に標識の記載についての明確
(注) ウラン系廃棄物貯蔵施設及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設の保管能力 45 600 本の内数				(注) ウラン系廃棄物貯蔵施設及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設の保管能力 45 600 本の内数				

変更前		補正後		変更理由																				
<p>9-3-3 固体廃棄施設の設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>固体廃棄設備の名称</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フード (試験室3)</td> <td><u>1個</u> 風速: <u>0.5m/s</u>以上</td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備 排気モニタ その他</td> <td>「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり</td> </tr> <tr> <td>非常用設備 非常用発電装置</td> <td>「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり</td> </tr> </tbody> </table>		固体廃棄設備の名称	仕様		フード (試験室3)	<u>1個</u> 風速: <u>0.5m/s</u> 以上	放射線管理設備 排気モニタ その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	非常用設備 非常用発電装置	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	<p>9-3-3 固体廃棄施設の設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>固体廃棄設備の名称</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フード (試験室3)</td> <td><u>1基</u> 風速: <u>0.5 m/s</u>以上</td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備 排気モニタ その他</td> <td>「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり</td> </tr> <tr> <td>非常用設備 非常用発電装置</td> <td>「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり</td> </tr> </tbody> </table>		固体廃棄設備の名称	仕様	フード (試験室3)	<u>1基</u> 風速: <u>0.5 m/s</u> 以上	放射線管理設備 排気モニタ その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	非常用設備 非常用発電装置	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり
固体廃棄設備の名称	仕様																							
フード (試験室3)	<u>1個</u> 風速: <u>0.5m/s</u> 以上																							
放射線管理設備 排気モニタ その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり																							
非常用設備 非常用発電装置	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり																							
その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり																							
固体廃棄設備の名称	仕様																							
フード (試験室3)	<u>1基</u> 風速: <u>0.5 m/s</u> 以上																							
放射線管理設備 排気モニタ その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり																							
非常用設備 非常用発電装置	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり																							
その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり																							

変更前	補正後	変更理由
 <p>3階 試験室2 試験室3 T-1 T-2 T-5 T-4 T-3 T-6 T-18 T-16 T-17 T-12 T-15 T-11 T-14</p> <p>2階 居室 放射線管理室 シャワー室 更衣・汚染検査室 便所 ミーティングルーム 居室</p> <p>地階 排気室 ウラン貯蔵室 廃液処理室 配分室 R1貯蔵室 廃棄物保管室</p> <p>1階 工学試験室 T-10 GB-1 T-13 T-14</p> <p>注) T-14は運搬溶解試験設備架台上部に設置</p> <p>(凡例)  管理区域</p> <p>図7-3-1 フード等配置図</p>	 <p>3階 試験室2 試験室3 T-1 T-2 T-5 T-4 T-3 T-6 T-18 T-16 T-17 T-12 T-15 T-11 T-14</p> <p>2階 居室 放射線管理室 シャワー室 更衣・汚染検査室 便所 ミーティングルーム 居室</p> <p>地階 排気室 ウラン貯蔵室 廃液処理室 配分室 R1貯蔵室 廃棄物保管室</p> <p>1階 工学試験室 T-10 GB-1 T-13 T-14</p> <p>注) T-14は運搬溶解試験設備架台上部に設置</p> <p>(凡例)  管理区域</p> <p>図7-3-1 フード等配置図</p>	<p>・表現及び扉の見直しを図るため。</p> <p>・平成21年の許可以降に事業縮小により設置出来ていない工学試験室のフード2基を削除する。なお、使用許可基準規則に適合性を要求される設備ではないため、変更後も安全上に影響はない。また、設置出来ていない設備の記載の削除であるため、本変更は設計変更及び工事を伴うものではない。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
 <p>2 階 (凡例)  管理区域</p> <p> 排 廃棄モニタ</p> <p>図 7-3-2 排気モニタの配置図</p>	 <p>2 階 (凡例)  管理区域</p> <p> 排 排気モニタ</p> <p>図 7-3-2 排気モニタの配置図</p>	<p>・誤記修正を行うため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p style="text-align: center;">(凡例)</p> <ul style="list-style-type: none"> □ : 排気モニタ ⊗ : インフラインエアスニツツア ● : ヒュームワード系 ▲ : ドライワード系 <p style="text-align: center;">(管理区域) 部屋</p> <p style="text-align: center;">(ヒュームワード系)</p> <p style="text-align: center;">(ドライワード系)</p> <p style="text-align: center;">(部屋系)</p> <p style="text-align: center;">(管理区域) 部屋</p>	<p style="text-align: center;">(凡例)</p> <ul style="list-style-type: none"> □ : 排気モニタ ⊗ : インフラインエアスニツツア ● : ヒュームワード系 ▲ : ドライワード系 <p style="text-align: center;">(管理区域) 部屋</p> <p style="text-align: center;">(ヒュームワード系)</p> <p style="text-align: center;">(ドライワード系)</p> <p style="text-align: center;">(部屋系)</p> <p style="text-align: center;">(管理区域) 部屋</p>	<p>・既に使用許可基準規則の要求事項を満足している、排気系統を明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりなく、平成21年の許可において、誤って削除した系統であるため、設計変更及び工事も伴わない。</p>

図9-1-2 管理区域給排気系統図

図9-1-2 管理区域給排気系統図

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>1. 閉じ込めの機能</p> <div data-bbox="116 363 1012 432" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> </div> <p>1.1 概要 (省略)</p> <p>1.2 換気設備 (省略)</p> <p>1.3 管理区域 本施設の管理区域内において放射線業務従事者が遵守すべき一般的原則を次に示す。 (1) 管理区域への立入りは所定の出入口（以下「指定出入口」という。）のみを使用し、他の出入口は緊急時及び特別の許可のある場合以外は使用しない。 (2) 管理区域外への退出の際には、指定出入口に設置される退出モニタにより汚染を検査し、異常のないことを確認した後に退出する。 (3) 管理区域へ立入るための必要防護装備は、作業衣、作業靴である。これらの防護装備の着脱は原則として更衣室において行う。その他作業内容に応じてゴム手袋等を使用する。 (4) 管理区域内で使用する防護装備、作業衣等は、管理区域外では使用しない。</p>	<p>1. 閉じ込めの機能</p> <div data-bbox="1066 363 1962 432" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> </div> <p>1.1 概要 (変更なし)</p> <p>1.2 換気設備 (変更なし)</p> <p>1.3 管理区域 本施設の管理区域内において放射線業務従事者が遵守すべき一般的原則を次に示す。 (1) 管理区域への立入りは所定の出入口（以下「指定出入口」という。）のみを使用し、他の出入口は緊急時及び特別の許可のある場合以外は使用しない。 (2) 管理区域外への退出の際には、指定出入口に設置される退出モニタ又はサーベイメータにより汚染を検査し、異常のないことを確認した後に退出する。 (3) 管理区域へ立入るための必要防護装備は、作業衣、作業靴である。これらの防護装備の着脱は原則として更衣室において行う。その他作業内容に応じてゴム手袋等を使用する。 (4) 管理区域内で使用する防護装備、作業衣等は、管理区域外では使用しない。</p>	<p>・表現の見直しを図るため。 ・既に使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「使用許可基準規則」という。）の要求事項を満足しているが、汚染を検査する設備について、サーベイメータを用いる場合もあるため、サーベイメータを追記し明確化する。。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>(5) 管理区域内で作業を行う者及び一時立入りを許可された者は、<u>TLD</u>バッジを装着する。</p> <p>(6) 管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する。</p> <p>(7) 管理区域外に物品を搬出する場合には、必ず搬出サーベイを行い、汚染のないことを確認した後搬出する。</p> <p>2. 遮蔽</p> <div data-bbox="120 810 1034 880" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p> </div> <p>2.1 概要 (省略)</p> <p>2.2 実効線量の評価</p> <p>(1) 評価条件</p> <p>評価対象は、放射線業務従事者の実効線量については固体廃棄施設、管理区域境界の実効線量については「固体廃棄施設のみ室」及び「固体廃棄施設のほか核燃料物質の使用施設や液体廃棄施設がある室」とする。線源はウラン粉末又はウラン溶液の球及び円柱の線源が存在するものとする。線源物質データ、遮蔽物質データ、線源強度、線源から評価点までの距離を基に計算コードQAD⁽¹⁾⁽²⁾を使用して求める。線源スペクトルは計算コードORIGEN⁽³⁾を使用して求める。</p> <p>① 放射線業務従事者の実効線量</p> <p>核燃料物質で汚染された放射性廃棄物を収納したドラム缶1本を作業場所へ運搬し、ドラム缶表面から10cmの距離で1日3時間、年間750時間(50週)の作業を行うものとする。評価に用いた条件を表1に、計算モデル概念図を図1に示す。</p> <p>② 管理区域境界の実効線量</p> <p>固体廃棄施設のみ室は、機器除染室及び廃棄物保管室である。「固体廃棄施設のほかに使</p>	<p>(5) 管理区域内で作業を行う者及び一時立入りを許可された者は、<u>個人線量計</u>を装着する。</p> <p>(6) 管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する。</p> <p>(7) 管理区域外に物品を搬出する場合には、必ず搬出サーベイを行い、汚染のないことを確認した後搬出する。</p> <p>2. 遮蔽</p> <div data-bbox="1075 810 1989 880" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p> </div> <p>2.1 概要 (変更なし)</p> <p>2.2 実効線量の評価</p> <p>(1) 評価条件</p> <p>評価対象は、放射線業務従事者の実効線量については固体廃棄施設、管理区域境界の実効線量については「固体廃棄施設のみ室」及び「固体廃棄施設のほか核燃料物質の使用施設や液体廃棄施設がある室」とする。線源はウラン粉末又はウラン溶液の球及び円柱の線源が存在するものとする。線源物質データ、遮蔽物質データ、線源強度、線源から評価点までの距離を基に計算コードQAD⁽¹⁾⁽²⁾を使用して求める。線源スペクトルは計算コードORIGEN⁽³⁾を使用して求める。</p> <p>① 放射線業務従事者の実効線量</p> <p>核燃料物質で汚染された放射性廃棄物を収納したドラム缶1本を作業場所へ運搬し、ドラム缶表面から10 cmの距離で1日3時間、年間750時間(50週)の作業を行うものとする。評価に用いた条件を表1に、計算モデル概念図を図1に示す。</p> <p>② 管理区域境界の実効線量</p> <p>固体廃棄施設のみ室は、機器除染室及び廃棄物保管室である。「固体廃棄施設のほかに使</p>	<p>び工事も伴わない。</p> <p>・許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可(令和4年12月20日付け原規規発第2212203号)を受けて規定済みの個人線量計の種類を特定しない記載への変更の内容と整合を図るため。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p>

変更前	補正後	変更理由																
<p>用施設がある室」は試験室 3 及び工学試験室であり、「固体廃棄施設のほかに液体廃棄施設がある室」は、廃液処理室である。それぞれの室における各施設の個別の各種評価対象物でのウランの性状、取扱量、遮蔽物質及びその厚さ並びに個別の各種評価対象物のある室の位置及び個別の各種評価対象物の室内での配置を考慮した上で、管理区域境界までの距離を算出し、管理区域境界での実効線量をそれぞれ評価する。その結果、個別の各種評価対象物の管理区域境界での実効線量の合計が最も大きい室は、工学試験室であり、工学試験室についての詳細な評価を示す。なお、線量を評価するに当たり、他室からの寄与は、壁等による遮蔽効果及び評価点までの距離があることから、考慮しない。工学試験室は、固体廃棄施設及び使用施設の中で、ウラン溶液蒸発濃縮設備の実効線量が最大であることから、本設備から<u>もつとも</u>近い<u>建屋</u>内壁を管理区域境界の実効線量の最大の評価点とし、他の固体廃棄施設及び使用施設からの実効線量の寄与を含めて算出した。評価点とする壁は、窓があり壁の遮蔽は考慮しないため、内壁面とした。評価に用いた条件を表 2 に、計算モデル概念図を図 2.1 及び図 2.2 に示す。また、管理区域境界における実効線量の最大評価点を図 3 に示す。</p> <p>工学試験室の固体廃棄施設については、個別評価対象物を保管するドラム缶とし、ドラム缶表面から最大評価点となる内壁までの距離を <u>1 122cm</u> (図 2.1 中の「c」、図 3 中の⑤から最大評価点までの距離) とする。</p> <p>工学試験室の使用施設における個別評価対象物は、抽出システム試験装置、ウラン溶液蒸発濃縮設備及び熔融塩電解試験・酸化処理装置内のフード <u>2 個</u>(T-10、GB-1) である。抽出システム試験装置については、装置を設置しているフードパネル表面から最大評価点となる内壁までの距離を <u>659cm</u> (図 2.2 中の「c」、図 3 中の②から最大評価点までの距離) とする。ウラン溶液蒸発濃縮設備については、ウラン濃縮液受槽表面から最大評価点となる内壁までの距離を <u>208cm</u> (図 2.2 中の「c」、図 3 中の①から最大評価点までの距離) とする。熔融塩電解試験・酸化処理装置内のフード <u>2 個</u>については、フード表面から最大評価点となる内壁までの距離をそれぞれ <u>1 500cm</u> (T-10: 図 2.1 中の「c」、図 3 中の③から最大評価点までの距離) <u>1 600cm</u> (GB-1: 図 2.1 中の「c」、図 3 中の④から最大評価点までの距離) とする。</p>	<p>用施設がある室」は試験室 3 及び工学試験室であり、「固体廃棄施設のほかに液体廃棄施設がある室」は、廃液処理室である。それぞれの室における各施設の個別の各種評価対象物でのウランの性状、取扱量、遮蔽物質及びその厚さ並びに個別の各種評価対象物のある室の位置並びに個別の各種評価対象物の室内での配置を考慮した上で、管理区域境界までの距離を算出し、管理区域境界での実効線量をそれぞれ評価する。その結果、個別の各種評価対象物の管理区域境界での実効線量の合計が最も大きい室は、工学試験室であり、工学試験室についての詳細な評価を示す。なお、線量を評価するに当たり、他室からの寄与は、壁等による遮蔽効果及び評価点までの距離があることから、考慮しない。工学試験室は、固体廃棄施設及び使用施設の中で、ウラン溶液蒸発濃縮設備の実効線量が最大であることから、本設備から<u>最も</u>近い<u>建家</u>内壁を管理区域境界の実効線量の最大の評価点とし、他の固体廃棄施設及び使用施設からの実効線量の寄与を含めて算出した。評価点とする壁は、窓があり壁の遮蔽は考慮しないため、内壁面とした。評価に用いた条件を表 2 に、計算モデル概念図を図 2.1 及び図 2.2 に示す。また、管理区域境界における実効線量の最大評価点を図 3 に示す。</p> <p>工学試験室の固体廃棄施設については、個別評価対象物を保管するドラム缶とし、ドラム缶表面から最大評価点となる内壁までの距離を <u>1 122 cm</u> (図 2.1 中の「c」、図 3 中の⑤から最大評価点までの距離) とする。</p> <p>工学試験室の使用施設における個別評価対象物は、抽出システム試験装置、ウラン溶液蒸発濃縮設備及び熔融塩電解試験・酸化処理装置内のフード <u>2 基</u>(T-10、GB-1) である。抽出システム試験装置については、装置を設置しているフードパネル表面から最大評価点となる内壁までの距離を <u>659 cm</u> (図 2.2 中の「c」、図 3 中の②から最大評価点までの距離) とする。ウラン溶液蒸発濃縮設備については、ウラン濃縮液受槽表面から最大評価点となる内壁までの距離を <u>208 cm</u> (図 2.2 中の「c」、図 3 中の①から最大評価点までの距離) とする。熔融塩電解試験・酸化処理装置内のフード <u>2 基</u>については、フード表面から最大評価点となる内壁までの距離をそれぞれ <u>1 500 cm</u> (T-10: 図 2.1 中の「c」、図 3 中の③から最大評価点までの距離) <u>1 600 cm</u> (GB-1: 図 2.1 中の「c」、図 3 中の④から最大評価点までの距離) とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現の見直しを図るため。 ・表現の見直しを図るため。 ・表記の見直しを図るため。 																
<p>表 1 放射線業務従事者の実効線量の評価に用いた条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価条件</th> <th>評価条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>線源物質データ</td> <td>酸化ウラン <u>34g</u> (U: O₂=7.44 : 1=30^g_g^{※1} : 4g)</td> </tr> <tr> <td>評価対象線源</td> <td>ウラン及びその娘核種からの γ 線</td> </tr> <tr> <td>考慮する遮蔽体の材質、密度、厚さ</td> <td>鉄 : <u>7.2g/cm³</u> <u>0.12cm</u> (ドラム缶)</td> </tr> </tbody> </table>	評価条件	評価条件	線源物質データ	酸化ウラン <u>34g</u> (U: O ₂ =7.44 : 1=30 ^g _g ^{※1} : 4g)	評価対象線源	ウラン及びその娘核種からの γ 線	考慮する遮蔽体の材質、密度、厚さ	鉄 : <u>7.2g/cm³</u> <u>0.12cm</u> (ドラム缶)	<p>表 1 放射線業務従事者の実効線量の評価に用いた条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価条件</th> <th>評価条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>線源物質データ</td> <td>酸化ウラン : <u>34 g</u> (U : O₂=7.44 : 1=30^g_g^{※1} : 4 g)</td> </tr> <tr> <td>評価対象線源</td> <td>ウラン及びその子孫核種からの γ 線</td> </tr> <tr> <td>考慮する遮蔽体の材質、密度、厚さ</td> <td>鉄 : <u>7.2 g/cm³</u> <u>0.12 cm</u> (ドラム缶)</td> </tr> </tbody> </table>	評価条件	評価条件	線源物質データ	酸化ウラン : <u>34 g</u> (U : O ₂ =7.44 : 1=30 ^g _g ^{※1} : 4 g)	評価対象線源	ウラン及びその子孫核種からの γ 線	考慮する遮蔽体の材質、密度、厚さ	鉄 : <u>7.2 g/cm³</u> <u>0.12 cm</u> (ドラム缶)	<ul style="list-style-type: none"> ・表記の見直しを図るため。 ・誤記修正のため。
評価条件	評価条件																	
線源物質データ	酸化ウラン <u>34g</u> (U: O ₂ =7.44 : 1=30 ^g _g ^{※1} : 4g)																	
評価対象線源	ウラン及びその娘核種からの γ 線																	
考慮する遮蔽体の材質、密度、厚さ	鉄 : <u>7.2g/cm³</u> <u>0.12cm</u> (ドラム缶)																	
評価条件	評価条件																	
線源物質データ	酸化ウラン : <u>34 g</u> (U : O ₂ =7.44 : 1=30 ^g _g ^{※1} : 4 g)																	
評価対象線源	ウラン及びその子孫核種からの γ 線																	
考慮する遮蔽体の材質、密度、厚さ	鉄 : <u>7.2 g/cm³</u> <u>0.12 cm</u> (ドラム缶)																	

変更前	
線源領域のモデル化	ウラン粉末：球線源 半径 <u>1.6cm</u> 線源物質：酸化ウラン <u>2g/cm²</u> ^{**2}
遮蔽定数	線量換算係数：ICRP Pub. 74 ⁽⁴⁾ データの値

※1：応用試験棟の固体廃棄物搬出先であるウラン廃棄物処理施設でのドラム缶1本あたりの実測値に基づき保守側に設定した値 30gU/本 を使用
 ※2：晶析製品転換後の燃料製造適応性評価⁽⁶⁾より、酸化ウラン粉末の密度は1.0~3.0g/cm³程度であることから、本評価では酸化ウラン粉末の密度を 2g/cm³ とする（表2中も同）

表2 管理区域境界の実効線量の評価に用いた条件

	個別評価対象物	評価条件
線源物質データ	ドラム缶（固体廃棄施設内）	酸化ウラン 8 712.3g (U：O ₂ =7.44：1=7 680g ^{**1} ：1 032.3g)
	抽出システム試験装置	ウラン 105 kg (350g/L ^{**2} ×300L ^{**3})
	ウラン溶液蒸発濃縮設備	ウラン 280 kg (350g/L ^{**4} ×800L ^{**5})
	溶融塩電解試験・酸化処理装置内のフード2個	酸化ウラン 1 134g (U：O ₂ =7.44：1=1 000g ^{**6} ：134g)
評価対象線源	ドラム缶（固体廃棄施設内）	ウラン及びその娘核種からのγ線
	抽出システム試験装置	
	ウラン溶液蒸発濃縮設備	
	溶融塩電解試験・酸化処理装置内のフード2個	
考慮する遮蔽体の材質、密度、厚さ	ドラム缶（固体廃棄施設内）	鉄（ドラム缶；図2.1中「X」）： <u>7.2g/cm³</u> 0.12cm（図2.1中「b」）
	抽出システム試験装置	無し ^{**7} （図2.2中「X」無し、「b=0」）
	ウラン溶液蒸発濃縮設備	ステンレス鋼（受槽；図2.2中「X」）： <u>7.2g/cm³</u> 0.4cm（図2.2中「b」）
	溶融塩電解試験・酸化処理装置内のフード2個	フード遮蔽考慮せず ^{**8} （図2.1中「X」無し、「b=0」）
線源領域のモデル化	ドラム缶（固体廃棄施設内）	ウラン粉末（図2.1中「Z」）：球線源 半径 <u>10.1cm</u> （図2.1中「a/2」） 線源物質：酸化ウラン <u>2g/cm²</u>
	抽出システム試験装置	ウラン溶液（図2.2中「Z」）：円柱線源 半径 <u>39.0cm</u> （図2.2中「a/2」） 高さ <u>62.8cm</u> （図2.2中「d」） 線源物質：水 <u>1g/cm³</u>
	ウラン溶液蒸発濃縮設備	ウラン溶液（図2.2中「Z」）：円柱線源 半径 <u>47.5cm</u> （図2.2中「a/2」） 高さ <u>113.0cm</u> （図2.2中「d」） 線源物質：水 <u>1g/cm³</u>
	溶融塩電解試験・酸化処理装置内のフード2個	ウラン粉末（図2.1中「Z」）：球線源 半径 <u>5.1cm</u> （図2.1中「a/2」） 線源物質：酸化ウラン <u>2g/cm²</u>
	遮蔽定数	線量換算係数：ICRP Pub. 74 ⁽⁴⁾ データの値

補正後	
線源領域のモデル化	ウラン粉末：球線源 半径 <u>1.6 cm</u> 線源物質：酸化ウラン <u>2 g/cm²</u> ^{**2}
遮蔽定数	線量換算係数：ICRP Pub. 74 ⁽⁴⁾ データの値

※1：応用試験棟の固体廃棄物搬出先であるウラン廃棄物処理施設でのドラム缶1本あたりの実測値に基づき保守側に設定した値 30 gU/本 を使用
 ※2：晶析製品転換後の燃料製造適応性評価⁽⁶⁾より、酸化ウラン粉末の密度は1.0~3.0 g/cm³程度であることから、本評価では酸化ウラン粉末の密度を 2 g/cm³ とする（表2中も同じ）

表2 管理区域境界の実効線量の評価に用いた条件

	個別評価対象物	評価条件
線源物質データ	ドラム缶（固体廃棄施設内）	酸化ウラン 8 712.3 g (U：O ₂ =7.44：1=7 680 g ^{**1} ：1 032.3 g)
	抽出システム試験装置	ウラン 105 kg (350 g/L ^{**2} ×300 L ^{**3})
	ウラン溶液蒸発濃縮設備	ウラン 280 kg (350 g/L ^{**4} ×800 L ^{**5})
	溶融塩電解試験・酸化処理装置内のフード2基	酸化ウラン 1 134 g (U：O ₂ =7.44：1=1 000 g ^{**6} ：134 g)
評価対象線源	ドラム缶（固体廃棄施設内）	ウラン及びその子孫核種からのγ線
	抽出システム試験装置	
	ウラン溶液蒸発濃縮設備	
	溶融塩電解試験・酸化処理装置内のフード2基	
考慮する遮蔽体の材質、密度、厚さ	ドラム缶（固体廃棄施設内）	鉄（ドラム缶；図2.1中「X」）： <u>7.2 g/cm³</u> 0.12 cm（図2.1中「b」）
	抽出システム試験装置	無し ^{**7} （図2.2中「X」無し、「b=0」）
	ウラン溶液蒸発濃縮設備	ステンレス鋼（受槽；図2.2中「X」）： <u>7.2 g/cm³</u> 0.4 cm（図2.2中「b」）
	溶融塩電解試験・酸化処理装置内のフード2基	フード遮蔽考慮せず ^{**8} （図2.1中「X」無し、「b=0」）
線源領域のモデル化	ドラム缶（固体廃棄施設内）	ウラン粉末（図2.1中「Z」）：球線源 半径 <u>10.1 cm</u> （図2.1中「a/2」） 線源物質：酸化ウラン <u>2 g/cm²</u>
	抽出システム試験装置	ウラン溶液（図2.2中「Z」）：円柱線源 半径 <u>39.0 cm</u> （図2.2中「a/2」） 高さ <u>62.8 cm</u> （図2.2中「d」） 線源物質：水 <u>1 g/cm³</u>
	ウラン溶液蒸発濃縮設備	ウラン溶液（図2.2中「Z」）：円柱線源 半径 <u>47.5 cm</u> （図2.2中「a/2」） 高さ <u>113.0 cm</u> （図2.2中「d」） 線源物質：水 <u>1 g/cm³</u>
	溶融塩電解試験・酸化処理装置内のフード2基	ウラン粉末（図2.1中「Z」）：球線源 半径 <u>5.1 cm</u> （図2.1中「a/2」） 線源物質：酸化ウラン <u>2 g/cm²</u>
	遮蔽定数	線量換算係数：ICRP Pub. 74 ⁽⁴⁾ データの値

・表記の見直しを図るため。
 ・表記及び表現の見直しを図るため。
 ・表記の見直しを図るため。
 ・誤記修正のため。

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>3. 火災等による損傷の防止</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 施設検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（以下「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>3.1 火災防止対策 (省略)</p> <p>3.2 爆発防止対策 本施設内で爆発事故の可能性があるのは、可燃性有機溶媒を使用する作業に限られる。危険物一般取扱所である工学試験室内の抽出システム試験装置では火気を使用しないととも、可燃性有機溶媒取扱い時はフード内を換気することで爆発、引火を防止する。 また、工学試験室以外の試験室のフード内で使用する可燃性有機溶媒は、第四類少量未満危険物制限量以内で取り扱うとともに、フード内を換気することで爆発、引火を防止する。</p> <p>3.3 火災の拡大防止対策 (省略)</p> <p>3.4 放射性廃棄物の火災防止対策 (省略)</p> <p>4. 立ち入りの防止 (省略)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p>	<p>3. 火災等による損傷の防止</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（次項において「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>3.1 火災防止対策 (変更なし)</p> <p>3.2 爆発防止対策 本施設内で爆発事故の可能性があるのは、可燃性有機溶媒を使用する作業に限られる。危険物一般取扱所である工学試験室内の抽出システム試験装置では火気を使用しないととも、可燃性有機溶媒を取扱うときはフード内を換気することで爆発、引火を防止する。 また、工学試験室以外の試験室のフード内で使用する可燃性有機溶媒は、第四類少量未満危険物を制限量以内で取り扱うとともに、フード内を換気することで爆発、引火を防止する。</p> <p>3.3 火災の拡大防止対策 (変更なし)</p> <p>3.4 放射性廃棄物の火災防止対策 (変更なし)</p> <p>4. 立ち入りの防止 (章題のみ変更)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p>	<p>・使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正（令和2年4月1日施行。以下、変更理由においては「法令改正」という。）のため。</p> <p>・表現の見直しを図るため。</p> <p>・法令改正のため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>5. 自然現象による影響の考慮</p> <div data-bbox="120 328 1041 413" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第六条 使用施設等（施設検査対象施設は除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p> </div> <p>5.1 施設の地盤 (省略)</p> <p>5.2 地震による損傷の防止 (省略)</p> <p>5.3 津波による損傷の防止 本施設は、核燃料サイクル工学研究所の北側中央部に位置し、海岸から約 <u>600m</u>、海拔約 <u>8.5 m</u> の場所に設置しているため、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。</p> <p>5.4 外部からの衝撃による損傷の防止 本施設は、建築基準法に従い風圧力、積雪等の外力も考慮した設計を行っており、台風や積雪等による被害を受けるおそれは少ない。 また、応用試験棟近傍には比較的大きな一級河川として久慈川と新川があるが、久慈川は北方に約 <u>5 km</u> 離れており、新川は水量が少ないため、河川の氾濫による洪水のおそれはない。</p> <p>6. 核燃料物質の臨界防止 (省略)</p> <div data-bbox="120 1038 1041 1169" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第七条 施設検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 施設検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p> </div>	<p>5. 自然現象による影響の考慮</p> <div data-bbox="1070 328 1991 413" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第六条 使用施設等（使用前検査対象施設は除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p> </div> <p>5.1 施設の地盤 (変更なし)</p> <p>5.2 地震による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>5.3 津波による損傷の防止 本施設は、核燃料サイクル工学研究所の北側中央部に位置し、海岸から約 <u>600 m</u>、海拔約 <u>8.5 m</u> の場所に設置しているため、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。</p> <p>5.4 外部からの衝撃による損傷の防止 本施設は、建築基準法に従い風圧力、積雪等の外力も考慮した設計を行っており、台風や積雪等による被害を受けるおそれは少ない。 また、応用試験棟近傍には比較的大きな一級河川として久慈川と新川があるが、久慈川は北方に約 <u>5 km</u> 離れており、新川は水量が少ないため、河川の氾濫による洪水のおそれはない。</p> <p>6. 核燃料物質の臨界防止 (規則条文のみ変更)</p> <div data-bbox="1070 1038 1991 1169" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第七条 使用前検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p> </div>	<p>・法令改正のため。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p> <p>・法令改正のため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>7. 施設検査対象施設の地盤 (省略)</p> <p>八条 施設検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。）にあっては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該施設検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>7. 使用前検査対象施設の地盤 (章題及び規則条文のみ変更)</p> <p>第八条 使用前検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する使用前検査対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。）にあっては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該使用前検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>8. 地震による損傷の防止 (省略)</p> <p>第九条 施設検査対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある施設検査対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>8. 地震による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第九条 使用前検査対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある使用前検査対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>9. 津波による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十条 施設検査対象施設は、その供用中に当該施設検査対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>9. 津波による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十条 使用前検査対象施設は、その供用中に当該使用前検査対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>10. 外部からの 衝撃による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十一条 <u>施設検査対象施設</u>は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 <u>施設検査対象施設</u>は、<u>工場若しくは事業所</u>（以下「工場等」という。）内又はその周辺において想定される<u>当該施設検査対象施設</u>の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>10. 外部からの 衝撃による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十一条 <u>使用前検査対象施設</u>は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 <u>使用前検査対象施設</u>は、<u>工場等</u>内又はその周辺において想定される<u>当該使用前検査対象施設</u>の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>11. <u>施設検査対象施設</u>への人の不法な侵入等の防止 (省略)</p> <p>第十二条 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、<u>施設検査対象施設</u>への人の不法な侵入、<u>施設検査対象施設</u>に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>11. <u>使用前検査対象施設</u>への人の不法な侵入等の防止 (章題及び規則条文のみ変更)</p> <p>第十二条 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、<u>使用前検査対象施設</u>への人の不法な侵入、<u>使用前検査対象施設</u>に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>12. 溢水による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十三条 <u>施設検査対象施設</u>は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>12. 溢水による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十三条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (省略)</p> <p>第十四条 <u>施設検査対象施設</u>は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十四条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>14. 飛散物による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十五条 <u>施設検査対象施設</u>は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>14. 飛散物による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十五条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (省略)</p> <p>第十六条 <u>施設検査対象施設</u>は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十六条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>16. 環境条件を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十七条 <u>施設検査対象施設</u>は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>16. 環境条件を考慮した設計 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十七条 <u>使用前検査対象施設</u>は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>17. 検査等を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十八条 <u>施設検査対象施設</u>は、<u>当該施設検査対象施設</u>の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>17. 検査等を考慮した設計 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十八条 <u>使用前検査対象施設</u>は、<u>当該使用前検査対象施設</u>の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>18. <u>施設検査対象施設</u>の共用 (省略)</p> <p>第十九条 <u>施設検査対象施設</u>は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、<u>施設検査対象施設</u>の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>18. <u>使用前検査対象施設</u>の共用 (章題及び規則条文のみ変更)</p> <p>第十九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、<u>使用前検査対象施設</u>の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>23. 廃棄施設</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p> <p>23.1 気体状の放射性廃棄物管理</p> <p>23.1.1 気体状の放射性廃棄物の管理方法 (省略)</p>	<p>また、出入口には「貯蔵室」及び「許可なくして立ち入りを禁ずる」旨の表示を行う。</p> <p>23. 廃棄施設</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p> <p>23.1 気体状の放射性廃棄物管理</p> <p>23.1.1 気体状の放射性廃棄物の管理方法 (変更なし)</p>	<p>いるが、法令要求事項である記載の明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変更はなく、設計変更及び工事も伴わない。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>固体廃棄施設のほかに使用施設がある室は、試験室 3 及び工学試験室である。また、固体廃棄施設の<u>他に</u>液体廃棄施設がある室は廃液処理室である。各施設の空気中の放射性物質濃度を、①の評価方法により算出し、それぞれ評価する。その結果、空気中の放射性物質濃度が<u>もっと高い室は</u>、廃水処理室であり、廃水処理室についての評価条件を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固体廃棄施設について、核燃料物質で汚染された放射性廃棄物を収納したドラム缶を保管するが、ドラム缶からの空気中への放射性物質の漏洩は無いものとする。 ・液体廃棄施設の廃水処理設備では、ウラン溶液を沈澱分離させ、溶液中のウランを沈澱物として開放状態で回収するため、評価対象をウラン粉末とする。なお、沈澱分離操作は化学反応を伴うため取扱行為による係数は「10」とし、沈澱物を開放状態で回収するため、閉じ込め性による係数は「1」とする。廃水処理設備において、ウラン粉末をウラン量で 250 g (想定される最大使用量) 取り扱うとし、本室内の排気量を $5\ 880\text{m}^3/\text{h}$ (設計風量) として評価する。なお、この評価値は濃度限度と比較して十分低いため、放射線業務従事者の内部被ばくへの影響はない。 <p>③ 評価結果</p> <p>上記①②を基に、「固体廃棄施設のみ室」及び「固体廃棄施設のほか核燃料物質の使用施設や液体廃棄施設がある室」の空気中の放射性物質濃度の評価を行った結果は以下の通りであり、線量告示に定める放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度である $3 \times 10^{-9}\text{Bq}/\text{cm}^3$ を超えることはない。</p> <p>i) 固体廃棄施設のみ室 : ドラム缶からの空気中への放射性物質の漏洩は無し</p> <p>ii) 固体廃棄施設のほかに液体廃棄施設がある室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固体廃棄施設 : ドラム缶からの空気中への放射性物質の漏洩は無し ・液体廃棄施設 : $1.4 \times 10^{-9}\text{Bq}/\text{cm}^3$ 	<p>固体廃棄施設のほかに使用施設がある室は、試験室 3 及び工学試験室である。また、固体廃棄施設の<u>ほかに</u>液体廃棄施設がある室は廃液処理室である。各施設の空気中の放射性物質濃度を、①の評価方法により算出し、それぞれ評価する。その結果、空気中の放射性物質濃度が<u>最も高い室は</u>廃水処理室であり、廃水処理室についての評価条件を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固体廃棄施設について、核燃料物質で汚染された放射性廃棄物を収納したドラム缶を保管するが、ドラム缶から空気中へ放射性物質の漏えいは無いものとする。 ・液体廃棄施設の廃水処理設備では、ウラン溶液を沈澱分離させ、溶液中のウランを沈澱物として開放状態で回収するため、評価対象をウラン粉末とする。なお、沈澱分離操作は化学反応を伴うため取扱行為による係数は「10」とし、沈澱物を開放状態で回収するため、閉じ込め性による係数は「1」とする。廃水処理設備において、ウラン粉末をウラン量で 250 g (想定される最大使用量) 取り扱うとし、本室内の排気量を $5\ 880\text{m}^3/\text{h}$ (設計風量) として評価する。なお、この評価値は濃度限度と比較して十分低いため、放射線業務従事者の内部被ばくに影響はない。 <p>③ 評価結果</p> <p>上記①②を基に、「固体廃棄施設のみ室」及び「固体廃棄施設のほか核燃料物質の使用施設や液体廃棄施設がある室」の空気中の放射性物質濃度の評価を行った結果は以下のとおりであり、線量告示に定める放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度である $3 \times 10^{-9}\text{Bq}/\text{cm}^3$ を超えることはない。</p> <p>i) 固体廃棄施設のみ室 : ドラム缶からの空気中への放射性物質の漏えいは無し</p> <p>ii) 固体廃棄施設のほかに液体廃棄施設がある室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固体廃棄施設 : ドラム缶からの空気中への放射性物質の漏えいは無し ・液体廃棄施設 : $1.4 \times 10^{-9}\text{Bq}/\text{cm}^3$ 	<ul style="list-style-type: none"> ・表現の見直しを図るため。 ・表現の見直しを図るため。 ・表記の見直しを図るため。 ・表現の見直しを図るため。 ・表記の見直しを図るため。
<p>23.2 液体状の放射性廃棄物管理 (省略)</p>	<p>23.2 液体状の放射性廃棄物管理 (変更なし)</p>	
<p>23.3 固体状の放射性廃棄物管理</p> <p>本施設のウラン系固体廃棄物の廃棄施設として、応用試験棟の地階には廃棄物保管室、廃液処理室、1 階には工学試験室、機器除染室、3 階には試験室 3 がある。また、ウラン廃棄物処理施設があり、その位置はウラン廃棄物処理施設 (別冊 8) による。</p> <p>施設内で発生する固体廃棄物は、可燃性、難燃性及び不燃性に区分するとともに、ウラン廃棄物処理施設へ運搬する。</p> <p>なお、固体廃棄物は金属製の容器又は金属製保管庫に入れ、<u>運搬</u>までの間、区画等の放射線障害防止措置を講じた施設内の固体廃棄施設に置く。</p> <p>施設内の固体廃棄施設に置く廃棄物は、汚染の拡大防止措置を施したエリアにおいて、廃棄物の種類毎に分別、詰め替えを行う。</p>	<p>23.3 固体状の放射性廃棄物管理</p> <p>本施設のウラン系固体廃棄物の廃棄施設として、応用試験棟の地階には廃棄物保管室、廃液処理室、1 階には工学試験室、機器除染室、3 階には試験室 3 がある。また、ウラン廃棄物処理施設があり、その位置はウラン廃棄物処理施設 (別冊 8) による。</p> <p>施設内で発生する固体廃棄物は、可燃性、難燃性及び不燃性に区分するとともに、ウラン廃棄物処理施設へ運搬する。</p> <p>なお、固体廃棄物は金属製の容器又は金属製保管庫に入れ、<u>搬出</u>までの間、区画等の放射線障害防止措置を講じた施設内の固体廃棄施設に置く。</p> <p>施設内の固体廃棄施設に置く廃棄物は、汚染の拡大防止措置を施したエリアにおいて、廃棄物の種類毎に分別、詰め替えを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現の見直しを図るため。

変 更 前	補 正 後	変更理由																				
<p>固体廃棄物の処理及び保管については、下部要領等で定めた方法で行う。 施設内の各固体廃棄施設での保管数量は、次表のとおりである。なお、各保管能力はウラン廃棄物処理施設の内数である。</p> <table border="1" data-bbox="192 416 1016 619"> <thead> <tr> <th>保管場所の名称</th> <th>保管能力 (200L ドラム缶換算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物保管室</td> <td>30本</td> </tr> <tr> <td>廃液処理室</td> <td>4本</td> </tr> <tr> <td>工学試験室の一部</td> <td>256本</td> </tr> <tr> <td>機器除染室</td> <td>10本</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載なし)</p> <p>24. 汚染を検査するための設備 (省略)</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあつては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	保管場所の名称	保管能力 (200L ドラム缶換算)	廃棄物保管室	30本	廃液処理室	4本	工学試験室の一部	256本	機器除染室	10本	<p>固体廃棄物の処理及び保管については、下部要領等で定めた方法で行う。 施設内の各固体廃棄施設での保管数量は、次表のとおりである。なお、各保管能力はウラン廃棄物処理施設の内数である。</p> <table border="1" data-bbox="1140 421 1966 624"> <thead> <tr> <th>保管場所の名称</th> <th>保管能力 (200 L ドラム缶換算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物保管室</td> <td>30本</td> </tr> <tr> <td>廃液処理室</td> <td>4本</td> </tr> <tr> <td>工学試験室の一部</td> <td>256本</td> </tr> <tr> <td>機器除染室</td> <td>10本</td> </tr> </tbody> </table> <p>23.4 標識の設置</p> <p>23.4.1 廃棄施設の標識 廃棄施設には標識を設ける。標識には、日本産業規格による放射能標識に「<u>廃棄施設</u>」及び「<u>許可なくして立入りを禁ず</u>」を記載する。</p> <p>23.4.2 排気及び排水設備の標識 排気及び排水設備には、日本産業規格による放射能標識に「<u>排気設備</u>」、「<u>排水設備</u>」並びに「<u>許可なくして触れることを禁ず</u>」を記載した標識を設ける。</p> <p>24. 汚染を検査するための設備 (変更なし)</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあつては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	保管場所の名称	保管能力 (200 L ドラム缶換算)	廃棄物保管室	30本	廃液処理室	4本	工学試験室の一部	256本	機器除染室	10本	<p>・ S I 単位への表記に記載を統一するため。</p> <p>・ 既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、法令要求事項である標識についての記載の明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることには変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</p>
保管場所の名称	保管能力 (200L ドラム缶換算)																					
廃棄物保管室	30本																					
廃液処理室	4本																					
工学試験室の一部	256本																					
機器除染室	10本																					
保管場所の名称	保管能力 (200 L ドラム缶換算)																					
廃棄物保管室	30本																					
廃液処理室	4本																					
工学試験室の一部	256本																					
機器除染室	10本																					

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>25. 監視設備 (省略)</p> <p>第二十六条 <u>施設検査対象施設</u>には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、<u>当該施設検査対象施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</u></p>	<p>25. 監視設備 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十六条 <u>使用前検査対象施設</u>には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、<u>当該使用前検査対象施設並びにその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</u></p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>26. 非常用電源設備 (省略)</p> <p>第二十七条 <u>施設検査対象施設</u>には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他<u>当該施設検査対象施設</u>の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p>	<p>26. 非常用電源設備 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十七条 <u>使用前検査対象施設</u>には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他<u>当該使用前検査対象施設</u>の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>27. 通信連絡設備等 (省略)</p> <p>第二十八条 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<p>27. 通信連絡設備等 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十八条 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>28. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 (省略)</p> <p>第二十九条 <u>施設検査対象施設</u>は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、<u>当該施設検査対象施設</u>から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>28. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、<u>当該使用前検査対象施設</u>から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>参考文献 (省略)</p>	<p>参考文献 (変更なし)</p>	

核燃料物質使用変更許可申請書の一部補正

新 旧 対 照 表

本文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本-1～7

本文図面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本図-1～2

添付書類1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・添1-1～8

(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に
関する説明書(事故に関するものを除く。))

洗濯場

変 更 前		補 正 後		変更理由	
1. 名称及び住所並びに代表者の氏名	(省略)	1. 名称及び住所並びに代表者の氏名	(変更なし)		
2. 使用の目的及び方法	(省略)	2. 使用の目的及び方法	(変更なし)		
3. 核燃料物質の種類	(省略)	3. 核燃料物質の種類	(変更なし)		
4. 使用の場所	(省略)	4. 使用の場所	(変更なし)		
5. 予定使用期間及び年間予定使用量	(省略)	5. 予定使用期間及び年間予定使用量	(変更なし)		
6. 使用済燃料の処分の方法	(省略)	6. 使用済燃料の処分の方法	(変更なし)		
7. 使用施設の位置、構造及び設備		7. 使用施設の位置、構造及び設備			
7-1 使用施設の位置		7-1 使用施設の位置		・表記の見直しを図るため。	
<table border="1"> <tr> <td>使用施設の位置</td> <td> (1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。 (2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所の中央部に位置し、海岸から650<u>m</u>、海拔約8.5<u>m</u>のところにある。 このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約8.5<u>m</u>以上の場所に設置しているため、河川の氾濫による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、建家は排水性が良く安定した地層に支持されているため、地すべり・陥没等のおそれはない。 (3) 使用施設の位置 使用施設は、洗濯物検査室及び洗濯室である。 洗濯場1階及び2階の平面図をそれぞれ図7-1-1及び図7-1-2に示す。 </td> </tr> </table>	使用施設の位置	(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。 (2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所の中央部に位置し、海岸から650 <u>m</u> 、海拔約8.5 <u>m</u> のところにある。 このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約8.5 <u>m</u> 以上の場所に設置しているため、河川の氾濫による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、建家は排水性が良く安定した地層に支持されているため、地すべり・陥没等のおそれはない。 (3) 使用施設の位置 使用施設は、洗濯物検査室及び洗濯室である。 洗濯場1階及び2階の平面図をそれぞれ図7-1-1及び図7-1-2に示す。	<table border="1"> <tr> <td>使用施設の位置</td> <td> (1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。 (2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所の中央部に位置し、海岸から650<u>m</u>、海拔約8.5<u>m</u>のところにある。 このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約8.5<u>m</u>以上の場所に設置しているため、河川の氾濫による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、建家は排水性が良く安定した地層に支持されているため、地すべり・陥没等のおそれはない。 (3) 使用施設の位置 使用施設は、洗濯物検査室及び洗濯室である。 洗濯場1階及び2階の平面図をそれぞれ図7-1-1及び図7-1-2に示す。 </td> </tr> </table>		使用施設の位置
使用施設の位置	(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。 (2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所の中央部に位置し、海岸から650 <u>m</u> 、海拔約8.5 <u>m</u> のところにある。 このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約8.5 <u>m</u> 以上の場所に設置しているため、河川の氾濫による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、建家は排水性が良く安定した地層に支持されているため、地すべり・陥没等のおそれはない。 (3) 使用施設の位置 使用施設は、洗濯物検査室及び洗濯室である。 洗濯場1階及び2階の平面図をそれぞれ図7-1-1及び図7-1-2に示す。				
使用施設の位置	(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。 (2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所の中央部に位置し、海岸から650 <u>m</u> 、海拔約8.5 <u>m</u> のところにある。 このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約8.5 <u>m</u> 以上の場所に設置しているため、河川の氾濫による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、建家は排水性が良く安定した地層に支持されているため、地すべり・陥没等のおそれはない。 (3) 使用施設の位置 使用施設は、洗濯物検査室及び洗濯室である。 洗濯場1階及び2階の平面図をそれぞれ図7-1-1及び図7-1-2に示す。				

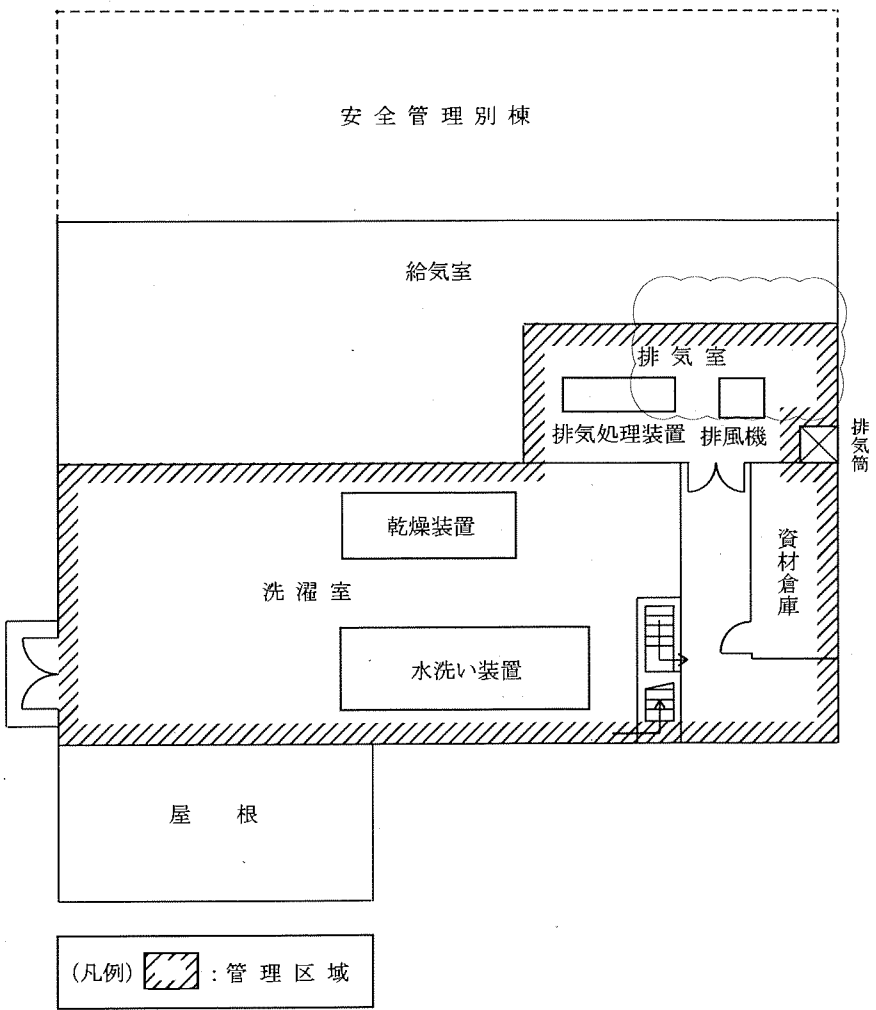

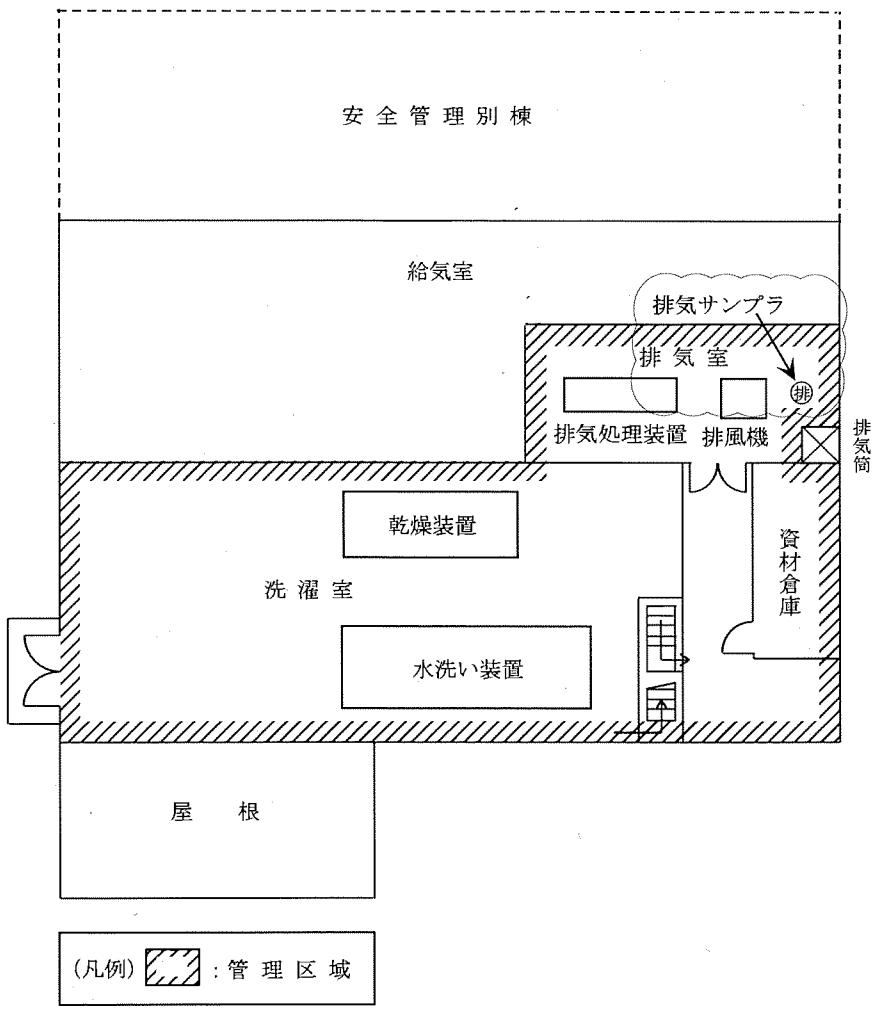

変更前				補正後				変更理由
7-2 使用施設の構造				7-2 使用施設の構造				
使用施設の名 称	構造	床面積 (㎡)	設計仕様	使用施設の名 称	構造	床面積 (㎡)	設計仕様	
洗濯場	鉄筋コンクリート 耐火構造 地上2階 洗濯場1階及び2階の平面図をそれぞれ図 7-1-1 及び図 7-1-2 に示す。	延床面積 約 600 1階 約 230 2階 約 370	耐震、構造強度：建築基準法に基づき、水平震度は0.2である。 耐火構造： 消防法 に基づく。 閉じ込め：管理区域内は外気に対して負圧にしうる。 主な仕上げ材質：管理区域内の床及び壁は除染が容易な材質で仕上げている。	洗濯場	鉄筋コンクリート 耐火構造 地上2階 洗濯場1階及び2階の平面図をそれぞれ図 7-1-1 及び図 7-1-2 に示す。	延床面積 約 600 1階 約 230 2階 約 370	耐震、構造強度：建築基準法に基づき、水平震度は0.2である。 耐火構造： 建築基準法 に基づく。 閉じ込め：管理区域内は外気に対して負圧にしうる。 主な仕上げ材質：管理区域内の床及び壁は除染が容易な材質で仕上げている。	・設計仕様の耐火構造に基づく法令名称の適正化を図るため。 ・既に使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「使用許可基準規則」という。）の要求事項を満足しているが、他の施設の核燃料物質使用変更許可申請書との整合を図るため、排気サンプラの個数及び仕様を明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を適合して
7-3 使用施設の設備				7-3 使用施設の設備				
使用設備の名称	個数	仕様		使用設備の名称	個数	仕様		
洗濯設備	1 式	水洗い装置、乾燥装置、ランドリーモニタ		洗濯設備	1 式	水洗い装置、乾燥装置、ランドリーモニタ		
放射線管理設備		洗濯場の放射線管理を行う。		放射線管理設備		洗濯場の放射線管理を行う。		
<u>(記載なし)</u>	<u>(記載なし)</u>			<u>排気サンブラ</u>	<u>1 式</u>	<u>集塵ろ紙式</u>		
その他	1 式	エアスニファ、 排気サンブラ 、β線用退出モニタ等		その他	1 式	エアスニファ、β線用退出モニタ等		
その他	1 式	通報設備		その他	1 式	通報設備		

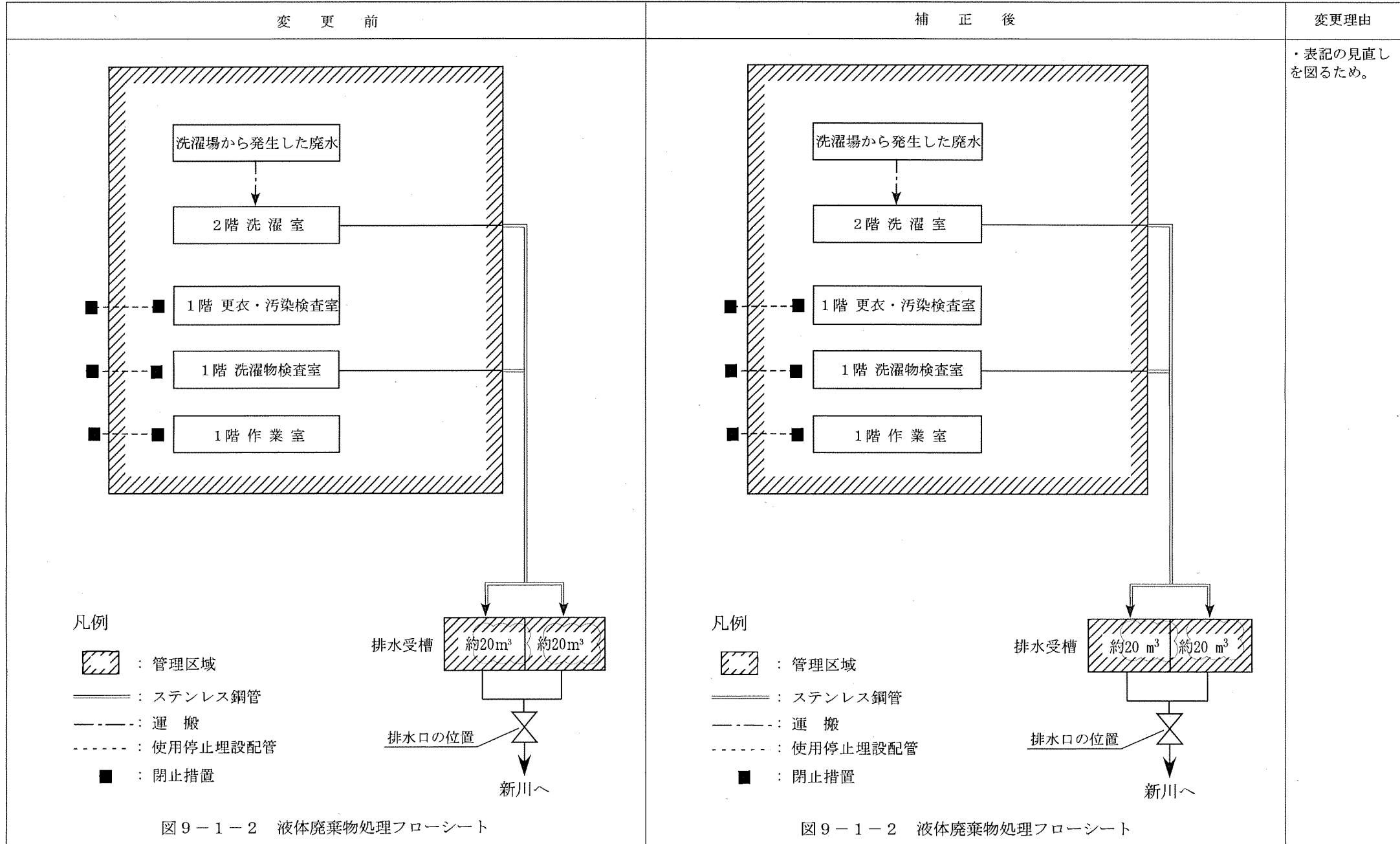
変 更 前		補 正 後		変更理由
9-1-3 気体廃棄施設の設備		9-1-3 気体廃棄施設の設備		
気体廃棄設備の名称	仕 様	気体廃棄設備の名称	仕 様	
排風機	1 台 排気能力 約9 200 m^3/h 耐震設計：水平震度 0.2 <u>(記載なし)</u>	排風機	1 台 排気能力 約9 200 m^3/h 耐震設計：水平震度 0.2 <u>標識：添付書類1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>	<p>・表記の見直しを図るため。</p> <p>・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、排風機の仕様に、標識の記載についての明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p> <p>・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、排気筒の仕様に、標識の記載についての明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基</p>
高性能エアフィルタ	1 段 捕集効率：0.15 μm 径の粒子に対して99.97%以上（単体として）。 管理区域の空気は、プレフィルタ及び高性能エアフィルタ1段を経て排気筒から排出する。	高性能エアフィルタ	1 段 捕集効率：0.15 μm 径の粒子に対して99.97%以上（単体として）。 管理区域の空気は、プレフィルタ及び高性能エアフィルタ1段を経て排気筒から排出する。	
その他	1 式 排気筒 耐震設計：水平震度 0.2 <u>(記載なし)</u> 図9-1-1に洗濯場管理区域給排気系統図を示す。	その他	1 式 排気筒 耐震設計：水平震度 0.2 <u>標識：添付書類1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u> 図9-1-1に洗濯場管理区域給排気系統図を示す。	
放射線管理設備 その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	放射線管理設備 その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	
その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	

変更前				補正後				変更理由
9-2 液体廃棄施設 9-2-1 液体廃棄施設の位置 (省略) 9-2-2 液体廃棄施設の構造				9-2 液体廃棄施設 9-2-1 液体廃棄施設の位置 (変更なし) 9-2-2 液体廃棄施設の構造				準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。 ・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、排水受槽の設計仕様に、標識の記載についての明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。
液体廃棄施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様	液体廃棄施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様	
排水受槽	「7-2 使用施設の構造」と同じ。	—	モルタル防水仕上げ (記載なし)	排水受槽	「7-2 使用施設の構造」と同じ。	—	モルタル防水仕上げ <u>標識：人がみだりに排水受槽内に立ち入らないようにするため、添付書類1の「22. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>	

変 更 前		補 正 後		変更理由
9-2-3 液体廃棄施設の設備		9-2-3 液体廃棄施設の設備		
液体廃棄設備の名称	仕 様	液体廃棄設備の名称	仕 様	
排水受槽	<p>2基 容量：約 20m^3モルタル防水仕上げ 耐震設計：水平震度 0.2</p> <p><u>(記載なし)</u></p> <p>図 7-1-1 の洗濯場 1 階平面図内に排水受槽の配置図を、 図 9-1-2 に液体廃棄物処理フローシートを示す。</p>	排水受槽	<p>2基 容量：約 20m^3モルタル防水仕上げ 耐震設計：水平震度 0.2</p> <p><u>標識：添付書類 1 の「22. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u></p> <p>図 7-1-1 の洗濯場 1 階平面図内に排水受槽の配置図を、 図 9-1-2 に液体廃棄物処理フローシートを示す。</p>	
放射線管理設備 その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	放射線管理設備 その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	
その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	

変更前				補正後				変更理由
9-3 固体廃棄施設 9-3-1 固体廃棄施設の位置 (省略) 9-3-2 固体廃棄施設の構造				9-3 固体廃棄施設 9-3-1 固体廃棄施設の位置 (変更なし) 9-3-2 固体廃棄施設の構造				
固体廃棄施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様	固体廃棄施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様	
洗濯場	「7-2 使用施設の構造」と同じ。	「7-2 使用施設の構造」と同じ。		洗濯場	「7-2 使用施設の構造」と同じ。	「7-2 使用施設の構造」と同じ。		・S I 単位への表記に記載を統一するため。 ・表記の見直しを図るため。 ・既に使用許可基準規則の要求事項を満足しているが、廃棄物保管室の設計仕様について、標識の記載についての明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変更はなく、設計変更及び工事も伴わない。
廃棄物保管室		約7	最大保管数量： <u>2000</u> ドラム缶 換算で <u>2本</u> ^(注) <u>(記載なし)</u>	廃棄物保管室		約7	最大保管数量： <u>200 L</u> ドラム 缶換算で <u>2本</u> ^(注) <u>標識：人がみだりに廃棄物保管室内に立ち入らないようにするため、添付書類1の「22. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>	
(注) ウラン系廃棄物貯蔵施設及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設の保管能力45 600本の内数である。				(注) ウラン系廃棄物貯蔵施設及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設の保管能力45 600本の内数である。				
9-3-3 固体廃棄施設の設備 (省略)				9-3-3 固体廃棄施設の設備 (変更なし)				

変更前	補正後	変更理由
 <p>安全管理別棟</p> <p>給気室</p> <p>排気室</p> <p>排気処理装置 排風機</p> <p>洗濯室</p> <p>乾燥装置</p> <p>水洗い装置</p> <p>資材倉庫</p> <p>屋根</p> <p>(凡例)  : 管理区域</p>	 <p>安全管理別棟</p> <p>給気室</p> <p>排気室</p> <p>排気サンプラ</p> <p>排気処理装置 排風機</p> <p>洗濯室</p> <p>乾燥装置</p> <p>水洗い装置</p> <p>資材倉庫</p> <p>屋根</p> <p>(凡例)  : 管理区域</p>	<p>・既に使用許可基準規則を満足しているが、気体廃棄施設の設備に記載されている排気サンプラについて、排気サンプラの位置を明確化する。なお、本変更により、使用許可基準規則を満足していることに変更はなく、設計変更及び工事も伴わない。</p>
<p>図 7 - 1 - 2 洗濯場 2 階平面図</p>	<p>図 7 - 1 - 2 洗濯場 2 階平面図</p>	



変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>1. 閉じ込めの機能</p> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> <p>1.1 概要 (省略)</p> <p>1.2 換気設備 (省略)</p> <p>1.3 管理区域</p> <p>本施設の管理区域内において放射線業務従事者が遵守すべき一般的原則を次に示す。</p> <p>(1) 管理区域への立入りは所定の出入口のみを使用し、他の出入口は緊急時及び特別の許可のある場合以外は使用しない。</p> <p>(2) 管理区域外への退出の際には、所定の出入口に設置される退出モニタ又はサーベイメータにより汚染を検査し、異常のないことを確認した後に退出する。</p> <p>(3) 管理区域へ立入るための必要防護装備は、作業衣、作業靴である。これらの防護装備の着脱は原則として更衣・汚染検査室において行う。その他作業内容に応じてゴム手袋等を使用する。</p> <p>(4) 管理区域内で使用する防護装備、作業衣等は、管理区域外では使用しない。</p> <p>(5) 管理区域内で作業を行う者及び一時立入りを許可された者は、TLDバッジを装着する。</p> <p>(6) 管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する。</p> <p>(7) 管理区域外に物品を搬出する場合には、必ず搬出サーベイを行い、汚染のないことを確認した後搬出する。</p> <p>2. 遮蔽 (省略)</p> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p>	<p>1. 閉じ込めの機能</p> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> <p>1.1 概要 (変更なし)</p> <p>1.2 換気設備 (変更なし)</p> <p>1.3 管理区域</p> <p>本施設の管理区域内において放射線業務従事者が遵守すべき一般的原則を次に示す。</p> <p>(1) 管理区域への立入りは所定の出入口のみを使用し、他の出入口は緊急時及び特別の許可のある場合以外は使用しない。</p> <p>(2) 管理区域外への退出の際には、所定の出入口に設置される退出モニタ又はサーベイメータにより汚染を検査し、異常のないことを確認した後に退出する。</p> <p>(3) 管理区域へ立入るための必要防護装備は、作業衣、作業靴である。これらの防護装備の着脱は原則として更衣・汚染検査室において行う。その他作業内容に応じてゴム手袋等を使用する。</p> <p>(4) 管理区域内で使用する防護装備、作業衣等は、管理区域外では使用しない。</p> <p>(5) 管理区域内で作業を行う者及び一時立入りを許可された者は、個人線量計を装着する。</p> <p>(6) 管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する。</p> <p>(7) 管理区域外に物品を搬出する場合には、必ず搬出サーベイを行い、汚染のないことを確認した後搬出する。</p> <p>2. 遮蔽 (変更なし)</p> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p>	<p>・許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可(令和4年12月20日付け原規規発第2212203号)を受けて規定済みの個人線量計の種類を特定しない記載への変更内容と整合を図るため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>3. 火災等による損傷の防止 (省略)</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 施設検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（以下「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>3. 火災等による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（次項において「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正（令和2年4月1日施行。以下、変更理由においては「法令改正」という。）のため。</p>
<p>4. 立ち入りの防止 (省略)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかかな場合は、この限りでない。</p>	<p>4. 立入りの防止 (章題のみ変更)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかかな場合は、この限りでない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>5. 自然現象による影響の考慮</p> <p>第六条 使用施設等（施設検査対象施設は除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>5.1 施設の地盤 建家は排水性が良く安定した地層に支持されているため、地すべり・陥没等のおそれはない。</p> <p>5.2 地震による損傷の防止 本施設の耐震・構造強度は、建築基準法に基づき水平震度0.2で設計している。</p> <p>5.3 津波による損傷の防止 本施設は、核燃料サイクル工学研究所の中央部に位置し、海岸から約650m、海拔約8.5mの排水性の良いところにあり、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。</p> <p>5.4 外部からの衝撃による損傷の防止 本施設は、建築基準法に従い風圧力、積雪等の外力も考慮した設計を行っており、台風</p>	<p>5. 自然現象による影響の考慮</p> <p>第六条 使用施設等（使用前検査対象施設は除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>5.1 施設の地盤 建家は排水性が良く安定した地層に支持されているため、地すべり・陥没等のおそれはない。</p> <p>5.2 地震による損傷の防止 本施設の耐震・構造強度は、建築基準法に基づき水平震度0.2で設計している。</p> <p>5.3 津波による損傷の防止 本施設は、核燃料サイクル工学研究所の中央部に位置し、海岸から約650m、海拔約8.5mの排水性の良いところにあり、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。</p> <p>5.4 外部からの衝撃による損傷の防止 本施設は、建築基準法に従い風圧力、積雪等の外力も考慮した設計を行っており、台風</p>	<p>・法令改正のため。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>や積雪等による被害を受けるおそれは少ない。 また、洗濯場近傍には比較的大きな一級河川として久慈川と新川があるが、久慈川は北方に約5 <u>km</u>離れており、新川は水量が少ないため、河川の氾濫による洪水のおそれはない。</p> <p>6. 核燃料物質の臨界防止 (省略)</p> <p>第七条 <u>施設検査対象施設</u>は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。 2 <u>施設検査対象施設</u>には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>や積雪等による被害を受けるおそれは少ない。 また、洗濯場近傍には比較的大きな一級河川として久慈川と新川があるが、久慈川は北方に約5 <u>km</u>離れており、新川は水量が少ないため、河川の氾濫による洪水のおそれはない。</p> <p>6. 核燃料物質の臨界防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第七条 <u>使用前検査対象施設</u>は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。 2 <u>使用前検査対象施設</u>には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>・表記の見直しを図るため。</p> <p>・法令改正のため。</p>
<p>7. <u>施設検査対象施設の地盤</u> (省略)</p> <p>第八条 <u>施設検査対象施設</u>は、次条第二項の規定により算定する地震力(安全機能を有する<u>施設</u>のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの(以下「<u>耐震重要施設</u>」という。)にあつては、同条第三項の地震力を含む。)が作用した場合においても<u>当該施設検査対象施設</u>を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。 2 <u>耐震重要施設</u>は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。 3 <u>耐震重要施設</u>は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>7. <u>使用前検査対象施設の地盤</u> (章題及び規則条文のみ変更)</p> <p>第八条 <u>使用前検査対象施設</u>は、次条第二項の規定により算定する地震力(安全機能を有する<u>使用前検査対象施設</u>のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの(以下この条及び次条において「<u>耐震重要施設</u>」という。)にあつては、同条第三項の地震力を含む。)が作用した場合においても<u>当該使用前検査対象施設</u>を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。 2 <u>耐震重要施設</u>は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。 3 <u>耐震重要施設</u>は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>8. 地震による損傷の防止 (省略)</p> <p>第九条 <u>施設検査対象施設</u>は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。 2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある<u>施設検査対象施設</u>の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。 3 <u>耐震重要施設</u>は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。 4 <u>耐震重要施設</u>は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>8. 地震による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。 2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある<u>使用前検査対象施設</u>の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。 3 <u>耐震重要施設</u>は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。 4 <u>耐震重要施設</u>は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>9. 津波による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十条 <u>施設検査対象施設</u>は、その供用中に<u>当該施設検査対象施設</u>に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>9. 津波による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その供用中に<u>当該使用前検査対象施設</u>に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十一条 施設検査対象施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 施設検査対象施設は、工場若しくは事業所（以下「工場等」という。）内又はその周辺において想定される当該施設検査対象施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十一条 使用前検査対象施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 使用前検査対象施設は、工場等内又はその周辺において想定される当該使用前検査対象施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>11. 施設検査対象施設への人の不法な侵入等の防止 (省略)</p> <p>第十二条 施設検査対象施設が設置される工場等には、施設検査対象施設への人の不法な侵入、施設検査対象施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 施設検査対象施設が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>11. 使用前検査対象施設への人の不法な侵入等の防止 (章題及び規則条文のみ変更)</p> <p>第十二条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、使用前検査対象施設への人の不法な侵入、使用前検査対象施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>12. 溢水による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十三条 施設検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>12. 溢水による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十三条 使用前検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (省略)</p> <p>第十四条 施設検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十四条 使用前検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>14. 飛散物による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十五条 施設検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>14. 飛散物による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十五条 使用前検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (省略)</p> <p>第十六条 施設検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障(単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと(従属要因による多重故障を含む。)をいう。)が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十六条 使用前検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障(単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと(従属要因による多重故障を含む。)をいう。)が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>16. 環境条件を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十七条 施設検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>16. 環境条件を考慮した設計 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十七条 使用前検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>17. 検査等を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十八条 施設検査対象施設は、当該施設検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>17. 検査等を考慮した設計 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十八条 使用前検査対象施設は、当該使用前検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>18. 施設検査対象施設の共用 (省略)</p> <p>第十九条 施設検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、施設検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>18. 使用前検査対象施設の共用 (章題及び規則条文のみ変更)</p> <p>第十九条 使用前検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、使用前検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>19. 誤操作の防止 (省略)</p> <p>第二十条 施設検査対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>19. 誤操作の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十条 使用前検査対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>20. 安全避難通路等 (省略)</p> <p>第二十一条 施設検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</p> <p>二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明</p> <p>三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用の照明を除く。)及びその専用の電源</p>	<p>20. 安全避難通路等 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十一条 使用前検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</p> <p>二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明</p> <p>三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用の照明を除く。)及びその専用の電源</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>21. 設計評価事故時の放射線障害の防止 (省略)</p> <p>第二十二条 施設検査対象施設は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p>	<p>21. 設計評価事故時の放射線障害の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十二条 使用前検査対象施設は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>22. 貯蔵施設 (省略)</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。 二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。 三 標識を設けるものであること。 <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>22. 貯蔵施設 (変更なし)</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。 二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。 三 標識を設けるものであること。 <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	
<p>23. 廃棄施設</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。 二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。 <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。 二 外部と区画されたものであること。 三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。 四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。 <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	<p>23. 廃棄施設</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。 二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。 <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。 二 外部と区画されたものであること。 三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。 四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。 <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	
<p>23.1 気体状の放射性廃棄物管理 (省略)</p>	<p>23.1 気体状の放射性廃棄物管理 (変更なし)</p>	
<p>23.2 液体状の放射性廃棄物管理 (省略)</p>	<p>23.2 液体状の放射性廃棄物管理 (変更なし)</p>	
<p>23.3 固体状の放射性廃棄物管理</p> <p>本施設で発生する廃棄物は、可燃性、難燃性及び不燃性に区分し作業場所の近傍に置場を設定し、作業の間当該置場に置く。作業終了後、廃棄物は施設の廃棄施設に集積するとともに、廃棄するために必要に応じて分別、詰め替えをする。廃棄は、原則としてビニル袋等で二重梱包の上、200Lドラム缶等の容器に封入する。また、廃棄物容器に封入できない廃棄物はビニルシート等による二重梱包又は廃棄物の開口部を閉止フランジ等で密閉す</p>	<p>23.3 固体状の放射性廃棄物管理</p> <p>本施設で発生する廃棄物は、可燃性、難燃性及び不燃性に区分し作業場所の近傍に置場を設定し、作業の間当該置場に置く。作業終了後、廃棄物は施設の廃棄施設に集積するとともに、廃棄するために必要に応じて分別、詰め替えをする。廃棄は、原則としてビニル袋等で二重梱包の上、200Lドラム缶等の容器に封入する。また、廃棄物容器に封入できない廃棄物はビニルシート等による二重梱包又は廃棄物の開口部を閉止フランジ等で密閉す</p>	<p>・S I 単位への表記に記載を統一するため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>る汚染拡大防止の措置及び転倒防止の措置を施す。これら廃棄物は、本施設又はウラン廃棄物処理施設のウラン系廃棄物貯蔵施設若しくは第2ウラン系廃棄物貯蔵施設に保管する。焼却する場合は、カートンボックスに収納し焼却施設で焼却する。</p> <p>なお、廃棄物は、火災による損傷防止のため、金属製容器等で対策を講じるとともに、区画等の放射線障害防止措置を講じた場所に保管する。</p> <p style="text-align: center;">(記載なし)</p>	<p>る汚染拡大防止の措置及び転倒防止の措置を施す。これら廃棄物は、本施設又はウラン廃棄物処理施設のウラン系廃棄物貯蔵施設若しくは第2ウラン系廃棄物貯蔵施設に保管する。焼却する場合は、カートンボックスに収納し焼却施設で焼却する。</p> <p>なお、廃棄物は、火災による損傷防止のため、金属製容器等で対策を講じるとともに、区画等の放射線障害防止措置を講じた場所に保管する。</p> <p>23.4 標識の設置</p> <p>23.4.1 廃棄施設の標識 <u>廃棄施設には標識を設ける。標識には、日本産業規格による放射能標識に「廃棄施設」及び「許可なくして立入りを禁ず」を記載する。</u></p> <p>23.4.2 排気設備の標識 <u>排風機並びに排気筒には、日本産業規格による放射能標識に「排気設備」及び「許可なくして触れることを禁ず」を記載した標識を設ける。</u></p>	<p>・既に使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の要求事項を満足しているが、廃棄施設及び排気設備について、法令要求事項である標識についての記載の明確化を行う。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</p>
<p>24. 汚染を検査するための設備 (省略)</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあつては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>24. 汚染を検査するための設備 (変更なし)</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあつては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	
<p>25. 監視設備 (省略)</p> <p>第二十六条 <u>施設検査対象施設</u>には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、<u>当該施設検査対象施設</u>及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p>	<p>25. 監視設備 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十六条 <u>使用前検査対象施設</u>には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、<u>当該使用前検査対象施設</u>及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>26. 非常用電源設備 (省略)</p> <p>第二十七条 <u>施設検査対象施設</u>には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他<u>当該施設検査対象施設</u>の安全機能を確認するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p>	<p>26. 非常用電源設備 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十七条 <u>使用前検査対象施設</u>には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他<u>当該使用前検査対象施設</u>の安全機能を確認するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>27. 通信連絡設備等 (省略)</p> <p>第二十八条 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<p>27. 通信連絡設備等 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十八条 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>28. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 (省略)</p> <p>第二十九条 <u>施設検査対象施設</u>は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、<u>当該施設検査対象施設</u>から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>28. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、<u>当該使用前検査対象施設</u>から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

核燃料物質使用変更許可申請書の一部補正

新 旧 対 照 表

本文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本－1～5

本文図面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本図－1～3

添付書類1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・添1－1～8

(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に
関する説明書(事故に関するものを除く。))

安全管理棟

変更前		補正後		変更理由
1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (省略)		1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更なし)		
2. 使用の目的及び方法		2. 使用の目的及び方法		
目的番号	使用の目的	目的番号	使用の目的	
(1)	環境試料、排気・排水試料、作業環境試料、バイオアッセイ試料等に含まれるウラン及びプルトニウムの分析方法の開発並びに分析業務を行う。	(1)	環境試料、排気・排水試料、作業環境試料、バイオアッセイ試料等に含まれるウラン及びプルトニウムの分析方法の開発並びに分析業務を行う。	
(2)	放射線測定器の校正用のウラン及びプルトニウム標準線の作製並びに放射線測定器の校正を行う。	(2)	放射線測定器の校正用のウラン及びプルトニウム標準線の作製並びに放射線測定器の校正を行う。	
但し、上記目的は平和利用に限る。		但し、上記目的は平和利用に限る。		
目的番号	使用の方法	目的番号	使用の方法	・SI 単位への表記に記載を統一するため。
(1)	分析方法の開発及び分析業務 ① ウラン及びプルトニウムの標準溶液 ($4 \times 10^{-1} \sim 4 \times 10^2$ Bq/cm ³) の調整を行う。 ② ①で得た溶液のトレーサ量 (6×10 Bq 以下/件) を環境試料、排気・排水試料、作業環境試料に加え分析方法の検討を行い、また分析業務を行う。	(1)	分析方法の開発及び分析業務 ① ウラン及びプルトニウムの標準溶液 ($4 \times 10^{-1} \sim 4 \times 10^2$ Bq/cm ³) の調整を行う。 ② ①で得た溶液のトレーサ量 (6×10 Bq 以下/件) を環境試料、排気・排水試料、作業環境試料に加え分析方法の検討を行い、また分析業務を行う。	
(2)	放射線測定器校正用線源の調整及び校正 ① トレーサ量 ($4 \times 10^{-1} \sim 4 \times 10^3$ Bq) のウランあるいはプルトニウムをステンレス板に電着し焼付け処理により固定する。 ② ①により作製したウランあるいはプルトニウム電着線源を用いて放射線測定器の校正を行う。	(2)	放射線測定器校正用線源の調整及び校正 ① トレーサ量 ($4 \times 10^{-1} \sim 4 \times 10^3$ Bq) のウランあるいはプルトニウムをステンレス板に電着し焼付け処理により固定する。 ② ①により作製したウランあるいはプルトニウム電着線源を用いて放射線測定器の校正を行う。	
共通	上記の各目的番号に示す核燃料物質の使用に伴って発生し、廃棄施設へ廃棄する前段階のものであって、これから廃棄しようとするものを取り扱う作業を行う。 ① 汚染の拡大防止のための梱包 フード又は管理区域内で不要となった物品等のうち、汚染拡大防止措置が必要なものを、ビニルシート又はビニル袋等により梱包する。 ② 所定の容器への収納 上記①で発生したものを所定の容器に収納する。 ③ その他上記に関連する作業 運搬、選別、詰め替え等を行う。 これらの作業時には、火災防止(上記①、②及び③で発生したものの金属製容器又は金属製保管庫への収納等)、その他の保安上必要な措置を講じる。	共通	上記の各目的番号に示す核燃料物質の使用に伴って発生し、廃棄施設へ廃棄する前段階のものであって、これから廃棄しようとするものを取り扱う作業を行う。 ① 汚染の拡大防止のための梱包 フード又は管理区域内で不要となった物品等のうち、汚染拡大防止措置が必要なものを、ビニルシート又はビニル袋等により梱包する。 ② 所定の容器への収納 上記①で発生したものを所定の容器に収納する。 ③ その他上記に関連する作業 運搬、選別、詰め替え等を行う。 これらの作業時には、火災防止(上記①、②及び③で発生したものの金属製容器又は金属製保管庫への収納等)、その他の保安上必要な措置を講じる。	

注) 分析業務の中には、研究所内各施設からの排気・排水試料の受渡し及び保管を含む。

注) 分析業務の中には、研究所内各施設からの排気・排水試料の受渡し及び保管を含む。

変更前	補正後	変更理由				
<p>3. 核燃料物質の種類 (省略)</p>	<p>3. 核燃料物質の種類 (変更なし)</p>					
<p>4. 使用の場所 (省略)</p>	<p>4. 使用の場所 (変更なし)</p>					
<p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (省略)</p>	<p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (変更なし)</p>					
<p>6. 使用済燃料の処分の方法 (省略)</p>	<p>6. 使用済燃料の処分の方法 (変更なし)</p>					
<p>7. 使用施設の位置、構造及び設備</p>	<p>7. 使用施設の位置、構造及び設備</p>					
<p>7-1 使用施設の位置</p> <table border="1" data-bbox="112 716 1323 1440"> <tr> <td data-bbox="112 716 338 1440"> <p>使用施設の位置</p> </td> <td data-bbox="338 716 1323 1440"> <p>(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。</p> <p>(2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の北側中央部に位置する。道路を隔てて東方には再処理施設、南東には応用試験棟、北方には工務技術管理棟がある。本施設は、海岸からおよそ <u>600m</u>、標高 <u>8.5m</u> のところにある。</p> <p>このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約 <u>8.5m</u> 以上の場所に位置しているため、河川による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性がよく、建家は安定した地層に支持されているため、地滑り・陥没等のおそれはない。</p> <p>(3) 使用施設の位置 本施設の使用施設として、2階に汚染検査室、放出管理室、排水分析室1、排水分析室2、放射線測定室、分光分析天秤室、RI保管室、RI分取室及び開発実験室がある。 本施設の平面図を図7-1-1に示す。</p> </td> </tr> </table>	<p>使用施設の位置</p>	<p>(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。</p> <p>(2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の北側中央部に位置する。道路を隔てて東方には再処理施設、南東には応用試験棟、北方には工務技術管理棟がある。本施設は、海岸からおよそ <u>600m</u>、標高 <u>8.5m</u> のところにある。</p> <p>このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約 <u>8.5m</u> 以上の場所に位置しているため、河川による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性がよく、建家は安定した地層に支持されているため、地滑り・陥没等のおそれはない。</p> <p>(3) 使用施設の位置 本施設の使用施設として、2階に汚染検査室、放出管理室、排水分析室1、排水分析室2、放射線測定室、分光分析天秤室、RI保管室、RI分取室及び開発実験室がある。 本施設の平面図を図7-1-1に示す。</p>	<p>7-1 使用施設の位置</p> <table border="1" data-bbox="1430 716 2635 1440"> <tr> <td data-bbox="1430 716 1656 1440"> <p>使用施設の位置</p> </td> <td data-bbox="1656 716 2635 1440"> <p>(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。</p> <p>(2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の北側中央部に位置する。道路を隔てて東方には再処理施設、南東には応用試験棟、北方には工務技術管理棟がある。本施設は、海岸からおよそ <u>840 m</u>、標高 <u>8.5 m</u> のところにある。</p> <p>このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約 <u>8.5 m</u> 以上の場所に位置しているため、河川による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性がよく、建家は安定した地層に支持されているため、地滑り・陥没等のおそれはない。</p> <p>(3) 使用施設の位置 本施設の使用施設として、2階に汚染検査室、放出管理室、排水分析室1、排水分析室2、放射線測定室、分光分析天秤室、RI保管室、RI分取室及び開発実験室がある。 本施設の平面図を図7-1-1に示す。</p> </td> </tr> </table>	<p>使用施設の位置</p>	<p>(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。</p> <p>(2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の北側中央部に位置する。道路を隔てて東方には再処理施設、南東には応用試験棟、北方には工務技術管理棟がある。本施設は、海岸からおよそ <u>840 m</u>、標高 <u>8.5 m</u> のところにある。</p> <p>このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約 <u>8.5 m</u> 以上の場所に位置しているため、河川による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性がよく、建家は安定した地層に支持されているため、地滑り・陥没等のおそれはない。</p> <p>(3) 使用施設の位置 本施設の使用施設として、2階に汚染検査室、放出管理室、排水分析室1、排水分析室2、放射線測定室、分光分析天秤室、RI保管室、RI分取室及び開発実験室がある。 本施設の平面図を図7-1-1に示す。</p>	<p>・茨城港常陸那珂港区の整備に伴う施設と海岸の距離の変更のため。</p> <p>・SI単位への表記に記載を統一するため。</p>
<p>使用施設の位置</p>	<p>(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。</p> <p>(2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の北側中央部に位置する。道路を隔てて東方には再処理施設、南東には応用試験棟、北方には工務技術管理棟がある。本施設は、海岸からおよそ <u>600m</u>、標高 <u>8.5m</u> のところにある。</p> <p>このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約 <u>8.5m</u> 以上の場所に位置しているため、河川による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性がよく、建家は安定した地層に支持されているため、地滑り・陥没等のおそれはない。</p> <p>(3) 使用施設の位置 本施設の使用施設として、2階に汚染検査室、放出管理室、排水分析室1、排水分析室2、放射線測定室、分光分析天秤室、RI保管室、RI分取室及び開発実験室がある。 本施設の平面図を図7-1-1に示す。</p>					
<p>使用施設の位置</p>	<p>(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。</p> <p>(2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の北側中央部に位置する。道路を隔てて東方には再処理施設、南東には応用試験棟、北方には工務技術管理棟がある。本施設は、海岸からおよそ <u>840 m</u>、標高 <u>8.5 m</u> のところにある。</p> <p>このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約 <u>8.5 m</u> 以上の場所に位置しているため、河川による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性がよく、建家は安定した地層に支持されているため、地滑り・陥没等のおそれはない。</p> <p>(3) 使用施設の位置 本施設の使用施設として、2階に汚染検査室、放出管理室、排水分析室1、排水分析室2、放射線測定室、分光分析天秤室、RI保管室、RI分取室及び開発実験室がある。 本施設の平面図を図7-1-1に示す。</p>					
<p>7-2 使用施設の構造 (省略)</p>	<p>7-2 使用施設の構造 (変更なし)</p>					

変更前				補正後				変更理由
9. 廃棄施設の位置、構造及び設備				9. 廃棄施設の位置、構造及び設備				・表記の見直しを図るため。 ・SI 単位への表記に記載を統一するため。 ・表記の見直しを図るため。
9-1 気体廃棄施設 (省略)				9-1 気体廃棄施設 (変更なし)				
9-1-1 気体廃棄施設の位置 (省略)				9-1-1 気体廃棄施設の位置 (変更なし)				
9-1-2 気体廃棄施設の構造 (省略)				9-1-2 気体廃棄施設の構造 (変更なし)				
9-1-3 気体廃棄施設の設備				9-1-3 気体廃棄施設の設備				
気体廃棄設備の名称	仕様			気体廃棄設備の名称	仕様			
	管理区域の排気系統は、1系統からなる。				管理区域の排気系統は、1系統からなる。			
排風機	排風機：2基	公称能力	基数	排風機	排風機：2基	公称能力	基数	
	排風機（作業時）	約 280 m ³ /min	1基		排風機（作業時）	約 280 m ³ /min	1基	
	排風機（未作業時）	約 66 m ³ /min	1基		排風機（未作業時）	約 66 m ³ /min	1基	
排気フィルタ	高性能エアフィルタ 2段 捕集効率 0.15 μ m の粒子で 99.97%			排気フィルタ	高性能エアフィルタ 2段 捕集効率 0.15 μ m の粒子で 99.97%			
排気筒	内径 900 mm			排気筒	内径 900 mm			
放射線管理設備	「7-3 使用施設の設備」と同じ			放射線管理設備	「7-3 使用施設の設備」と同じ			
非常用設備 非常用電源	「7-3 使用施設の設備」と同じ			非常用設備 非常用電源	「7-3 使用施設の設備」と同じ			
9-2 液体廃棄施設 (省略)				9-2 液体廃棄施設 (変更なし)				
9-2-1 液体廃棄施設の位置 (省略)				9-2-1 液体廃棄施設の位置 (変更なし)				
9-2-2 液体廃棄施設の構造				9-2-2 液体廃棄施設の構造				
液体廃棄施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様	液体廃棄施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様	
安全管理棟 排水貯槽室	鉄筋コンクリート 耐震・耐火構造 地階 配置図を図 9-2-1 に示す。	約 40 m ²	耐震設計：水平震度 0.2 建築基準法に基づく耐火構造 床：エポキシ樹脂ライニング 壁：塩化ビニル樹脂塗装仕上げ 天井：コンクリート打放 室内に、図 9-2-3 に示す排水受槽を設置しており、周りには防液堤が設けられている。	安全管理棟 排水貯槽室	鉄筋コンクリート 耐震・耐火構造 地階 配置図を図 9-2-1 に示す。	約 40	耐震設計：水平震度 0.2 建築基準法に基づく耐火構造 床：エポキシ樹脂ライニング 壁：塩化ビニル樹脂塗装仕上げ 天井：コンクリート打放 室内に、図 9-2-3 に示す排水受槽を設置しており、周りには防液堤が設けられている。	

変 更 前	補 正 後	変更理由
9-2-3 液体廃棄施設の設備 (省略)	9-2-3 液体廃棄施設の設備 (変更なし)	
9-3 固体廃棄施設 (省略)	9-3 固体廃棄施設 (変更なし)	
9-3-1 固体廃棄施設の位置 (省略)	9-3-1 固体廃棄施設の位置 (変更なし)	
9-3-2 固体廃棄施設の構造 (省略)	9-3-2 固体廃棄施設の構造 (変更なし)	
9-3-3 固体廃棄施設の設備 (省略)	9-3-3 固体廃棄施設の設備 (変更なし)	

変更前	補正後	変更理由
-----	-----	------

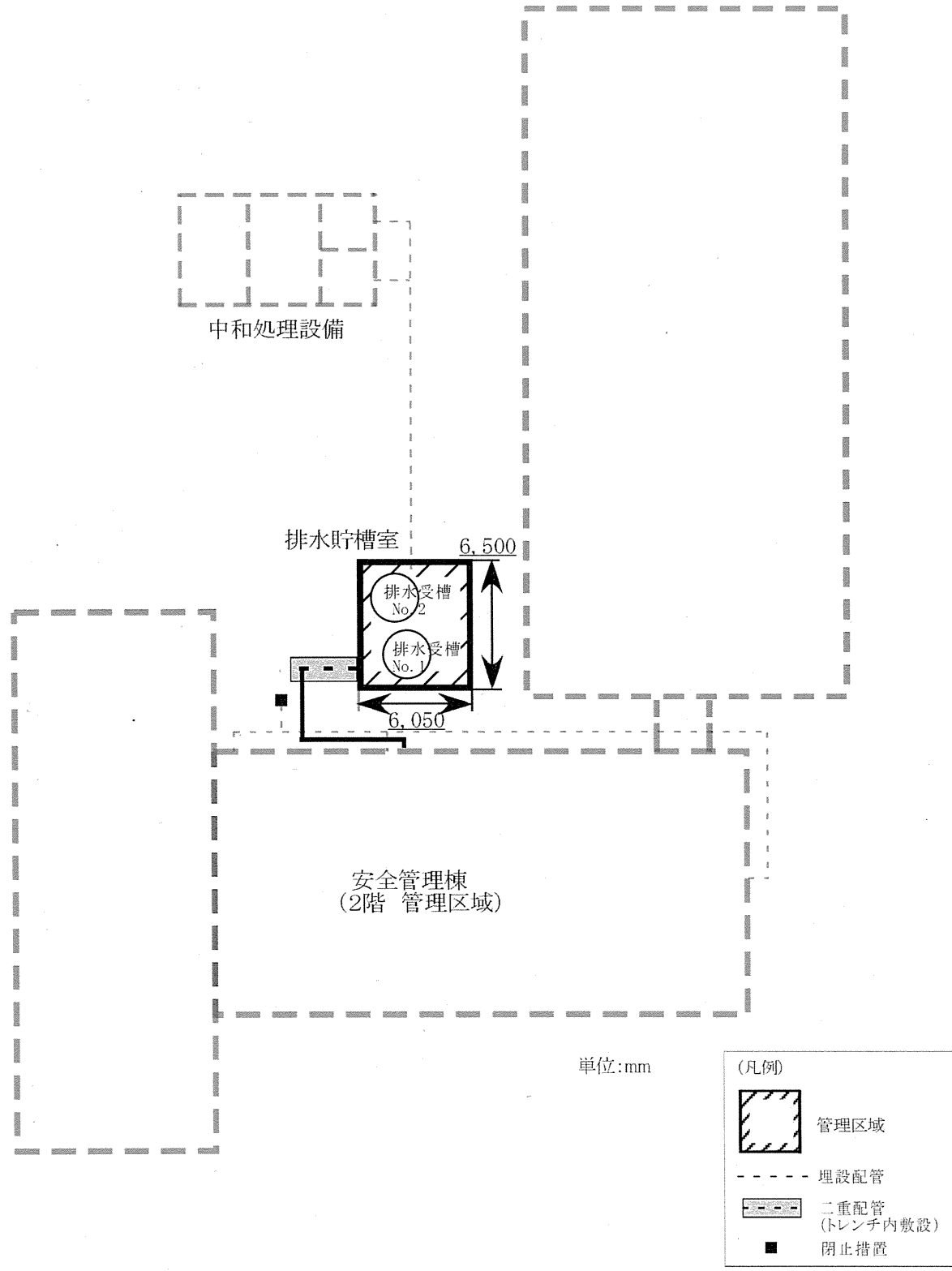


図9-2-1 液体廃棄施設の配置図

図9-2-2 排水系統図

(省略)

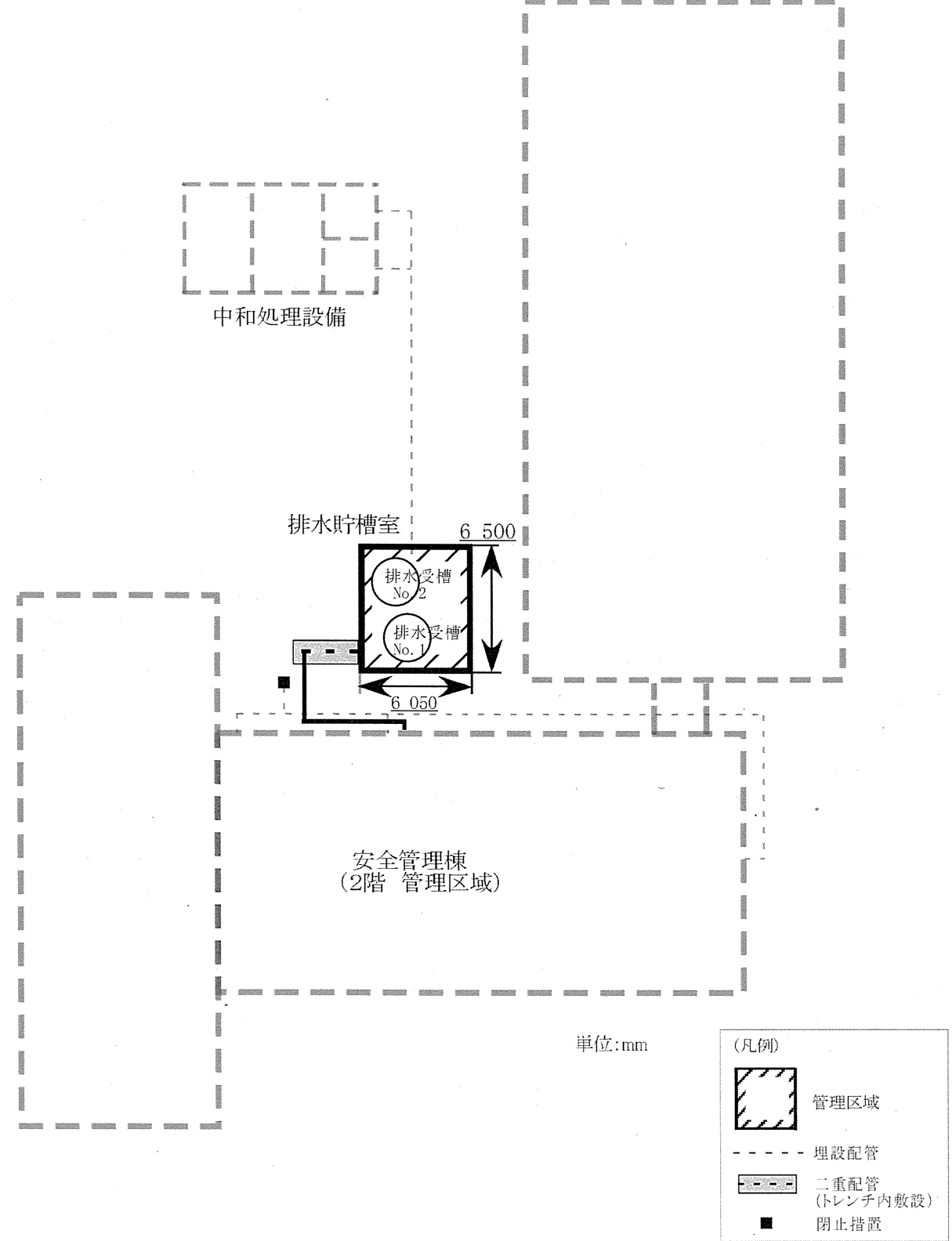


図9-2-1 液体廃棄施設の配置図

図9-2-2 排水系統図

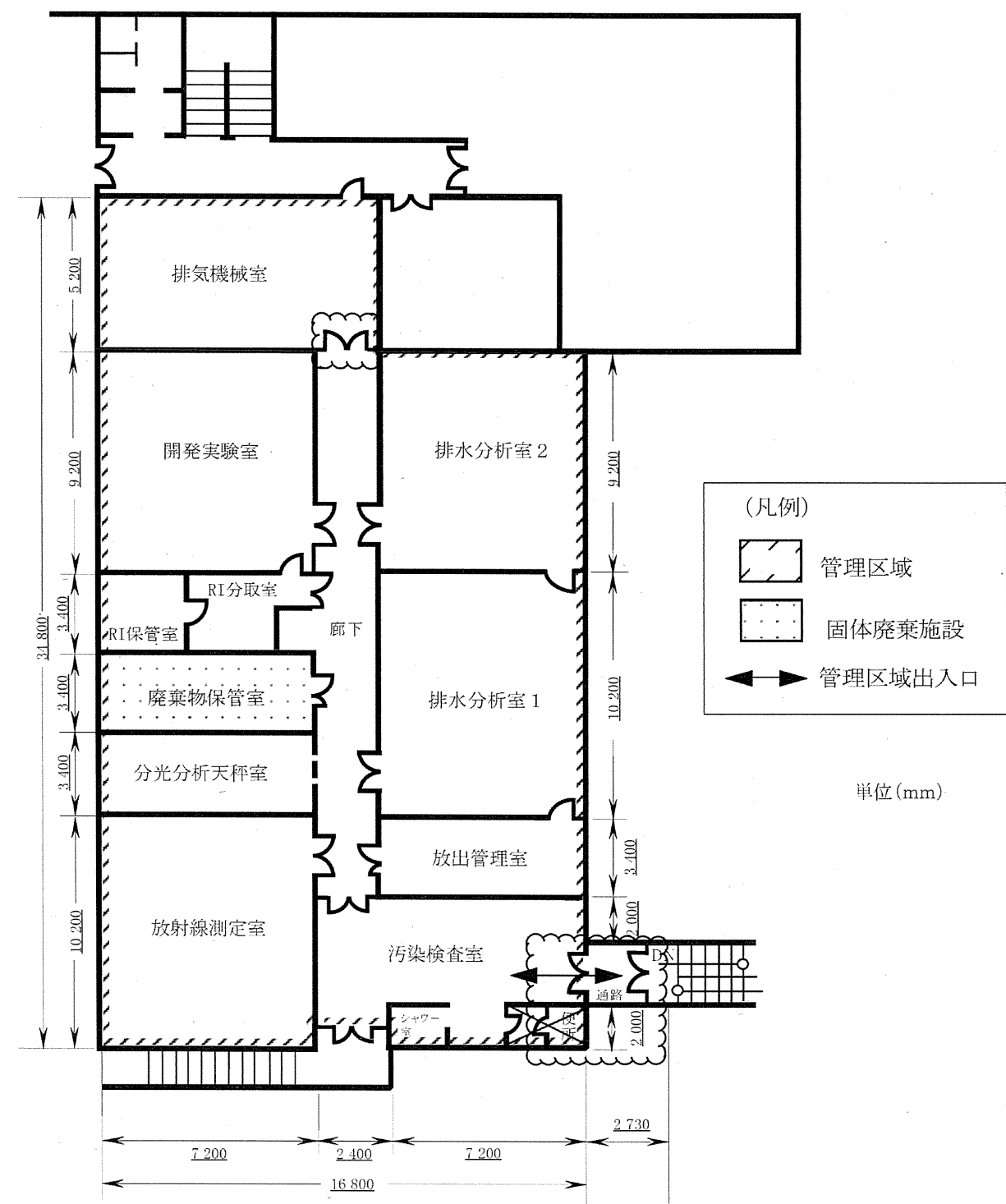
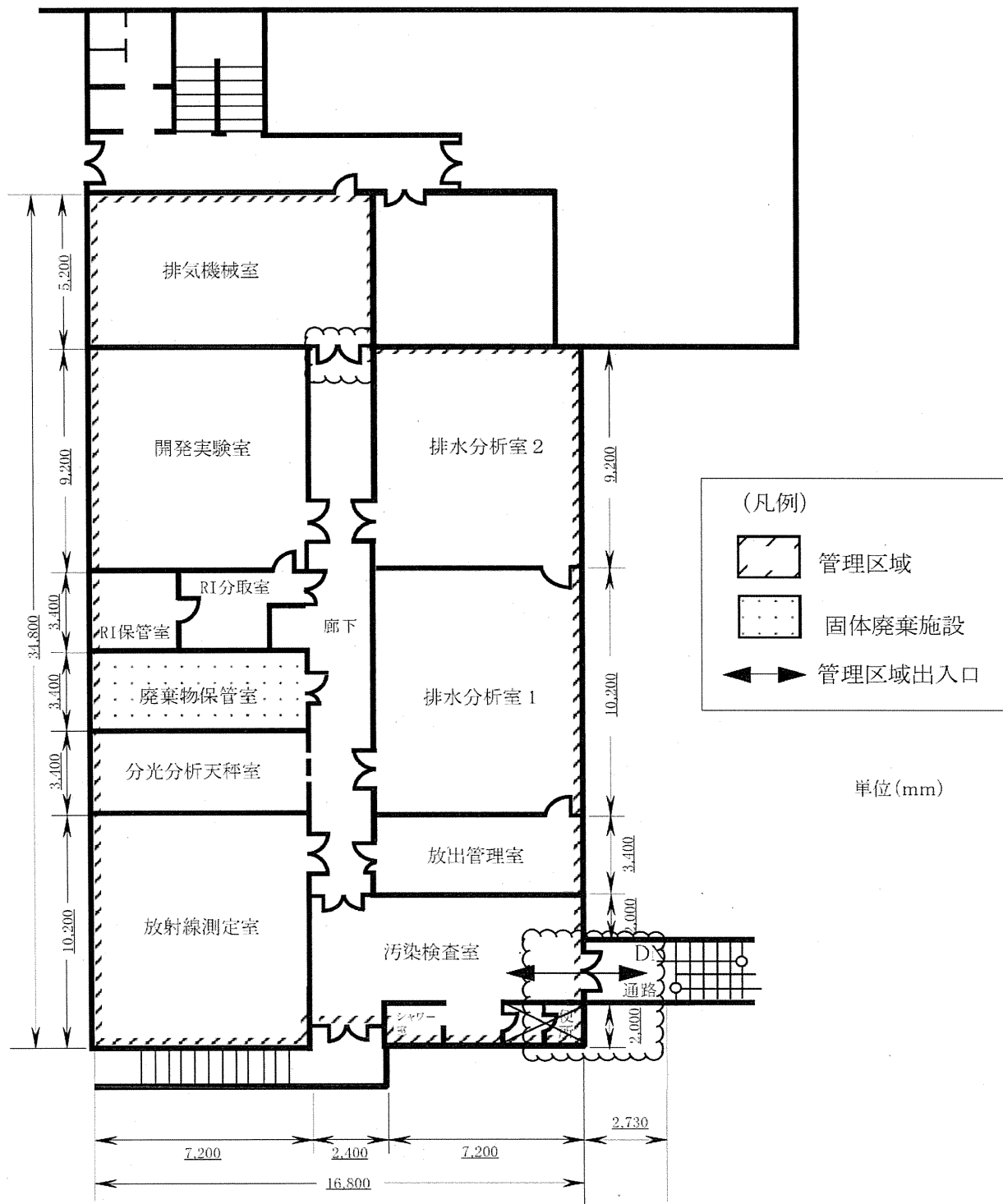
(変更なし)

・SI 単位への表記に記載を統一するため。

変更前

補正後

変更理由



- ・SI 単位への表記に記載を統一するため。
- ・扉の有無及び開閉方向の見直しを図るため。

図 9-3-1 固体廃棄施設の位置 (安全管理棟 2 階)

図 9-3-1 固体廃棄施設の位置 (安全管理棟 2 階)

変更前	補正後	変更理由
<p>1. 閉じ込めの機能</p> <div data-bbox="121 306 1338 407" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならぬ。</p> </div> <p>1.1 概要 (省略)</p> <p>1.2 換気設備 (省略)</p> <p>1.3 管理区域 本施設の管理区域内において放射線業務従事者が遵守すべき一般的原則を次に示す。 (1) 管理区域への立入りは所定の出入口（以下「指定出入口」という。）のみを使用し、他の出入口は緊急時及び特別の許可のある場合以外は使用しない。 (2) 管理区域外への退出の際には、指定出入口に設置される退出モニタ又はサーベイメータにより汚染を検査し、異常のないことを確認した後に退出する。 (3) 管理区域へ立入るための必要防護装備は、作業衣、作業靴である。これらの防護装備の着脱は原則として汚染検査室において行う。その他作業内容に応じてゴム手袋等を使用する。 (4) 管理区域内で使用する防護装備、作業衣等は、管理区域外では使用しない。 (5) 管理区域内で作業を行う者及び一時立入りを許可された者は、<u>TLDバッジ</u>を装着する。 (6) 管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する。 (7) 管理区域外に物品を搬出する場合には、必ず搬出サーベイを行い、汚染のないことを確認した後搬出する。</p> <p>2. 遮蔽</p> <div data-bbox="121 1650 1338 1751" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならぬ。</p> </div> <p>2.1 概要 (省略)</p> <p>2.2 実効線量の評価 (1) 保管廃棄施設の廃棄物に起因する線量</p>	<p>1. 閉じ込めの機能</p> <div data-bbox="1430 306 2647 407" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならぬ。</p> </div> <p>1.1 概要 (変更なし)</p> <p>1.2 換気設備 (変更なし)</p> <p>1.3 管理区域 本施設の管理区域内において放射線業務従事者が遵守すべき一般的原則を次に示す。 (1) 管理区域への立入りは所定の出入口（以下「指定出入口」という。）のみを使用し、他の出入口は緊急時及び特別の許可のある場合以外は使用しない。 (2) 管理区域外への退出の際には、指定出入口に設置される退出モニタ又はサーベイメータにより汚染を検査し、異常のないことを確認した後に退出する。 (3) 管理区域へ立入るための必要防護装備は、作業衣、作業靴である。これらの防護装備の着脱は原則として汚染検査室において行う。その他作業内容に応じてゴム手袋等を使用する。 (4) 管理区域内で使用する防護装備、作業衣等は、管理区域外では使用しない。 (5) 管理区域内で作業を行う者及び一時立入りを許可された者は、<u>個人線量計</u>を装着する。 (6) 管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する。 (7) 管理区域外に物品を搬出する場合には、必ず搬出サーベイを行い、汚染のないことを確認した後搬出する。</p> <p>2. 遮蔽</p> <div data-bbox="1430 1650 2647 1751" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならぬ。</p> </div> <p>2.1 概要 (変更なし)</p> <p>2.2 実効線量の評価 (1) 保管廃棄施設の廃棄物に起因する線量</p>	<p>・許可の変更ではあるが、既に保安規定変更認可(令和4年12月20日付け原規規発第2212203号)を受けて規定済みの個人線量計の種類を特定しない記載への変更内容と整合を図るため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>1) 計算条件 (省略)</p> <p>2) 計算方法 計算は、放射線施設のしゃへい計算実務マニュアル⁽¹⁾に記載された方法により行う。また、各核種の実効線量率定数は、アイソトープ手帳 11 版⁽²⁾に記載された数値を用いる。 なお、²³⁶Pu については、実効線量率定数がアイソトープ手帳 11 版⁽²⁾に記載されていないため、放射線データブック⁽³⁾の²³⁶Pu の放射線のエネルギー (MeV)、放出率 (%) を用い、アイソトープ手帳 11 版⁽²⁾の実効線量率定数の計算式に従って求める。 実効線量 E は、次式で求められる。 $E = \Gamma \times A \times (1/d^2) \times h$ E : 実効線量 (mSv/週または mSv/3 月、mSv/年) Γ : 実効線量率定数 (mSv・m²・MBq⁻¹・h⁻¹) A : 核燃料物質の数量 (MBq) d : 線源から評価地点までの距離 (m) h : 1 週間または 3 月間、年間の存在時間等 (h)</p> <p>3) 計算結果 (省略)</p> <p>2.3 評価結果 (1) 実効線量 本施設で廃棄物保管室に保管する廃棄物に起因する実効線量は、人が常時立ち入る場所で 6.96×10^{-6} mSv/週であり、放射線業務従事者の外部被ばくに係る実効線量は 1 年間につき 3.62×10^{-4} mSv となり、4 月 1 日を始期とする 1 年間の実効線量限度 50 mSv を超えることはない。また、5 年間で 1.74×10^{-3} mSv となり、平成 13 年 4 月 1 日以降 5 年ごとに区分した各期間の実効線量限度 100 mSv についても、これを超えることはない。なお、内部被ばくに係る実効線量は、固体廃棄物容器から放射性物質が漏れることはないことから 0 であり、廃棄物に起因する実効線量に影響しない。 管理区域境界における実効線量は 3.40×10^{-5} mSv/3 月であり、管理区域に係る線量等の 1.3 mSv/3 月を超えることはない。 周辺監視区域境界における実効線量は 6.09×10^{-9} mSv/年であり、周辺監視区域外の線量限度 1 mSv/年を超えることはない。</p> <p>参考文献 (1) 原子力安全技術センター、「放射線施設のしゃへい計算実務マニュアル」, 2015 (2) 日本アイソトープ協会、「アイソトープ手帳 11 版」, 平成 23 年 (3) 村上 悠紀雄編著他、「放射線データブック」, 1982</p>	<p>1) 計算条件 (変更なし)</p> <p>2) 計算方法 計算は、放射線施設のしゃへい計算実務マニュアル⁽¹⁾に記載された方法により行う。また、各核種の実効線量率定数は、アイソトープ手帳 11 版⁽²⁾に記載された数値を用いる。 なお、²³⁶Pu については、実効線量率定数がアイソトープ手帳 11 版⁽²⁾に記載されていないため、放射線データブック⁽³⁾の²³⁶Pu の放射線のエネルギー (MeV)、放出率 (%) を用い、アイソトープ手帳 11 版⁽²⁾の実効線量率定数の計算式に従って求める。 実効線量 E は、次式で求められる。 $E = \Gamma \times A \times (1/d^2) \times h$ E : 実効線量 (mSv/週または mSv/3 月、mSv/年) Γ : 実効線量率定数 (mSv・m²・MBq⁻¹・h⁻¹) A : 核燃料物質の数量 (MBq) d : 線源から評価地点までの距離 (m) h : 1 週間または 3 月間、年間の存在時間等 (h)</p> <p>3) 計算結果 (変更なし)</p> <p>2.3 評価結果 (1) 実効線量 本施設で廃棄物保管室に保管する廃棄物に起因する実効線量は、人が常時立ち入る場所で 6.96×10^{-6} mSv/週であり、放射線業務従事者の外部被ばくに係る実効線量は 1 年間につき 3.62×10^{-4} mSv となり、4 月 1 日を始期とする 1 年間の実効線量限度 50 mSv を超えることはない。また、5 年間で 1.74×10^{-3} mSv となり、平成 13 年 4 月 1 日以降 5 年ごとに区分した各期間の実効線量限度 100 mSv についても、これを超えることはない。なお、内部被ばくに係る実効線量は、固体廃棄物容器から放射性物質が漏れることはないことから 0 であり、廃棄物に起因する実効線量に影響しない。 管理区域境界における実効線量は 3.40×10^{-5} mSv/3 月であり、管理区域に係る線量等の 1.3 mSv/3 月を超えることはない。 周辺監視区域境界における実効線量は 6.09×10^{-9} mSv/年であり、周辺監視区域外の線量限度 1 mSv/年を超えることはない。</p> <p>参考文献 (1) 原子力安全技術センター、「放射線施設のしゃへい計算実務マニュアル」, 2015 (2) 日本アイソトープ協会、「アイソトープ手帳 11 版」, 平成 23 年 (3) 村上 悠紀雄編著他、「放射線データブック」, 1982</p>	<p>・ SI 単位への表記に記載を統一するため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>3. 火災等による損傷の防止 (省略)</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（以下「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>3. 火災等による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（<u>次項において</u>「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正(令和2年4月1日施行。以下、変更理由欄においては「法令改正」という。)のため。</p>
<p>4. 立ち入りの防止 (省略)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p>	<p>4. <u>立入りの防止</u> (章題のみ変更)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>5. 自然現象による影響の考慮</p> <p>第六条 使用施設等（<u>施設検査対象施設は除く。</u>）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>5. 自然現象による影響の考慮</p> <p>第六条 使用施設等（<u>使用前検査対象施設を除く。</u>）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>5.1 施設の地盤 (省略)</p>	<p>5.1 施設の地盤 (変更なし)</p>	
<p>5.2 地震による損傷の防止 (省略)</p>	<p>5.2 地震による損傷の防止 (変更なし)</p>	
<p>5.3 津波による損傷の防止</p> <p>本施設は、核燃料サイクル工学研究所の北側中央部に位置し、海岸からおよそ <u>600m</u>、標高 8.5m のところにあり、周辺の河川、海岸から十分に離れていることから、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。</p>	<p>5.3 津波による損傷の防止</p> <p>本施設は、核燃料サイクル工学研究所の北側中央部に位置し、海岸からおよそ <u>840m</u>、標高 8.5m のところにあり、周辺の河川、海岸から十分に離れていることから、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。</p>	<p>・茨城港常陸那珂港区の整備に伴う施設と海岸の距離の変更のため。</p>
<p>5.4 外部からの衝撃による損傷の防止 (省略)</p>	<p>5.4 外部からの衝撃による損傷の防止 (変更なし)</p>	

変更前	補正後	変更理由
<p>6. 核燃料物質の臨界防止 (省略)</p> <p>第七条 <u>施設検査対象施設</u>は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>6. 核燃料物質の臨界防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第七条 <u>使用前検査対象施設</u>は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>7. <u>施設検査対象施設の地盤</u> (省略)</p> <p>第八条 <u>施設検査対象施設</u>は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。）にあっては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該<u>施設検査対象施設</u>を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>7. <u>使用前検査対象施設の地盤</u> (章題及び規則条文のみ変更)</p> <p>第八条 <u>使用前検査対象施設</u>は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する<u>使用前検査対象施設</u>のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。）にあっては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該<u>使用前検査対象施設</u>を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>8. 地震による損傷の防止 (省略)</p> <p>第九条 <u>施設検査対象施設</u>は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある<u>施設検査対象施設</u>の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>8. 地震による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある<u>使用前検査対象施設</u>の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>9. 津波による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十条 <u>施設検査対象施設</u>は、その供用中に当該<u>施設検査対象施設</u>に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>9. 津波による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その供用中に当該<u>使用前検査対象施設</u>に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十一条 <u>施設検査対象施設</u>は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 <u>施設検査対象施設</u>は、<u>工場若しくは事業所（以下「工場等」という。）</u>内又はその周辺において想定される当該<u>施設検査対象施設</u>の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十一条 <u>使用前検査対象施設</u>は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 <u>使用前検査対象施設</u>は、<u>工場等</u>内又はその周辺において想定される当該<u>使用前検査対象施設</u>の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>11. <u>施設検査対象施設</u>への人の不法な侵入等の防止 (省略)</p> <p>第十二条 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、<u>施設検査対象施設</u>への人の不法な侵入、<u>施設検査対象施設</u>に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>11. <u>使用前検査対象施設</u>への人の不法な侵入等の防止 (章題及び規則条文のみ変更)</p> <p>第十二条 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、<u>使用前検査対象施設</u>への人の不法な侵入、<u>使用前検査対象施設</u>に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>12. 溢水による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十三条 <u>施設検査対象施設</u>は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>12. 溢水による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十三条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (省略)</p> <p>第十四条 <u>施設検査対象施設</u>は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十四条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>14. 飛散物による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十五条 <u>施設検査対象施設</u>は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>14. 飛散物による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十五条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (省略)</p> <p>第十六条 <u>施設検査対象施設</u>は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十六条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>16. 環境条件を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十七条 <u>施設検査対象施設</u>は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>16. 環境条件を考慮した設計 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十七条 <u>使用前検査対象施設</u>は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>17. 検査等を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十八条 <u>施設検査対象施設</u>は、当該<u>施設検査対象施設</u>の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>17. 検査等を考慮した設計 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十八条 <u>使用前検査対象施設</u>は、当該<u>使用前検査対象施設</u>の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>18. 施設検査対象施設の共用 (省略)</p> <p>第十九条 <u>施設検査対象施設</u>は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、<u>施設検査対象施設</u>の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>18. 使用前検査対象施設の共用 (章題及び規則条文のみ変更)</p> <p>第十九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、<u>使用前検査対象施設</u>の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>19. 誤操作の防止 (省略)</p> <p>第二十条 <u>施設検査対象施設</u>は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>19. 誤操作の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十条 <u>使用前検査対象施設</u>は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>20. 安全避難通路等 (省略)</p> <p>第二十一条 <u>施設検査対象施設</u>には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源 	<p>20. 安全避難通路等 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十一条 <u>使用前検査対象施設</u>には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源 	<p>・法令改正のため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>21. 設計評価事故時の放射線障害の防止 (省略)</p> <p>第二十二條 施設検査対象施設は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p> <p>22. 貯蔵施設 (省略)</p> <p>第二十三條 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>三 標識を設けるものであること。</p> <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>23. 廃棄施設 (省略)</p> <p>第二十四條 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	<p>21. 設計評価事故時の放射線障害の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十二條 使用前検査対象施設は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p> <p>22. 貯蔵施設 (変更なし)</p> <p>第二十三條 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>三 標識を設けるものであること。</p> <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>23. 廃棄施設 (変更なし)</p> <p>第二十四條 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>24. 汚染を検査するための設備 (省略)</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>24. 汚染を検査するための設備 (変更なし)</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	
<p>25. 監視設備 (省略)</p> <p>第二十六条 <u>施設検査対象施設</u>には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該<u>施設検査対象施設</u>及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p>	<p>25. 監視設備 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十六条 <u>使用前検査対象施設</u>には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該<u>使用前検査対象施設</u>及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>26. 非常用電源設備 (省略)</p> <p>第二十七条 <u>施設検査対象施設</u>には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他当該<u>施設検査対象施設</u>の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p>	<p>26. 非常用電源設備 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十七条 <u>使用前検査対象施設</u>には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他当該<u>使用前検査対象施設</u>の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>27. 通信連絡設備等 (省略)</p> <p>第二十八条 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<p>27. 通信連絡設備等 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十八条 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>28. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 (省略)</p> <p>第二十九条 <u>施設検査対象施設</u>は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、当該<u>施設検査対象施設</u>から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>28. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、当該<u>使用前検査対象施設</u>から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

核燃料物質使用変更許可申請書の一部補正

新 旧 対 照 表

本文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本-1～2

本文図面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本図-1～2

添付書類1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・添1-1～7

(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に
関する説明書(事故に関するものを除く。))

計測機器校正室

変更前	補正後	変更理由																
1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (省略)	1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更なし)																	
2. 使用の目的及び方法 (省略)	2. 使用の目的及び方法 (変更なし)																	
3. 核燃料物質の種類 (省略)	3. 核燃料物質の種類 (変更なし)																	
4. 使用の場所 (省略)	4. 使用の場所 (変更なし)																	
5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (省略)	5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (変更なし)																	
6. 使用済燃料の処分の方法 (省略)	6. 使用済燃料の処分の方法 (変更なし)																	
7. 使用施設の位置, 構造及び設備	7. 使用施設の位置, 構造及び設備																	
7-1. 使用施設の位置	7-1. 使用施設の位置																	
<table border="1" data-bbox="112 865 1320 1390"> <tr> <td data-bbox="112 865 341 1390">使用施設の位置</td> <td data-bbox="341 865 1320 1390"> (1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。 (2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の南東部に位置する。北西にはプルトニウム燃料第三開発室が隣接し、東方には中央運転管理棟がある。本施設は、海岸から約 300m、標高 20m のところにある。 このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約 20m の場所に位置しているため、河川による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性がよく、建家は安定した地層に支持されているため、地滑り・陥没等のおそれはない。 (3) 使用施設の位置 本施設の使用施設として、照射室 (A) 及び照射室 (B) がある。本施設の平面図を図 7-1、図 7-2 に示す。 </td> </tr> </table>	使用施設の位置	(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。 (2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の南東部に位置する。北西にはプルトニウム燃料第三開発室が隣接し、東方には中央運転管理棟がある。本施設は、海岸から約 300m、標高 20m のところにある。 このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約 20m の場所に位置しているため、河川による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性がよく、建家は安定した地層に支持されているため、地滑り・陥没等のおそれはない。 (3) 使用施設の位置 本施設の使用施設として、照射室 (A) 及び照射室 (B) がある。本施設の平面図を図 7-1、図 7-2 に示す。	<table border="1" data-bbox="1430 865 2638 1390"> <tr> <td data-bbox="1430 865 1659 1390">使用施設の位置</td> <td data-bbox="1659 865 2638 1390"> (1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。 (2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の南東部に位置する。北西にはプルトニウム燃料第三開発室が隣接し、東方には中央運転管理棟がある。本施設は、海岸から約 640 m、標高 20 m のところにある。 このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約 20 m の場所に位置しているため、河川による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性がよく、建家は安定した地層に支持されているため、地滑り・陥没等のおそれはない。 (3) 使用施設の位置 本施設の使用施設として、照射室 (A) 及び照射室 (B) がある。本施設の平面図を図 7-1、図 7-2 に示す。 </td> </tr> </table>	使用施設の位置	(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。 (2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の南東部に位置する。北西にはプルトニウム燃料第三開発室が隣接し、東方には中央運転管理棟がある。本施設は、海岸から約 640 m、標高 20 m のところにある。 このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約 20 m の場所に位置しているため、河川による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性がよく、建家は安定した地層に支持されているため、地滑り・陥没等のおそれはない。 (3) 使用施設の位置 本施設の使用施設として、照射室 (A) 及び照射室 (B) がある。本施設の平面図を図 7-1、図 7-2 に示す。	<p>・茨城港常陸那珂港区の整備に伴う施設と海岸の距離の変更のため。</p> <p>・SI 単位への表記に記載を統一するため。</p>												
使用施設の位置	(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。 (2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の南東部に位置する。北西にはプルトニウム燃料第三開発室が隣接し、東方には中央運転管理棟がある。本施設は、海岸から約 300m、標高 20m のところにある。 このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約 20m の場所に位置しているため、河川による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性がよく、建家は安定した地層に支持されているため、地滑り・陥没等のおそれはない。 (3) 使用施設の位置 本施設の使用施設として、照射室 (A) 及び照射室 (B) がある。本施設の平面図を図 7-1、図 7-2 に示す。																	
使用施設の位置	(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。 (2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の南東部に位置する。北西にはプルトニウム燃料第三開発室が隣接し、東方には中央運転管理棟がある。本施設は、海岸から約 640 m、標高 20 m のところにある。 このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約 20 m の場所に位置しているため、河川による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性がよく、建家は安定した地層に支持されているため、地滑り・陥没等のおそれはない。 (3) 使用施設の位置 本施設の使用施設として、照射室 (A) 及び照射室 (B) がある。本施設の平面図を図 7-1、図 7-2 に示す。																	
7-2. 使用施設の構造	7-2. 使用施設の構造																	
<table border="1" data-bbox="112 1480 1320 1816"> <thead> <tr> <th data-bbox="112 1480 341 1533">使用施設の名称</th> <th data-bbox="341 1480 771 1533">構造</th> <th data-bbox="771 1480 1009 1533">床面積 (m²)</th> <th data-bbox="1009 1480 1320 1533">設計仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="112 1533 341 1816">計測機器校正室 照射室 (A) 及び 照射室 (B)</td> <td data-bbox="341 1533 771 1816">鉄骨及び軽量発泡コンクリート 鉄筋コンクリート (ピット) 耐震・耐火構造 建家平面図を図 7-1、図 7-2 に示す。また、ピット断面図を図 7-3 に示す。</td> <td data-bbox="771 1533 1009 1816">延床面積 約 380m² (建家内管理区域)</td> <td data-bbox="1009 1533 1320 1816">耐震設計:水平震度 0.2</td> </tr> </tbody> </table>	使用施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様	計測機器校正室 照射室 (A) 及び 照射室 (B)	鉄骨及び軽量発泡コンクリート 鉄筋コンクリート (ピット) 耐震・耐火構造 建家平面図を図 7-1、図 7-2 に示す。また、ピット断面図を図 7-3 に示す。	延床面積 約 380m ² (建家内管理区域)	耐震設計:水平震度 0.2	<table border="1" data-bbox="1430 1480 2638 1816"> <thead> <tr> <th data-bbox="1430 1480 1659 1533">使用施設の名称</th> <th data-bbox="1659 1480 2089 1533">構造</th> <th data-bbox="2089 1480 2326 1533">床面積 (m²)</th> <th data-bbox="2326 1480 2638 1533">設計仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1430 1533 1659 1816">計測機器校正室 照射室 (A) 及び 照射室 (B)</td> <td data-bbox="1659 1533 2089 1816">鉄骨及び軽量発泡コンクリート 鉄筋コンクリート (ピット) 耐震・耐火構造 建家平面図を図 7-1、図 7-2 に示す。また、ピット断面図を図 7-3 に示す。</td> <td data-bbox="2089 1533 2326 1816">延床面積 約 380 (建家内管理区域)</td> <td data-bbox="2326 1533 2638 1816">耐震設計:水平震度 0.2</td> </tr> </tbody> </table>	使用施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様	計測機器校正室 照射室 (A) 及び 照射室 (B)	鉄骨及び軽量発泡コンクリート 鉄筋コンクリート (ピット) 耐震・耐火構造 建家平面図を図 7-1、図 7-2 に示す。また、ピット断面図を図 7-3 に示す。	延床面積 約 380 (建家内管理区域)	耐震設計:水平震度 0.2	<p>・表記の見直しを図るため。</p>
使用施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様															
計測機器校正室 照射室 (A) 及び 照射室 (B)	鉄骨及び軽量発泡コンクリート 鉄筋コンクリート (ピット) 耐震・耐火構造 建家平面図を図 7-1、図 7-2 に示す。また、ピット断面図を図 7-3 に示す。	延床面積 約 380m ² (建家内管理区域)	耐震設計:水平震度 0.2															
使用施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様															
計測機器校正室 照射室 (A) 及び 照射室 (B)	鉄骨及び軽量発泡コンクリート 鉄筋コンクリート (ピット) 耐震・耐火構造 建家平面図を図 7-1、図 7-2 に示す。また、ピット断面図を図 7-3 に示す。	延床面積 約 380 (建家内管理区域)	耐震設計:水平震度 0.2															

変更前				補正後				変更理由
7-3. 使用施設の設備				7-3. 使用施設の設備				・SI 単位への表記に記載を統一するため。
使用設備の名称	個数	仕様		使用設備の名称	個数	仕様		
線源駆動装置	1 式	外径寸法：5,000mm ^H ×1,000mm ϕ 駆動方式：線源の移動は圧縮空気で行い、格納容器のシャッタの開閉、線源の昇降の制御は、準備室内操作盤で行う。		線源駆動装置	1 式	外径寸法：5 000 mm ^H ×1 000 mm ϕ 駆動方式：線源の移動は圧縮空気で行い、格納容器のシャッタの開閉、線源の昇降の制御は、準備室内操作盤で行う。		
放射線管理設備	1 式	中性子用エリアモニタ 2 台 (照射室 (B)) 中性子用サーベイメータ 1 台		放射線管理設備	1 式	中性子用エリアモニタ 2 台 (照射室 (B)) 中性子用サーベイメータ 1 台		
8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備				8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備				・SI 単位への表記に記載を統一するため。
8-1. 貯蔵施設の位置 (省略)				8-1. 貯蔵施設の位置 (変更なし)				
8-2. 貯蔵施設の構造 (省略)				8-2. 貯蔵施設の構造 (変更なし)				
8-3. 貯蔵施設の設備				8-3. 貯蔵施設の設備				
貯蔵設備の名称	個数	最大収納量	内容物の主な物理・化学的性状	貯蔵設備の名称	個数	最大収納量	内容物の主な物理・化学的性状	仕様
格納容器	1 台	570mg (Pu 量)	固体酸化プルトニウム	格納容器	1 台	570 mg (Pu 量)	固体酸化プルトニウム	外径寸法：800mm ^H ×1,000mm ϕ 材質：ステンレス (外側容器) パラフィン (外層遮蔽材) 上部方向厚さ 350mm 鉛 (内層遮蔽材) 上部方向厚さ 230mm 設置場所：ピット (B) 内
収納棚	1 台	700mg (U 量)	固体酸化ウラン	収納棚	1 台	700 mg (U 量)	固体酸化ウラン	外径寸法：約 1,800mm ^W ×900mm ^H ×400mm ^D 材質：鉄 設置場所：ピット (A) 内 錠：扉部に 1 箇所
貯蔵設備の名称	個数	仕様		貯蔵設備の名称	個数	仕様		
放射線管理設備	「7-3 使用施設の設備」と同じ			放射線管理設備	「7-3 使用施設の設備」と同じ			
9. 廃棄施設の位置、構造及び設備 (省略)				9. 廃棄施設の位置、構造及び設備 (変更なし)				

変更前	補正後	変更理由
<p>図7-3 ピット断面図</p> <p>単位: mm</p>	<p>図7-3 ピット断面図</p> <p>単位: mm</p>	<p>・S I 単位への表記に記載を統一するため。</p> <p>・既に使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「使用許可基準規則」という。）の要求事項を満足しているが、ピット(A)高さ寸法及び矢印の記載の適正化を図るため。なお、本変更により、使用許可基準規則の要求事項を満足していることに変わりはなく、設計変更及び工事も伴わない。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>1. 閉じ込めの機能 (省略)</p> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> <p>2. 遮蔽</p> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p> <p>本施設において使用する核燃料物質は濃縮ウラン及びその化合物、並びにプルトニウム及びその化合物である。濃縮ウラン及びその化合物は、使用する量が少ないことから、遮蔽を要しない。プルトニウム及びその化合物は、貯蔵容器並びにコンクリート壁（厚さ 60cm 以上）等で遮蔽されているので、常時立ち入る場所は 1 mSv/週以下となる。また、周辺監視区域境界まで 120m 以上離れており、前記遮蔽物及び遮蔽用土堤で遮蔽されているので、周辺監視区域外の線量は 250 μSv/3 月以下となる。</p> <p>3. 火災等による損傷の防止 (省略)</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 施設検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（以下「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>4. 立ち入りの防止 (省略)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p>	<p>1. 閉じ込めの機能 (変更なし)</p> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> <p>2. 遮蔽</p> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p> <p>本施設において使用する核燃料物質は濃縮ウラン及びその化合物、並びにプルトニウム及びその化合物である。濃縮ウラン及びその化合物は、使用する量が少ないことから、遮蔽を要しない。プルトニウム及びその化合物は、貯蔵容器並びにコンクリート壁（厚さ 60 cm 以上）等で遮蔽されているので、常時立ち入る場所は 1 mSv/週以下となる。また、周辺監視区域境界まで 120 m 以上離れており、前記遮蔽物及び遮蔽用土堤で遮蔽されているので、周辺監視区域外の線量は 250 μSv/3 月以下となる。</p> <p>3. 火災等による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（次項において「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>4. 立入りの防止 (章題のみ変更)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p>	<p>・S I 単位への表記に記載を統一するため。</p> <p>・使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正（令和 2 年 4 月 1 日施行。以下、変更理由欄においては「法令改正」という。）のため。</p> <p>・法令改正のため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>5. 自然現象による影響の考慮</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>第六条 使用施設等（施設検査対象施設は除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p> </div> <p>5.1 施設の地盤 (省略)</p> <p>5.2 地震による損傷の防止 (省略)</p> <p>5.3 津波による損傷の防止 本施設は、核燃料サイクル工学研究所の南東部に位置し、海岸から約 <u>300m</u>、標高 <u>20m</u> のところであり、周辺の河川、海岸から十分に離れていることから、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。</p> <p>5.4 外部からの衝撃による損傷の防止 本施設は、建築基準法に従い風圧力、積雪等の外力も考慮した設計を行っており、台風や積雪等による被害を受けるおそれは少ない。 本施設近傍には比較的大きな一般河川として久慈川と新川があるが、久慈川は北方に約 <u>5 km</u> 離れており、新川は水量が少ないため、河川の氾濫による洪水のおそれはない。</p> <p>6. 核燃料物質の臨界防止 (省略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>第七条 施設検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 施設検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p> </div>	<p>5. 自然現象による影響の考慮</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>第六条 使用施設等（使用前検査対象施設を除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p> </div> <p>5.1 施設の地盤 (変更なし)</p> <p>5.2 地震による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>5.3 津波による損傷の防止 本施設は、核燃料サイクル工学研究所の南東部に位置し、海岸から約 <u>640 m</u>、標高 <u>20 m</u> のところであり、周辺の河川、海岸から十分に離れていることから、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。</p> <p>5.4 外部からの衝撃による損傷の防止 本施設は、建築基準法に従い風圧力、積雪等の外力も考慮した設計を行っており、台風や積雪等による被害を受けるおそれは少ない。 本施設近傍には比較的大きな一般河川として久慈川と新川があるが、久慈川は北方に約 <u>5 km</u> 離れており、新川は水量が少ないため、河川の氾濫による洪水のおそれはない。</p> <p>6. 核燃料物質の臨界防止 (規則条文のみ変更)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>第七条 使用前検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p> </div>	<p>・法令改正のため。</p> <p>・茨城港常陸那珂港区の整備に伴う施設と海岸の距離の変更のため。</p> <p>・S I 単位への表記に記載を統一するため。</p> <p>・S I 単位への表記に記載を統一するため。</p> <p>・法令改正のため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>7. 施設検査対象施設の地盤 (省略)</p> <p>第八条 <u>施設検査対象施設</u>は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。）にあっては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該<u>施設検査対象施設</u>を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>7. 使用前検査対象施設の地盤 (章題及び規則条文のみ変更)</p> <p>第八条 <u>使用前検査対象施設</u>は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する<u>使用前検査対象施設</u>のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。）にあっては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該<u>使用前検査対象施設</u>を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>8. 地震による損傷の防止 (省略)</p> <p>第九条 <u>施設検査対象施設</u>は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある<u>施設検査対象施設</u>の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>8. 地震による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある<u>使用前検査対象施設</u>の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>9. 津波による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十条 <u>施設検査対象施設</u>は、その供用中に当該<u>施設検査対象施設</u>に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>9. 津波による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その供用中に当該<u>使用前検査対象施設</u>に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十一条 <u>施設検査対象施設</u>は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 <u>施設検査対象施設</u>は、<u>工場若しくは事業所</u>（以下「工場等」という。）内又はその周辺において想定される当該<u>施設検査対象施設</u>の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十一条 <u>使用前検査対象施設</u>は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 <u>使用前検査対象施設</u>は、<u>工場等</u>内又はその周辺において想定される当該<u>使用前検査対象施設</u>の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>11. <u>施設検査対象施設</u>への人の不法な侵入等の防止 (省略)</p> <p>第十二条 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、<u>施設検査対象施設</u>への人の不法な侵入、<u>施設検査対象施設</u>に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>11. <u>使用前検査対象施設</u>への人の不法な侵入等の防止 (章題及び規則条文のみ変更)</p> <p>第十二条 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、<u>使用前検査対象施設</u>への人の不法な侵入、<u>使用前検査対象施設</u>に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>12. 溢水による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十三条 <u>施設検査対象施設</u>は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>12. 溢水による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十三条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (省略)</p> <p>第十四条 <u>施設検査対象施設</u>は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十四条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>14. 飛散物による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十五条 <u>施設検査対象施設</u>は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>14. 飛散物による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十五条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (省略)</p> <p>第十六条 <u>施設検査対象施設</u>は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十六条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>16. 環境条件を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十七条 <u>施設検査対象施設</u>は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>16. 環境条件を考慮した設計 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十七条 <u>使用前検査対象施設</u>は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>17. 検査等を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十八条 施設検査対象施設は、当該施設検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>17. 検査等を考慮した設計 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十八条 使用前検査対象施設は、当該使用前検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>18. 施設検査対象施設の共用 (省略)</p> <p>第十九条 施設検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、施設検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>18. 使用前検査対象施設の共用 (章題及び規則条文のみ変更)</p> <p>第十九条 使用前検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、使用前検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>19. 誤操作の防止 (省略)</p> <p>第二十条 施設検査対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。 2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>19. 誤操作の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十条 使用前検査対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。 2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>20. 安全避難通路等 (省略)</p> <p>第二十一条 施設検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p>	<p>20. 安全避難通路等 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十一条 使用前検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>21. 設計評価事故時の放射線障害の防止 (省略)</p> <p>第二十二条 施設検査対象施設は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p>	<p>21. 設計評価事故時の放射線障害の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十二条 使用前検査対象施設は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>22. 貯蔵施設 (省略)</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。 一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。 二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。 三 標識を設けるものであること。 2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>22. 貯蔵施設 (変更なし)</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。 一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。 二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。 三 標識を設けるものであること。 2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	

変更前	補正後	変更理由
<p>23. 廃棄施設 (省略)</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	<p>23. 廃棄施設 (変更なし)</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	
<p>24. 汚染を検査するための設備 (省略)</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>24. 汚染を検査するための設備 (変更なし)</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	
<p>25. 監視設備 (省略)</p> <p>第二十六条 <u>施設検査対象施設</u>には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該<u>施設検査対象施設</u>及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p>	<p>25. 監視設備 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十六条 <u>使用前検査対象施設</u>には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該<u>使用前検査対象施設</u>及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>26. 非常用電源設備 (省略)</p> <p>第二十七条 <u>施設検査対象施設</u>には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他当該<u>施設検査対象施設</u>の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p>	<p>26. 非常用電源設備 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十七条 <u>使用前検査対象施設</u>には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他当該<u>使用前検査対象施設</u>の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>27. 通信連絡設備等 (省略)</p> <p>第二十八条 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p> <p>28. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 (省略)</p> <p>第二十九条 <u>施設検査対象施設</u>は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、当該<u>施設検査対象施設</u>から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>27. 通信連絡設備等 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十八条 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p> <p>28. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、当該<u>使用前検査対象施設</u>から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p> <p>・法令改正のため。</p>

核燃料物質使用変更許可申請書の一部補正

新 旧 対 照 表

本文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本－1～3

本文図面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本図－1

添付書類1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・添1－1～7

(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に
関する説明書(事故に関するものを除く。))

放射線保健室

変更前	補正後	変更理由																																																																								
1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (省略)	1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更なし)																																																																									
2. 使用の目的及び方法	2. 使用の目的及び方法																																																																									
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:10%;">目的番号</th> <th style="width:70%;">使用の目的</th> <th style="width:20%;">区分</th> </tr> <tr> <td>(1)</td> <td>内部被ばく測定器の校正等</td> <td style="text-align:center;">/</td> </tr> <tr> <th>目的番号</th> <th>使用の方法</th> <th>室名称</th> </tr> <tr> <td>(1)</td> <td> 合成樹脂容器 (300 個以上) に分割密封したプルトニウム線源と人体等価物質からなる肺及び臓器等に密封したプルトニウム線源及び天然ウラン線源をファントムに入れ、装置の校正を行う。 ① カプセル線源の使用の方法 (イ) 密封線源 174 個 (1 個当たりの放射性物質の量は、約 150<u>Bq</u>) を 1 組として (ロ) の要領で使用する。 (ロ) 肺モニタ校正用胸部ファントムの肺の部分に (イ) の線源 174 個をそう入する。 (ハ) (ロ) のファントムを鉄室内のベッドの上に置き、放射線検出器を当てて、ファントム外に出てくる放射線を測定し、肺モニタを校正する。 ② 臓器線源の使用の方法 (イ) 密封臓器線源 (プルトニウムについては約 560<u>Bq</u>、天然ウランについては約 20<u>kBq</u>) (a・右肺、b・左肺、c・リンパ節、d・肝臓) を (ロ) 以下の要領で使用する。使用する各形状の密封臓器線源の内訳及び個数は、次表のとおりである。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <th>使用する線源</th> <th>a・右肺</th> <th>b・左肺</th> <th>c・リンパ節</th> <th>d・肝臓</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">プルトニウム</td> <td>Pu-238</td> <td>1 個</td> <td>1 個</td> <td>3 個</td> <td>1 個</td> </tr> <tr> <td>Pu-239</td> <td>1 個</td> <td>1 個</td> <td>3 個</td> <td>1 個</td> </tr> <tr> <td>天然ウラン</td> <td>1 個</td> <td>1 個</td> <td>3 個</td> <td style="text-align:center;">/</td> </tr> </table> </td> <td>傷モニタ室、肺モニタ室</td> </tr> <tr> <td>(ロ) 肺モニタ校正用人体模擬ファントムに、(イ) の臓器線源を入れる。 (ハ) (ロ) のファントムを鉄室内のベッドの上に置き、放射線検出器を当てて、ファントム外に出てくる放射線を測定し、肺モニタを校正する。</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	目的番号	使用の目的	区分	(1)	内部被ばく測定器の校正等	/	目的番号	使用の方法	室名称	(1)	合成樹脂容器 (300 個以上) に分割密封したプルトニウム線源と人体等価物質からなる肺及び臓器等に密封したプルトニウム線源及び天然ウラン線源をファントムに入れ、装置の校正を行う。 ① カプセル線源の使用の方法 (イ) 密封線源 174 個 (1 個当たりの放射性物質の量は、約 150 <u>Bq</u>) を 1 組として (ロ) の要領で使用する。 (ロ) 肺モニタ校正用胸部ファントムの肺の部分に (イ) の線源 174 個をそう入する。 (ハ) (ロ) のファントムを鉄室内のベッドの上に置き、放射線検出器を当てて、ファントム外に出てくる放射線を測定し、肺モニタを校正する。 ② 臓器線源の使用の方法 (イ) 密封臓器線源 (プルトニウムについては約 560 <u>Bq</u> 、天然ウランについては約 20 <u>kBq</u>) (a・右肺、b・左肺、c・リンパ節、d・肝臓) を (ロ) 以下の要領で使用する。使用する各形状の密封臓器線源の内訳及び個数は、次表のとおりである。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <th>使用する線源</th> <th>a・右肺</th> <th>b・左肺</th> <th>c・リンパ節</th> <th>d・肝臓</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">プルトニウム</td> <td>Pu-238</td> <td>1 個</td> <td>1 個</td> <td>3 個</td> <td>1 個</td> </tr> <tr> <td>Pu-239</td> <td>1 個</td> <td>1 個</td> <td>3 個</td> <td>1 個</td> </tr> <tr> <td>天然ウラン</td> <td>1 個</td> <td>1 個</td> <td>3 個</td> <td style="text-align:center;">/</td> </tr> </table>	使用する線源	a・右肺	b・左肺	c・リンパ節	d・肝臓	プルトニウム	Pu-238	1 個	1 個	3 個	1 個	Pu-239	1 個	1 個	3 個	1 個	天然ウラン	1 個	1 個	3 個	/	傷モニタ室、肺モニタ室	(ロ) 肺モニタ校正用人体模擬ファントムに、(イ) の臓器線源を入れる。 (ハ) (ロ) のファントムを鉄室内のベッドの上に置き、放射線検出器を当てて、ファントム外に出てくる放射線を測定し、肺モニタを校正する。			<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:10%;">目的番号</th> <th style="width:70%;">使用の目的</th> <th style="width:20%;">区分</th> </tr> <tr> <td>(1)</td> <td>内部被ばく測定器の校正等</td> <td style="text-align:center;">/</td> </tr> <tr> <th>目的番号</th> <th>使用の方法</th> <th>室名称</th> </tr> <tr> <td>(1)</td> <td> 合成樹脂容器 (300 個以上) に分割密封したプルトニウム線源と人体等価物質からなる肺及び臓器等に密封したプルトニウム線源及び天然ウラン線源をファントムに入れ、装置の校正を行う。 ① カプセル線源の使用の方法 (イ) 密封線源 174 個 (1 個当たりの放射性物質の量は、約 150<u>Bq</u>) を 1 組として (ロ) の要領で使用する。 (ロ) 肺モニタ校正用胸部ファントムの肺の部分に (イ) の線源 174 個をそう入する。 (ハ) (ロ) のファントムを鉄室内のベッドの上に置き、放射線検出器を当てて、ファントム外に出てくる放射線を測定し、肺モニタを校正する。 ② 臓器線源の使用の方法 (イ) 密封臓器線源 (プルトニウムについては約 560<u>Bq</u>、天然ウランについては約 20<u>kBq</u>) (a・右肺、b・左肺、c・リンパ節、d・肝臓) を (ロ) 以下の要領で使用する。使用する各形状の密封臓器線源の内訳及び個数は、次表のとおりである。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <th>使用する線源</th> <th>a・右肺</th> <th>b・左肺</th> <th>c・リンパ節</th> <th>d・肝臓</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">プルトニウム</td> <td>Pu-238</td> <td>1 個</td> <td>1 個</td> <td>3 個</td> <td>1 個</td> </tr> <tr> <td>Pu-239</td> <td>1 個</td> <td>1 個</td> <td>3 個</td> <td>1 個</td> </tr> <tr> <td>天然ウラン</td> <td>1 個</td> <td>1 個</td> <td>3 個</td> <td style="text-align:center;">/</td> </tr> </table> </td> <td>傷モニタ室、肺モニタ室</td> </tr> <tr> <td>(ロ) 肺モニタ校正用人体模擬ファントムに、(イ) の臓器線源を入れる。 (ハ) (ロ) のファントムを鉄室内のベッドの上に置き、放射線検出器を当てて、ファントム外に出てくる放射線を測定し、肺モニタを校正する。</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	目的番号	使用の目的	区分	(1)	内部被ばく測定器の校正等	/	目的番号	使用の方法	室名称	(1)	合成樹脂容器 (300 個以上) に分割密封したプルトニウム線源と人体等価物質からなる肺及び臓器等に密封したプルトニウム線源及び天然ウラン線源をファントムに入れ、装置の校正を行う。 ① カプセル線源の使用の方法 (イ) 密封線源 174 個 (1 個当たりの放射性物質の量は、約 150 <u>Bq</u>) を 1 組として (ロ) の要領で使用する。 (ロ) 肺モニタ校正用胸部ファントムの肺の部分に (イ) の線源 174 個をそう入する。 (ハ) (ロ) のファントムを鉄室内のベッドの上に置き、放射線検出器を当てて、ファントム外に出てくる放射線を測定し、肺モニタを校正する。 ② 臓器線源の使用の方法 (イ) 密封臓器線源 (プルトニウムについては約 560 <u>Bq</u> 、天然ウランについては約 20 <u>kBq</u>) (a・右肺、b・左肺、c・リンパ節、d・肝臓) を (ロ) 以下の要領で使用する。使用する各形状の密封臓器線源の内訳及び個数は、次表のとおりである。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <th>使用する線源</th> <th>a・右肺</th> <th>b・左肺</th> <th>c・リンパ節</th> <th>d・肝臓</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">プルトニウム</td> <td>Pu-238</td> <td>1 個</td> <td>1 個</td> <td>3 個</td> <td>1 個</td> </tr> <tr> <td>Pu-239</td> <td>1 個</td> <td>1 個</td> <td>3 個</td> <td>1 個</td> </tr> <tr> <td>天然ウラン</td> <td>1 個</td> <td>1 個</td> <td>3 個</td> <td style="text-align:center;">/</td> </tr> </table>	使用する線源	a・右肺	b・左肺	c・リンパ節	d・肝臓	プルトニウム	Pu-238	1 個	1 個	3 個	1 個	Pu-239	1 個	1 個	3 個	1 個	天然ウラン	1 個	1 個	3 個	/	傷モニタ室、肺モニタ室	(ロ) 肺モニタ校正用人体模擬ファントムに、(イ) の臓器線源を入れる。 (ハ) (ロ) のファントムを鉄室内のベッドの上に置き、放射線検出器を当てて、ファントム外に出てくる放射線を測定し、肺モニタを校正する。			・SI 単位への表記に記載を統一するため。
目的番号	使用の目的	区分																																																																								
(1)	内部被ばく測定器の校正等	/																																																																								
目的番号	使用の方法	室名称																																																																								
(1)	合成樹脂容器 (300 個以上) に分割密封したプルトニウム線源と人体等価物質からなる肺及び臓器等に密封したプルトニウム線源及び天然ウラン線源をファントムに入れ、装置の校正を行う。 ① カプセル線源の使用の方法 (イ) 密封線源 174 個 (1 個当たりの放射性物質の量は、約 150 <u>Bq</u>) を 1 組として (ロ) の要領で使用する。 (ロ) 肺モニタ校正用胸部ファントムの肺の部分に (イ) の線源 174 個をそう入する。 (ハ) (ロ) のファントムを鉄室内のベッドの上に置き、放射線検出器を当てて、ファントム外に出てくる放射線を測定し、肺モニタを校正する。 ② 臓器線源の使用の方法 (イ) 密封臓器線源 (プルトニウムについては約 560 <u>Bq</u> 、天然ウランについては約 20 <u>kBq</u>) (a・右肺、b・左肺、c・リンパ節、d・肝臓) を (ロ) 以下の要領で使用する。使用する各形状の密封臓器線源の内訳及び個数は、次表のとおりである。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <th>使用する線源</th> <th>a・右肺</th> <th>b・左肺</th> <th>c・リンパ節</th> <th>d・肝臓</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">プルトニウム</td> <td>Pu-238</td> <td>1 個</td> <td>1 個</td> <td>3 個</td> <td>1 個</td> </tr> <tr> <td>Pu-239</td> <td>1 個</td> <td>1 個</td> <td>3 個</td> <td>1 個</td> </tr> <tr> <td>天然ウラン</td> <td>1 個</td> <td>1 個</td> <td>3 個</td> <td style="text-align:center;">/</td> </tr> </table>	使用する線源	a・右肺	b・左肺	c・リンパ節	d・肝臓	プルトニウム	Pu-238	1 個	1 個	3 個	1 個	Pu-239	1 個	1 個	3 個	1 個	天然ウラン	1 個	1 個	3 個	/	傷モニタ室、肺モニタ室																																																			
使用する線源	a・右肺	b・左肺	c・リンパ節	d・肝臓																																																																						
プルトニウム	Pu-238	1 個	1 個	3 個	1 個																																																																					
	Pu-239	1 個	1 個	3 個	1 個																																																																					
天然ウラン	1 個	1 個	3 個	/																																																																						
(ロ) 肺モニタ校正用人体模擬ファントムに、(イ) の臓器線源を入れる。 (ハ) (ロ) のファントムを鉄室内のベッドの上に置き、放射線検出器を当てて、ファントム外に出てくる放射線を測定し、肺モニタを校正する。																																																																										
目的番号	使用の目的	区分																																																																								
(1)	内部被ばく測定器の校正等	/																																																																								
目的番号	使用の方法	室名称																																																																								
(1)	合成樹脂容器 (300 個以上) に分割密封したプルトニウム線源と人体等価物質からなる肺及び臓器等に密封したプルトニウム線源及び天然ウラン線源をファントムに入れ、装置の校正を行う。 ① カプセル線源の使用の方法 (イ) 密封線源 174 個 (1 個当たりの放射性物質の量は、約 150 <u>Bq</u>) を 1 組として (ロ) の要領で使用する。 (ロ) 肺モニタ校正用胸部ファントムの肺の部分に (イ) の線源 174 個をそう入する。 (ハ) (ロ) のファントムを鉄室内のベッドの上に置き、放射線検出器を当てて、ファントム外に出てくる放射線を測定し、肺モニタを校正する。 ② 臓器線源の使用の方法 (イ) 密封臓器線源 (プルトニウムについては約 560 <u>Bq</u> 、天然ウランについては約 20 <u>kBq</u>) (a・右肺、b・左肺、c・リンパ節、d・肝臓) を (ロ) 以下の要領で使用する。使用する各形状の密封臓器線源の内訳及び個数は、次表のとおりである。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <th>使用する線源</th> <th>a・右肺</th> <th>b・左肺</th> <th>c・リンパ節</th> <th>d・肝臓</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">プルトニウム</td> <td>Pu-238</td> <td>1 個</td> <td>1 個</td> <td>3 個</td> <td>1 個</td> </tr> <tr> <td>Pu-239</td> <td>1 個</td> <td>1 個</td> <td>3 個</td> <td>1 個</td> </tr> <tr> <td>天然ウラン</td> <td>1 個</td> <td>1 個</td> <td>3 個</td> <td style="text-align:center;">/</td> </tr> </table>	使用する線源	a・右肺	b・左肺	c・リンパ節	d・肝臓	プルトニウム	Pu-238	1 個	1 個	3 個	1 個	Pu-239	1 個	1 個	3 個	1 個	天然ウラン	1 個	1 個	3 個	/	傷モニタ室、肺モニタ室																																																			
使用する線源	a・右肺	b・左肺	c・リンパ節	d・肝臓																																																																						
プルトニウム	Pu-238	1 個	1 個	3 個	1 個																																																																					
	Pu-239	1 個	1 個	3 個	1 個																																																																					
天然ウラン	1 個	1 個	3 個	/																																																																						
(ロ) 肺モニタ校正用人体模擬ファントムに、(イ) の臓器線源を入れる。 (ハ) (ロ) のファントムを鉄室内のベッドの上に置き、放射線検出器を当てて、ファントム外に出てくる放射線を測定し、肺モニタを校正する。																																																																										
3. 核燃料物質の種類 (省略)	3. 核燃料物質の種類 (変更なし)																																																																									
4. 使用の場所 (省略)	4. 使用の場所 (変更なし)																																																																									
5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (省略)	5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (変更なし)																																																																									
6. 使用済燃料の処分の方法 (省略)	6. 使用済燃料の処分の方法 (変更なし)																																																																									

変更前	補正後	変更理由																																																												
<p>7. 使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>7-1. 使用施設の位置</p> <table border="1" data-bbox="112 325 1320 871"> <tr> <td data-bbox="112 325 326 871">使用施設の位置</td> <td data-bbox="326 325 1320 871"> (1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。 (2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の北西部に位置し、正門警備所に隣接するとともに、海岸から約700m、標高約10mのところにある。 このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約10mの場所に位置しているため、河川による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性がよく、建家は安定した地層に支持されているため、地滑り・陥没等のおそれはない。 (3) 使用施設の位置 本施設の使用施設（傷モニタ室、肺モニタ室）の位置を図7-1に示す。 </td> </tr> </table> <p>7-2. 使用施設の構造</p> <table border="1" data-bbox="112 955 1320 1207"> <thead> <tr> <th>使用施設の名称</th> <th>構造</th> <th>床面積 (m²)</th> <th>設計仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>傷モニタ室</td> <td>平屋鉄筋コンクリート 耐震・耐火構造</td> <td>27.1 m²</td> <td rowspan="2">耐震設計：水平震度 0.2</td> </tr> <tr> <td>肺モニタ室</td> <td>建家平面図を図7-1に示す。</td> <td>36.9 m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>7-3. 使用施設の設備</p> <table border="1" data-bbox="112 1291 1320 1585"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄室</td> <td>1式</td> <td>2,400 (W) × 2,400 (D) × 2,900 (H) mm 200mm厚、52.3t</td> </tr> <tr> <td>ファントム</td> <td>1式</td> <td>特殊合成樹脂（人体組織等価物質）人体形体内各臓器に線源をそう入（密封）可能</td> </tr> </tbody> </table> <p>8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備</p> <p>8-1. 貯蔵施設の位置 (省略)</p> <p>8-2. 貯蔵施設の構造</p> <table border="1" data-bbox="112 1774 1320 1942"> <thead> <tr> <th>貯蔵施設の名称</th> <th>構造</th> <th>床面積 (m²)</th> <th>設計仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>肺モニタ室</td> <td>「7-2 使用施設の構造」と同じ</td> <td>36.9 m²</td> <td>「7-2 使用施設の構造」と同じ</td> </tr> </tbody> </table>	使用施設の位置	(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。 (2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の北西部に位置し、正門警備所に隣接するとともに、海岸から約700m、標高約10mのところにある。 このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約10mの場所に位置しているため、河川による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性がよく、建家は安定した地層に支持されているため、地滑り・陥没等のおそれはない。 (3) 使用施設の位置 本施設の使用施設（傷モニタ室、肺モニタ室）の位置を図7-1に示す。	使用施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様	傷モニタ室	平屋鉄筋コンクリート 耐震・耐火構造	27.1 m ²	耐震設計：水平震度 0.2	肺モニタ室	建家平面図を図7-1に示す。	36.9 m ²	使用設備の名称	個数	仕様	鉄室	1式	2,400 (W) × 2,400 (D) × 2,900 (H) mm 200mm厚、52.3t	ファントム	1式	特殊合成樹脂（人体組織等価物質）人体形体内各臓器に線源をそう入（密封）可能	貯蔵施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様	肺モニタ室	「7-2 使用施設の構造」と同じ	36.9 m ²	「7-2 使用施設の構造」と同じ	<p>7. 使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>7-1. 使用施設の位置</p> <table border="1" data-bbox="1430 325 2638 871"> <tr> <td data-bbox="1430 325 1644 871">使用施設の位置</td> <td data-bbox="1644 325 2638 871"> (1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。 (2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の北西部に位置し、正門警備所に隣接するとともに、海岸から約1200 m、標高約10 mのところにある。 このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約10 mの場所に位置しているため、河川による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性がよく、建家は安定した地層に支持されているため、地滑り・陥没等のおそれはない。 (3) 使用施設の位置 本施設の使用施設（傷モニタ室、肺モニタ室）の位置を図7-1に示す。 </td> </tr> </table> <p>7-2. 使用施設の構造</p> <table border="1" data-bbox="1430 955 2638 1207"> <thead> <tr> <th>使用施設の名称</th> <th>構造</th> <th>床面積 (m²)</th> <th>設計仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>傷モニタ室</td> <td>平屋鉄筋コンクリート 耐震・耐火構造</td> <td>27.1</td> <td rowspan="2">耐震設計：水平震度 0.2</td> </tr> <tr> <td>肺モニタ室</td> <td>建家平面図を図7-1に示す。</td> <td>36.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>7-3. 使用施設の設備</p> <table border="1" data-bbox="1430 1291 2638 1585"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄室</td> <td>1式</td> <td>2 400 (W) × 2 400 (D) × 2 900 (H) mm 200 mm厚、52.3 t</td> </tr> <tr> <td>ファントム</td> <td>1式</td> <td>特殊合成樹脂（人体組織等価物質）人体形体内各臓器に線源をそう入（密封）可能</td> </tr> </tbody> </table> <p>8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備</p> <p>8-1. 貯蔵施設の位置 (変更なし)</p> <p>8-2. 貯蔵施設の構造</p> <table border="1" data-bbox="1430 1774 2638 1942"> <thead> <tr> <th>貯蔵施設の名称</th> <th>構造</th> <th>床面積 (m²)</th> <th>設計仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>肺モニタ室</td> <td>「7-2 使用施設の構造」と同じ</td> <td>36.9</td> <td>「7-2 使用施設の構造」と同じ</td> </tr> </tbody> </table>	使用施設の位置	(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。 (2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の北西部に位置し、正門警備所に隣接するとともに、海岸から約1200 m、標高約10 mのところにある。 このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約10 mの場所に位置しているため、河川による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性がよく、建家は安定した地層に支持されているため、地滑り・陥没等のおそれはない。 (3) 使用施設の位置 本施設の使用施設（傷モニタ室、肺モニタ室）の位置を図7-1に示す。	使用施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様	傷モニタ室	平屋鉄筋コンクリート 耐震・耐火構造	27.1	耐震設計：水平震度 0.2	肺モニタ室	建家平面図を図7-1に示す。	36.9	使用設備の名称	個数	仕様	鉄室	1式	2 400 (W) × 2 400 (D) × 2 900 (H) mm 200 mm厚、52.3 t	ファントム	1式	特殊合成樹脂（人体組織等価物質）人体形体内各臓器に線源をそう入（密封）可能	貯蔵施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様	肺モニタ室	「7-2 使用施設の構造」と同じ	36.9	「7-2 使用施設の構造」と同じ	<p>・茨城港常陸那珂港区の整備に伴う施設と海岸の距離の変更のため。</p> <p>・SI 単位への表記に記載を統一するため。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p> <p>・SI 単位への表記に記載を統一するため。</p> <p>・表記の見直しを図るため。</p>
使用施設の位置	(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。 (2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の北西部に位置し、正門警備所に隣接するとともに、海岸から約700m、標高約10mのところにある。 このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約10mの場所に位置しているため、河川による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性がよく、建家は安定した地層に支持されているため、地滑り・陥没等のおそれはない。 (3) 使用施設の位置 本施設の使用施設（傷モニタ室、肺モニタ室）の位置を図7-1に示す。																																																													
使用施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様																																																											
傷モニタ室	平屋鉄筋コンクリート 耐震・耐火構造	27.1 m ²	耐震設計：水平震度 0.2																																																											
肺モニタ室	建家平面図を図7-1に示す。	36.9 m ²																																																												
使用設備の名称	個数	仕様																																																												
鉄室	1式	2,400 (W) × 2,400 (D) × 2,900 (H) mm 200mm厚、52.3t																																																												
ファントム	1式	特殊合成樹脂（人体組織等価物質）人体形体内各臓器に線源をそう入（密封）可能																																																												
貯蔵施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様																																																											
肺モニタ室	「7-2 使用施設の構造」と同じ	36.9 m ²	「7-2 使用施設の構造」と同じ																																																											
使用施設の位置	(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。 (2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の北西部に位置し、正門警備所に隣接するとともに、海岸から約1200 m、標高約10 mのところにある。 このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約10 mの場所に位置しているため、河川による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性がよく、建家は安定した地層に支持されているため、地滑り・陥没等のおそれはない。 (3) 使用施設の位置 本施設の使用施設（傷モニタ室、肺モニタ室）の位置を図7-1に示す。																																																													
使用施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様																																																											
傷モニタ室	平屋鉄筋コンクリート 耐震・耐火構造	27.1	耐震設計：水平震度 0.2																																																											
肺モニタ室	建家平面図を図7-1に示す。	36.9																																																												
使用設備の名称	個数	仕様																																																												
鉄室	1式	2 400 (W) × 2 400 (D) × 2 900 (H) mm 200 mm厚、52.3 t																																																												
ファントム	1式	特殊合成樹脂（人体組織等価物質）人体形体内各臓器に線源をそう入（密封）可能																																																												
貯蔵施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様																																																											
肺モニタ室	「7-2 使用施設の構造」と同じ	36.9	「7-2 使用施設の構造」と同じ																																																											

変更前					補正後					変更理由
8-3. 貯蔵施設の設備					8-3. 貯蔵施設の設備					
貯蔵設備の名称	個数	最大 収納量	内容物の主な 物理・化学的性状	仕様	貯蔵設備の名称	個数	最大 収納量	内容物の主な 物理・化学的性状	仕様	
鋼製貯蔵庫	3個	600 μ g (Pu量) 2g (U量)	臓器線源 (人体の肺、肝臓及びリンパ節形状の密封線源で、中に天然ウランまたはプルトニウムを含む。主な化学形： U_3O_8 、 $Pu(NO_3)_4$) カプセル線源 (合成樹脂製のカプセル内に、プルトニウムを染み込ませたろ紙を含む。主な化学形： $Pu(NO_3)_4$)	以下の仕様の鋼製貯蔵庫を3台備え、線源はケースに入れて貯蔵庫に収納し施設管理する。 片扉式耐火金庫 台数：1台 外形寸法：470 (W) × 390 (D) × 365 (H) mm 片扉式耐火金庫 台数：1台 外形寸法：344 (W) × 433 (D) × 512 (H) mm 片扉式耐火金庫 台数：1台 外形寸法：463 (W) × 479 (D) × 665 (H) mm	鋼製貯蔵庫	3個	600 μ g (Pu量) 2g (U量)	臓器線源 (人体の肺、肝臓及びリンパ節形状の密封線源で、中に天然ウランまたはプルトニウムを含む。主な化学形： U_3O_8 、 $Pu(NO_3)_4$) カプセル線源 (合成樹脂製のカプセル内に、プルトニウムを染み込ませたろ紙を含む。主な化学形： $Pu(NO_3)_4$)	以下の仕様の鋼製貯蔵庫を3台備え、線源はケースに入れて貯蔵庫に収納し施設管理する。 片扉式耐火金庫 台数：1台 外形寸法：470 (W) × 390 (D) × 365 (H) mm 片扉式耐火金庫 台数：1台 外形寸法：344 (W) × 433 (D) × 512 (H) mm 片扉式耐火金庫 台数：1台 外形寸法：463 (W) × 479 (D) × 665 (H) mm	・SI 単位への表記に記載を統一するため。
9. 廃棄施設の位置、構造及び設備 (省略)					9. 廃棄施設の位置、構造及び設備 (変更なし)					

変更前	補正後	変更理由
<p>図7-1 放射線保健室平面図 (は核燃料物質使用施設を示す。)</p> <p>単位:cm</p>	<p>図7-1 放射線保健室平面図 (は核燃料物質使用施設を示す。)</p> <p>単位:cm</p>	<p>変更理由</p> <p>・SI 単位への表記に記載を統一するため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>1. 閉じ込めの機能 (省略)</p> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> <p>2. 遮蔽 (省略)</p> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p> <p>3. 火災等による損傷の防止 (省略)</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 施設検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（以下「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>4. 立ち入りの防止 (省略)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p>	<p>1. 閉じ込めの機能 (変更なし)</p> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> <p>2. 遮蔽 (変更なし)</p> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p> <p>3. 火災等による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（次項において「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>4. 立入りの防止 (章題のみ変更)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p>	<p>・ 使用施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正(令和2年4月1日施行。以下、変更理由欄においては「法令改正」という。)のため。</p> <p>・ 法令改正のため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>5. 自然現象による影響の考慮</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第六条 使用施設等（施設検査対象施設は除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p> </div> <p>5.1 施設の地盤 (省略)</p> <p>5.2 地震による損傷の防止 (省略)</p> <p>5.3 津波による損傷の防止</p> <p>本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の北西部に位置し、正門警備所に近接するとともに、海岸から約 700m、標高約 10m のところにある。</p> <p>このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約 10m の場所に位置しているため、河川による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。</p> <p>5.4 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>本施設は、建築基準法に従い風圧力、積雪等の外力も考慮した設計を行っており、台風や積雪等による被害を受けるおそれは少ない。</p> <p>また、放射線保健室近傍には比較的大きな一般河川として久慈川と新川があるが、久慈川は北方に約 5 km 離れており、新川は水量が少ないため、河川の氾濫による洪水のおそれはない。</p> <p>6. 核燃料物質の臨界防止 (省略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第七条 施設検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 施設検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p> </div> <p>7. 施設検査対象施設の地盤 (省略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第八条 施設検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。）にあっては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該施設検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> </div>	<p>5. 自然現象による影響の考慮</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第六条 使用施設等（使用前検査対象施設を除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p> </div> <p>5.1 施設の地盤 (変更なし)</p> <p>5.2 地震による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>5.3 津波による損傷の防止</p> <p>本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の北西部に位置し、正門警備所に近接するとともに、海岸から約 1200 m、標高約 10 m のところにある。</p> <p>このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約 10 m の場所に位置しているため、河川による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。</p> <p>5.4 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>本施設は、建築基準法に従い風圧力、積雪等の外力も考慮した設計を行っており、台風や積雪等による被害を受けるおそれは少ない。</p> <p>また、放射線保健室近傍には比較的大きな一般河川として久慈川と新川があるが、久慈川は北方に約 5 km 離れており、新川は水量が少ないため、河川の氾濫による洪水のおそれはない。</p> <p>6. 核燃料物質の臨界防止 (規則条文のみ変更)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第七条 使用前検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p> </div> <p>7. 使用前検査対象施設の地盤 (章題及び規則条文のみ変更)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第八条 使用前検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する使用前検査対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。）にあっては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該使用前検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> </div>	<p>・法令改正のため。</p> <p>・茨城港常陸那珂港区の整備に伴う施設と海岸の距離の変更のため。</p> <p>・SI 単位への表記に記載を統一するため。</p> <p>・法令改正のため。</p> <p>・法令改正のため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>8. 地震による損傷の防止 (省略)</p> <p>第九条 <u>施設検査対象施設</u>は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある<u>施設検査対象施設</u>の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>8. 地震による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある<u>使用前検査対象施設</u>の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>9. 津波による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十条 <u>施設検査対象施設</u>は、その供用中に当該<u>施設検査対象施設</u>に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>9. 津波による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その供用中に当該<u>使用前検査対象施設</u>に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十一条 <u>施設検査対象施設</u>は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。次項において同じ。)が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 <u>施設検査対象施設</u>は、<u>工場若しくは事業所(以下「工場等」という。)</u>内又はその周辺において想定される当該<u>施設検査対象施設</u>の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十一条 <u>使用前検査対象施設</u>は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。次項において同じ。)が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 <u>使用前検査対象施設</u>は、<u>工場等</u>内又はその周辺において想定される当該<u>使用前検査対象施設</u>の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>11. <u>施設検査対象施設への人の不法な侵入等の防止</u> (省略)</p> <p>第十二条 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、<u>施設検査対象施設</u>への人の不法な侵入、<u>施設検査対象施設</u>に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>11. <u>使用前検査対象施設への人の不法な侵入等の防止</u> (章題及び規則条文のみ変更)</p> <p>第十二条 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、<u>使用前検査対象施設</u>への人の不法な侵入、<u>使用前検査対象施設</u>に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>12. 溢水による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十三条 施設検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>12. 溢水による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十三条 使用前検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (省略)</p> <p>第十四条 施設検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十四条 使用前検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>14. 飛散物による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十五条 施設検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>14. 飛散物による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十五条 使用前検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (省略)</p> <p>第十六条 施設検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十六条 使用前検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>16. 環境条件を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十七条 施設検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>16. 環境条件を考慮した設計 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十七条 使用前検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>17. 検査等を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十八条 施設検査対象施設は、当該施設検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>17. 検査等を考慮した設計 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十八条 使用前検査対象施設は、当該使用前検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>18. 施設検査対象施設の共用 (省略)</p> <p>第十九条 施設検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、施設検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>18. 使用前検査対象施設の共用 (章題及び規則条文のみ変更)</p> <p>第十九条 使用前検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、使用前検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>19. 誤操作の防止 (省略)</p> <p>第二十条 <u>施設検査対象施設</u>は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>19. 誤操作の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十条 <u>使用前検査対象施設</u>は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>20. 安全避難通路等 (省略)</p> <p>第二十一条 <u>施設検査対象施設</u>には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</p> <p>二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明</p> <p>三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p>	<p>20. 安全避難通路等 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十一条 <u>使用前検査対象施設</u>には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</p> <p>二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明</p> <p>三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>21. 設計評価事故時の放射線障害の防止 (省略)</p> <p>第二十二条 <u>施設検査対象施設</u>は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p>	<p>21. 設計評価事故時の放射線障害の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十二条 <u>使用前検査対象施設</u>は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>22. 貯蔵施設 (省略)</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>三 標識を設けるものであること。</p> <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>22. 貯蔵施設 (変更なし)</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>三 標識を設けるものであること。</p> <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変更前	補正後	変更理由
<p>23. 廃棄施設 (省略)</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	<p>23. 廃棄施設 (変更なし)</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	
<p>24. 汚染を検査するための設備 (省略)</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>24. 汚染を検査するための設備 (変更なし)</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	
<p>25. 監視設備 (省略)</p> <p>第二十六条 <u>施設検査対象施設</u>には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該施設検査対象施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p>	<p>25. 監視設備 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十六条 <u>使用前検査対象施設</u>には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該使用前検査対象施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>26. 非常用電源設備 (省略)</p> <p>第二十七条 <u>施設検査対象施設</u>には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他当該施設検査対象施設の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p>	<p>26. 非常用電源設備 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十七条 <u>使用前検査対象施設</u>には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他当該使用前検査対象施設の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>27. 通信連絡設備等 (省略)</p> <p>第二十八条 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<p>27. 通信連絡設備等 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十八条 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>
<p>28. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 (省略)</p> <p>第二十九条 <u>施設検査対象施設</u>は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、当該<u>施設検査対象施設</u>から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>28. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、当該<u>使用前検査対象施設</u>から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>・法令改正のため。</p>

備考

事務上の連絡先

事務上の連絡先	名称	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	
	所在地	〒319-1184 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1	
	連絡員	所属	安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課
		氏名	
		電話番号	029-282-1122 (代表)
		Eメールアドレス	